表 ト - W 3 建 - 1 第 3 廃棄物貯蔵棟 仕様

安全避難通路等	[13,1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた {8038-4} 緊急設備可搬型照明を設置する。 {8038-4} 緊急設備 可搬型照明の仕様を表リー他-1に示す。
	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	_
	_
警報設備等	[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、消防法施行規則第二十四条に基づき、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を有効に火災の発生を感知、報知することができるように設け、{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)を設置し、火災を検知した場合に警報を発する。 {8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、第5廃棄物貯蔵棟の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を接続し、第5廃棄物貯蔵棟で火災を検知した場合に警報を発する。 火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リー他-12(3)に示す。
	_
	_
	_
DOWN I MA TICO O I JAYVINILL	[22. 1-B1]
遮蔽	院蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSv より十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図トー1-1-1に示す。
	材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 整報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止

表 N-W3 建-1 第3 廢棄物 貯蔵棟 仕様

	表トー	W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様
技術基準に基づく仕様	遮蔽	 ○第3廃棄物貯蔵棟の遮蔽機能 ・遮蔽能力を有する壁、床及び天井の位置、構造、寸法、材料を別表トーW3建-1-3及び図ト-W3建-21に示す。 ・壁、床及び天井の厚さは図ト-W3建-21に示す設計確認値以上。 ・コンクリートの気乾単位容積質量 □ □ □ □ 以上 [22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
148	換気設備	_
	換気設備 非常用電源設備	一[24.2-F1]
		電源に係る結線図を図リー他-11(3)、図リー他-11(5)に、非常用電源接続の系統図を図リー他-11(8)に、所内通信連絡設備の系統図を図リー他-12(1)に、自動火災報知設備の系統図を図リー他-12(3)に示す。

		and a set to the set of the set o			
技		以上を次表に示す。	(· 該出	-:該当なし)
術		設備・機器名称	バッテリに		
基		機器名	接続	設備に接続	12-17/14
準に		{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	0	0	_
基づく		{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	_	_	0
仕様	非常用電源設備	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	0	0	_
		{8009-3} {8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	_	_	0
		(8036) 緊急設備 非常用照明	0	0	_
		{8036-2} 緊急設備 誘導灯	0	0	_
	通信連絡設備	[25.1-F1] 第3廃棄物貯蔵棟には、多様性を備 {8007-4}通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通に接続し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備 別)に付属するマイクにより建物内に {8007-10} {8007-12}通信連絡設備 プ))に付属するマイクによる、{8007-7} {8007-15} {8007-21}通信連絡設備 プ))からの事業所内建物間におけるマイクは第1加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2加工棟、第2両車絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所内通信連絡設備 所外通信連絡設備 所外通信連絡	絡留所においている。 ・ 所得のは、 ・ 所得のは、 ・ では、 ・ では、 、 では、 ・ では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、 、 では、	送備絡送 絡88巻急示 に人 送系 ピ 性設備は、2000でででででででででででででいる。 いった はいった はいった はいった はいった はいった はいった はいった	ピーカ)) ピーカ)) 備(アア) (送さる。 送さる。 送さる。 (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本を) (本) (本)

表 N-W 3 建一 1 第 3 廃棄物 貯蔵棟 仕様

その他許可で求める仕様	[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために第3廃棄物貯蔵棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図ト-W3建-13に示す。
	[99-B4] 第3廃棄物貯蔵棟は、F3 竜巻荷重を十分に上回る保有水平耐力を確保 し、F3 竜巻荷重による倒壊を防止する。
添付図	図ト $-1-1-1$ 、図ト $-W3$ 建 -1 \sim 図ト $-W3$ 建 -2 1、図リ $-他$ -2 、図リ $-他$ -1 0、図リ $-他$ -1 1 (3)、図リ $-他$ -1 1 (5)、図リ $-\theta$ -1 1 (8)、図リ $-\theta$ -1 2 (1) \sim 図リ $-\theta$ -1 2 (3)

- (1) 第3 廃棄物貯蔵棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式をF1 竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更 許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 Co を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す Ai、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する Rt から求めた地震層せん断力係数 Ci に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 Co を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 Ds と、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数 Fes を乗じて求める必要保有水平耐力 Qun に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 本加工施設の敷地は海抜約 48 mにあり、基準津波の最大遡上高さ 6 mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 高さが GL+13.95 m であることから建築基準法第三十三条にある高さ 20 m 以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (6) 第3 廃棄物貯蔵棟に極低温(凍結)の影響を受けるおそれのある消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓の配管はない。
- (7) 第3廃棄物貯蔵棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。 第3廃棄物貯蔵棟は、気体廃棄設備がないため、第3廃棄物貯蔵棟内部の付属設備は生物学的事象の影響を 受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が 10⁻⁷ (回/施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (9) 第3廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (10) 第3 廃棄物貯蔵棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第3廃棄物貯蔵棟と町道の位置関係を図ト-W1建-19に示す。
- (12)粉末消火器の必要能力単位6となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は18となる。
- (13) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、隣接する第1廃棄物貯蔵棟に設置する。

別表トーW3建-1-1 第3廃棄物貯蔵棟の改造の仕様(外部扉の改造)

改造項目		部位	断面	(単位:mm)	古田	員数	対応図
以迫切目		旦り小下	四田	(甲位: ㎜)	使用材料	貝奴	为心凶
		鋼製の外部扉-廃棄物貯	·			20	図ト-W3建-8
	1	蔵室北側	•		Ī	2	図ト-W3建-9
	階	扉番号:91	1 1		F-	6	図ト-W3建-10
外部扉の改造			•			1	図ト-W3建-11
		御制の対が言 歯を悔む				22/0	
	0	鋼製の外部扉-廃棄物貯	•			3×2	
	3 786	蔵室北側、南側				3×2	
	階	扉番号:92、93				1×2	

別表トーW3建-1-2 第3廃棄物貯蔵棟の改造の仕様(W3防護壁の新設)

改造項目	位置・部位		使用材料	員数	対応図
W 3 防護壁の 新設	第3廃棄物貯蔵棟 北側	基礎壁部		1	図ト-W3建-8 図ト-W3建-12

別表ト-W3建-1-3 第3廃棄物貯蔵棟(既設) 材料一覧

	別表トーW3建-1-3 第3廃棄物貯蔵棟(既設) 材料一覧
建物	基 礎:独立基礎 (PHC 杭) 地上部:鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造 (バルコニー部) 床 :鉄筋コンクリート造、土間コンクリート 壁 :鉄筋コンクリート造 屋 根:鉄筋コンクリート造
主要な構造材等(既設材料)	●抗 L=13500 mm ②基確・基礎はり コンクリート: Fc = N/mm² 鉄筋: コンクリート: Fc = N/mm² (小ばり (鉄膏 3カー) (鉄膏 3カー) (サイボリ (鉄南コンクリート: Fc = N/mm² (小ばり (鉄南コンクリート部分) (サイボリ (鉄南コンクリート 5 ー N/mm² (小ばり (鉄南コンクリート 5 ー N/mm² (小ばり (鉄南コンクリート 5 ー N/mm² (東 (1 階土間コンクリート部分) コンクリート: Fc = N/mm² (東 (1 階土間コンクリート) (サイボー) コンクリート: Fc = N/mm² (東 (1 階土間コンクリート) (サイボー) (サイボ
主要な構造材の寸法	 ① 杭:図ト-W3建-18(1)、図ト-W3建-20(1)(2) ② 基礎・基礎ばり:図ト-W3建-20(1)(2)(4) ③ 柱、大ばり(鉄骨鉄筋コンクリート造部分):図ト-W3建-20(3)(4) ④ 小ばり(鉄筋コンクリート造部分):図ト-W3建-20(4) ⑤ 柱、大ばり(鉄骨造部分):図ト-W3建-20(3)(4) ⑥ 小ばり(鉄骨造部分):図ト-W3建-20(4) ⑦ 床(鉄筋コンクリート床スラブ):図ト-W3建-20(5) ⑧ 床(1階土間コンクリート部分):図ト-W3建-20(5) ⑨ 壁(鉄筋コンクリート):図ト-W3建-20(5) ⑩ 屋根スラブ(鉄筋コンクリート):図ト-W3建-18(3)、図ト-W3建-20(5) ⑪ 屋根スラブ(鉄筋コンクリート):図ト-W3建-18(3)、図ト-W3建-20(5) ⑪ ガラリ(防火板付:温度ヒューズ式):図ト-W3建-9

(1) 建築基準法第二十二条に適合する難燃性を有している。

別表ト-W3建-1-4 第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様 (1/2)

	_		· 	1 310 PEX.W.	I		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
		外壁 1-1 外壁 1-2 	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉(扉:91)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ト-W3建-17(1) 図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事 なし 改造
	外壁		(4通り/A-C 通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 ガラリ (AG-1)	鉄筋 コンクリート アルミニウム		図ト-W3建-11(1) 図ト-W3建-17(1) 図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事 なし 工事 なし
1階	・外部扉	外壁1	(A 通り/1-4 通り間) 図ト-W3建-16 (1)	防火板 ^② (AG-1) 鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-8 (1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-17 (1)	工事 なし 工事 なし
		4	参照 (1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 ガラリ (AG-1)	鉄筋 コンクリート アルミニウム		図ト-W3建-17(1) 図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事 なし 工事 なし
		4 外壁2	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1)	防火板 ^② (AG-1) 鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-8 (1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-17 (1)	工事 なし 工事 なし
	外	-1 外壁 2-2	参照 (4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 ガラリ (AG-1) 防火板 ⁽²⁾ (AG-1)	鉄筋 コンクリート アルミニウム 鋼		図ト-W3建-17(1) 図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9	工事 な 工事 な 工事 な て ま
2 階	、壁・外部扉	外壁 2-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁			図ト-W3建-8 (1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-17 (1)	工事 なし 工事 なし
		外壁 2-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 ガラリ (AG-1) 防火板 ⁽²⁾ (AG-1)	鉄筋 コンクリート アルミニウム 鋼		図ト-W3建-17(1) 図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-8(1)	工事 なし 工事 なし 工事
	外壁	外壁 3-1	(C通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉 (扉:92)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ト-W3建-9 図ト-W3建-17(2) 図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9	なし 工事 なし 改造
3 階	壁・外部扉	外壁 3-2	(4通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 ガラリ (AG-1)	鉄筋 コンクリート アルミニウム		図ト-W3建-11(2) 図ト-W3建-17(2) 図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9	工事なし工事なります。
				防火板 ^② (AG-1)	鋼	<u>: :</u>	図ト-W3建-8 (2) 図ト-W3建-9	工事 なし

別表トーW3建一1-4 第3廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様(2/2)

			7721 1102 1	79 0 70 170 170 170 170 170 170 170 170 17		· ·	* , , ,	
階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事内容
	外壁	外壁 3-3	(A通り/1-4通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 扉(扉:93)	鉄筋 コンクリート 鉄 (特定防火 設備)		図ト-W3建-17(2) 図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-11(2)	工事なし改造
8階	外部扉	外壁 3-4	(1通り/A-C通り間) 図ト-W3建-16(2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁 ガラリ (AG-1) 防火板 ⁽²⁾ (AG-1)	鉄筋 コンクリート アルミニウム 鋼		図ト-W3建-17(2) 図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9 図ト-W3建-8(2) 図ト-W3建-9	工 な 工 な 工 な 工 な 工 な 工 な
1 階	床	S1-1	図ト-W3建-16(3) 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)		図ト-W3建-16(3)	工事 なし
2 階	床	S2-1	図ト-W3建-16(3) 参照	鉄筋コンクリート 床スラブ	鉄筋 コンクリート		図ト-W3建-16(3)	工事なし
3 階	床	S3-1 S3	図ト-W3建-16(4) 参照 図ト-W3建-16(4)	鉄筋コンクリート 床スラブ 鉄筋コンクリート	鉄筋 コンクリート 鉄筋		図ト-W3建-16(4) 図ト-W3建-16(4)	工事 なし 工事
R 階	屋根	-2 SR-1	参照 図ト-W3建-16(4) 参照	床スラブ鉄筋コンクリート屋根スラブ	コンクリート 鉄筋 コンクリート) i	図ト-W3建-16(4)	なし 工事 なし
階	1階~2階	階段-1	図ト-W3建-16 (3) 参照	鉄骨造階段	鋼		図ト-W3建-16(3)	工事なし
階段	2階~3階	階段-2	図ト-W3建-16(3)、 (4) 参照	鉄骨造階段	鋼		図ト-W3建-16(3) 図ト-W3建-16(4)	工事なし

⁽¹⁾ 安全機能に対して厚さの要求はないため「一」とする。

⁽²⁾ 防火板は温度ヒューズ式を示す。

	八 1	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	「との対応	施設名称	
		旭叔名你	保管廃棄設備
 設備	・機器名和		{6154}
	後器名		保管廃棄設備 上上上上上上上 廃棄物保管区域
亦正	 [内容		変更なし
	- <u></u>		文文なり
員数			1
53	<u>. </u>		_
	<u> 主</u> ス 主要な構造	 キ 材	_
般	工文·5 门及	∓.h1	概略寸法:
仕	寸法(単位	7 · m)	Parent 1120.
様	1124 (1-12	. · m/	<u> </u>
	その他の構	基 成機器	_
	C - 10 - 11	1/741/24 HH	保管廃棄能力:
			ドラム缶 (200 L 缶、3 段積み以下)及び大型金属容器 (1 段置き)で保
			管廃棄する。
	その他の性	±能	保管廃棄設備 廃棄物保管区域を床面にペイントで明
			示する。
			L
			■ の放射性廃棄物を収納する。
	核燃料物質	質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止		_
技			[5. 1-F1]
術	安全機能を有する施設の地盤		安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第3廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
	地震による損傷の防止		_
	津波による	5損傷の防止	_
)衝撃による損傷の防止	
づし	加工施設~	への人の不法な侵入等の	_
[防止		
仕			[10. 1-F3]
様	閉じ込めの)機能	固体廃棄物を汚染の広がりを防止する措置を講じてドラム缶その他の
			金属製容器に収納し密閉した状態で保管廃棄する。
		こる損傷の防止 ニュー	—
		内における溢水による損	_
	傷の防止		
	安全避難证	鱼路等	_
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準に対しては、国内法規に基づく規格及び基準に対しては、国内法規に基づく規格及び基準に対しては、国内法規模とは対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、国内法規模と対しては、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対しは、対し
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 で含むまでは、
	H 14646	· +· ¬ ++	腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	女主機能を	と有する施設	するよう設置する。
			[14. 2-F1]
			14.2-11 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び棉	集注	此と
	搬送設備	1/F	_
		 質の貯蔵施設	_
	警報設備等		
	放射線管理		_
ш	ルスオリルが目で	土刀巴耳又	

技術基準	廃棄施設	[20.1-F1] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域では、 P の保管廃棄能力を有する。 [20.1-F2]
中に基づ		保管廃棄設備
<	核燃料物質等による汚染の防止	_
仕	遮蔽	_
様	換気設備	_
	非常用電源設備	_
	通信連絡設備	_
₹ <i>0</i>	O他許可で求める仕様	[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる。 大型金属容器は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策を講じる。 200 L ドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが 0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。
添木	<u>-</u> 1図	図ト-W3設-1、図ト-W3設-2

表ト-W3設-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

		医扭扭整体 1000004 日 (亚代 00 K 0 日 00 日(4)よ)
許可との対	対応 許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
	施設名称	ホイストクレーン
 設備・機器	旦夕 折	{6151}
機器名	6-70-77	ホイストクレーン
1残石产石		1トンチェンブロック
変更内容		変更なし
設置場所		第3廃棄物貯蔵棟 第3廃棄物貯蔵室
員数		1式 (2台)
型式		1トン電動式
	 :構造材	鋼
I	(単位:mm)	概略寸法:
100	1の構成機器	ストッパ(車止め)、レール
	1の性能	_
核燃料	物質の状態	固体廃棄物
核燃料	物質の臨界防止	_
技		[5. 1-F1]
術 基 安全機 準	後能を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第3廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
12		[6. 1-F1]
基 づ 地震に く	こよる損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。 レールを据付ボルトで天井に固定する。
仕津波に	よる損傷の防止	_
	らの衝撃による損傷の防止	_
l — — — — —	正設への人の不法な侵入等の で設への人の不法な侵入等の	
防止	■版 「♥フラペ♥ジト「ト☆な及が守♥ジ	_
	 込めの機能	
M C 2	S Ø プロフ作業 月已	
火災等	等による損傷の防止	設備本体を構成する主架構(強度部材)は不燃性材料である鋼製とし、 それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
加工が傷の防	面設内における溢水による損 5止	_
	· · · · · · · · · ·	_
	後能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及	び構造	_
搬送記		[16.1-F1] ドラム缶 2 個を搬送する能力を有する。 [16.1-F2] 停電時保持機構を有する。 停電時保持能力: ■ ■ ■
核燃料	+物質の貯蔵施設	T 电"V

表ト-W3設-2 ホイストクレーン 1トンチェンブロック 仕様

技	警報設備等	_
術	放射線管理施設	_
基	廃棄施設	_
準	核燃料物質等による汚染の防止	_
に	遮蔽	_
基	換気設備	_
づ	非常用電源設備	
<		
仕	通信連絡設備	_
様		
その)他許可で求める仕様	_
添作	才 図	図ト-W3設-1、図ト-W3設-3、図ト-W3設-3-1

		<u> 追第4次</u>	表トー4ー1 弟5廃業	:物貯蔵惈	
	許可番号(日付) 原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)		成30年3月28日付け)		
	21 JB 3 (F13)		第 5 廃棄物貯蔵棟		
			所内通信連絡設備		
許市]との対応		自動火災報知設備		
" ' '	1 C 42 V1 WP.	施設名称	消火器		

			避難通路		
			非常用照明、誘導灯		
			(本体)	(付属設備)	
			{1006}	【8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備	
			第5廃棄物貯蔵棟	(放送設備(スピーカ))	
				{8007-6} 通信連絡設備 所內通信連絡設備	
				(所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	
建物	構築物名	称又は設備・機器名称			
杉	& 器名			[8009-4] 火災感知設備 自動火災報知設備	
				(感知器)	
				{8010−4} 消火設備 消火器	
				│ {8034} 緊急設備 避難通路	
				{8037}緊急設備 非常用照明	
				{8037-2} 緊急設備 誘導灯	
建地	∵構築物⊄)区分	本体、付属設備	1 verses = V Nivionary All Avantage	
F 17	7 1世朱初年	ノビル			
			(本体)新設	20 10 44 14-11, 1 1 2 400 = -1	
				の代替施設として第5廃棄物貯蔵棟を新設す	
			る。第5廃棄物貯蔵棟の各割	部位の仕様を別表トー4-1-4に示す。	
			①杭工事		
			杭を設置する。		
			②基礎・壁・柱・はり・	屋根スラブ工事	
一亦正	内容				
	~L 1/45*		基礎・壁・柱・はり・屋根スラブを設置する。		
			③屋根防水工事		
			屋根防水を施工する。		
			④建具工事		
			扉を設置する。		
			(仕様を別表トー4-	1-1に示す。)	
			(付属設備) 付属設備につい	いては、リ.その他の加工施設の項で示す。	
設置	量場所		第5廃棄物貯蔵棟		
員数	tr		(建物)1 (付属設備の)員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)	
			鉄筋コンクリート造 ⁽¹⁾	JAMES TO LESS INC. 1 7 07	
l . l	型式		_	世海に甘べく仏辞欄に二十 \	
én.) 1. IH->H	i- f. f.		基準に基づく仕様欄に示す。)	
般	主要な構造	5材	(建物)別表トー4-1-	1、別表トー4-1-2に示す。	
仕					
様	寸法(単位	Z:mm)	建築面積:約 65 m ²		
			延床面積:約 65 m²		
	その他の構	転機器		_	
	C - 101*- 117	+ / 2 = 1/2N HH	消防注第4条 危除物の担	制に関する政令第二条、危険物の規制に関する	
			規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物		
	その他の性	能	特定屋内貯蔵所とする(1)。		
	_ ,,_,			二に定める耐火建築物とする。 ⁽¹⁹⁾	
			貯蔵する液体廃棄物のうち、	、油類廃棄物は危険物第四類の廃油とする。	
			危険物としての貯蔵量は、損	最大 20000 L (指定数量の倍数 5 未満) とする。	
	核燃料物質の状態				
	核燃料物質の臨界防止			_	
技	15.00m11154.7c	1 HH 21 12 4	[5. 1-B1]		
術				の基礎構造は杭基礎とし、自重及び通常時に	
基					
準	安全機能を有する施設の地盤		作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用し		
に			た場合においても、第5廃棄物貯蔵棟を十分に支持することができる地盤		
基			に設ける。		
左づ			また、杭基礎の支持層は、	N値30以上の洪積層である大阪層群とする。	
仕					
1 <u>↓</u> 様					
			İ		

追第 4 次 表 ト - 4 - 1 第 5 摩棄物 貯蔵棟 仕様

	<u> 追第 4 次</u>	表トー4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	 ○支持地盤 ・支持方法 N値 30 以上の洪積層(シルト混じり砂〜粘土質砂)に 杭で支持させる。 ・杭材料 ・杭材料 ・杭大図 図ト-4-1-5 ・土質柱状図 図ト-4-1-2 第5 廃棄物貯蔵棟は基礎(マットスラブ)が1階の床を兼用しており、基礎を介して杭に荷重を伝達する。 [5.1-F1] 以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第5 廃棄物貯蔵棟に設ける。 ・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機(PHSアンテナ)) ・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)・{8034} 緊急設備 避難通路・{8037-2} 緊急設備 非常用照明・{8037-2} 緊急設備 誘導灯
	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止	・ (8037-2) 緊急設備 誘導別 [6.1-B1] 第5 廃棄物貯蔵棟の耐震重要度分類は第3類とする。 第5 廃棄物貯蔵棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。 位置、構造、寸法、材料を別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2及び図ト-4-1-6〜図ト-4-1-8に示す。 ○一次設計 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。。 ○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、第5 廃棄物貯蔵棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る(4)。 [6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、第5 廃棄物貯蔵棟にボルト等で固定する。 ・{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))・{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHSアンテナ))・{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)・{8037} 緊急設備 非常用照明・{8037-2) 緊急設備 誘導灯
	1年1火による14回の77円	**

	<u> 追第 4 次</u>	表トー4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様
技術基準に基づく仕様		(竜巻) [8.1-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、F1 竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を有する。 第5廃棄物貯蔵棟の外壁、屋根は F1 竜巻の荷重に耐えるとともに、F1 飛来物の貫通を防止する厚さを有する。 外部扉はF1 竜巻の風荷重に耐える扉(F1 竜巻対策扉)とする ⁽⁶⁾ 。 位置、構造、寸法、材料を別表ト-4-1-1、別表ト-4-1-2、図ト-4-1-3及び図ト-4-1-9~図ト-4-1-11に示す。
	外部からの衝撃による損傷の防	(落雷) -(7) (極低温 (凍結)) -(8) (火山活動 (降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度 1.5 g/cm³とした降下火砕物の厚さ 12 cm 分の重量に耐える。 (積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める 29 cm の積雪に耐える。
	止	(生物学的事象) —(9) (航空機落下) —(10) (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発)) [8.1-B5][8.2-B2] 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、想定する森林火災、近隣工場等の火災の火災源に対する離隔距離が危険距離以上とする。また、想定する近隣工場等の爆発の爆発源に対する離隔距離が危険限界距離以上とする。 防護対象施設と想定する火災源、爆発源の位置を図ハー2-1-5-2 ~図ハー2-1-5-5に示す。
		(電磁的障害) —(12) (交通事故(自動車)) —(13)

	<u> </u>	衣下一4一1
技術基準に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	[9.1-B1] 加工施設を設置する事業所には、周辺監視区域を設け、周辺監視区域境界にはフェンス等を設置し、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅固な障壁を有することにより人の不法な侵入を防止する。管理区域を設定する加工施設の建物への ID カードによる出入管理を行うとともに、監視装置による集中監視を行うことにより人の不法な侵入を防止する。 手順に基づく承認を得てから核燃料物質等の移動を実施し、持出し点検及び監視を行うことにより核燃料物質等の不法な移動を防止する。周辺監視区域への立入時には、点検を行うことにより加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件等が持ち込まれることを防止する。第5廃棄物貯蔵棟は、別表トー4ー1ー2に示す材料を用いて、図トー4ー1ー7~図トー4ー1ー10に示すとおり鉄筋コンクリート造の外壁、鉄扉等の堅固な障壁を有する。図トー4ー1ー12に示す管理区域入口において、管理区域を設定する加工施設の建物への人の出入りを監視する。
として設定し、管理区域の発生するおそれのない種管理区域)とに区分す第5廃棄物貯蔵棟には管理区域のみを設定する管理区域の設定範囲を関じ込めの機能 [10.1-B2] 第5廃棄物貯蔵棟は、合でも外部に繋がる流出質等の閉じ込めの機能を		線量告示に基づき 1.3 mSv/3 月間を超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、管理区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)とそうでない区域(第1種管理区域)とに区分する。 第5 廃棄物貯蔵棟には、汚染の発生するおそれのない区域である第2種管理区域のみを設定する(14)。 管理区域の設定範囲を、図トー4-1-12に示す。
	火災等による損傷の防止	[11.1-F1] (16) (17) 第 5 廃棄物貯蔵棟には、以下の消火設備を設置する。 第 5 廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であるため、{8010-4} 消火設備 消火器は、危険物の規制に関する政令第二十条第 1 項第二号及び危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第 2 項第一号に基づく設置基準に対して、裕度を見込んで設置する。 {8010-4} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第 2 項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納し、転倒防止策を講じて設置する。 ○設備の員数({8010-4} 消火設備 消火設備 消火器)・ABC 粉末消火器 50 型:2 本・ABC 粉末消火器 10 型:1 本 {8010-4} 消火設備 消火器の配置を図リー2-1-6に示す。 {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条に準拠して、屋外に設置する。 {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2 基配置する。 {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リー他-3に示す。 (16)

技術基準に基づく仕様

[11. 1-F2] (17)

早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号に基づき防爆型の{8009-4}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)を設置し、第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13}火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)に接続する。

○設備の員数 ({8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) ・熱感知器 (スポット型、防爆型):3 台

 $\{8009-4\}$ 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)の配置を図リー2-1-6に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リー2-1-12に示す。

第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) の仕様を「表トーW3建-1」に示す。⁽¹⁶⁾

「11. 3−B1]

第5廃棄物貯蔵棟は不燃性材料である鉄筋コンクリートで造り、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。また、第5廃棄物貯蔵棟は消防法第十条、危険物の規制に関する政令第二条、危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第2項、同第三十四条第1項第二号に基づく危険物特定屋内貯蔵所とし、消防法第十条で定める危険物に該当する放射性廃棄物の保管廃棄に適合した構造とする。屋根のアスファルト防水層は難燃性を有する。

第5廃棄物貯蔵棟に使用する材料を別表ト-4-1-2に示す。

火災等による損傷の防止

[11.3-B2]

第5 廃棄物貯蔵棟は、建物全体を1つの火災区域として設定する。また、 火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。

火災区画の燃焼時間は火災区画の耐火時間を超えない。

第 5 廃棄物貯蔵棟の火災区画を図トー4ー1-13に示す。 火災区画ごとの材料及び厚さを別表トー4-1-1、別表トー4-1-2、図トー4-1-8、図トー4-1-9及び図トー4-1-11に示す。

○火災区画 W5の仕様

• 対象部材

区画境界壁及び特定防火設備(防火戸)

·耐火時間:1.0時間以上

区画境界壁(鉄筋コンクリート壁 厚さ100 mm以上:2時間) 特定防火設備(防火戸)(骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面に厚さ が0.5 mm以上の鉄板又は鋼板を貼ったもの:1時間)

第5 廃棄物貯蔵棟屋内にケーブルを使用する場合には、難燃性ケーブルを使用し、危険物の規制に関する政令第二十四条第1項第十三号、電気設備に関する技術基準を定める省令第六十九条第1項第一号に基づき、金属管に収容し、電気火災の発生を防止する。

電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設ける。第5廃棄物貯蔵棟に設置する分電盤は、分電盤を金属製とするとともに、屋外に設置することから防水性能を有するものとし、水の侵入による電気火災の発生を防止する。

	<u>追第 4 次</u>	表卜一4-1 第5廃棄物貯蔵棟 仕様
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B3] 第5廃棄物貯蔵棟は危険物特定屋内貯蔵所であり、外壁面のケーブル又は金属管が貫通する箇所には、危険物の規制に関する政令第十条第1項第六号に基づき、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたもの又はモルタルその他の不燃材料を施工する。 [11.3-F2] {8037}緊急設備 非常用照明、{8037-2}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 分電盤の配置図を図リー2-1-6に、配線用遮断器の結線図を図リー2-1-8に示す。
	加工施設内における溢水による	[12, 1-B1]
	損傷の防止	第5廃棄物貯蔵棟内には溢水源はない。
	安全避難通路等	[13.1-F1] (18) 第 5 廃棄物貯蔵棟に容易に識別できる {8034} 緊急設備 避難通路を設ける。 {8034} 緊急設備 避難通路は非常口を含み、屋外へ避難できるよう誘導する。1 箇所の扉が、非常口となる。 危険物の規制に関する政令第二十四条第 1 項第十三号、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には防爆型の {8037} 緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物に防爆型の {8037-2} 緊急設備誘導灯を設ける。 ○設備の員数(緊急設備) ・{8037} 非常用照明:3 台(防爆型) ・{8037-2} 誘導灯 :1 台(防爆型) ・{8037-2} 誘導灯 の配置を図リー2-1-6に示す。 [13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた {8038-4} 緊急設備可搬型照明を設置する。 {8038-4} 緊急設備可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 {8038-4} 緊急設備可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 {8038-4} 緊急設備可搬型照明の仕様を表リー他-1に示す。 (16)
		[14. 1-B1]
	安全機能を有する施設	設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 [14.2-F1]
		当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。

一条、消防法 第1項第十三 備(感知器) 第3 <u>廃棄物貯</u> 受信機)に接 設には 最大保 で 直接量が、 線 うな建物の壁
第1項第十三 備(感知器) 第3 <u>廃棄物貯</u> 受信機)に接 設には最大保 、直接線及び る線量が、線
第1項第十三 備(感知器) 第3 <u>廃棄物貯</u> 受信機)に接 設には最大保 、直接線及び る線量が、線
第1項第十三 備(感知器) 第3 <u>廃棄物貯</u> 受信機)に接 設には最大保 、直接線及び る線量が、線
、直接線及び る線量が、線
、直接線及び る線量が、線
、直接線及び る線量が、線
、直接線及び る線量が、線
トー4-1- 。 、屋根により る。
プーカ))は、 を確保 がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる がいる できる がいる できる かい 自動ない 場合 大災 報知 設備 は、 に できる 大災 報知 設備 は、 に できる かい は、 に に ない は、 に に は に に に に は に に に に に に に に に に
る 『を絡り 機の域電 亭の 『で 火

技術基準に基づく仕様

[24, 2-F2]

{8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))は、 {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第1加工棟の{8007-10}通信連絡設備 所内 通信連絡設備(放送設備(アンプ))から給電し、外部電源が期待できない 場合でも動作可能とする。

{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続している第3廃棄物貯蔵棟の{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)から給電し、外部電源が期待できない場合でも無警戒とならないようにする。

[8037] 緊急設備 非常用照明、[8037-2] 緊急設備 誘導灯は、[8001] 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、[8003] 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

[8001] 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、[8003] 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機、[8009-13] 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) の仕様を表リー設ー 2-1、表リー設-2-2、表リー他-1に示す。 (16)

{8007-6}通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続している{8007-16}通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

[8007-16] 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)、[8005] 非常用電源設備A 非常用発電機の仕様を表リー他-1、表リー設-2-2に示す。 (16)

電源に係る結線図を図リー2-1-8、図リー2-1-13に、非常用電源設備接続の系統図を図リー2-1-14に示す。

以上を次表に示す。

(○:該当、一:該当なし)

		<u> </u>	· 10 · - 1
設備・機器名称	バッテリ	非常用発電	設備からの
機器名	を内蔵	機に接続	給電で動作
通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(ア			
ンプ))*1		0	
通信連絡設備			
所内通信連絡設備(放送設備(ス		_	0
ピーカ))			
通信連絡設備			
所内通信連絡設備(電話交換機)	<u> </u>	<u> </u>	
<u>*2</u>			
通信連絡設備			
所内通信連絡設備(所内携帯電話		_	0
機 (PHS アンテナ))			
火災感知設備	<u>o</u>	<u> </u>	
自動火災報知設備(受信機)*3			_
火災感知受備			
自動火災報知設備(感知器)			0
緊急設備			
非常用照明	Û	<u> </u>	
緊急設備			
誘導灯			
1.1 TECHNIZ (=) # 66 = 0.1 (# / +4.) Y = 0.1 (#	: />	3. 1. APC 4 . He TO Let	テニロ・四コ・ユーマ

*1:所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))は第1加工棟に設置する。

*2:所内通信連絡設備(電話交換機)は事務棟に設置する。

*3:自動火災報知設備(受信機)は第3廃棄物貯蔵棟に設置する。

非常用電源設備

技 術 基	[25.1-F1] 第5 廃棄物貯蔵棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-5}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))を 設置し、{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) に付属するマイクにより建物内における放送が可能となるようにする。
に基づく仕様	(8007-10) 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) は、第 3 次申請にて申請済み。) {8007-10} {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) に付属するマイクによる、{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) からの事業所内建物間における相互の放送が可能とする。 {8007-10] 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、{8007-7] 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、{8007-7] 通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))、{8007-7] 通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の仕様を追第 3 次表へ 2 - 1 に示し、{8007-3} {8007-4} {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の仕様を表トーW 1 建 - 1、表トーW 3 建 - 1、追第 4 次表トー4 - 1 に示し、{8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の仕様を表リー建一 1、表リー他 - 1 に示す。 (16) {8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS) により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能となるようにする。{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS) アンテナ)) は、[8007-16]通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS) に接続する。{8007-16] 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS) に接続する。{8007-16] 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS) アンテナ)) の配置を図リー2ー1ー6に、系統図を図リー2ー1ー10に示す。 ②設備の員数 (通信連絡設備 所内通信連絡設備 (ア内携帯電話機 (PHS) アンテナ)) の配置を図リー2ー1ー6に、系統図を図リー2ー1ー10に示す。
その他許可で求める仕様	_
添付図	

- (1) 第5 廃棄物貯蔵棟の屋根は、加工事業変更許可申請書に示していた一部鉄骨造(金属屋根)に代えて、消防法に基づく危険物特定屋内貯蔵所とすることで、より堅固な鉄筋コンクリート造の屋根とし、鉄筋コンクリート造とする。
- (2) 杭の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。
- (3) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数 Co を 0.2 として、地震地域係数 Z (大阪府の場合 1.0)、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す Ai、建物・構築物の振動特性と地盤の種類を考慮して算出する Rt から求めた地震層せん断力係数 Ci に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数 1.0 を乗じた静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする設計。

- (4) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数 Co を 1.0 として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数 Ds と、剛性率・偏心率に応じて定める形状特性係数 Fes を乗じて求める必要保有水平耐力 Qun に、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (5) 本加工施設の敷地は海抜約 48 m にあり、基準津波の最大遡上高さ 6 m と比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (6) 第5廃棄物貯蔵棟の外部扉は東面に配置するため、F1飛来物は到達しない。
- (7) 建築基準法第三十三条にある高さ 20 m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項 第十四号に定める指定数量の 10 倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要な い。
- (8) 水配管がないため極低温(凍結)の影響を受けるおそれはない。
- (9) 第5 廃棄物貯蔵棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。 第5 廃棄物貯蔵棟は気体廃棄設備がないため、第5 廃棄物貯蔵棟内部の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (10)「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が10⁻⁷(回/施設・年)を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (11) 第5 廃棄物貯蔵棟は、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (12) 第5 廃棄物貯蔵棟の建物、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (13) 一般道路から距離が離れているため、交通事故の影響を受けるおそれはない。第5廃棄物貯蔵棟と町道の位置関係を示したものを図n-2-1-5-6に示す。
- (14)加工事業変更許可申請書の加工の方法の記載に基づき、第5廃棄物貯蔵棟では液体の放射性廃棄物の保管廃棄のみを行い、ドラム缶を開封して詰め替える等の取扱いは行わない。
- (15) 遮蔽評価において第5 廃棄物貯蔵棟建物の屋根厚さを考慮していない。
- (16) 先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様。
- (17) 危険物特定屋内貯蔵所であり、危険物の規制に関する政令第二十条第1項第二号、危険物の規制に関する規則第三十条第二号、同第三十四条第2項第一号に基づき、基準延床面積150 m²に対して延床面積約65 m²であることからA火災用1能力単位以上の大型消火器(50型)を1本、貯蔵量の基準倍数10に対して貯蔵量の倍数は5未満であることからB火災用1能力単位以上の小型消火器(10型)を1本設置必要とする。この必要数に裕度を見込んで{8010-4}消火設備 消火器として大型消火器(50型)を2本、小型消火器(10型)を1本設置する。
- (18) {8010-4} 消火設備 消火器、{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、{8037-2} 緊急設備 誘導 灯の配置は、公設消防と協議済み。
- (19) 第5廃棄物貯蔵棟は(1)に示すとおり、危険物特定屋内貯蔵所として屋根を鉄筋コンクリート造の耐火構造としたことにより、建築基準法第二条第九号の二に定める耐火建築物の要件を満たしたことから、同法第六条の建築確認において、耐火建築物として確認済証を得ている。

許可	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
			保管廃棄設備
設備	睛・機器名種	尔	{6137}
	&器名	•	保管廃棄設備
- 12	.,		廃棄物保管区域
恋り	変更内容		新設
			①保管廃棄設備
	置場所		第 5 廃棄物貯蔵棟
員数			1
	型式		_
<u> </u>	主要な構造材		_
般	寸法(単位	Ĺ:m)	概略寸法: ■ ■ ■ ■
仕	その他の構		受け皿付きスキッド
様	その他の性能		保管廃棄能力: ドラム缶 (200 L 缶、2 段積み以下) で保管廃棄する。 保管廃棄設備
	 核燃料物質の状態		放射性液体廃棄物(油類廃棄物)
		重の臨界防止	——————————————————————————————————————
技	15/20/11/15/2	€ - 2 MH 21 12 12 12 1	[5.1-F1]
術基	安全機能を有する施設の地盤		安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第5廃棄物貯蔵棟の床に設置する。
準	地震による	5損傷の防止	_
に	津波による	5損傷の防止	_
基	外部からの)衝撃による損傷の防止	_
づく		の人の不法な侵入等の	_
仕様	閉じ込めの)機能	[10.1-F3] 液体廃棄物をドラム缶に収納し密閉した状態で、受け皿付きスキッド (容積 200 L 以上)を用いて保管廃棄する。
	火災等によ	にる損傷の防止	[11.3-F1] 受け皿付きスキッドは不燃性材料である鉄製とする。
	加工施設内	内における溢水による損	_
	傷の防止		
	安全避難追	通路等	_
	安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造		_
	搬送設備		_
		質の貯蔵施設	_
	警報設備等		_
	放射線管理施設		_

	<u>~</u>	
技術基準に	廃棄施設	[20.1-F1] の保管廃棄能力を有する。 [20.1-F2] 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別し、放射性廃棄物を保管廃棄する区域を床面にペイントで明示する。
基	核燃料物質等による汚染の防止	_
づ	遮蔽	_
<	換気設備	_
仕	非常用電源設備	_
様	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F5] 200 L ドラム缶は、耐震重要度分類第 1 類相当の転倒防止策(固縛措置含む。)を講じる。 200 L ドラム缶は、F3 竜巻によって飛散することのないよう空力パラメータが 0.0032 以下となるように固縛する措置を講じる。
添作	·	$\square \vdash 5 - 1 - 1$

追第4次 表ト-2-1 第2廃棄物貯蔵棟 仕様

			以		
		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平	成30年3月28日付け)	
			第2廃棄物貯蔵棟		
許同	可との対応	★ = 1	非常用通報設備 火災警報	設備	
		施設名称	消火設備 消火器		
			非常用設備 非常灯		
			(本体)	(付属設備)	
			{1014}	【8009-10】 火災感知設備 自動火災報知設備	
		呂称又は設備・機器名称	第2廃棄物貯蔵棟	(感知器)	
杉	幾器名			{8010-8} 消火設備 消火器	
				{8038-3} 緊急設備 非常用照明	
建化	か・構築物の		本体、付属設備		
Æ19	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	<u> </u>	撤去		
変則	巨内容		□ 第 2 廃棄物貯蔵棟撤去工	車	
宝馬 長	置場所		第2廃棄物貯蔵棟	- 	
員数			第 2)		
貝多				`\t.	
	型式	+ 1.1.	補強コンクリートブロック		
	主要な構造		コンクリートブロック、カ 概略寸法:	「フー鉄板(折板茸) 	
	寸法(単位			'	
	その他の構				
様	その他の性		_		
	核燃料物質			<u> </u>	
		賃の臨界防止		<u> </u>	
技	安全機能を有する施設の地盤			_	
術	地震による損傷の防止			_	
基津波による損傷の防止		ら損傷の防止		_	
準	外部からの)衝撃による損傷の防止		_	
に		の人の不法な侵入等の		_	
基	防止	,			
づ	閉じ込めの)機能		_	
<		こる損傷の防止		_	
仕		Nにおける溢水による損		_	
様	傷の防止	11 - 11 - 17 - 3 James 3 - 1 - 3 1 3 3 3 7 1			
	安全避難追			_	
		<u>☆ </u>		_	
	材料及び構				
	搬送設備				
		 〔の貯蔵施設			
	警報設備等				
	放射線管理				
		主 /地			
	廃棄施設	ekt) = 1, 7 Th oth 1	_		
	,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	賃等による汚染の防止			
	遮蔽				
	換気設備			_	
	非常用電源		_		
	通信連絡認	と備			
			[99-B3] [99-F3]		
70	つ他許可です	 校めろ仕様		去する。第2廃棄物貯蔵棟の付属設備である	
ا ``	STERL OF ZA	レベンの 1下1条		{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8038-3} 緊急設	
			備 非常用照明及び{8010-	-8}消火設備 消火器を撤去する。	
15.1			図ト $-4-1-1$		

(6137-2) 施設名称 (6137-2) 保管廃棄設備 保管廃棄設備 保管廃棄設備 保室物保管区域 施去 ①放射性液体廃棄物の移動 ②保管廃棄設備 原棄物保管区域核去工事 型式 型式 三要交構遊材 一		許可釆早 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
機器名	計口		
② 原管廃棄物の移動	設備・機器名称		保管廃棄設備
型式	変更内容		①放射性液体廃棄物の移動 ②保管廃棄設備 ユニューニュー 廃棄物保管区域撤去工事
型式	設置	置場所	第2廃棄物貯蔵棟 ■
主要な構造材 一次の他の構成機器 一次の他の構成機器 一次の他の構成機器 一次の他の構成機器 一次整料物質の取り止 技燃料物質の臨界防止 一次整理 上では、る損傷の防止 一次では、る損傷の防止 一次では、る損傷の防止 一次では、る損傷の防止 一次では、る損傷の防止 一次では、る損傷の防止 一次では、る損傷の防止 一次ののでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、	員数	女	1
## 付法 (単位: mm)		型式	_
住様 その他の性能 保管廃棄能力: 核燃料物質の状態 放射性液体廃棄物(油類廃棄物) 核燃料物質の歐界防止 - 安全機能を有する施設の地盤 - 地震による損傷の防止 - 排波による損傷の防止 - 外部からの衝撃による損傷の防止 - 加工施設への人の不法な侵入等の防止 - 閉じ込めの機能 - 火災等による損傷の防止 - 加工施設内における溢水による損傷の防止 - 加工施設内における溢水による損傷の防止 - な災等による損傷の防止 - オ科及び構造 - 療送設備 - 核燃料物質の貯蔵施設 - 整報設備等 - 放射線管理施設 - 廃棄施設 - 核燃料物質等による汚染の防止 - 連 - 換気設備 - 非常用電源設備 - 通信連絡設備 - その他許可で求める仕様 原棄物保管区域を撤去する。	-	主要な構造材	_
仕様 その他の性能 保管廃棄能力: 核燃料物質の歌界防止 ケ生機能を有する施設の地盤 一 技機料物質の歐界防止 一 世裏による損傷の防止 一 建設による損傷の防止 一 力 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 <td>般</td> <td>寸法 (単位:mm)</td> <td>概略寸法: 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4</td>	般	寸法 (単位:mm)	概略寸法: 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
技燃料物質の総界防止 一 一 一 一 一 一 一 一 一		その他の構成機器	_
技燃料物質の臨界防止	様	その他の性能	保管廃棄能力:
技 安全機能を有する施設の地盤 ― 地震による損傷の防止 ― 神波による損傷の防止 ― 外部からの衝撃による損傷の防止 ― 加工施設への人の不法な侵入等の防止 ― 防止 ― 関じ込めの機能 ― 火災等による損傷の防止 ― 加工施設内における溢水による損傷の防止 ― ケ全避難通路等 ― 安全機能を有する施設 ― 材料及び構造 ― 機送設備 ― 核燃料物質の貯蔵施設 ― 警報設備等 ― 放射線管理施設 ― 廃棄施設 ― 核燃料物質等による汚染の防止 ― 遊敷 ― 換気設備 ― 非常用電源設備 ― 通信連絡設備 ― 連続 ― 大然料料の質等による汚染の防止 ― 連載 ― 大然料和質等による汚染の防止 ― 連載 ― 大然料和質等による汚染の防止 ― 大然料和質等による汚染の防止 ― 連載 ― 大然料和質等による汚染の防止 ― <		核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物(油類廃棄物)
地震による損傷の防止		核燃料物質の臨界防止	_
基準	技	安全機能を有する施設の地盤	_
# 「	術	地震による損傷の防止	_
大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田		津波による損傷の防止	_
に 基		外部からの衝撃による損傷の防止	_
づく 供 供 大災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 一 安全避難通路等 一 安全機能を有する施設 一 材料及び構造 一 複燃料物質の貯蔵施設 一 警報設備等 一 放射線管理施設 一 廃棄施設 一 核燃料物質等による汚染の防止 一 遮蔽 一 換気設備 一 非常用電源設備 一 通信連絡設備 一 その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 _ 廃棄物保管区域を撤去する。	基		_
くび等による損傷の防止 一 加工施設内における溢水による損傷の防止 一 傷の防止 一 安全避難通路等 一 安全機能を有する施設 一 材料及び構造 一 搬送設備 一 整報設備等 一 放射線管理施設 一 廃棄施設 一 核燃料物質等による汚染の防止 一 遮蔽 一 換気設備 一 非常用電源設備 一 通信連絡設備 一 その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 _ 廃棄物保管区域を撤去する。			_
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
安全機能を有する施設 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		加工施設内における溢水による損	_
材料及び構造 — 搬送設備 — 核燃料物質の貯蔵施設 — 整報設備等 — 放射線管理施設 — 廃棄施設 — 核燃料物質等による汚染の防止 — 遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 「99-F3] 保管廃棄設備 _ 廃棄物保管区域を撤去する。		安全避難通路等	_
材料及び構造 一 搬送設備 一 核燃料物質の貯蔵施設 一 整報設備等 一 放射線管理施設 一 廃棄施設 一 核燃料物質等による汚染の防止 一 遮蔽 一 換気設備 一 非常用電源設備 一 通信連絡設備 一 その他許可で求める仕様 「99-F3」 保管廃棄設備 原棄物保管区域を撤去する。		安全機能を有する施設	_
核燃料物質の貯蔵施設 — 警報設備等 — 放射線管理施設 — 廃棄施設 — 核燃料物質等による汚染の防止 — 遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 _ 廃棄物保管区域を撤去する。		材料及び構造	_
警報設備等 — 放射線管理施設 — 廃棄施設 — 核燃料物質等による汚染の防止 — 遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 _ 廃棄物保管区域を撤去する。		搬送設備	_
放射線管理施設 — 廃棄施設 — 核燃料物質等による汚染の防止 — 遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を撤去する。		核燃料物質の貯蔵施設	_
廃棄施設 — 核燃料物質等による汚染の防止 — 遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備		警報設備等	_
核燃料物質等による汚染の防止		放射線管理施設	_
遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を撤去する。			_
遮蔽 — 換気設備 — 非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を撤去する。			_
非常用電源設備 — 通信連絡設備 — その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を撤去する。			_
通信連絡設備 - その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 廃棄物保管区域を撤去する。		換気設備	_
その他許可で求める仕様 [99-F3] 保管廃棄設備 201		非常用電源設備	_
その他計可で求める仕様 保管廃棄設備 』」」」 廃棄物保管区域を撤去する。		通信連絡設備	_
来什回	その)他許可で求める仕様	
	添作	 力図	_

4.添付図一覧表

番号	名称
図ト-2 P設-1	第2加工棟の主要な部屋配置
図ト-2P設-1-1 (1)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階) (1/2)
図ト-2P設-1-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階) (2/2)
図ト-2P設-1-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (3階 及び4階)
図ト-2P設-1-1 (4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)(1/2)
図ト-2P設-1-1 (5)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)(2/2)
図ト-2P設-1-2	第2加工棟の給排気設備全体系統図(気体廃棄設備 No. 1)
図ト-2P設-1-3 (1)	第2加工棟廃液配管全体系統図
図ト-2 P設-1-3 (2)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (1/3)
図ト-2P設-1-3(3)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図 (2/3)
図ト-2 P設-1-3 (4)	第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(3/3)
図ト-2P設-2-1-1(1)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)
図ト-2P設-2-1-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅰ(部屋排気系統))
図ト-2P設-2-1-1 (3)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅱ (部屋排気系統))
図ト-2P設-2-1-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅴ (局所排気系統))
図ト-2P設-2-1-1 (5)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ(給気系統))
図ト-2P設-2-1-1 (6)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-1-1 (7)	気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-1-2(1)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機(301−F)
図ト-2P設-2-1-2(2)	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) 排風機(302-F)
図ト-2 P設-2-1-2 (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) 排風機(305-F)
図ト-2P設-2-1-2(4)	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット(FU-401)
図ト-2P設-2-1-2(5)	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) フィルタユニット(FU-402)
図ト-2P設-2-1-2 (6)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統) フィルタユニット(FU-405)
図ト-2P設-2-1-2(7)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット (201AC)
図ト-2 P設-2-1-3	気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) 差圧計及び警報盤 配置図
図ト-2P設-2-1-4(1)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時)
図ト-2P設-2-1-4(2)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-2P設-2-1-4(3)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図(ダンパー開度異常時)
図ト-2P設-2-1-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) インターロック信号系統図(室内負圧異常時)
図ト-2P設-2-1-5	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)改造図(①ダクトルートの変更)

番号	名称
図ト-2P設-2-2-1 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳
図ト-2P設-2-2-1 (2)	細図(系統図) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳
図下-2F成-2-2-1 (2)	細図(系統Ⅲ(部屋排気系統)) 気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳
図ト-2P設-2-2-1 (3)	細図 (系統VI (局所排気系統))
図ト-2P設-2-2-1(4)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅲ系統Ⅵ (給気系統))
図ト-2P設-2-2-1 (5)	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-2-1 (6)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-2-2 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)
図ト-2P設-2-2-2 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) 排風機(306-F)
図ト-2P設-2-2-2 (3)	気体廃棄設備 №.1 系統Ⅲ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-403)
図ト-2P設-2-2-2(4)	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統) フィルタユニット(FU-406)
図ト-2P設-2-2-2 (5)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統) 給気ユニット(202AC)
図ト-2P設-2-2-3	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 差圧計及び警報盤 配置図
図ト-2P設-2-2-4 (1)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)
図ト-2P設-2-2-4(2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-2P設-2-2-4 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系 統図 (ダンパー開度異常時)
図ト-2P設-2-2-4(4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系 統図 (室内負圧異常時)
図ト-2P設-2-3-1 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)
図ト-2P設-2-3-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (部屋排気系統))
図ト-2P設-2-3-1 (3)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (給気系統))
図ト-2P設-2-3-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-3-2 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統) 排風機(304-F)
図ト-2P設-2-3-2 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-404)
図ト-2P設-2-3-2 (3)	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(給気系統) 給気ユニット(203SU)
図ト-2P設-2-3-3	気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統) 差圧計及び警報盤 配置図
図ト-2P設-2-3-4 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時)
図ト-2P設-2-3-4 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-2P設-2-3-4 (3)	気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)
図ト-2P設-2-3-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統IV、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)
図ト-2P設-2-4-1 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統図)
図ト-2P設-2-4-1 (2)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VII、給気系統)の設備及び機器の配置詳 細図 (系統VII (部屋排気系統))
図ト-2P設-2-4-1 (3)	「

番号	名称
図ト-2 P設-2-4-1 (4)	気体廃棄設備 No. 1(系統VII、系統VII、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統VII系統VII(給気系統))
図ト-2P設-2-4-1 (5)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-4-1 (6)	気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-2P設-2-4-2 (1)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(部屋排気系統) 排風機(307-F)
図ト-2P設-2-4-2 (2)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)
図ト-2P設-2-4-2 (3)	気体廃棄設備 №.1 系統 Ⅷ (部屋排気系統) フィルタユニット(FU-407)
図ト-2P設-2-4-2 (4)	気体廃棄設備 No. 1 系統VIII(局所排気系統) フィルタユニット(FU-408)
図ト-2P設-2-4-2 (5)	気体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VII(給気系統) 給気ユニット(204AC)
図ト-2P設-2-4-3	気体廃棄設備 No. 1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 差圧計及び警報盤 配置図
図ト-2 P設-2-4-4 (1)	気体廃棄設備 No. 1 (系統VII、系統VII、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)
図ト-2 P設-2-4-4 (2)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-2 P設-2-4-4 (3)	気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)
図ト-2P設-2-4-4 (4)	気体廃棄設備 No. 1 (系統 WII、系統 WII、給気系統) インターロック信号系統図 (室内負圧異常時)
図ト-2P設-2-4-5	気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更)
図ト-2P設-2-5	気体廃棄設備 No. 1 改造図(金属製カバーの設置)

番号	名称
図ト-2P設-3-1	第1廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-3-2 (1)	第1廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-3-2 (2)	第1廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-3-3	第1 廃液処理設備 補強詳細図
図ト-2P設-4-1	分析廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-4-2 (1)	分析廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-4-2 (2)	分析廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-4-3	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2P設-5-1	開発室廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-5-2 (1)	開発室廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-5-2 (2)	開発室廃液処理設備 配置図 (2/2)
図ト-2P設-6-1	第2廃液処理設備 廃液系統図
図ト-2P設-6-2 (1)	第2廃液処理設備 配置図(1/2)
図ト-2P設-6-2 (2)	第2廃液処理設備 配置図(2/2)
図ト-2P設-6-3	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2
図ト-2P設-6-4	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1
図ト-2 P設-6-5	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2
図ト-2 P設-6-6	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-2P設-7	第2廃液処理設備 及び 第2廃液処理設備貯留設備 配置図

番号	名称
図ト-1-1-1	敷地内における主要な加工施設の位置
図ト-W1建-1	第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (1階・中2階)
図ト-W1建-2	第1廃棄物貯蔵棟 平面図 (2階・3階)
図ト-W1建-3	第1廃棄物貯蔵棟 平面図(R階)
図ト-W1建-4	第1廃棄物貯蔵棟 立面図
図ト-W1建-5	第1廃棄物貯蔵棟 断面図
図ト-W1建-6	第1廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図
図ト-W1建-7	第1廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤(土質柱状図)
図ト-W1建-8 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1階・中2階)
図ト-W1建-8(2)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(2階・3階)
図ト-W1建-8 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (1通り、2通り軸組図)
図ト-W1建-8 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (3通り軸組図)
図ト-W1建-8 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)
図ト-W1建-8 (6)	第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (C通り、D通り軸組図)
図ト-W1建-9 (1)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・中2階)
図ト-W1建-9 (2)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(2階・3階)
図ト-W1建-9 (3)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(R階)
図ト-W1建-9 (4)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)
図ト-W1建-9 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 飛来物影響範囲
図ト-W1建-10	第1廃棄物貯蔵棟 建具表
図ト-W1建-11	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図
図ト-W1建-12(1)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉71)詳細図 部材表
図ト-W1建-12(2)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉76)詳細図 部材表
図ト-W1建-12(3)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉77)詳細図 部材表
図ト-W1建-12(4)	第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉78)詳細図 部材表
図ト-W1建-13(1)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 土質柱状図
図ト-W1建-13(2)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 詳細図
図ト-W1建-13(3)	第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 配筋図
図ト-W1建-14(1)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(3 階・R階)
図ト-W1建-14(2)	第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (東南立面)
図ト-W1建-15	防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置
図ト-W1建-16	防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置
図ト-W1建-17	敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置
図ト-W1建-18	敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置
図ト-W1建-19	加工施設と町道の位置関係
図ト-W1建-20(1)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (1階・中2階)
図ト-W1建-20(2)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (2階・3階)
図ト-W1建-20(3)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W1建-20(4)	第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止 (断面)

番号	名称
図ト-W1建-21(1)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止 (1階・中2階)
図ト-W1建-21(2)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止 (2階・3階)
図ト-W1建-22(1)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表
図ト-W1建-22(2)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2
図ト-W1建-22(3)	第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策3
図ト-W1建-22(4)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 配置図
図ト-W1建-22(5)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図1
図ト-W1建-22(6)	第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図2
図ト-W1建-23(1)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・中2階)
図ト-W1建-23(2)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(2階・3階)
図ト-W1建-23(3)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (R階)
図ト-W1建-23(4)	第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止 (北東立面)
図ト-W1建-24(1)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁
図ト-W1建-24(2)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階壁
図ト-W1建-24(3)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階スラブ
図ト-W1建-24(4)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ
図ト-W1建-24(5)	第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R階スラブ
図ト-W1建-25(1)	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (1階・ 中2階)
図ト-W1建-25(2)	第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) 図 (2階・ 3階)
図ト-W1建-26(1)	第1廃棄物貯蔵棟 杭伏図・地下貯槽ピット床伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(2)	第1廃棄物貯蔵棟 1階・中2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(3)	第1廃棄物貯蔵棟 2階・3階はり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-26(4)	第1廃棄物貯蔵棟 R階床ばり伏図兼構造区分図
図ト-W1建-27(1)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W1建-27(2)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り、D通り
図ト-W1建-27(3)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2通り
図ト-W1建-27(4)	第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り
図ト-W1建-28(1)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面
図ト-W1建-28(2)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W1建-28(3)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり
図ト-W1建-28(4)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 小ばり
図ト-W1建-28(5)	第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W1建-29(1)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 1階、中2階)
図ト-W1建-29(2)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 2階、3階)
図ト-W1建-29(3)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 1通り、2通り)
図ト-W1建-29(4)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 3通り)
図ト-W1建-29(5)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 A通り、B通り)
図ト-W1建-29(6)	第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 С通り、D通り)

番号	名称
図ト-W1設-1-1(1)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び焼却設備 焼却炉 架台上の設備及び中2階及び2階及び3階)
図ト-W1設-1-1 (2)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図ト-W1設-1-2	第1廃棄物貯蔵棟の給排気全体系統図(気体廃棄設備 No. 2)
図ト-W1設-2-1 (1)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 1 (部屋排気系統))
図ト-W1設-2-1 (2)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統2(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1 (3)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統3 (局所排気系統))
図ト-W1設-2-1 (4)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統4(局所排気系統))
図ト-W1設-2-1 (5)	気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統1系統2系統3系統4(給気系統))
図ト-W1設-2-1 (6)	気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統4(急冷塔給気)、系統3(フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4(自然給気))
図ト-W1設-2-1 (7)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)
図ト-W1設-2-1 (8)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(局所排気系統 接続設備・機器一覧表)
図ト-W1設-2-2 (1)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 排風機
図ト-W1設-2-2 (2)	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 排風機
図ト-W1設-2-2 (3)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 排風機
図ト-W1設-2-2 (4)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 排風機
図ト-W1設-2-2 (5)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 5 排風機
図ト-W1設-2-2 (6)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 排風機
図ト-W1設-2-2 (7)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2 (8)	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) No. 2 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2 (9)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 5 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2 (10)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 8 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2 (11)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 3 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2 (12)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 4 フィルタユニット
図ト-W1設-2-2 (13)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2 (14)	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2 (15)	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2 (16)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 給気フィルタ
図ト-W1設-2-2 (17)	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン
図ト-W1設-2-3	気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 差圧計及 び警報盤 配置図
図ト-W1設-2-4 (1)	気体廃棄設備 No. 2 (系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時)
図ト-W1設-2-4(2)	気体廃棄設備 No. 2 (系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統) インターロック信号系統図(故障時の排風機起動機構)
図ト-W1設-2-4 (3)	気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時)
図ト-W1設-2-4 (4)	気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時)

番号	名称
図ト-W1設-2-4 (5)	気体廃棄設備 No. 2(系統 1 、系統 2 、系統 3 、系統 4 、給気系統) インターロック信号系統図(室内負圧異常時)
図ト-W1設-2-5	気体廃棄設備 No. 2 改造図(③金属製カバーの設置)

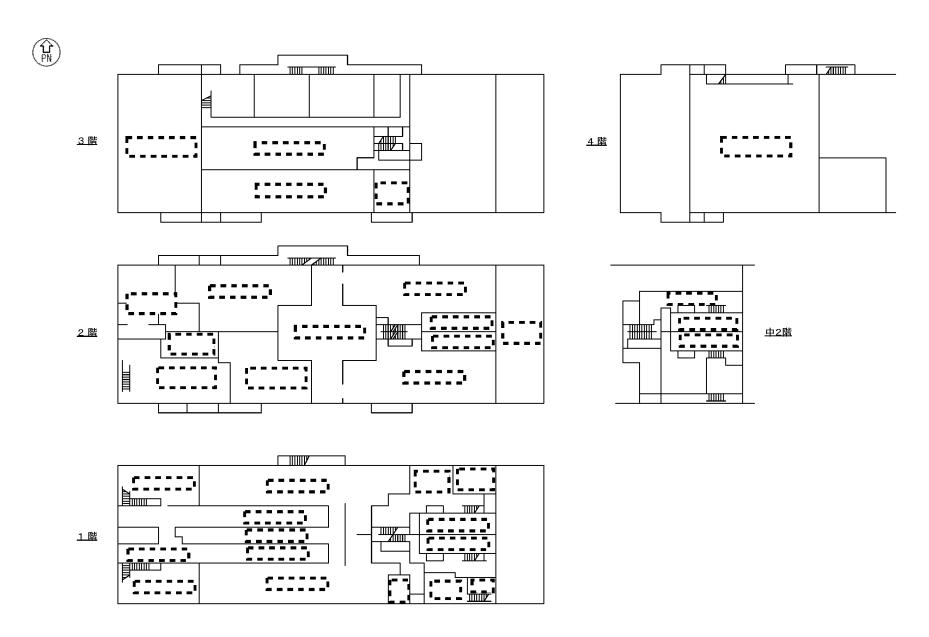
番号	名称
図ト-W1設-3-1 (1)	W1廃液配管全体系統図
図ト-W1設-3-1 (2)	W1廃液配管平面図
図ト-W1設-3-1 (3)	W1廃液処理設備 廃液系統図
図ト-W1設-3-2 (1)	W1廃液処理設備 配置図 (1/3)
図ト-W1設-3-2(2)	W1廃液処理設備 配置図 (2/3)
図ト-W1設-3-2(3)	W1廃液処理設備 配置図(3/3)
図ト-W1設-3-3	W1廃液処理設備 凝集沈殿槽
図ト-W1設-3-4	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3
図ト-W1設-3-5	W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機
図ト-W1設-4-1	保管廃棄設備。
図ト-W1設-5 (1)	焼却設備 系統図
図ト-W1設-5 (2)	焼却設備 配置図(1/2)
図ト-W1設-5(3)	焼却設備 配置図(2/2)
図ト-W1設-5-1-1 (1)	焼却設備 焼却炉
図ト-W1設-5-1-1 (2)	焼却設備 焼却炉 (灰出フード)
図ト-W1設-5-1-1 (3)	焼却設備 焼却炉 架台(1/5)
図ト-W1設-5-1-1 (4)	焼却設備 焼却炉 架台 (2/5)
図ト-W1設-5-1-1 (5)	焼却設備 焼却炉 架台(3/5)
図ト-W1設-5-1-1 (6)	焼却設備 焼却炉 架台(4/5)
図ト-W1設-5-1-1 (7)	焼却設備 焼却炉 架台(5/5)
図ト-W1設-5-1-2 (1)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 機器及び警報盤 配置図
図ト-W1設-5-1-2 (2)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 ガス配管 安全系機器構成概要図
図ト-W1設-5-1-2 (3)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図
図ト-W1設-5-1-3 (1)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 インターロック信号系統図(可燃性ガス 緊急遮断)(1/2)
図ト-W1設-5-1-3 (2)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 インターロック信号系統図(可燃性ガス 緊急遮断)(2/2)
図ト-W1設-5-1-3 (3)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 インターロック信号系統図(失火検知機構)
図ト-W1設-5-1-3 (4)	焼却設備 焼却炉 付帯安全系 インターロック信号系統図 (過加熱防止 機構)
図ト-W1設-5-2 (1)	焼却設備 バグフィルタ
図ト-W1設-5-2 (2)	焼却設備 バグフィルタ (集塵灰フード)
図ト-W1設-5-3	焼却設備 投入プッシャ
図ト-W1設-5-4	焼却設備 前処理フード
図ト-W1設-5-5	焼却設備 フィルタ処理フード
図ト-W1設-5-6	焼却設備 投入リフタ
図ト-W1設-5-7	焼却設備 急冷塔
図ト-W1設-6-1	湿式除染機 湿式除染部
図ト-W1設-6-2	湿式除染機 水洗除染タンク
図ト-W1設-7-1	乾式除染機
図ト-W1設-8	ホイストクレーン 配置図

番号	名称
図ト-W1設-8-1	ホイストクレーン 2トンチェンブロック
図ト-W1設-8-2	ホイストクレーン 1トンチェンブロック

番号		名称
図ト-W3建-1	第3廃棄物貯蔵棟	平面図(1階・2階)
図ト-W3建-2	第3廃棄物貯蔵棟	平面図 (3階・R階)
図ト-W3建-3	第3廃棄物貯蔵棟	立面図
図ト-W3建-4	第3廃棄物貯蔵棟	断面図
図ト-W3建-5	第3廃棄物貯蔵棟	管理区域区分図
図ト-W3建-6	第3廃棄物貯蔵棟	安全機能を有する施設の地盤(土質柱状図)
図ト-W3建-7(1)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止(1階・2階)
図ト-W3建-7 (2)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-7 (3)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止 (1通り、4通り軸組図)
図ト-W3建-7(4)	第3廃棄物貯蔵棟	地震による損傷の防止 (A通り、C通り軸組図)
図ト-W3建-8 (1)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・2階)
図ト-W3建-8 (2)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(3階・R階)
図ト-W3建-8 (3)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(南西立面)
図ト-W3建-8 (4)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W3建-8 (5)	第3廃棄物貯蔵棟	外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範
図ト-W3建-9	第3廃棄物貯蔵棟	建具表
図ト-W3建-10	第3廃棄物貯蔵棟	改造鋼製建具 姿図
図ト-W3建-11(1)	第3廃棄物貯蔵棟	改造鋼製建具(扉 91)詳細図 部材表
図ト-W3建-11(2)	第3廃棄物貯蔵棟	改造鋼製建具(扉 92、93)詳細図 部材表
図ト-W3建-12(1)	第3廃棄物貯蔵棟	W 3 防護壁 土質柱状図
図ト-W3建-12(2)	第3廃棄物貯蔵棟	W 3 防護壁 詳細図
図ト-W3建-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟	W 3 防護壁 配筋図
図ト-W3建-13(1)	第3廃棄物貯蔵棟 階・R階)	外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (3
図ト-W3建-13(2)	第3廃棄物貯蔵棟 西立面)	外部からの衝撃 (降下火砕物・積雪) による損傷の防止 (北
図ト-W3建-14(1)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止 (1階・2階)
図ト-W3建-14(2)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-14(3)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止 (南西立面)
図ト-W3建-14(4)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止 (北東立面)
図ト-W3建-14(5)	第3廃棄物貯蔵棟	火災による損傷の防止 (断面)
図ト-W3建-15(1)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止(1階・2階)
図ト-W3建-15(2)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止 (3階・R階)
図ト-W3建-15(3)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止 (南西立面)
図ト-W3建-15(4)	第3廃棄物貯蔵棟	人の不法な侵入の防止 (北東立面)
図ト-W3建-16(1)	第3廃棄物貯蔵棟	部位位置図 1階・2階壁
図ト-W3建-16(2)	第3廃棄物貯蔵棟	部位位置図 3階・R階壁
図ト-W3建-16(3)	第3廃棄物貯蔵棟	部位位置図 1階・2階スラブ
図ト-W3建-16(4)	第3廃棄物貯蔵棟	部位位置図 3階・R階スラブ
図ト-W3建-17(1)	第3廃棄物貯蔵棟の 階・2階)	つ安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1

番号	名称
図ト-W3建-17(2)	第3 廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3 階・R階)
図ト-W3建-18(1)	第3廃棄物貯蔵棟 杭伏図兼構造区分図
図ト-W3建-18(2)	第3廃棄物貯蔵棟 1階・2階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-18(3)	第3廃棄物貯蔵棟 3階・R階はり伏図兼構造区分図
図ト-W3建-19(1)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り
図ト-W3建-19(2)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り
図ト-W3建-19(3)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り
図ト-W3建-19(4)	第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り
図ト-W3建-20(1)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面1
図ト-W3建-20(2)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 基礎断面2
図ト-W3建-20(3)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図ト-W3建-20(4)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図ト-W3建-20(5)	第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト スラブ・壁
図ト-W3建-21(1)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 1階、2階)
図ト-W3建-21(2)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 3階)
図ト-W3建-21(3)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 1通り、2・ 3通り)
図ト-W3建-21(4)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 4通り)
図ト-W3建-21(5)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 A通り、B通り)
図ト-W3建-21(6)	第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 C通り)

番号	名称
図ト-W3設-1	本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階及び2階及び3階)
図ト-W3設-2	保管廃棄設備 廃棄物保管区域
図ト-W3設-3	ホイストクレーン 配置図
図ト-W3設-3-1	ホイストクレーン 1トンチェンブロック



図ト-2 P設-1 第2加工棟の主要な部屋配置

1F 平面図

[___] :本申請に係る設備・機器

: 撤去

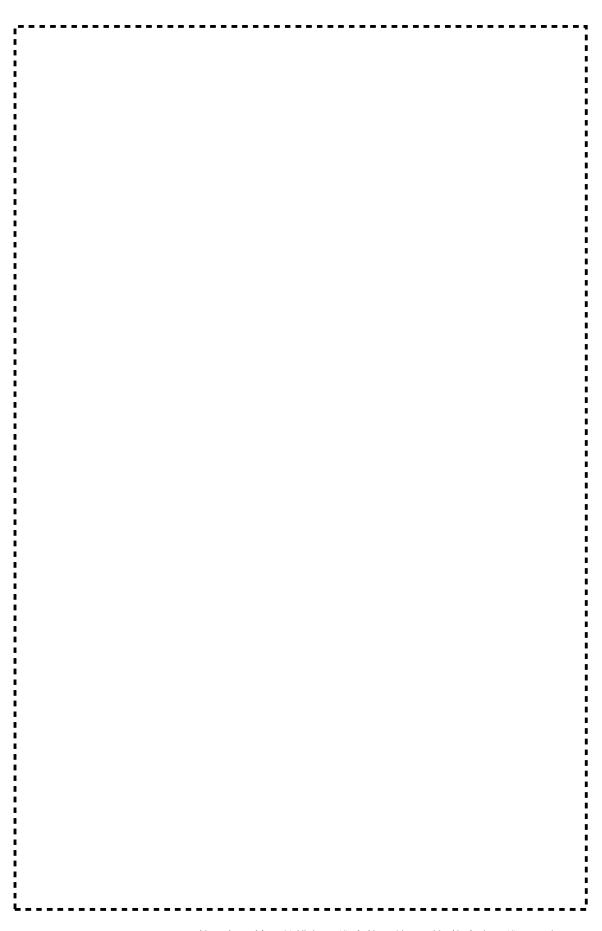
図トー2P設-1-1(1) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)(1/2)

тт ј јијеј

※ :本申請に係る設備・機器

番号	名称	番号	名称	番号	名称	
6001	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	6011	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	6081	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	
	排風機 (301-F)	****	フィルタユニット(FU-403)	****	NA TOTINA CTEM III WENT THE TOTAL	
6002	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)	6012	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統)	6082	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	
0002	排風機 (302-F)	0012	フィルタユニット (FU-404)	0002	A) TOURNE TRAIN MEANING IN TOUR	
6003	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統)	6013	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	6083	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	
0000	排風機(303-F)	0010	フィルタユニット (FU-405)	0000	为17元队及在政府 %未7元级信 NO. 0	
6004	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統)	6014	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統)	6084	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	
0001	排風機(304-F)	0011	フィルタユニット (FU-406)	0001	3/1 /元IX/空上BA JHH - 90L来1/LIXX 110-1	
6005	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	6015	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ(部屋排気系統)	6087	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	
0000	排風機 (305-F)	0010	フィルタユニット (FU-407)	0001	为1000000000000000000000000000000000000	
6006	気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統)	6016	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統)	6088	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	
0000	排風機(306-F)	0010	フィルタユニット (FU-408)	0000	为1元以及全队册 这位为fietx NO. 2	
6007	気体廃棄設備 No. 1 系統VII(部屋排気系統)	6046	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)	6089	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	
0007	排風機(307-F)	0040	給気ユニット (201AC)	0009	オエのIII 人で生以	
6008	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統)	6046-2	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統VI(給気系統)	6090	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	
0003	排風機 (308-F)		給気ユニット (202AC)	0090	オフェルルスペン半以 JIH	
6009	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	6046-3	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統)	6091	第1廃液処理設備 遠心ろ渦機 No. 1	
0009	フィルタユニット(FU-401)	0040-2	給気ユニット (203SU)		オコガロスで生政期 遠心ソノ地放 190.1	
6010	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)	6046-4	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ系統Ⅷ(給気系統)	6092 第1廃	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	
0010	フィルタユニット(FU-402)	0040-4	給気ユニット (204AC)		分1 <i>所</i> 170円で建設開 速心つ地弦 10.2	

番号	名称	番号	名称	番号	名称
6093	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	6104	開発室廃液処理設備 遠心分離機	6113	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機
6094	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	6105	開発室廃液処理設備 貯槽	6114	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1
6095	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	6107	第2廃液処理設備 集水槽	6115	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2
6096	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	6108	第 2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	6117	第 2 廃液処理設備 受水槽 No. 1
6097	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	6109	第2廃液処理設備 凝集槽	6119	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1
6098	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	6110	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	6120	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2
6100	分析廃液処理設備 反応槽	6110-2	第2廃液処理設備 タンク No. 1	6121	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3
6100-2	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	6111	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	6122	第 2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4
6101	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	6111-2	第2廃液処理設備 タンク No. 2		
6103	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	6112	第2廃液処理設備 加圧脱水機		



図ト-2P設-1-2 第2加工棟の給排気設備全体系統図(気体廃棄設備 No.1)

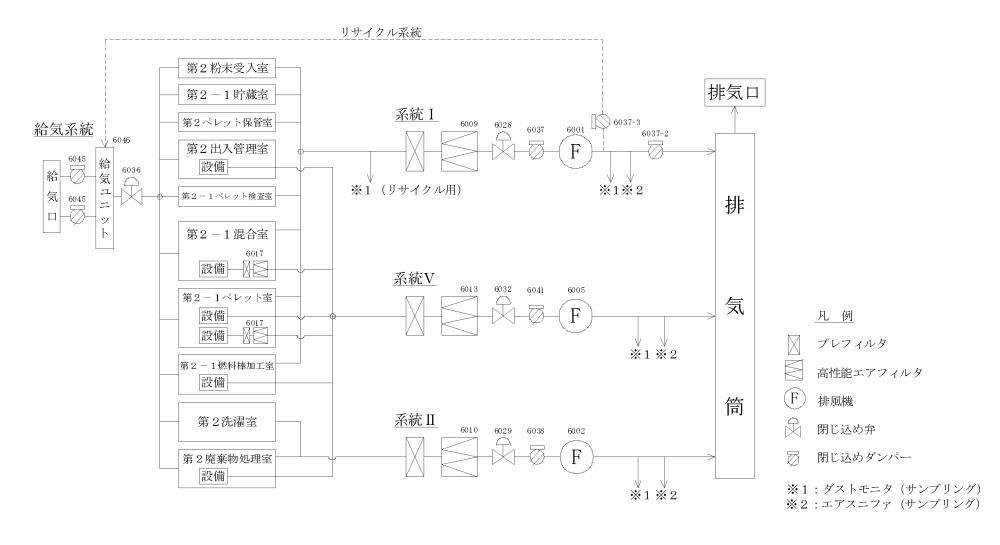








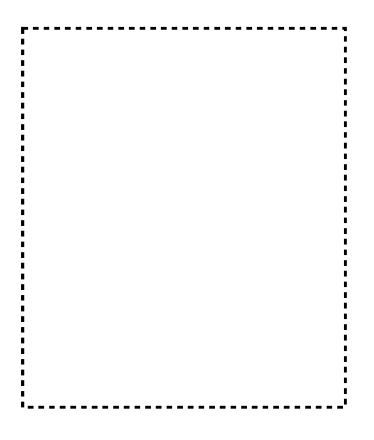
図ト-2 P設-1-3(4) 第2加工棟 廃液処理設備 廃液配管平面図(3/3)



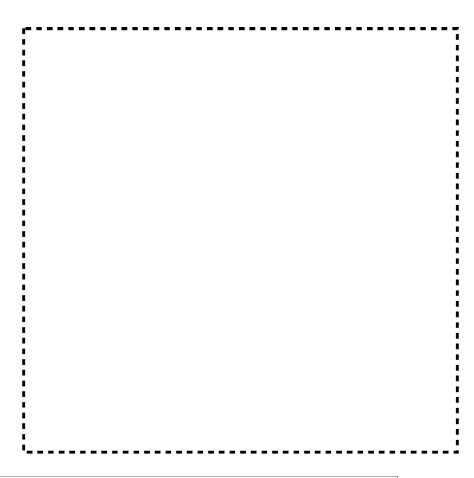
図ト-2P設-2-1-1(1) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)



図ト-2 P 設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統)) (1/5)

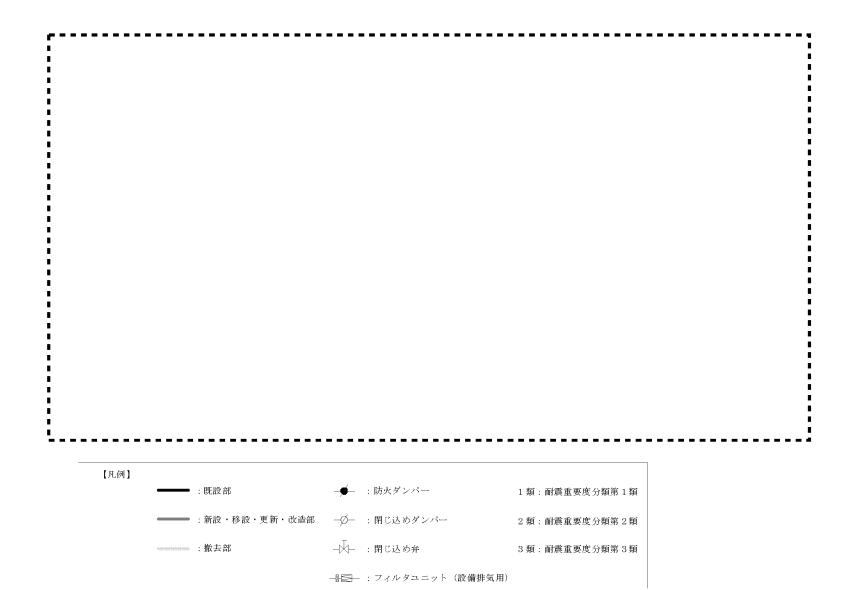


図トー2P設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 I (部屋排気系統)) (2/5)





図ト-2 P 設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統)) (3/5)



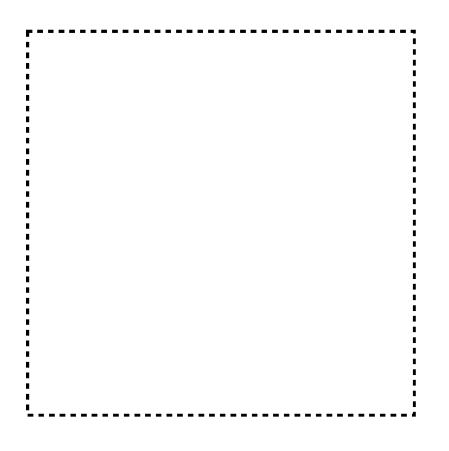
図ト-2 P 設-2-1-1 (2) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 I (部屋排気系統)) (4/5)



図トー2 P 設ー2 -1-1 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I (部屋排気系統)) (5/5)

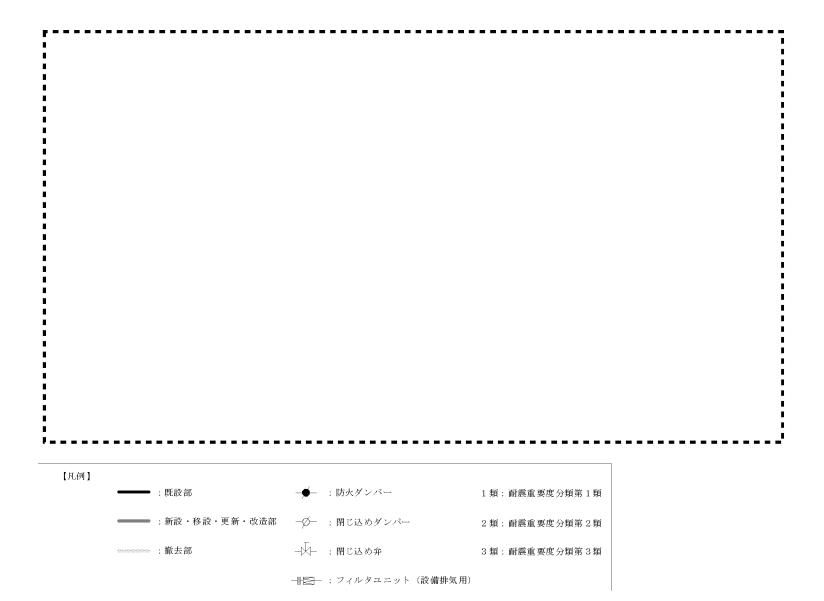


図ト-2 P設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統)) (1/4)

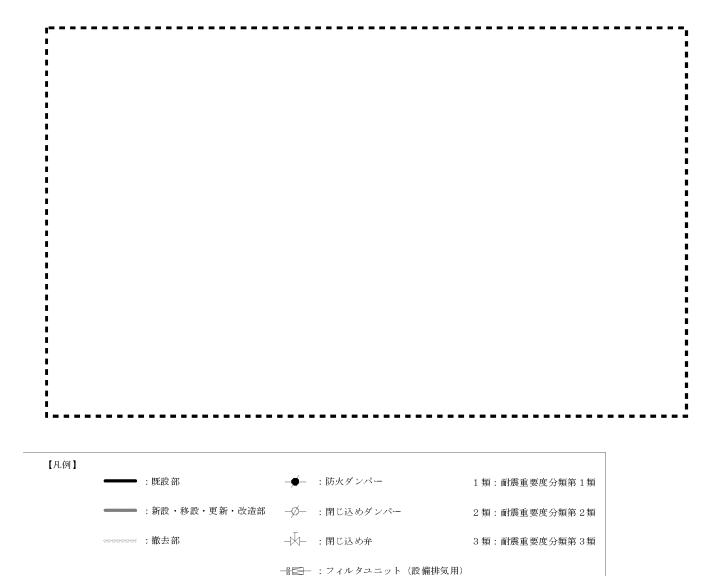




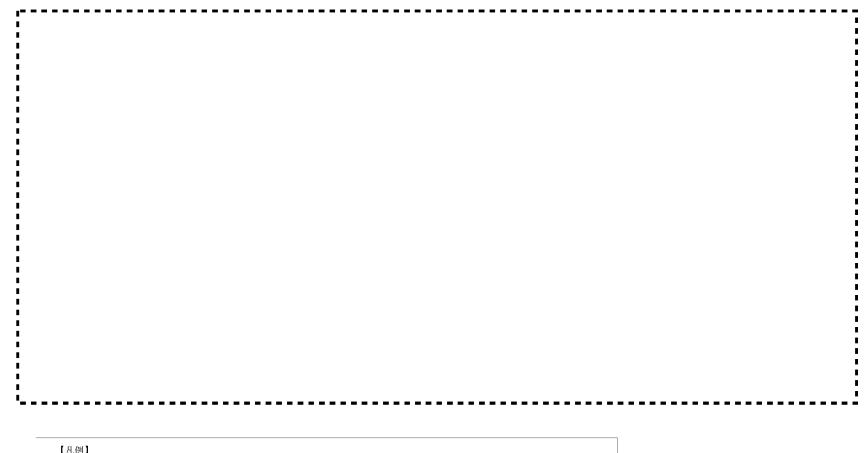
図ト-2P設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 II (部屋排気系統)) (2/4)



図ト-2 P設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統)) (3/4)

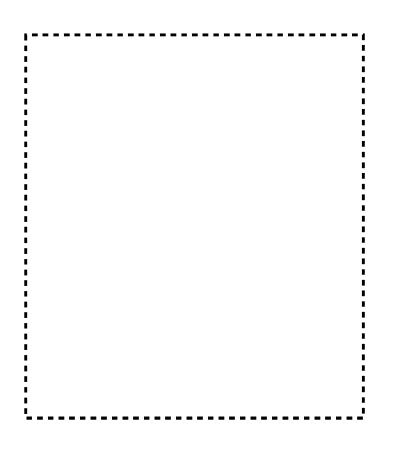


図ト-2P設-2-1-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 II (部屋排気系統)) (4/4)



【凡例】
- : 既設部 - : 防火ダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類
- : 新設・移設・更新・改造部 - - : 閉じ込めダンパー 2類: 耐震重要度分類第2類
- : 開じ込め弁 3類: 耐震重要度分類第3類
- - - : フィルタユニット(設備排気用)

図トー2P設-2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統)) (1/5)



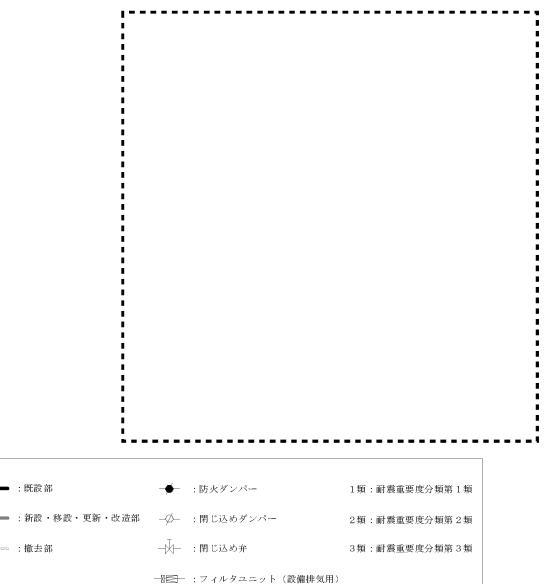


図ト-2 P 設-2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No. 1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 V (局所排気系統)) (2/5)

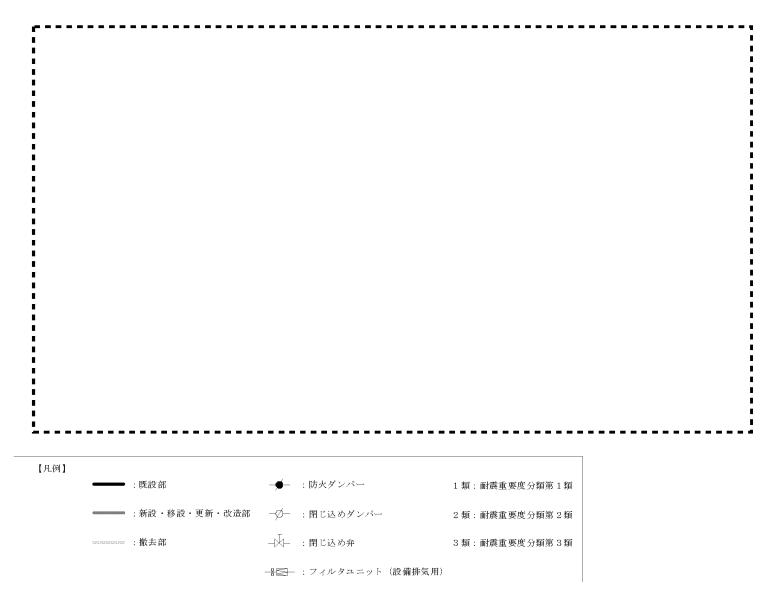
【凡例】

: 既設部

:撤去部



図ト-2P設-2-1-1(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅴ(局所排気系統)) (3/5)



図トー2P設-2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 V (局所排気系統)) (4/5)



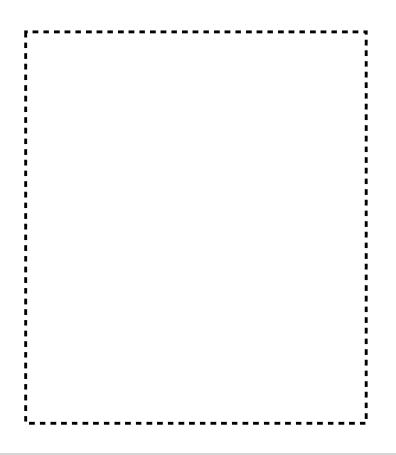
【凡例】
- : 既設部 - → : 防火ダンパー 1類: 耐震重要度分類第 1類
- : 新設・移設・更新・改造部 - √ : 閉じ込めダンパー 2類: 耐震重要度分類第 2類
- : 撤去部 - ☆ : 閉じ込め弁 3類: 耐震重要度分類第 3類
- ☆ : アイルタユニット (設備排気用)

図ト-2P設-2-1-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統 V(局所排気系統)) (5/5)

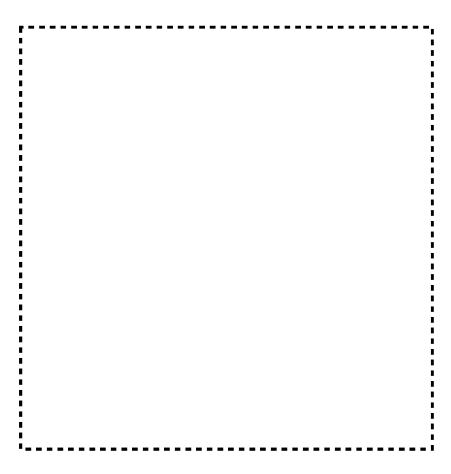


【R例】
- : 既設部 - : 防火ダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類
- : 新設・移設・更新・改造部 - : 閉じ込めダンパー 2類: 耐震重要度分類第2類
- : 開じ込め弁 3類: 耐震重要度分類第3類
- : 日本 : フィルタユニット (設備排気用)

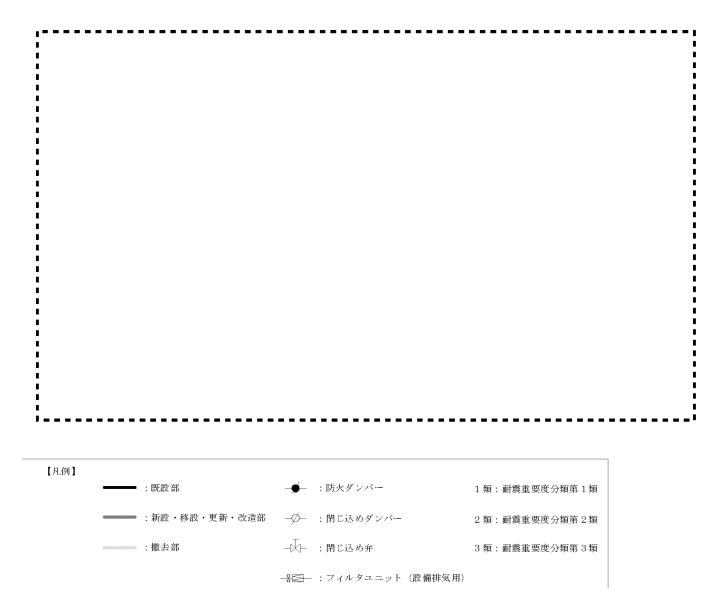
図ト-2 P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (1/4)



図ト-2P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I 系統 II 系統 V (給気系統))(2/4)



図ト-2 P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I 系統 II 系統 V (給気系統)) (3/4)



図ト-2 P設-2-1-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統 I系統 II系統 V(給気系統))(4/4)

ダクト

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
[6001]	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	(0001)	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ	(部屋排気系統)	[6007.0]	気体廃棄設備 No. 1 系統	I (部屋排気系統)
{6001}	排風機(301-F)		{6021}	ダクト		{6037-3}	閉じ込めダンパー(リサ	イクル運転切替用)
(2000)	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ	(部屋排気系統)	()	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	(2222)	気体廃棄設備 No. 1 系統	Ⅱ (部屋排気系統)
{6002}	排風機(302-F)		{6024}	ダクト		{6038}	閉じ込めダンパー	
(600E)	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	(6000)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	[0041]	気体廃棄設備 No. 1 系統	V (局所排気系統)
{6005}	排風機(305-F)	(305-F) 関じ込め弁 【6028】		(6041)	閉じ込めダンパー			
{6009}	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	[6000]	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ	(部屋排気系統)	{6045}	気体廃棄設備 No. 1 系統	I 系統Ⅱ系統V(給気系統
	フィルタユニット(FU-	401)	{6029}	閉じ込め弁			閉じ込めダンパー	
気体廃棄設備 No.1 系統 フィルタユニット (FL	(部屋排気系統)	{6032}	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	[6046]	気体廃棄設備 No. 1 系統	I 系統 II 系統 V (給気系統	
	フィルタユニット(FU-	402)	{6032}	閉じ込め弁		{6046}	給気ユニット (201AC)	
[6019]	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	(conc)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	系統Ⅱ系統V(給気系統)	{6047}	気体廃棄設備 No. 1 系統	I 系統 II 系統 V (給気系統
{6013}	フィルタユニット(FU-	405)	{6036}	閉じ込め弁			ダクト	
{6017}	気体廃棄設備 No. 1 系統 V	(局所排気系統)	(0007)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	{8045}	By 与 ⇒ □	
	フィルタユニット(設備	指集気用)	{6037}	閉じ込めダンパー			緊急設備 防火ダンパー 	
[2000]	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)	(2007.0)	気体廃棄設備 No. 1 系統 I	(部屋排気系統)			
{6020}	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		{6037-2}	間 1000 は おい 100 (日)				

閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)

2004 粉末混合機No.1 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2005 大型供給額 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2007 粉末集整機 (粉末混合機) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2008 が末坂出し台 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2008 が末坂立の人 2008 が表が 2008 が表が 2008 が表が 2008 が表が 2008 が表が 2008 が表が 2009 粉末敷送配管 (粉末投入台〜粉末混合機問) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2011 粉末敷送配管 (粉末投入台〜粉末混合機問) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2012 粉末敷送配管 (大型供給板〜粉末取出し台間) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2014 粉末供給機 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2015 粉末集整機 (プレス) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2016 ブレス 2017 ペレット搬送記値 2017 ペレット搬送記値 2017 ペレット搬送記値 2017 ペレット搬送記値 2017 ペレット搬送記値 2018 女政ペレット移政部 2018 女政ペレット移政部 2019 ペレット搬送コンペア 2019 ペレット搬送コンペア 2019 ペレット搬送コンペア 2019 ペレット搬送記値 2019 ペレット搬送記値 2019 ペレット搬送記値 2019 ペレット搬送記値 2019 ペレット搬送記 2019 ペレット搬送記 2019 ペレット搬送記 2019 ペレット搬送記 2019 ペレット搬送記 2019 ペレット搬送記 2019 水本部 2019 水本部 2019 水本部 2019 水本が 2019 次本が 2019 次本が 2019 2019 次本が 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 2019 201	管理 番号	名称	{6017}フィルタユ ニット(設備排気 用)への接続	備考
2005 大型供給額 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2007 粉末葉塵機(粉末殻合機) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2008 が成炉 No.1 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2009 対域炉 No.1 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2009 対域炉 No.1 ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2010 粉末糠透配管(粉末投入台へ粉末混合機問) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2011 粉末糠透配管(粉末投入台へ粉末混合機問) ○ 設備をダクトから切り離した後、関止する 2012 粉末糠透配管(大型供給額~ブレス No.1 □	{2003}	粉末投入台	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2009 粉末取出し台 ○ 政備をグクトから切り離した後、閉止する (2007 粉末集座機 (粉末混合機) ○ 政備をグクトから切り離した後、閉止する (2008 対策炉 No. 1	{2004}	粉末混合機 No. 1	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
2007 粉末集産機(粉末混合機)	{2005}	大型供給瓶	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
「2008	{2006}	粉末取出し台	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
2008 グローブボックス No. 1 一 一 一 一 一 一 一 一 一	{2007}	粉末集塵機(粉末混合機)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2019	{2008}	7,47,567/	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2011) 粉末頗送配管 (大型供給瓶〜ブレス No. 1 間) □ 散備をダクトから切り離した後、閉止する (2012) 粉末頗送配管 (大型供給瓶〜粉末取出し台間) □ 散備をダクトから切り離した後、閉止する (2015) 粉末集座機 (ブレス) □ 設備をダクトから切り離した後、閉止する (2016) ブレス No. 1 □ 設備をダクトから切り離した後、閉止する (2017) □ でレット酸送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア □ 設備をダクトから切り離した後、閉止する (2018) □ でレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア	{2009}		0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2012 粉末機送配管 (大型供給瓶~粉末取出し台間)	{2010}	粉末搬送配管(粉末投入台~粉末混合機間)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2014) 粉末供給機 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する 2015 粉末集塵機 (プレス) ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する (2016 プレス No. 1 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する (2017 ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア ペレット接送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア (2018 松レット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア (2018 松レット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア (2019 ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア (2020 ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア (2020 ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンペア (2021 ペレット機送設備 No. 1 ボート段積装置 (2021 ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 (2022 ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 (2023 水レット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 (2024 連続焼結炉 No. 1 ポート段積装置 (2024 連続焼結炉 No. 1	{2011}	粉末搬送配管(大型供給瓶~プレス No. 1 間)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2015 粉末集塵機(プレス) 設備をダクトから切り離した後、開止する (2016 プレス No.1	{2012}	粉末搬送配管(大型供給瓶~粉末取出し台間)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2016	{2014}	粉末供給機	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2017 ペレット搬送設備 No. 1 ペレット搬送コンベア	{2015}	粉末集塵機(プレス)	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2017)	{2016}	プレス No. 1	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2018 按販ペレット移載部	{2017}		0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2019 ペレット搬送コンベア部 一	{2018}		0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
(2020) 圧粉ペレット移載部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する 投積部 ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する 投積部 一 投積部 一 投債をダクトから切り離した後、閉止する を載節 一	{2019}		0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2021}ボート搬送部一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2022}ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 投積部一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2023}ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 移載部一一{2024}連続焼結炉 No. 1一一{2025}ペレット搬送設備 No. 1 解体装置 解体部一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2027}センタレス研削設備 No. 1 ペレット供給機一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2028}センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部○設備をダクトから切り離した後、閉止する{2029}センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部○設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2020}		0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2022}段積部一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2023}ペレット搬送設備 No. 1 ボート段積装置 移載部一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2024}連続焼結炉 No. 1一一{2025}ペレット搬送設備 No. 1 解体装置 解体部一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2027}センタレス研削設備 No. 1 ペレット供給機一設備をダクトから切り離した後、閉止する{2028}センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部○設備をダクトから切り離した後、閉止する{2029}センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部○設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2021}		_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2023} 移載部 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2024} 連続焼結炉 No. 1 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2025} センタレス研削設備 No. 1 ペレット供給機 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2028} センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2029} センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2022}	段積部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2025} ペレット搬送設備 No. 1 解体装置 解体部 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2027} センタレス研削設備 No. 1 ペレット供給機 センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2028} センタレス研削部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2029} センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2023}		_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2025} 解体部 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2027} センタレス研削設備 No. 1 ペレット供給機 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2028} センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2024}	連続焼結炉 No. 1	_	_
{2027} ペレット供給機 一 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2028} センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2029} センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2025}		_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2028} センタレス研削部 ご 設備をダクトから切り離した後、閉止する {2029} センタレス研削設備 No. 1 ご 設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2027}	77174124117	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2029} ペレット洗浄部	{2028}		0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2030} ペレット乾燥機 No. 1 ○ 設備をダクトから切り離した後、閉止する	{2029}		0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
	{2030}	ペレット乾燥機 No. 1	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。

図ト-2 P設-2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の 設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

(1/2)

管理 番号	名称	{6017}フィルタユニット(設備排気用)への接続	備考
{2031}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット搬送部		設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2032}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2033}	ペレット搬送設備 No. 1-2 ペレット移載装置 ペレット抜取検査部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2034}	ペレット搬送設備 No. 1-2 波板搬送装置 外観検査装置部	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2039}	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置	0	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{2040}	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑乾燥機	_	設備をダクトから切り離した後、閉止する。
{3001}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3002}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3003}	ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3004}	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3006}	燃料棒解体装置 No. 1	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3008}	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3011}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{3012}	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6081}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6082}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6083}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6084}	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6091}	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6092}	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6108}	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6109}	第2廃液処理設備 凝集槽	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6112}	第2廃液処理設備 加圧脱水機	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{6113}	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

図ト-2 P設-2-1-1 (7) 気体廃棄設備 No. 1 (系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) の 設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

(2/2)



図ト-2P設-2-1-2(1) 気体廃棄設備 No.1系統 I (部屋排気系統) 排風機 (301-F)



図ト-2P設-2-1-2(2) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅱ(部屋排気系統) 排風機(302-F)



図ト-2P設-2-1-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統V(局所排気系統) 排風機(305-F)



図ト-2P設-2-1-2(4) 気体廃棄設備 No.1系統 I (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)



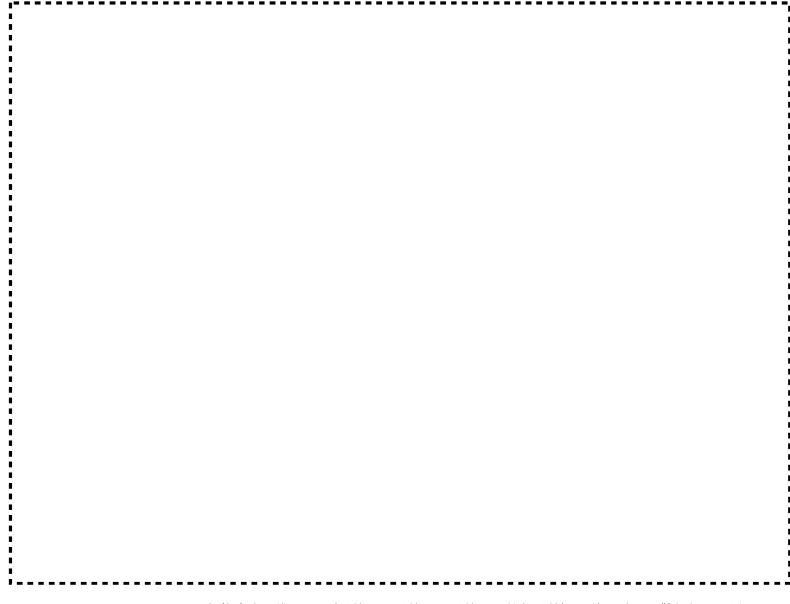
図ト-2P設-2-1-2(5) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅱ(部屋排気系統) フィルタユニット(FU-402)



図ト-2P設-2-1-2(6) 気体廃棄設備 No.1系統V(局所排気系統) フィルタユニット(FU-405)

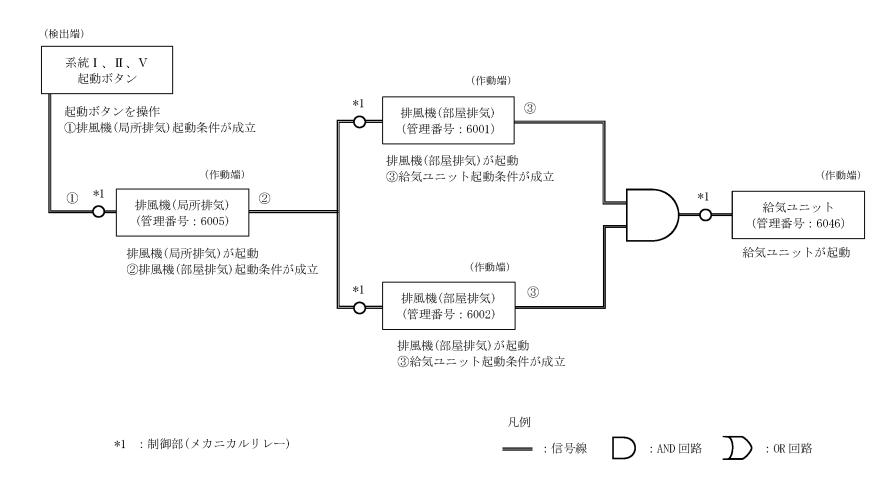


図ト-2P設-2-1-2(7) 気体廃棄設備 No.1系統 I系統 I系統 V(給気系統) 給気ユニット(201AC)



図ト-2P設-2-1-3 気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) 差圧計及び警報盤 配置図

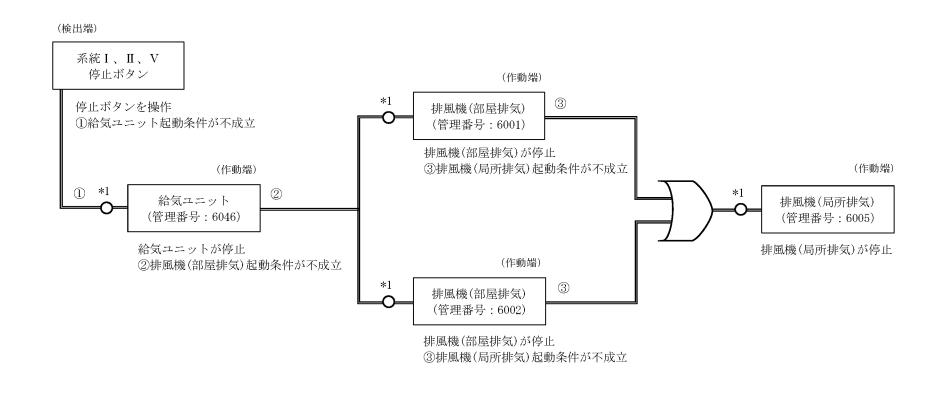
気体廃棄設備 No.1(系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 起動時



図トー2P設-2-1-4(1) 気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時) (1/2)

気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 停止時

*1:制御部(メカニカルリレー)



図トー2P設-2-1-4(1) 気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 II 、系統 V 、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時) (2/2)

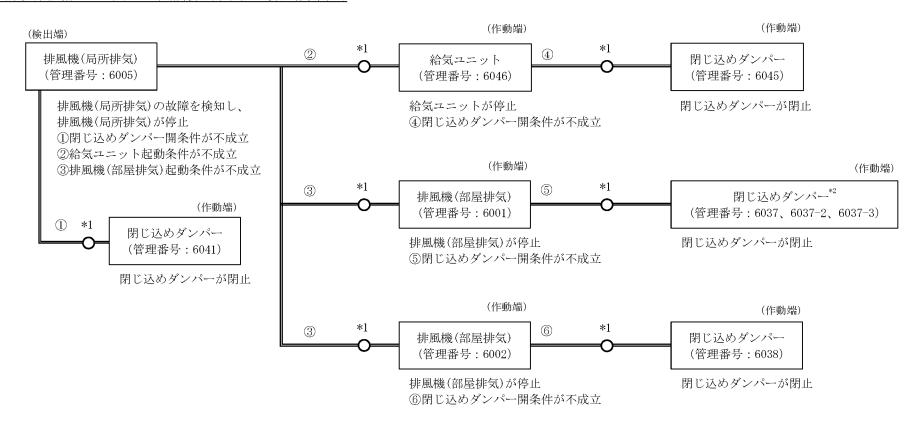
凡例

---:信号線

: AND 回路

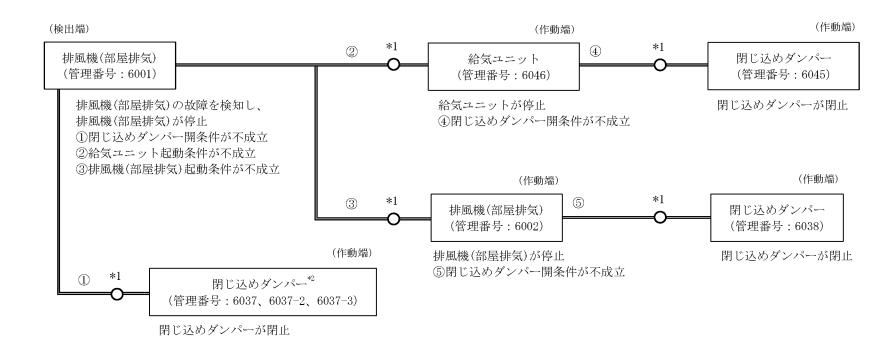
: OR 回路

切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止



図トー2P設ー2-1-4(2) 気体廃棄設備 No.1(系統 I 、系統 I 、系統 V 、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機異常時) (1/3)

気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統) 排風機異常時



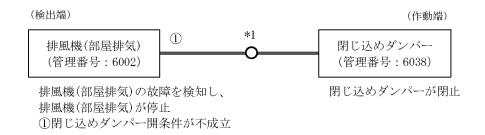
*1:制御部(メカニカルリレー)

*2 : 閉じ込めダンパー(ワンスルー運転切替用)(管理番号:6043-2)及び 閉じ込めダンパー(リサイクル運転切替用)(管理番号:6043-3)は

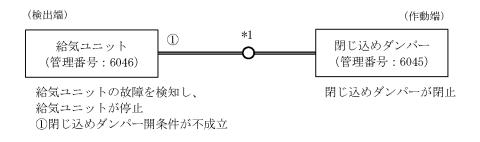
切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

図トー2 P設ー2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 I 、系統 V 、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時) (2/3)

気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統) 排風機異常時

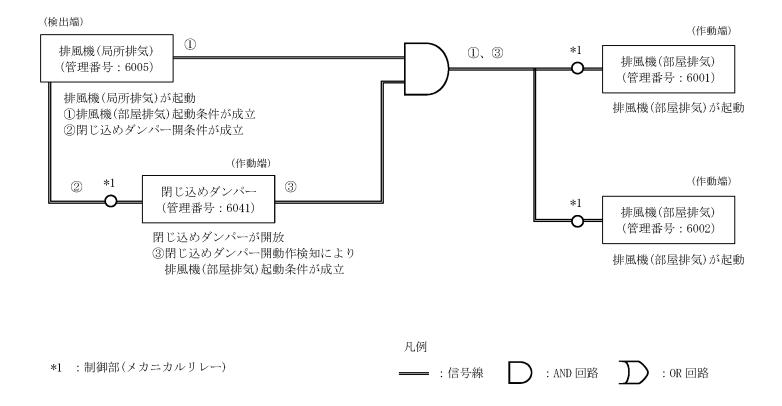


気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット異常



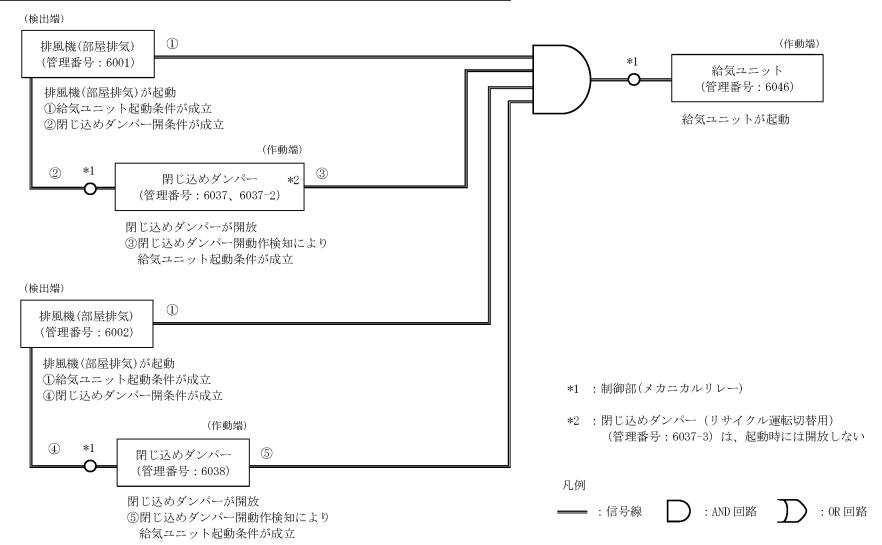
図トー2 P設ー2-1-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I 、系統 I 、系統 V 、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時) (3/3)

気体廃棄設備 No.1(系統 I、系統 I、系統 V、給気系統) 排風機(局所排気) 起動後

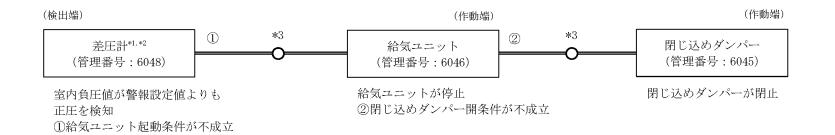


図トー2 P設ー2-1-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時) (1/2)

気体廃棄設備 No. 1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動後



図ト-2 P 設-2-1-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統 I、系統 II、系統 V、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時) (2/2)



*1: 第2-1ペレット室に設置する差圧計のみ 室内負圧異常時に給気ユニット起動条件が不成立

*2:室内負圧値が警報設定値よりも正圧を検知した場合、

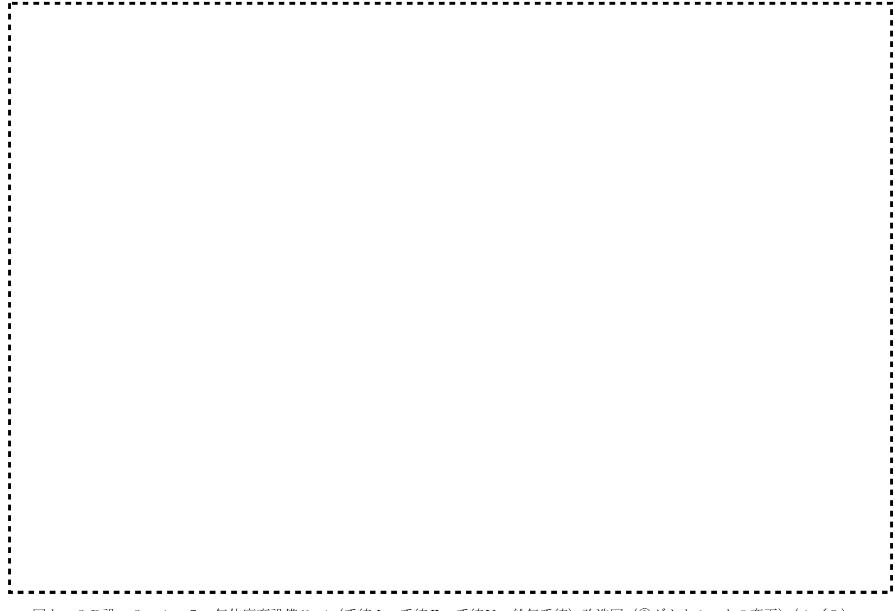
警報盤から自動的に警報を発報

*3:制御部(メカニカルリレー)

凡例

---:信号線

: AND 回路 : OR 回路



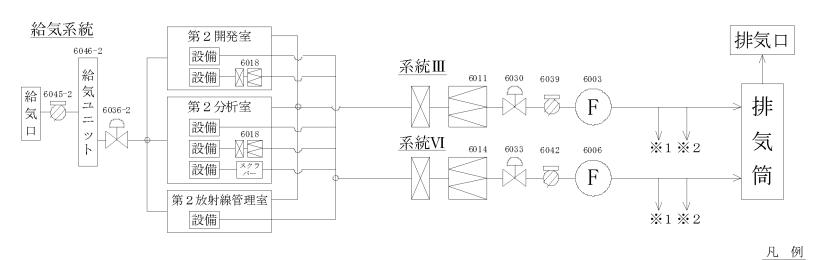
図ト-2P設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (1/3)



図ト-2P設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統)改造図(①ダクトルートの変更)(2/3)



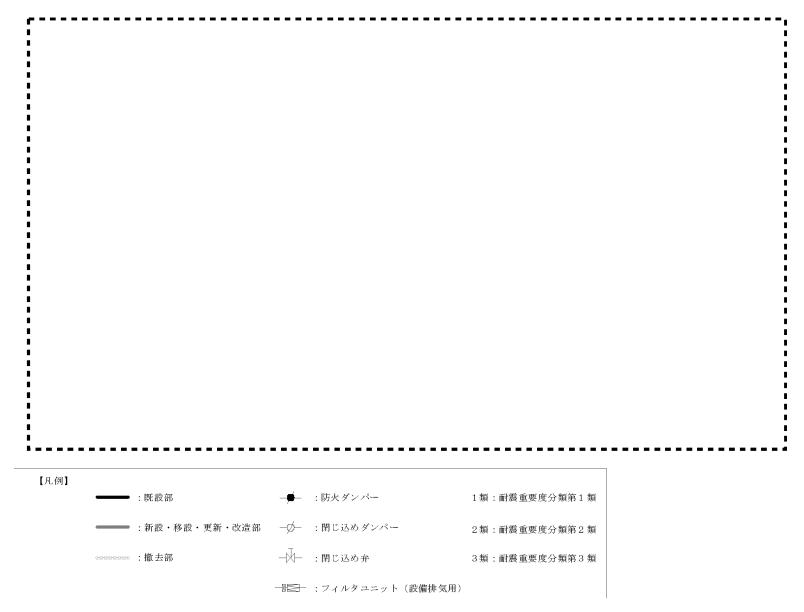
図ト-2P設-2-1-5 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (3/3)



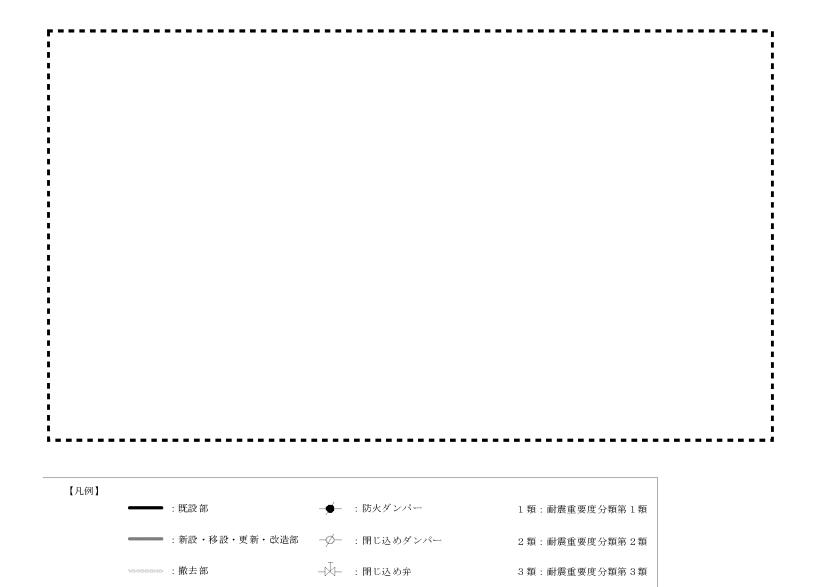
プレフィルタ

 高性能エアフィルタ
 ・ 排風機
 ・ 閉じ込め弁
 ・ 閉じ込めダンパー

※1:ダストモニタ(サンプリング) ※2:エアスニファ(サンプリング)

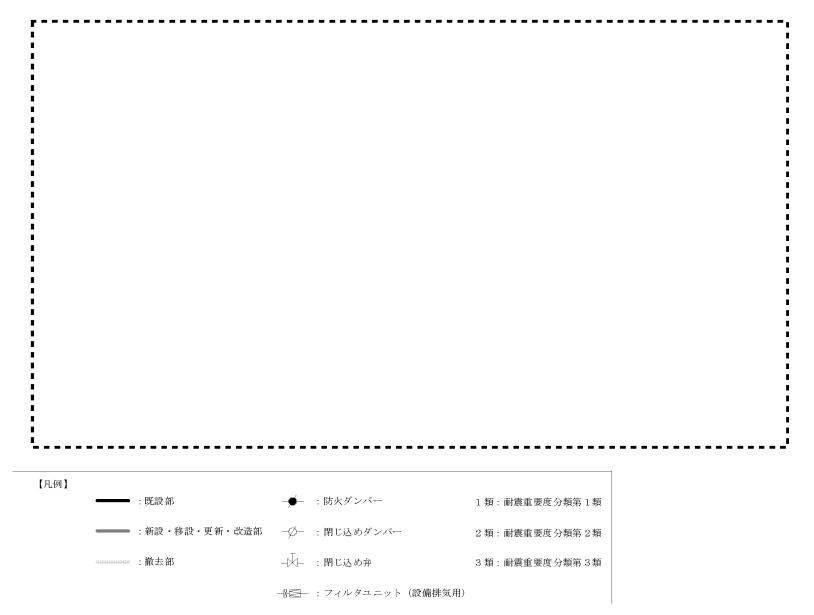


図ト-2P設-2-2-1(2) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ(部屋排気系統))(1/2)

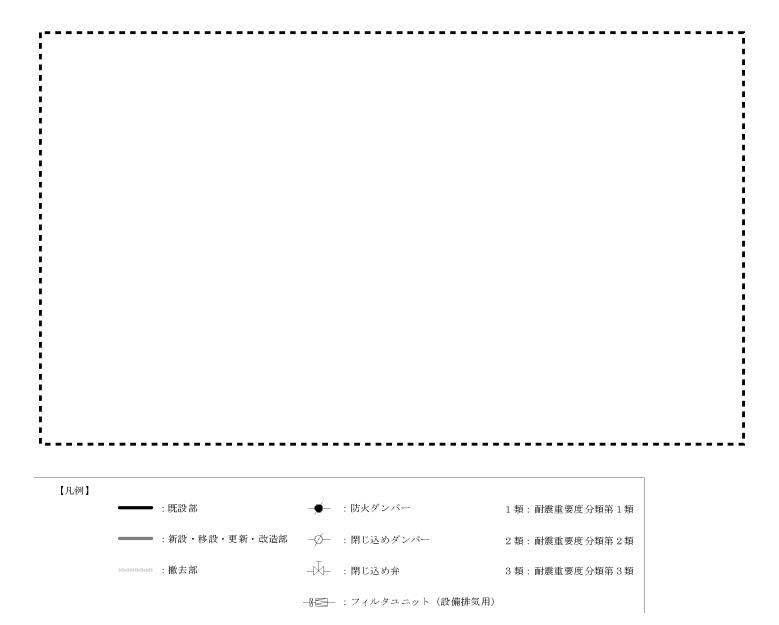


図ト-2 P設-2-2-1 (2) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ(部屋排気系統))(2/2)

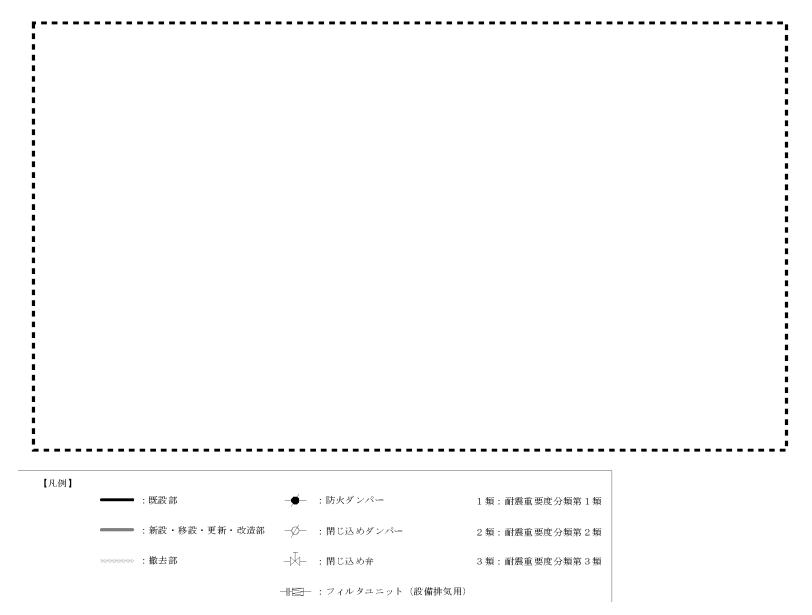
-№全- : フィルタユニット (設備排気用)



図ト-2P設-2-2-1(3) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ(局所排気系統))(1/2)



図ト-2 P 設-2-2-1 (3) 気体廃棄設備 No. 1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ(局所排気系統))(2/2)



図ト-2P設-2-2-1(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統))(1/2)



図ト-2P設-2-2-1(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅲ系統Ⅵ(給気系統))(2/2)

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6003}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統)		{6025}	気体廃棄設備 No.1 系統VI			気体廃棄設備 No. 1 系統VI(局所排気系統)	
	排風機(303-F)		(6025)	ダクト		{6042}	閉じ込めダンパー	
{6006}	気体廃棄設備 No. 1 系統V	I(局所排気系統)	{6030}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ	(部屋排気系統)	{6045-2}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系	系統VI(給気系統)
	排風機(306-F)		{6030}	閉じ込め弁		{6045=2}	閉じ込めダンパー	
{6011}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ	[(部屋排気系統)	{6033}	気体廃棄設備 No.1 系統VI	(局所排気系統)	[6046 9]	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系統VI(給気系統)	
	フィルタユニット(FU-	-403)	{6033}	閉じ込め弁		{6046-2}	給気ユニット(202AC)	
{6014}	気体廃棄設備 No. 1 系統V	I(局所排気系統)	{6036-2}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ	系統VI(給気系統)	[CO 47 0]	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ系	系統VI(給気系統)
	フィルタユニット(FU-	-406)	{6036-2}	閉じ込め弁		{6047-2}	ダクト	
{6018}	気体廃棄設備 No. 1 系統V	I(局所排気系統)	{6039}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ	(部屋排気系統)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー	
	フィルタユニット(設作	備排気用)	(0039)	閉じ込めダンパー		100407		
{6022}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ	[(部屋排気系統)						
	ダクト							

図ト-2 P 設-2-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)

管理 番号	名称	{6018} フィルタユニット(設備排気用)への接続	備考
{8013}	分析設備 粉末取扱フード No. 1	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8014}	分析設備 粉末取扱フード No. 2	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8015}	分析設備 粉末取扱フード No. 3	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8016}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	_	スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8017}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	_	スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8018}	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	_	スクラバーに接続する。 接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8019}	燃料開発設備 スクラップ処理装置	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8020}	燃料開発設備 試料調整用フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8021}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8022}	燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8023}	燃料開発設備 粉末取扱フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8024}	燃料開発設備プレス	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8025}	燃料開発設備加熱炉	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8026}	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8069}	燃料開発設備	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{8070}	試験検査設備	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

図ト-2 P 設-2-2-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)



図ト-2P設-2-2-2(1) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)



図ト-2P設-2-2-2(2) 気体廃棄設備 No.1系統VI (局所排気系統) 排風機 (306-F)



図ト-2P設-2-2-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅲ(部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)



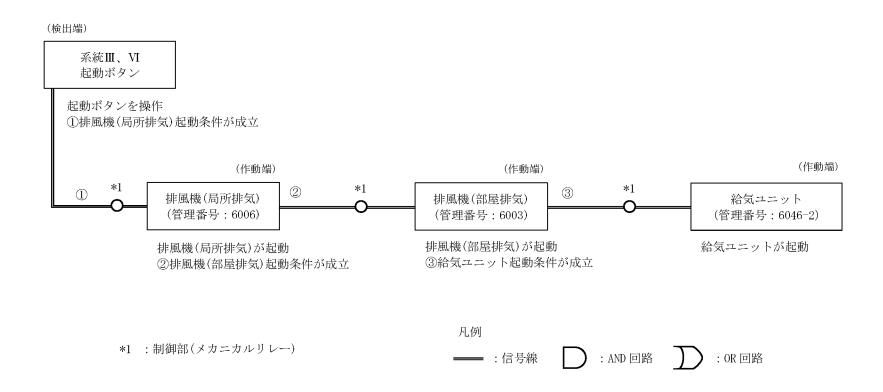
図ト-2P設-2-2-2(4) 気体廃棄設備 No.1系統VI (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)



図ト-2P設-2-2-2(5) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅲ系統VI(給気系統) 給気ユニット (202AC)

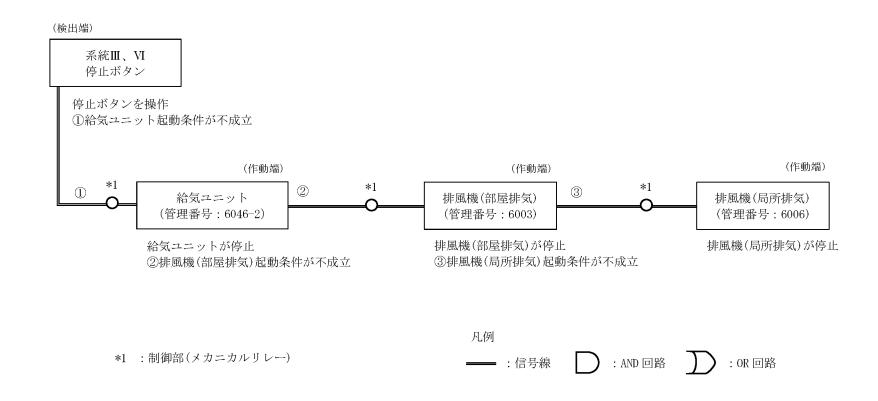


気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 起動時



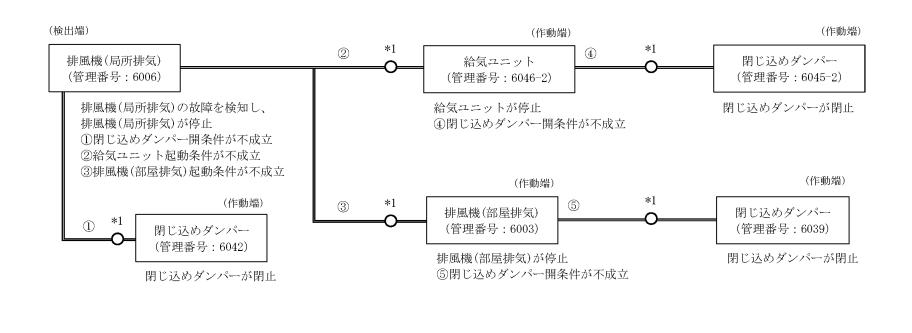
図ト-2 P設-2-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時) (1/2)

気体廃棄設備 No.1(系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) 停止時



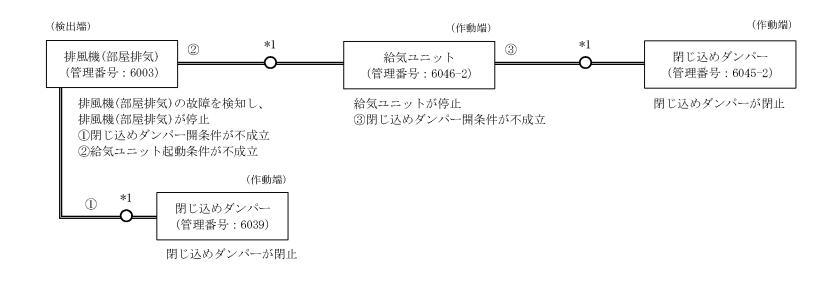
図トー2P設-2-2-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時) (2/2)

気体廃棄設備 No. 1 系統VI (局所排気系統) 排風機異常時



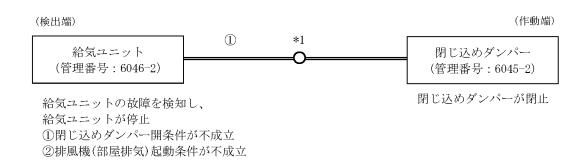
 *1 :制御部(メカニカルリレー)
 上
 上
 会の
 E
 L
 AND 回路
 L
 OR 回路

図ト-2 P設-2-2-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時) (1/3)

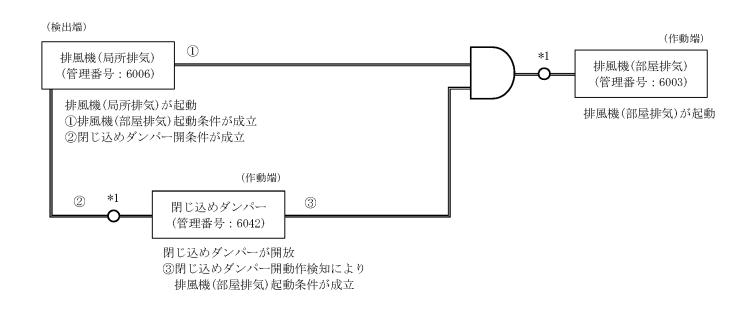


図ト-2 P設-2-2-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時) (2/3)

気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統VI(給気系統) 給気ユニット異常時



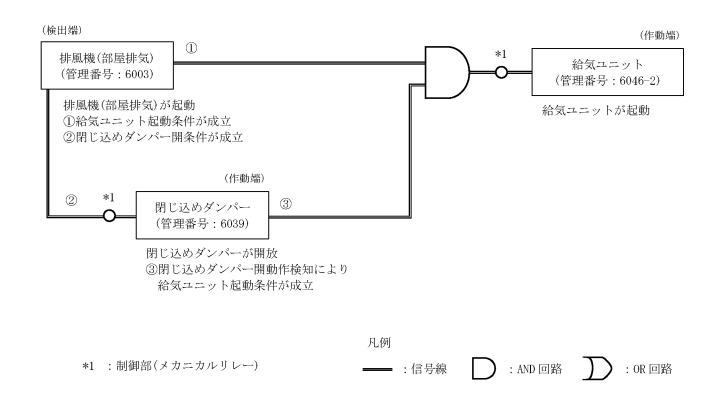
図ト-2 P設-2-2-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時) (3/3)



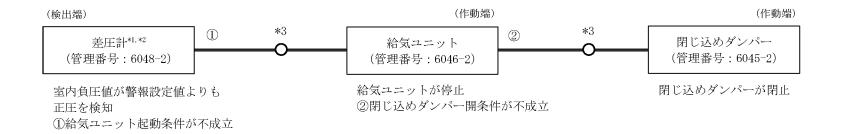
 *1 : 制御部(メカニカルリレー)
 凡例

 *1 : 制御部(メカニカルリレー)
 : 信号線
 : AND 回路
) : OR 回路

図ト-2 P 設-2-2-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時) (1/2)



図ト-2 P設-2-2-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時) (2/2)



*1:第2分析室に設置する差圧計のみ

室内負圧異常時に給気ユニット起動条件が不成立

*2:室内負圧値が警報設定値よりも正圧を検知した場合、

警報盤から自動的に警報を発報

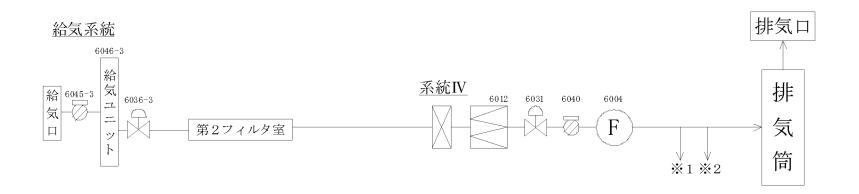
*3:制御部(メカニカルリレー)

凡例

---:信号線

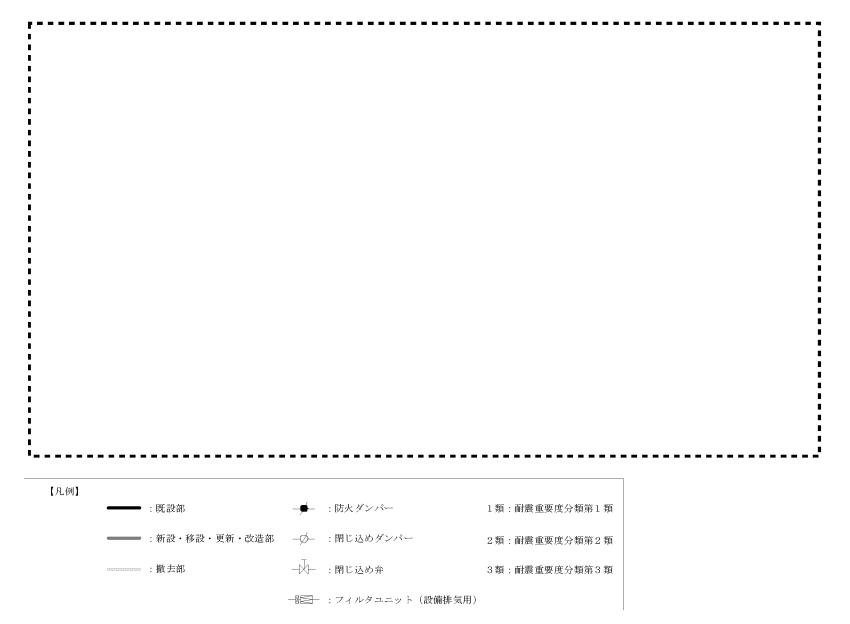
) : AND 回路

: OR 回路

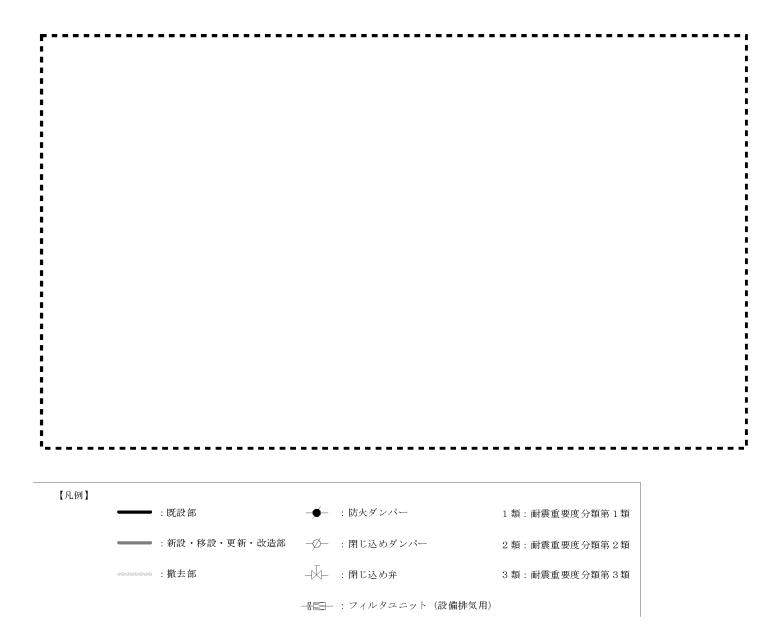


凡 例プレフィルタ高性能エアフィルタ下 排風機対 閉じ込め弁関じ込めダンパー

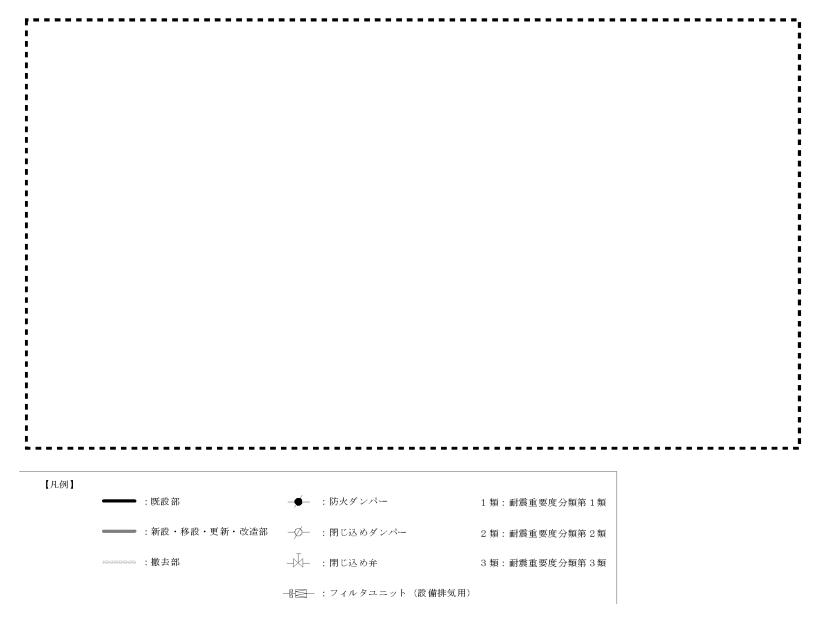
%1:ダストモニタ(サンプリング)
%2:エアスニファ(サンプリング)



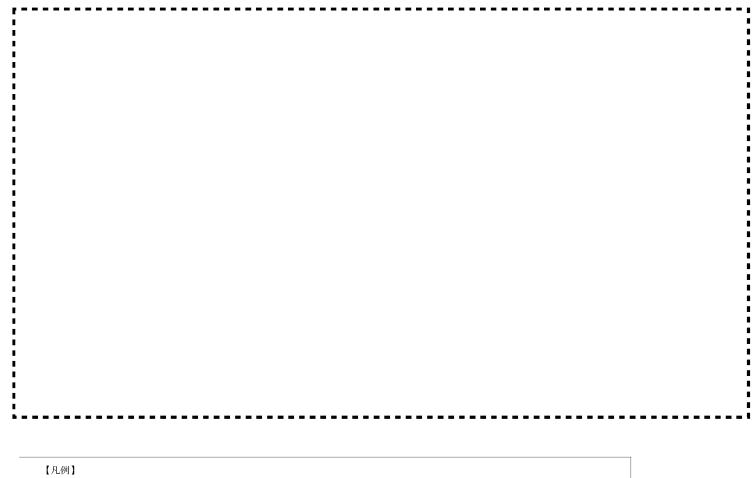
図ト-2P設-2-3-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統IV (部屋排気系統)) (1/2)



図ト-2P設-2-3-1(2) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV(部屋排気系統))(2/2)



図ト-2P設-2-3-1(3) 気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV(給気系統))(1/2)



: 既設部
 : 防火ダンパー
 : 新設・移設・更新・改造部
 : 新設・移設・更新・改造部
 : 開じ込めダンパー
 : 撤去部
 : 開じ込め弁
 : 開じ込め弁
 3類: 耐震重要度分類第 3類
 ・ フィルタユニット(設備排気用)

図ト-2P設-2-3-1(3) 気体廃棄設備 No. 1(系統IV、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統IV(給気系統))(2/2)

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6004}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(部屋排気系統)		{6036-3}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(給気系統)	{6047-3}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV(給気系統)	
	排風機(304-F)		(0030-3)	閉じ込め弁		(0047-3)	ダクト	
{6012}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	({6040}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(部屋排気系統)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー	
{0012}	フィルタユニット (FU-40	04)	100407	閉じ込めダンパー				
{6023}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	({6045-3}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(給気系統)			
	ダクト		10040-37	閉じ込めダンパー				
{6031}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(部屋排気系統)	{6046-3}	気体廃棄設備 No. 1 系統IV	(給気系統)			
	閉じ込め弁		10040-37	給気ユニット (203SU)				



図ト-2P設-2-3-2(1) 気体廃棄設備 No.1系統IV (部屋排気系統) 排風機 (304-F)



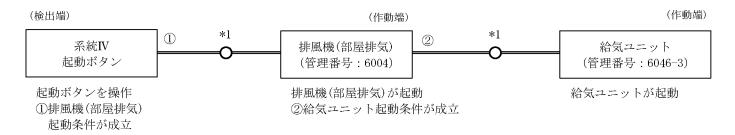
図ト-2P設-2-3-2(2) 気体廃棄設備 No.1系統IV (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)



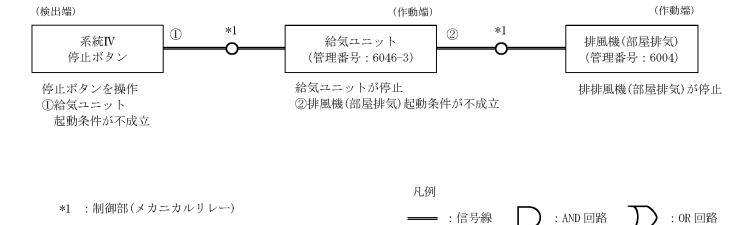
図ト-2P設-2-3-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)



気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) 起動時

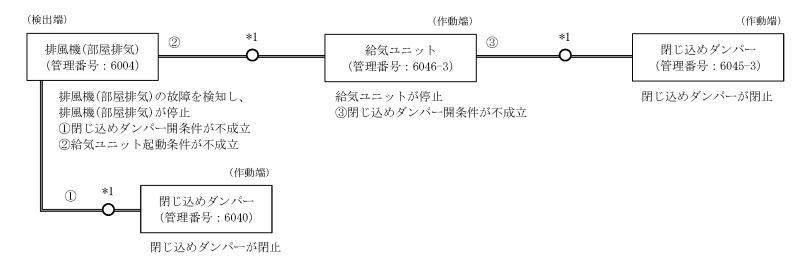


気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) 停止時

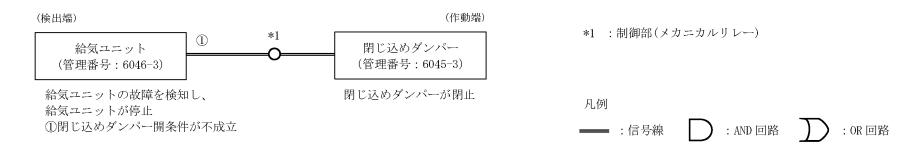


図ト-2P設-2-3-4(1) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時)

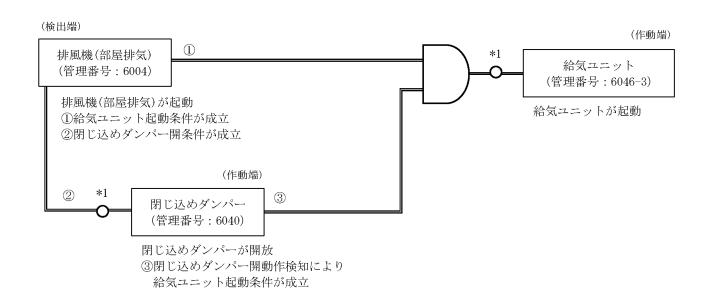
気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統) 排風機異常時



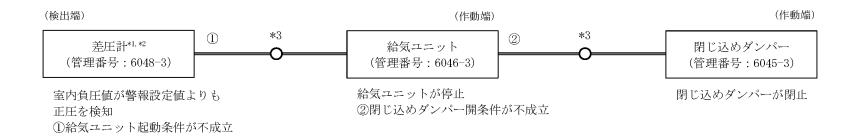
気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット異常時



図ト-2P設-2-3-4(2) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機異常時)



図ト-2P設-2-3-4(3) 気体廃棄設備 No.1(系統IV、給気系統) インターロック信号系統図(ダンパー開度異常時)



*1:第2フィルタ室に設置する差圧計が 電力を圧用効果に効気の

室内負圧異常時に給気ユニット起動条件が不成立

*2:室内負圧値が警報設定値よりも正圧を検知した場合、警報盤から自動的に警報を発報

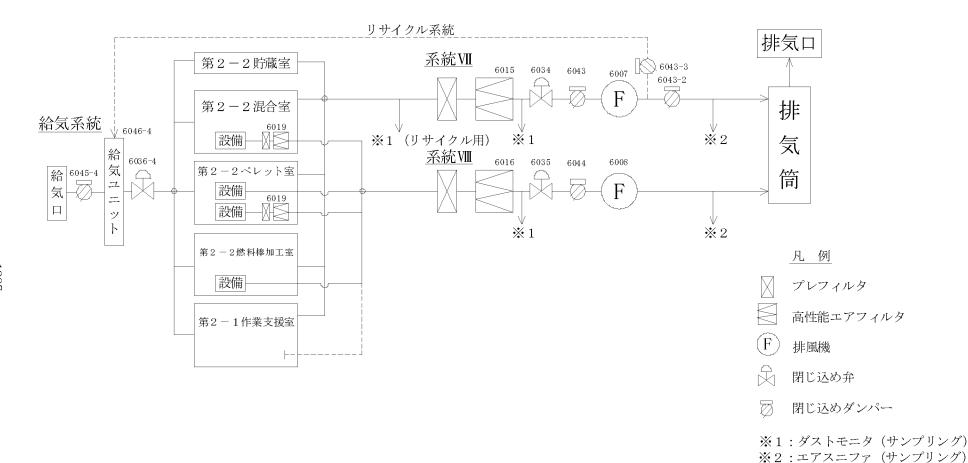
*3:制御部(メカニカルリレー)

凡例

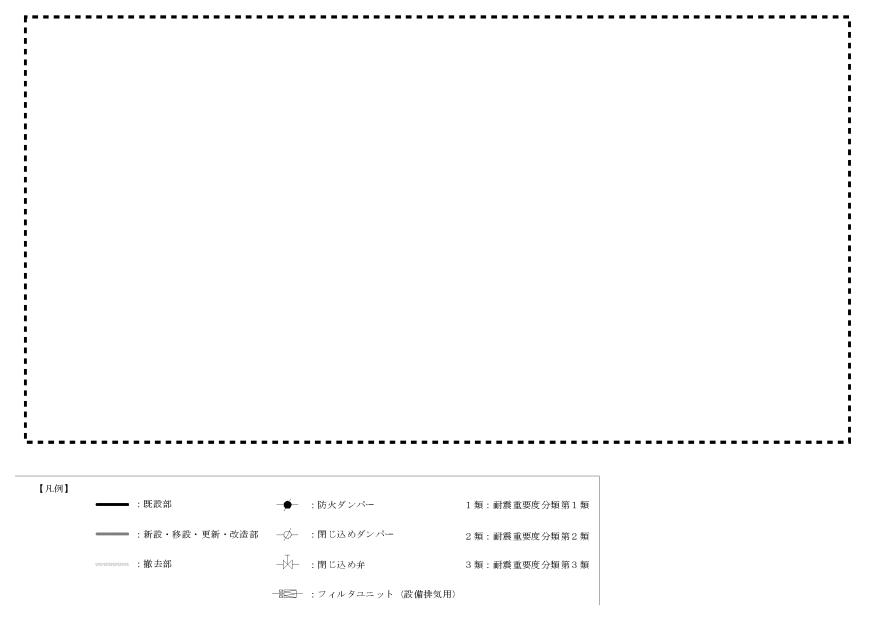
----:信号線

) : AND 回路

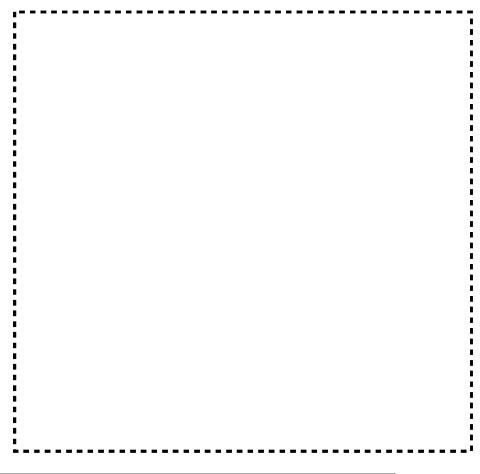
):OR回記



図ト-2 P設-2-4-1 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅵ、系統Ⅶ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統図)



図ト-2 P設-2-4-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅵ、系統Ⅵ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ (部屋排気系統))(1/4)





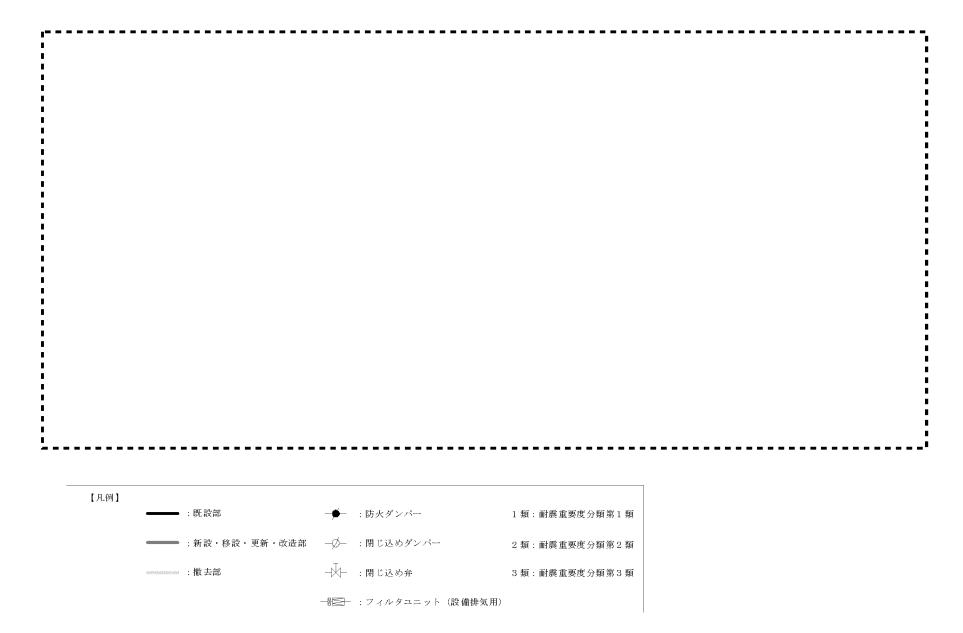
図ト-2P設-2-4-1(2) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅶ(部屋排気系統))(2/4)



図ト-2 P設-2-4-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅵ、系統Ⅵ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ (部屋排気系統))(3/4)



図ト-2 P設-2-4-1 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅵ、系統Ⅵ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅵ (部屋排気系統))(4/4)

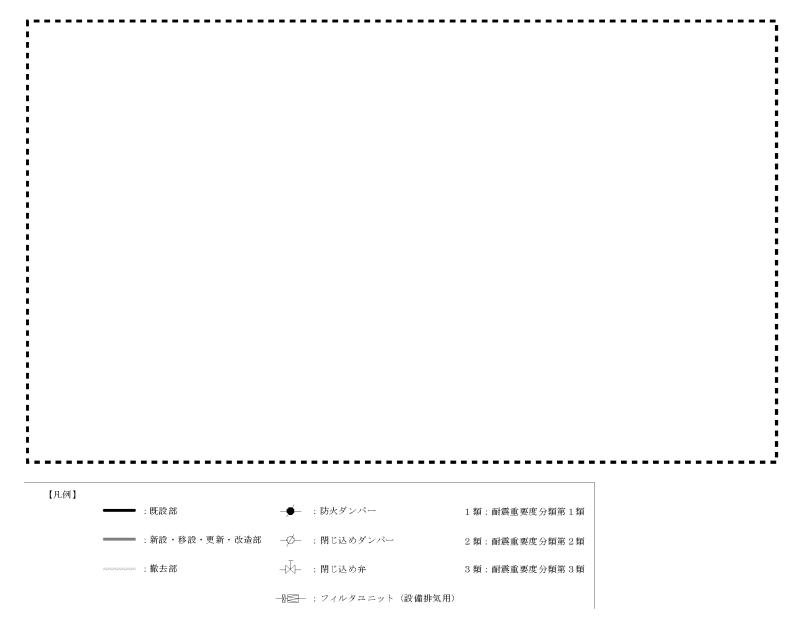


図ト-2 P 設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(1/4)

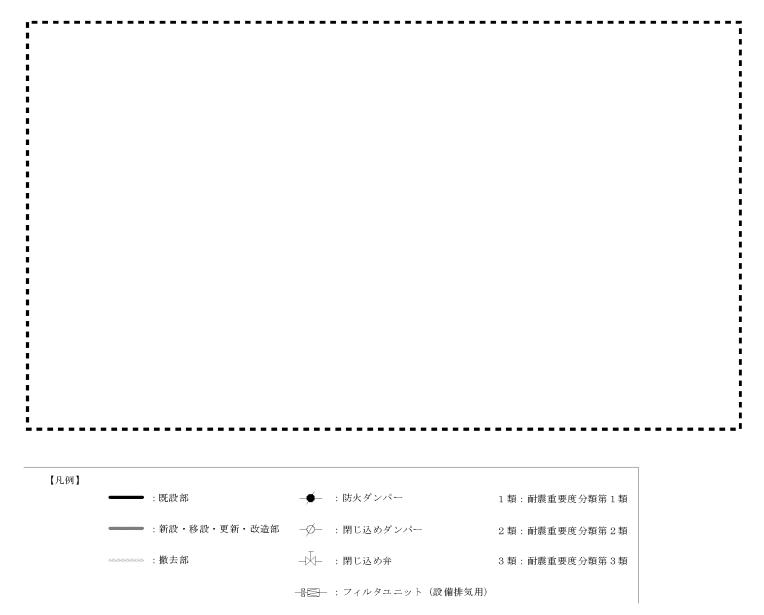




図ト-2 P 設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(2/4)



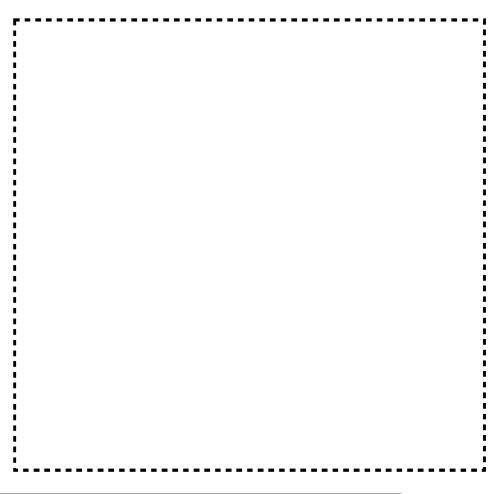
図ト-2 P設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅵ、系統Ⅵ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(3/4)



図ト-2 P設-2-4-1 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅵ、系統Ⅵ、糸気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統Ⅷ(局所排気系統))(4/4)



図ト-2 P設-2-4-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統Ⅶ系統Ⅷ (給気系統)) (1/3)



【凡例】

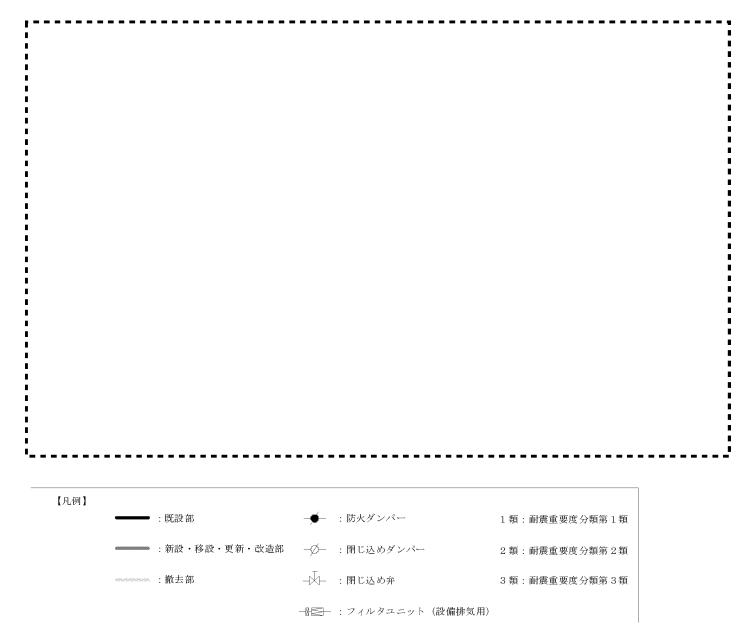
- : 既設部 - : 防火ダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類

: 新設・移設・更新・改造部 - : 閉じ込めダンパー 2類: 耐震重要度分類第2類

: 撤去部 - : 閉じ込め弁 3類: 耐震重要度分類第3類

- - - - : アイルタユニット(設備排気用)

図ト-2 P 設-2-4-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VIII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、



図ト-2 P設-2-4-1 (4) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统VII、系统V

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6007}	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII(部屋排気系統)		[2005]	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ(局所排気系統)		[6040.0]	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII(部屋排気系統)	
	排風機(307-F)		{6027}	ダクト		{6043-3}	閉じ込めダンパー(リサイ	クル運転切替用)
{6008}	気体廃棄設備 No. 1 系統 W	■ (局所排気系統)	{6034}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ	(部屋排気系統)	{6044}	気体廃棄設備 №.1 系統 🞹	(局所排気系統)
	排風機(308-F)		(0034)	閉じ込め弁		{0044}	閉じ込めダンパー	
{6015}	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI	Ⅱ (部屋排気系統)	{6035}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ	(局所排気系統)	{6045-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ、	系統Ⅷ(給気系統)
	フィルタユニット(FU-	-407)	[0039]	閉じ込め弁		10045-47	閉じ込めダンパー	
[6016]	気体廃棄設備 No. 1 系統 W	■ (局所排気系統)	{6036-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII	系統Ⅷ(給気系統)	[0046 4]	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII系	統Ⅷ(給気系統)
{6016}	フィルタユニット(FU-	-408)	(0030-4)	閉じ込め弁		{6046-4}	給気ユニット (204AC)	
{6019}	気体廃棄設備 No. 1 系統 W	■ (局所排気系統)	{6043}	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ	(部屋排気系統)	{6047-4}	気体廃棄設備 No. 1 系統 VII 系	·統Ⅷ(給気系統)
	フィルタユニット(設	備排気用)	(0043)	閉じ込めダンパー		(004 <i>1</i> -4)	ダクト	
{6026}	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI	Ⅱ (部屋排気系統)	{6043-2}	気体廃棄設備 No.1 系統VII	(部屋排気系統)	{8045}	緊急設備 防火ダンパー	
	ダクト		10043-23	閉じ込めダンパー(ワン	ノスルー運転切替用)	(0040)	茶心以開 切入クンハー	

管理 番号	名称	{6019}フィルタユニット(設備排気用)への接続	備考
{2044}	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2045}	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2046}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2047}	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2048}	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2050}	プレス No. 2-1	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2051}	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2052}	焙焼炉 No. 2-1 破砕装置	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2053}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2054}	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2055}	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2058}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2059}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット抜取部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2060}	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	0	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2061}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2062}	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2063}	有軌道搬送装置	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2064}	連続焼結炉 No. 2-1	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2065}	焼結ボート置台 焼結ボート置台部		接続部にフレキシブルダクトを設ける。
{2066}	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	_	接続部にフレキシブルダクトを設ける。

図ト-2 P設-2-4-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系統VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIIII、系统VIIII、系统VIII、系统VIII、系统VIII、系统VIIII、系统VIIII、系统VIII、系统VIII、

(1/2)

{2067} ペレット機送設備 No. 2-1 接続部にフレキシブル {2068} ペレット搬送設備 No. 2-1 接続部にフレキシブル SUSトレイ搬送部 接続部にフレキシブル	
{2068} SUSトレイ搬送部	
ペレット観送塾供 No. 9-1 塩塩畑アコレモシデリ	レダクトを設ける。
{2069} SUSトレイ保管台部	
センタレス研削装置 No. 2-1 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
センタレス研削装置 No. 2-1 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
センタレス研削装置 No. 2-1 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
{2073} ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
{2074} ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
{2075} ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
{2076} ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 接続部にフレキシブル 波板搬送コンベア No. 1 部	レダクトを設ける。
{2077} ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
{2078} ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 接続部にフレキシブル 目視検査部	レダクトを設ける。
[2079] ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
[2080] ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置	- レダクトを設ける。
{2081} センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
{3025} ペレット検査装置 No. 5 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。
{3026} ペレット編成挿入機 No. 2-1	レダクトを設ける。
{3027} ペレット編成挿入機 No. 2-1 接続部にフレキシブル と	レダクトを設ける。
{3028} 燃料棒解体装置 No. 2 接続部にフレキシブル	レダクトを設ける。

図ト-2 P設-2-4-1 (6) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、糸気系統) の設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)

(2/2)



図ト-2 P設-2-4-2 (1) 気体廃棄設備 No.1 系統VII (部屋排気系統) 排風機 (307-F)

図ト-2P設-2-4-2(2) 気体廃棄設備 No.1系統Ⅷ(局所排気系統) 排風機(308-F)



図ト-2P設-2-4-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統VII(部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (1/2)



図ト-2P設-2-4-2(3) 気体廃棄設備 No.1系統VII(部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407) (2/2)



図ト-2P設-2-4-2(4) 気体廃棄設備 No.1系統VII(局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (1/2)



図ト-2P設-2-4-2(4) 気体廃棄設備 No.1系統VⅢ(局所排気系統) フィルタユニット (FU-408) (2/2)

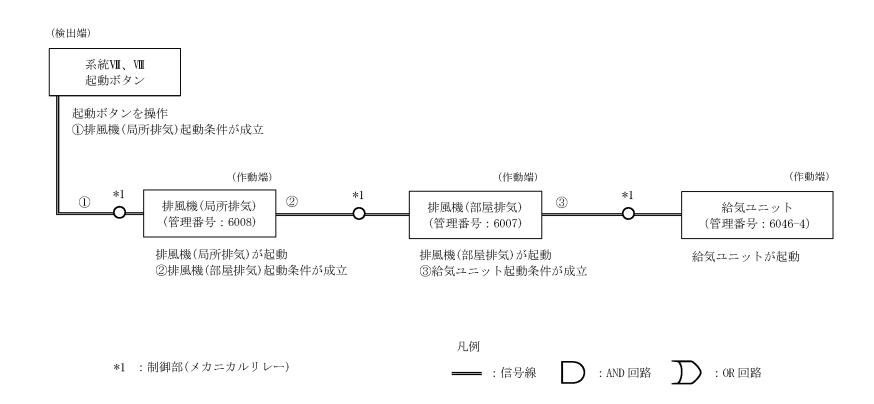


図ト-2P設-2-4-2 (5) 気体廃棄設備 No.1系統VII系統VII(給気系統) 給気ユニット (204AC)



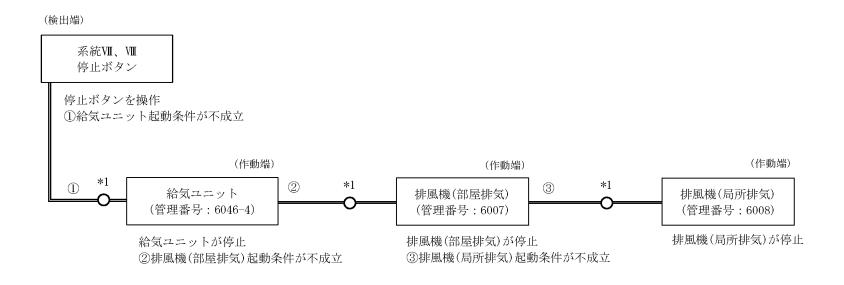
図ト-2 P設-2-4-3 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統) 差圧計及び警報盤 配置図

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 起動時

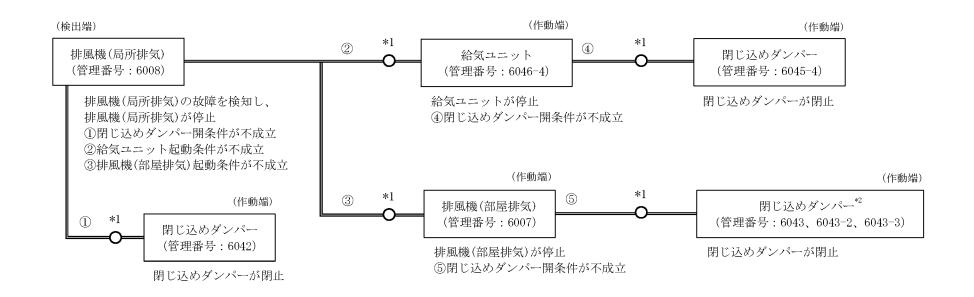


図ト-2 P 設-2-4-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、糸気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時) (1/2)

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 停止時



図ト-2 P設-2-4-4 (1) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機の起動停止時) (2/2)



*1:制御部(メカニカルリレー)

*2 : 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用) (管理番号:6043-2) 及び 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用) (管理番号:6043-3) は

切替運転のため、開放している閉じ込めダンパーが閉止

凡例

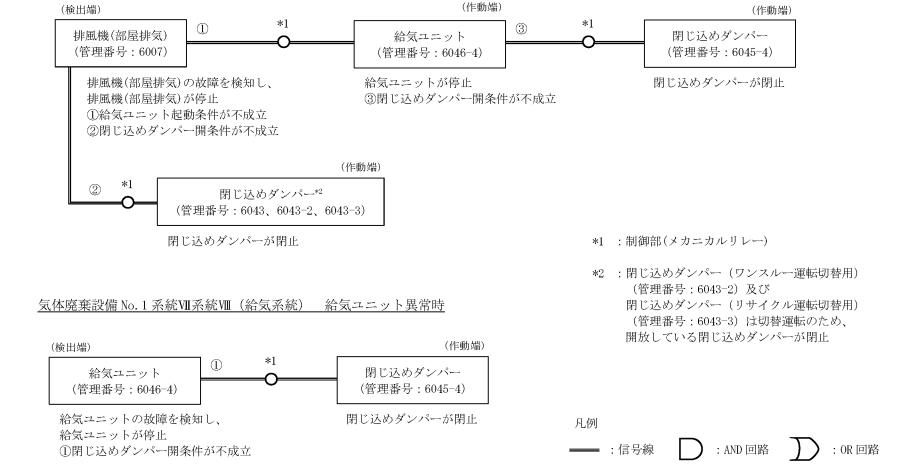
:信号線

) : AND 回路

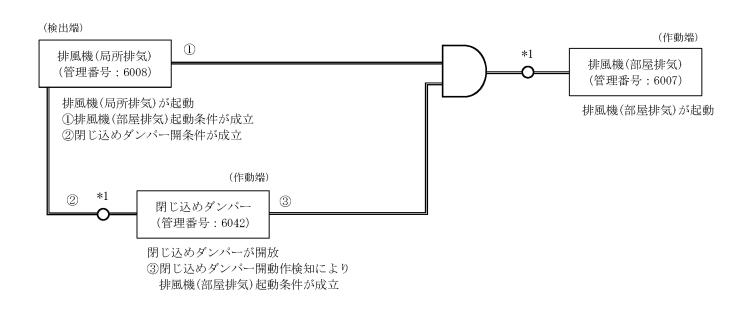
) · OR 同路

図ト-2 P設-2-4-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時) (1/2)

気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機異常時

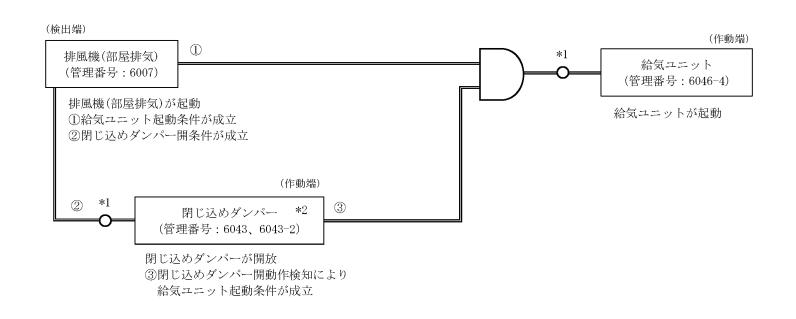


図ト-2 P設-2-4-4 (2) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) インターロック信号系統図 (送排風機異常時) (2/2)

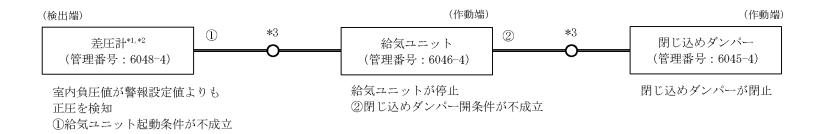


図ト-2 P 設-2-4-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時) (1/2)

気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統) 排風機(部屋排気) 起動時



図ト-2 P 設-2-4-4 (3) 気体廃棄設備 No.1 (系統Ⅷ、系統Ⅷ、給気系統) インターロック信号系統図 (ダンパー開度異常時) (2/2)



*1: 第2-2ペレット室に設置する差圧計のみ

室内負圧異常を検知時に給気ユニット起動条件が不成立

凡例

--- : 信号線

) : AND 回路

*2:室内負圧値が警報設定値よりも正圧を検知した場合、

警報盤から自動的に警報を発報

*3:制御部(メカニカルリレー)

図ト-2P設-2-4-4(4) 気体廃棄設備 No.1(系統Ⅶ、系統Ⅷ、糸気系統) インターロック信号系統図(室内負圧異常時)



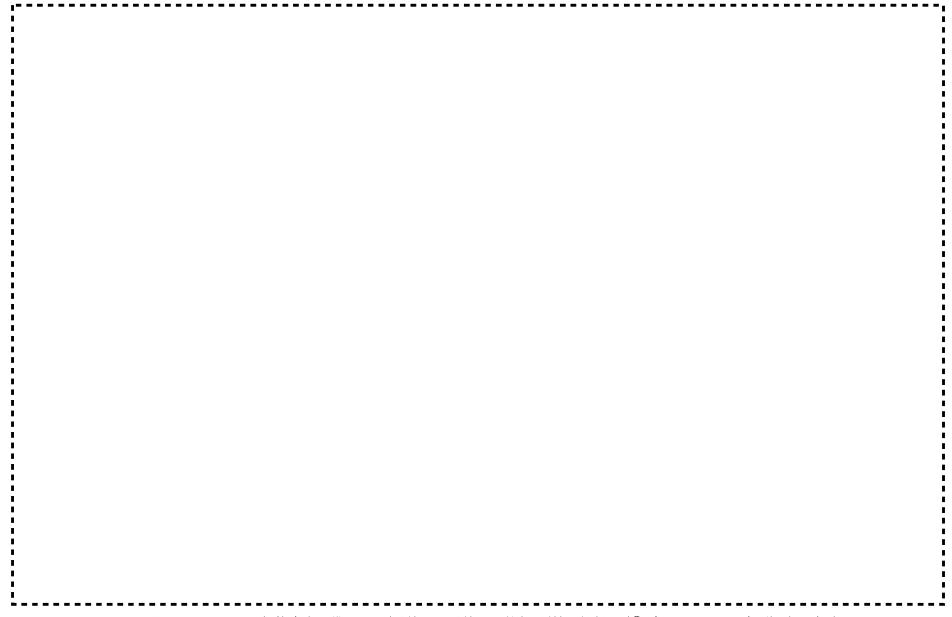
図トー2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VII、系統VII、給気系統)改造図(①ダクトルートの変更)(1/5)



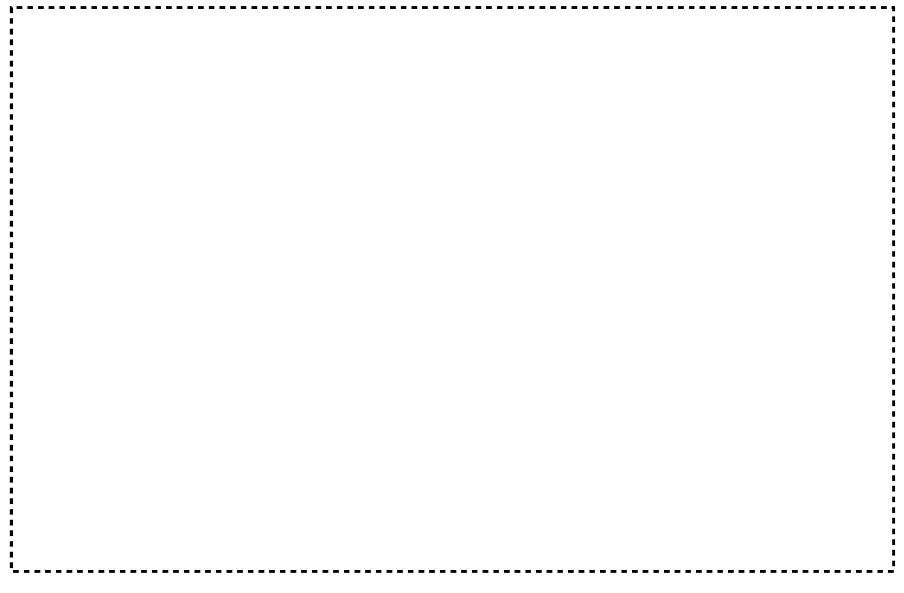
図トー2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1(系統VII、系統VII、系統VII、給気系統)改造図(①ダクトルートの変更)(2/5)



図ト-2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (3/5)

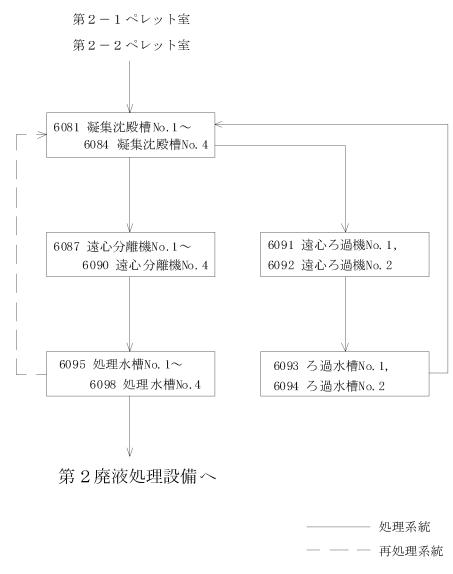


図ト-2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、系統VII、 給気系統) 改造図 (①ダクトルートの変更) (4/5)



図ト-2P設-2-4-5 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VII、系統VII、給気系統) 改造図(①ダクトルートの変更)(5/5)





図ト-2 P設-3-1 第1廃液処理設備 廃液系統図

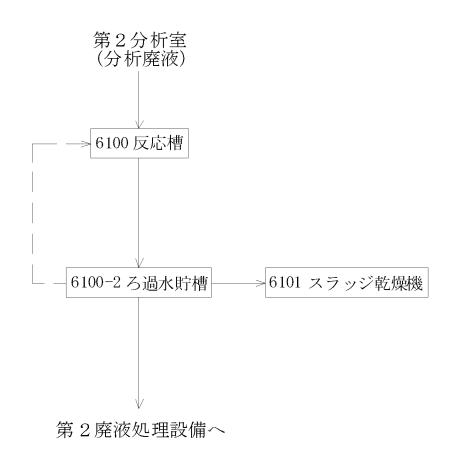




図- 2P設- 3 - 2(2) 第1廃液処理設備 配置図(2/2)



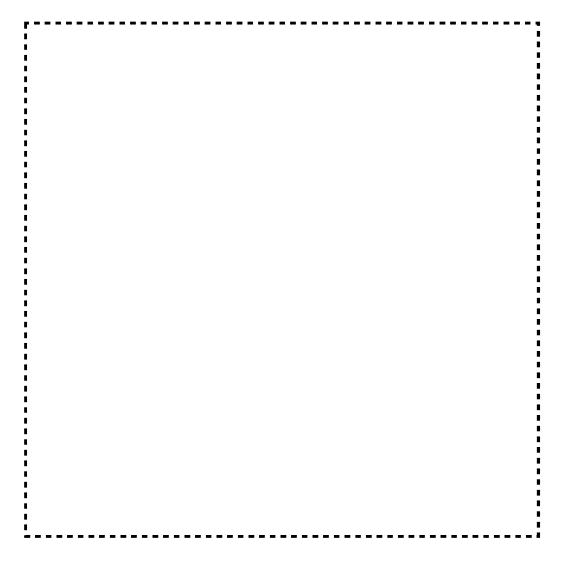
図ト-2 P設-3-3 第1廃液処理設備 補強詳細図



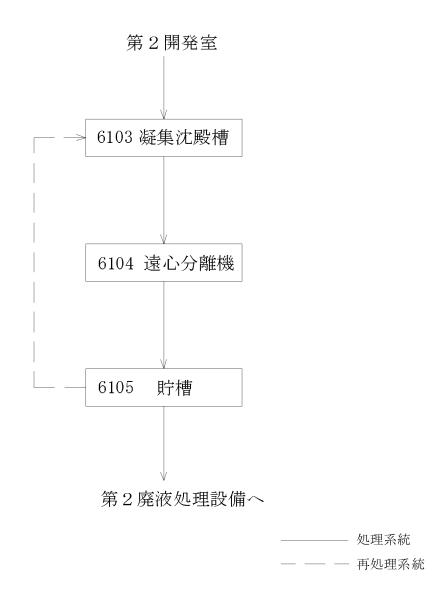
図ト-2P設-4-1 分析廃液処理設備 廃液系統図







図ト-2P設-4-3 分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機

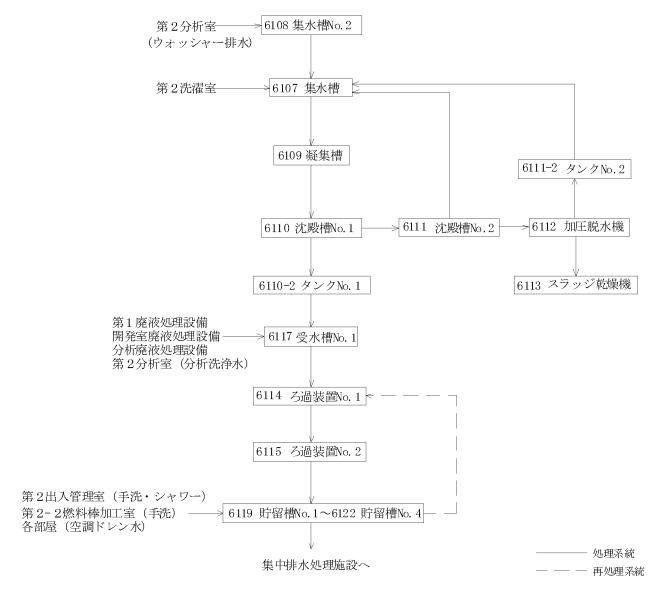


図ト-2P設-5-1 開発室廃液処理設備 廃液系統図





図ト-2P設-5-2(2) 開発室廃液処理設備 配置図(2/2)



図ト-2 P設-6-1 第2廃液処理設備 廃液系統図



図- 2 P設- 6 - 2 (1) 第 2 廃液処理設備 配置図 (1/2)



図ト-2P設-6-3 第2廃液処理設備 集水槽 No.2



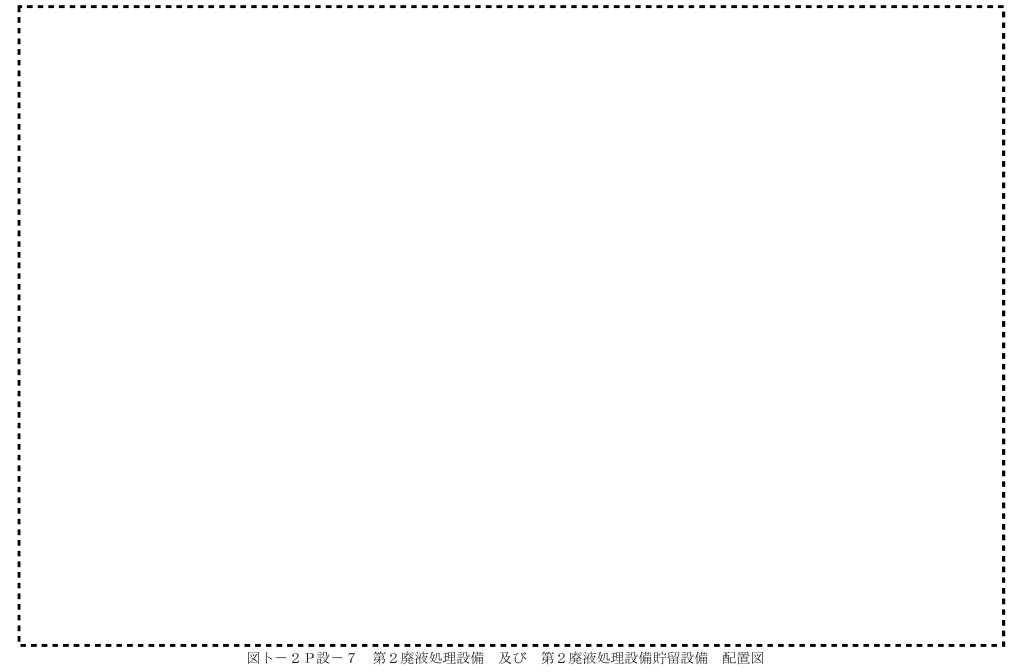
図ト-2P設-6-4 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.1

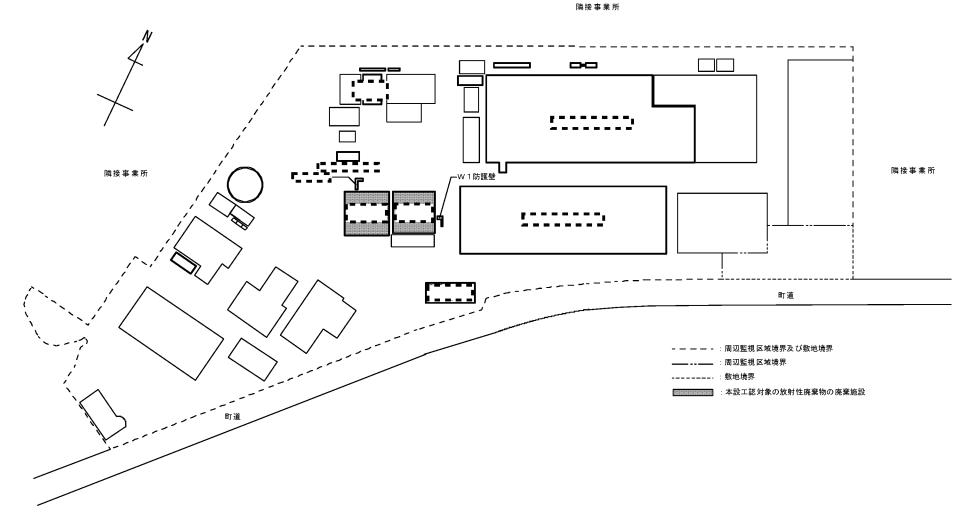


図ト-2P設-6-5 第2廃液処理設備 沈殿槽 No.2

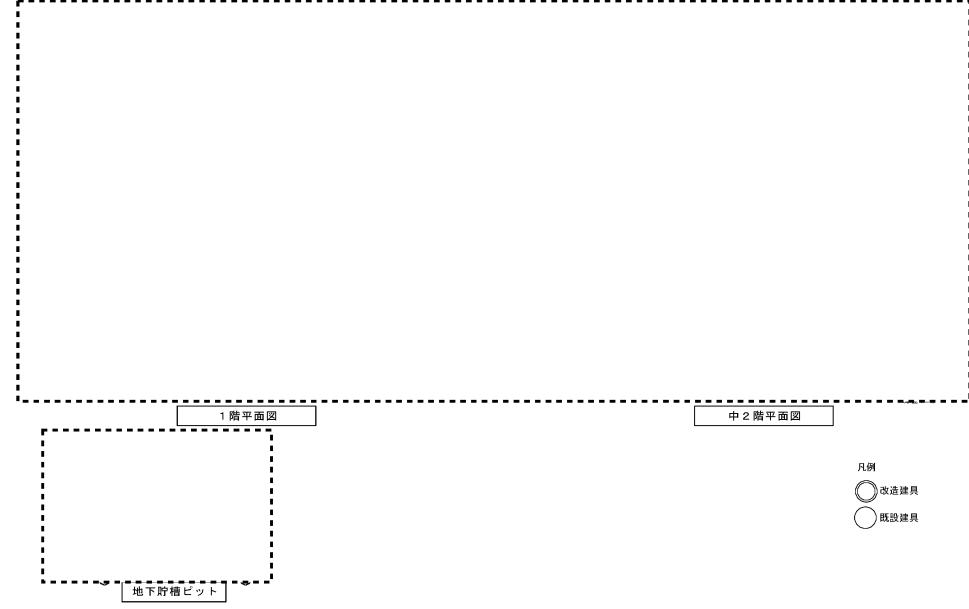


図ト-2P設-6-6 第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機

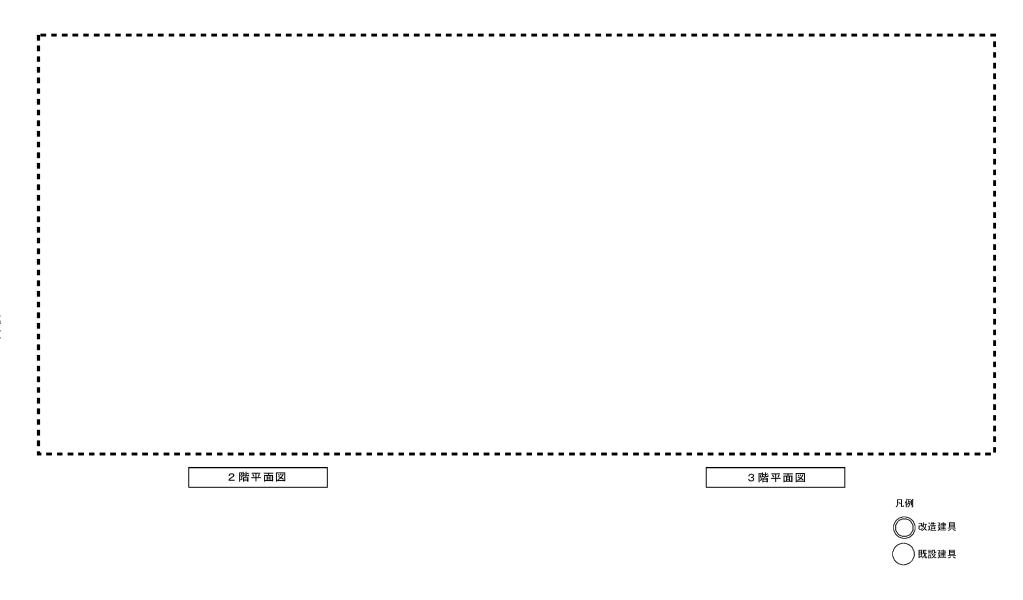


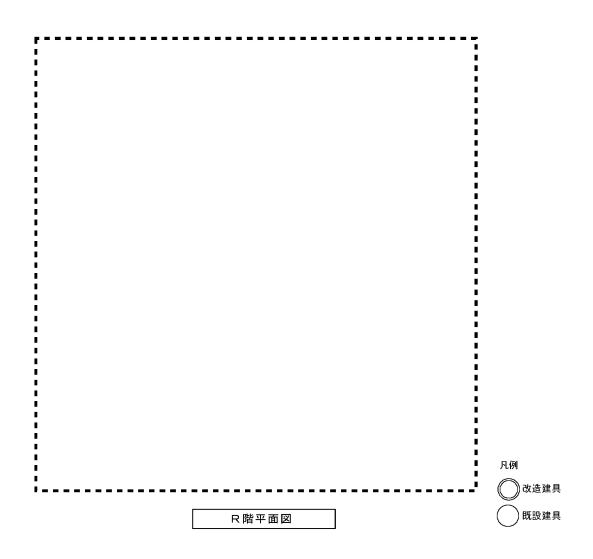


図ト-1-1-1 敷地内における主要な加工施設の位置

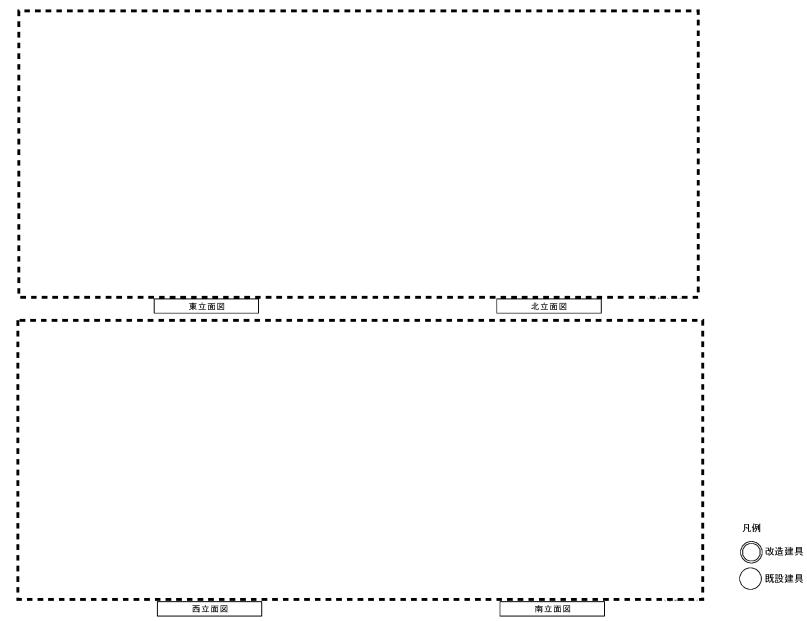


図ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 平面図(1階・中2階)

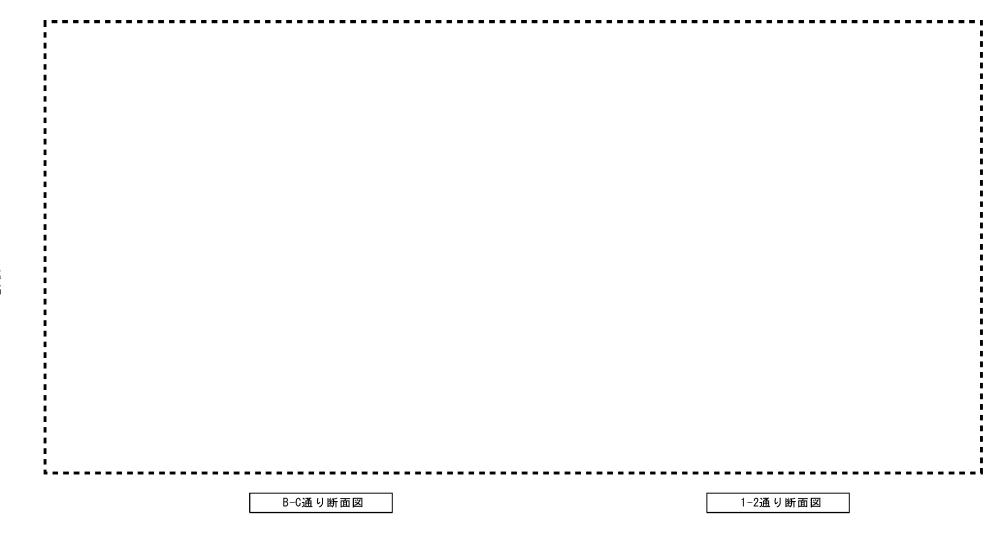




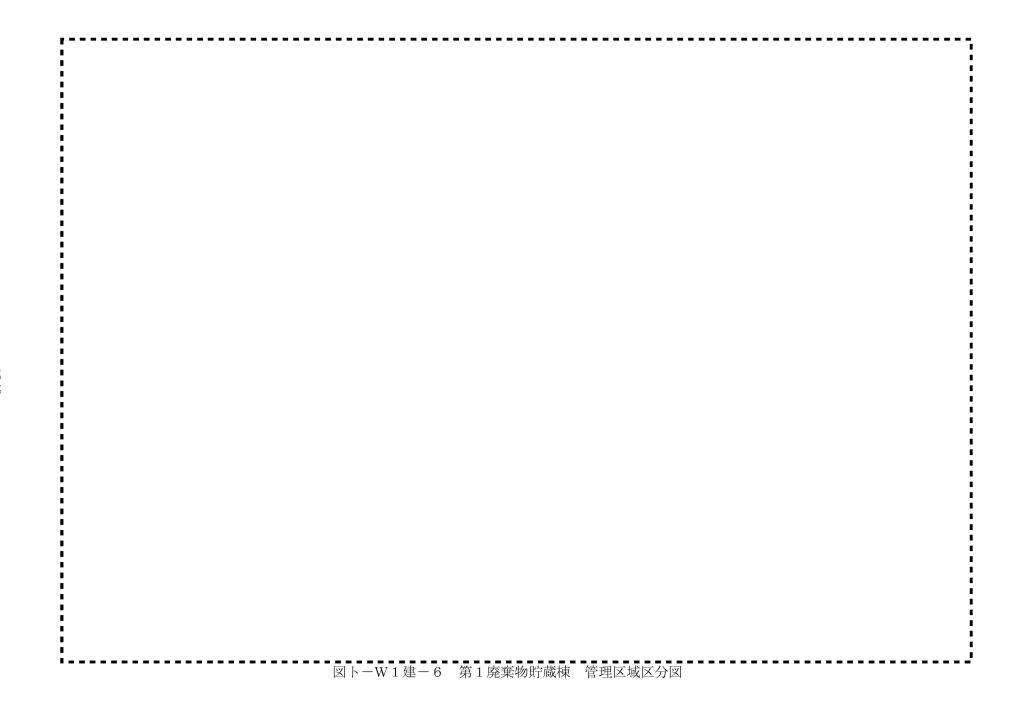
図ト-W1建-3 第1廃棄物貯蔵棟 平面図(R階)



図ト-W1建-4 第1廃棄物貯蔵棟 立面図

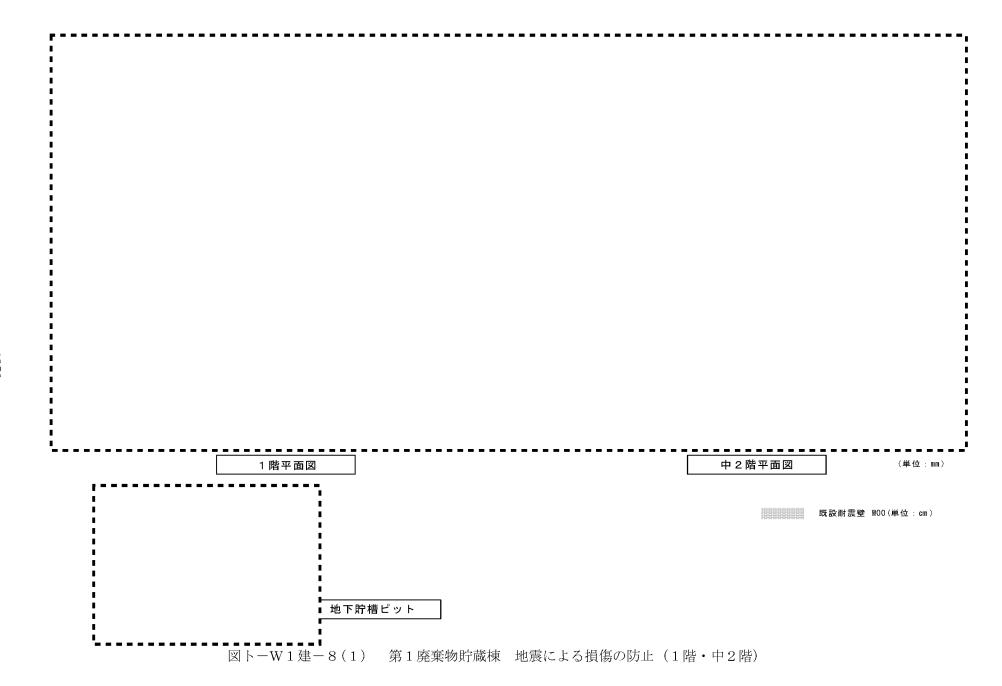


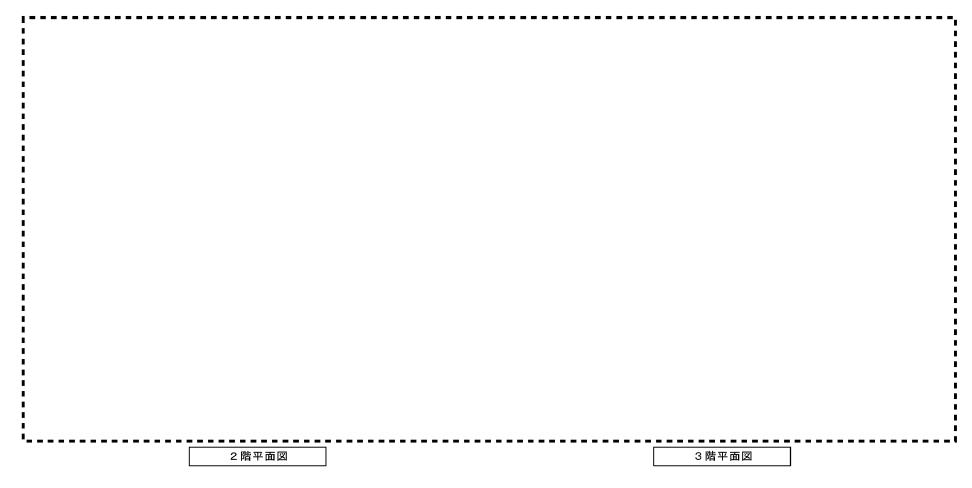
図ト-W1建-5 第1廃棄物貯蔵棟 断面図





図ト-W1建-7 第1廃棄物貯蔵棟 安全機能を有する施設の地盤(土質柱状図)





既設耐震壁 WOO(単位:cm)

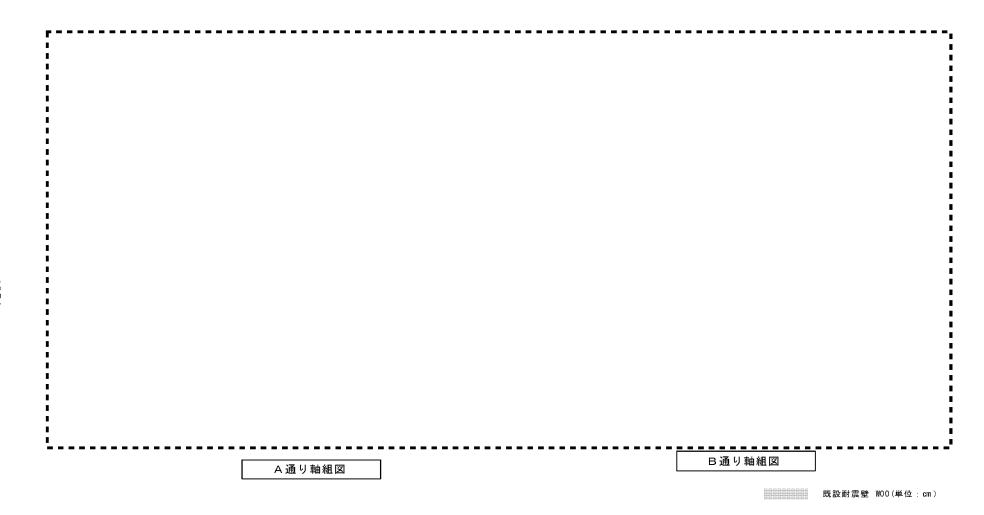


既設耐震壁 W00(単位:cm)



既設耐震壁 W00(単位:cm)

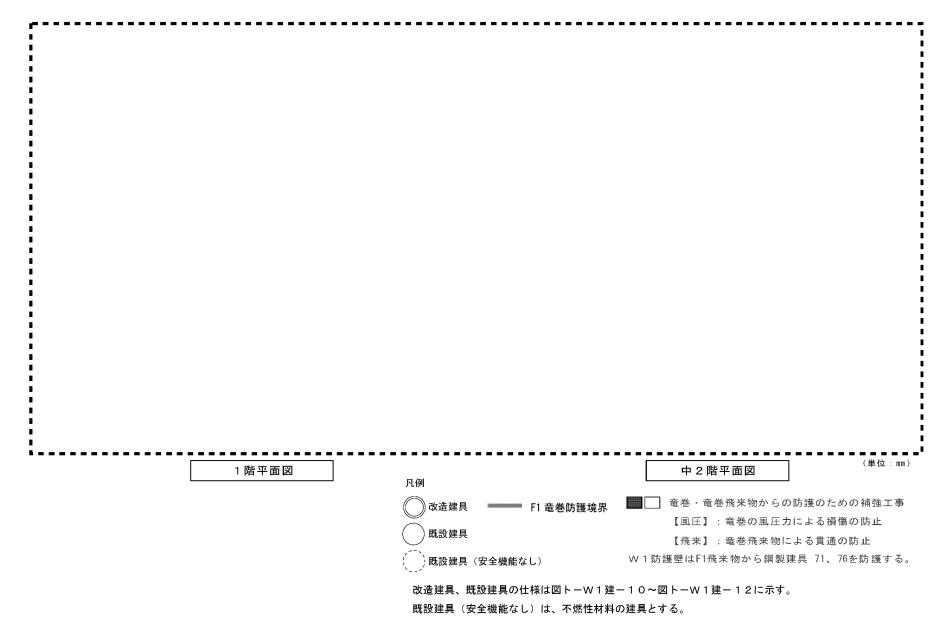
図ト-W1建-8(4) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(3通り軸組図)



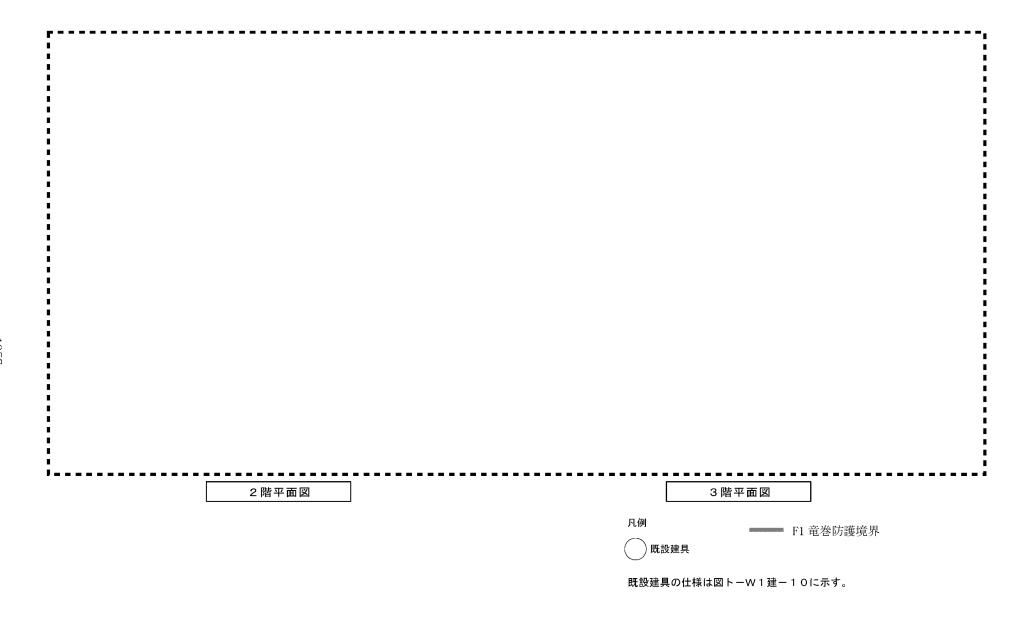
図ト-W1建-8(5) 第1廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止 (A通り、B通り軸組図)



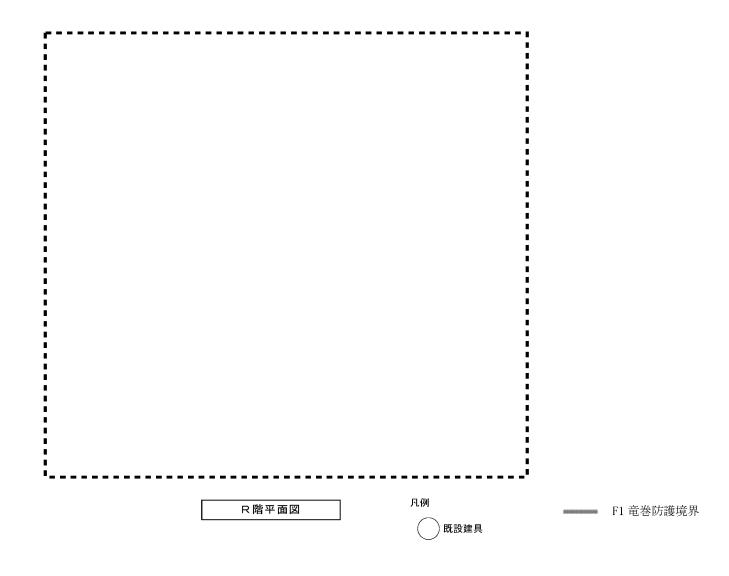
既設耐震壁 W00(単位:cm)



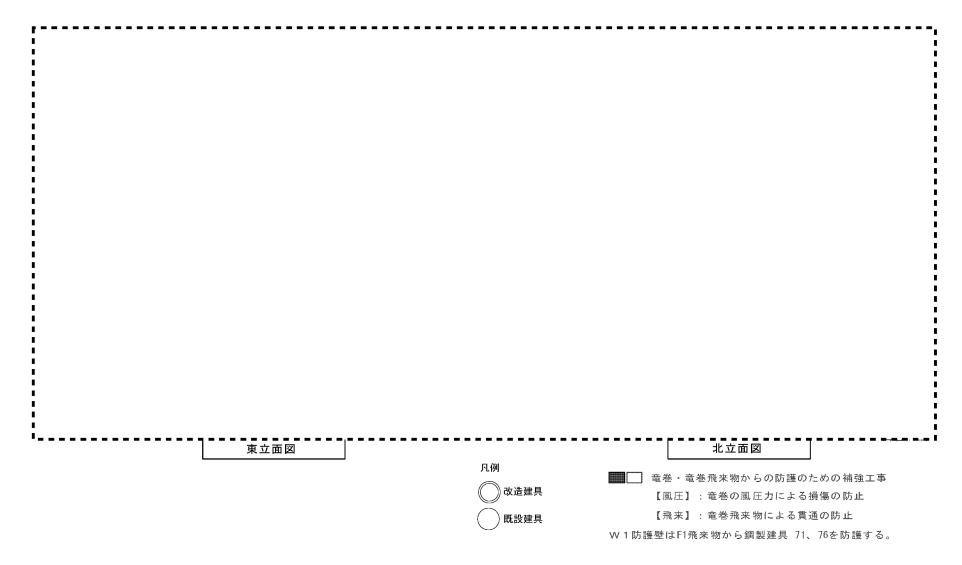
図ト-W1建-9(1) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(1階・中2階)



図ト-W1建-9(2) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(2階・3階)

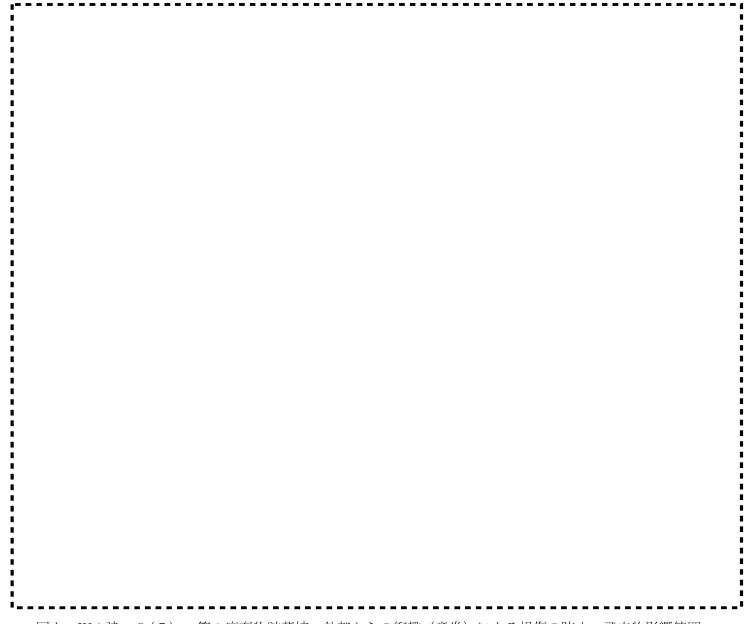


図ト-W1建-9(3) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(R階)

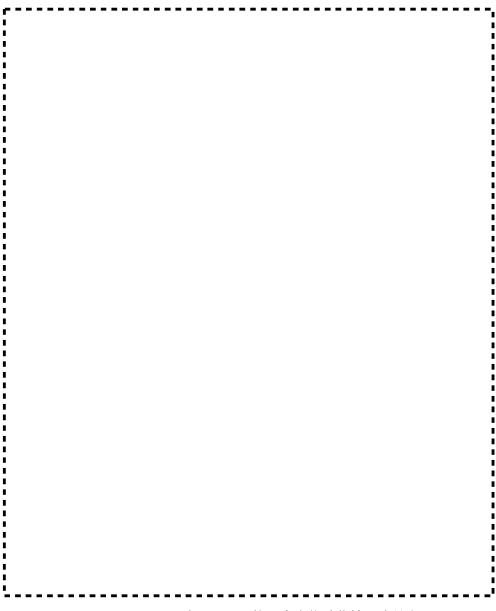


改造建具、既設建具の仕様は図トーW1建-10~図ト-W1建-12に示す。 外壁面のF1 竜巻防護境界は図ト-W1建-9(1)~図ト-W1建-9(3)の平面図を参照のこと。

図ト-W1建-9(4) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)



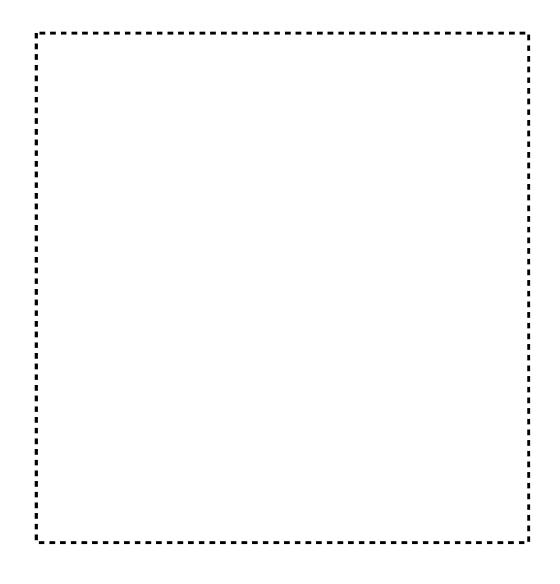
図ト-W1建-9(5) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲



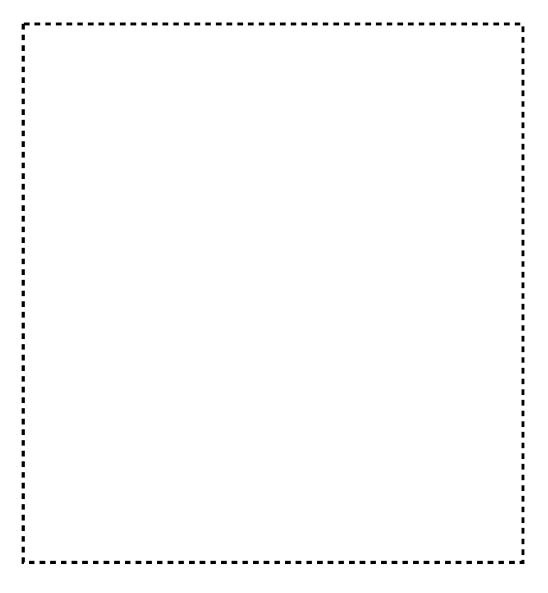
図ト-W1建-10 第1廃棄物貯蔵棟 建具表



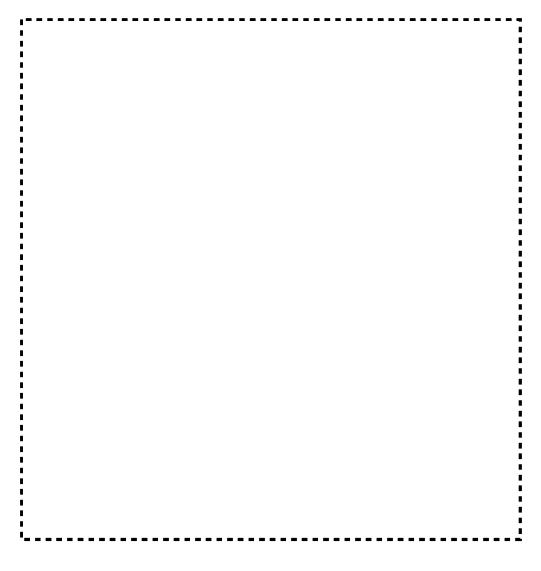
図ト-W1建-11 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図



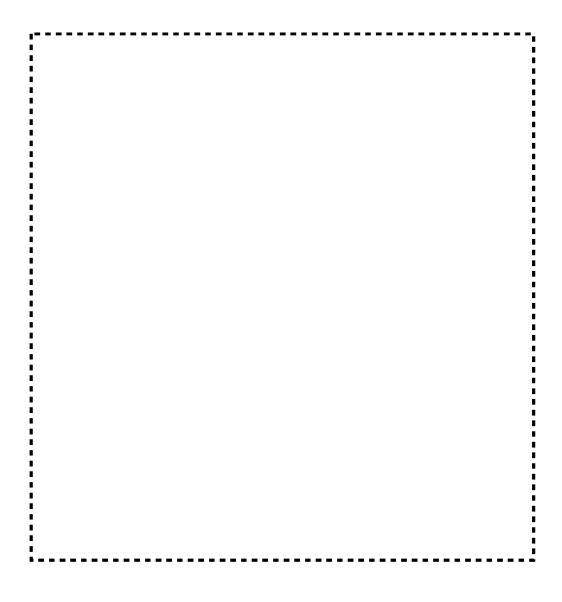
図ト-W1建-12(1) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉71)詳細図 部材表



図ト-W1建-12(2) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉76)詳細図 部材表

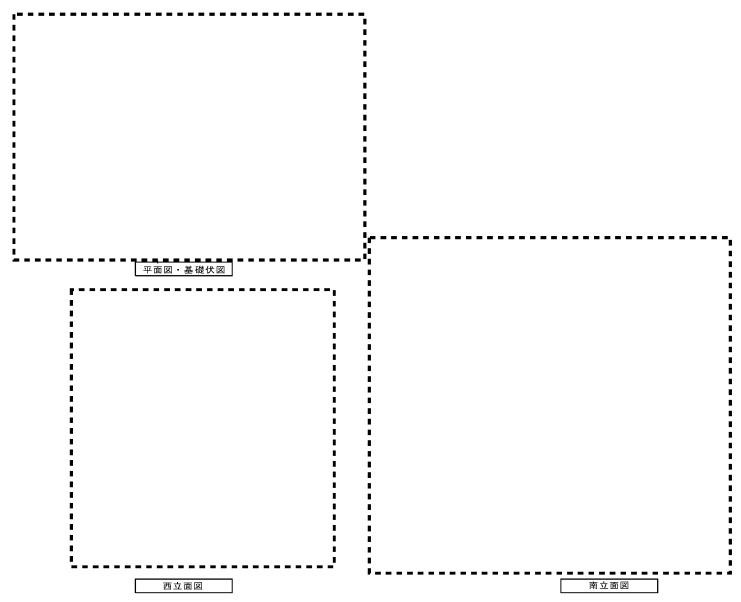


図ト-W1建-12(3) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉77)詳細図 部材表



図ト-W1建-12(4) 第1廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉78)詳細図 部材表

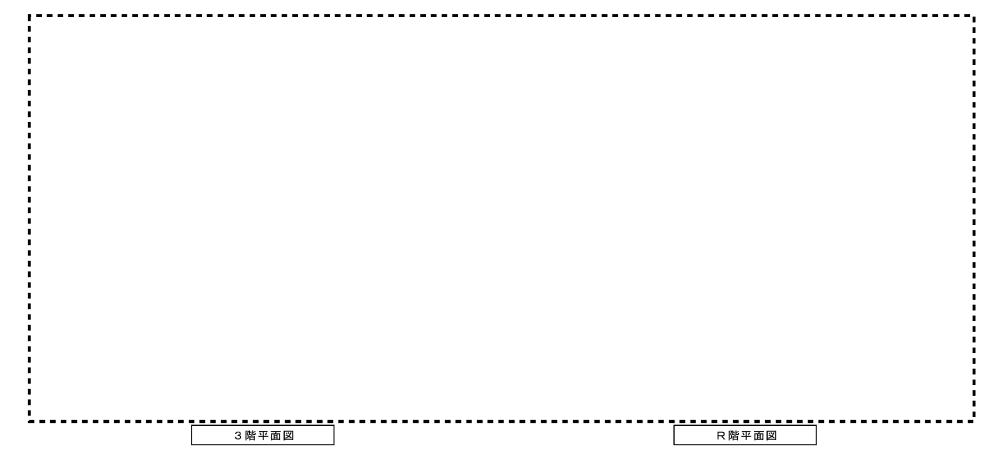




図ト-W1建-13(2) 第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 詳細図

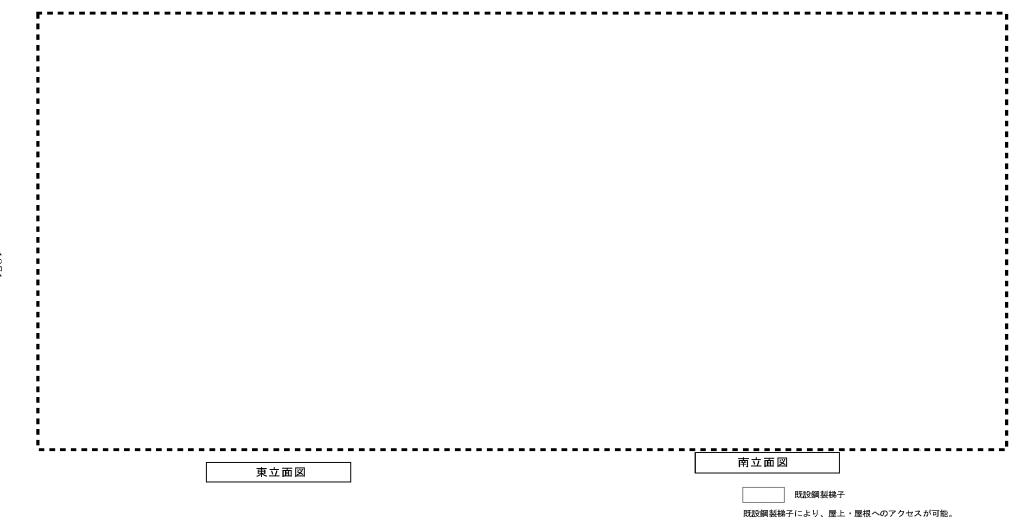


図ト-W1建-13(3) 第1廃棄物貯蔵棟 W1防護壁 配筋図



屋上・屋根へのアクセスルート
既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ト-W1建-14(1) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(3階・R階)



図ト-W1建-14(2) 第1廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(東南立面)

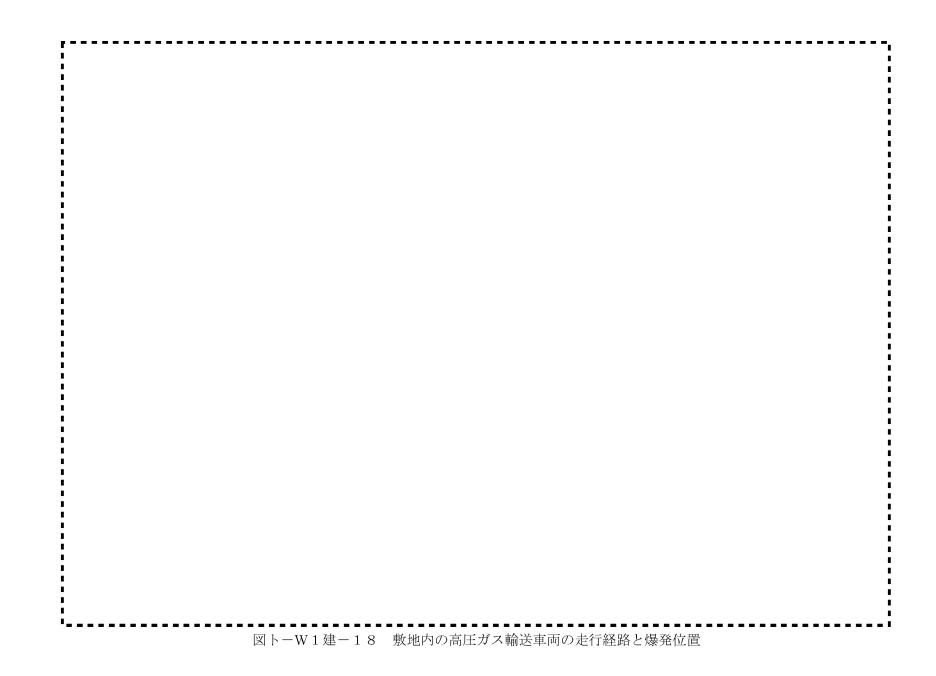


図ト-W1建-15 防護対象施設と敷地内の竹林、隣接B事業所雑木林及び敷地内の危険物施設の位置

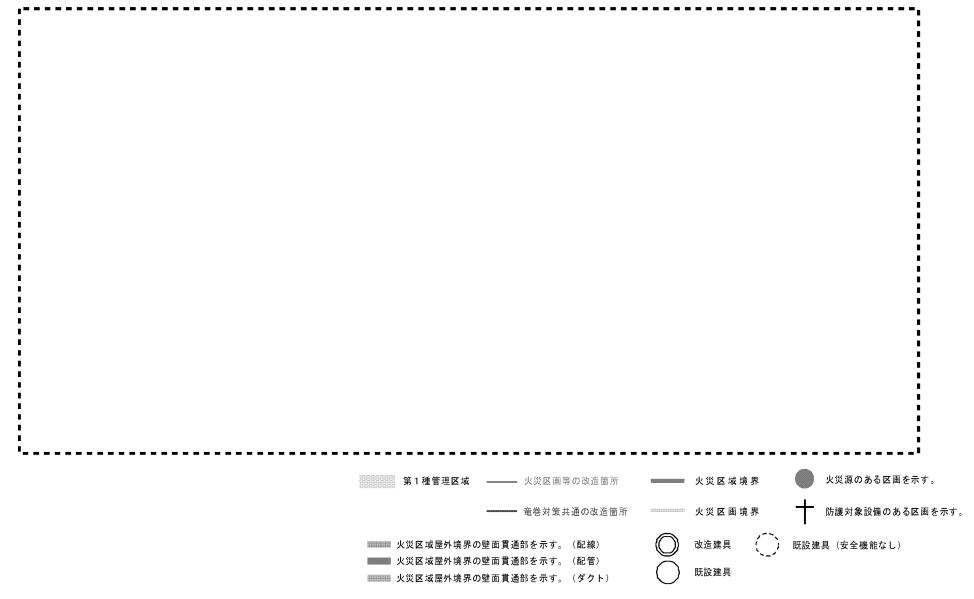


図ト-W1建-16 防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置

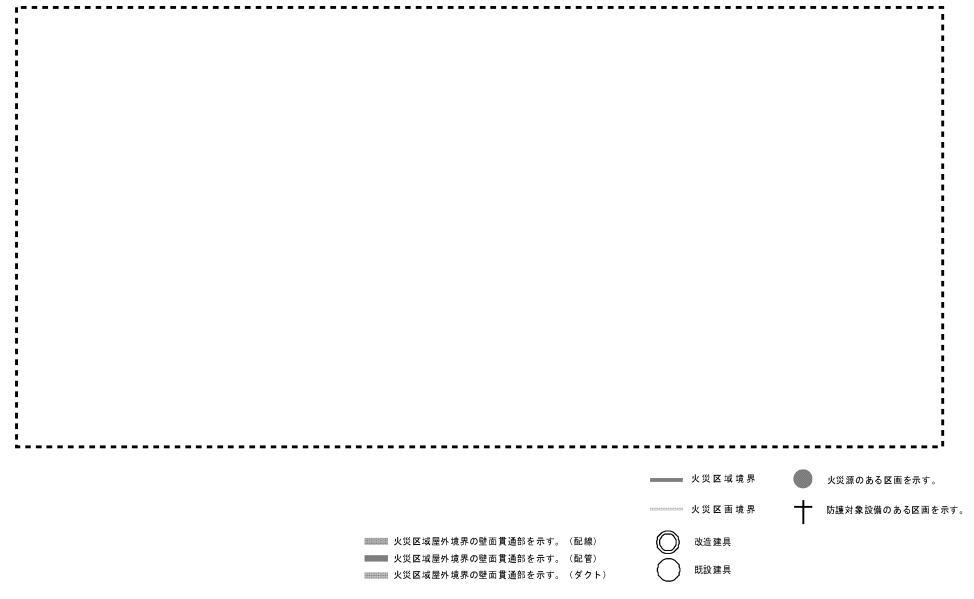




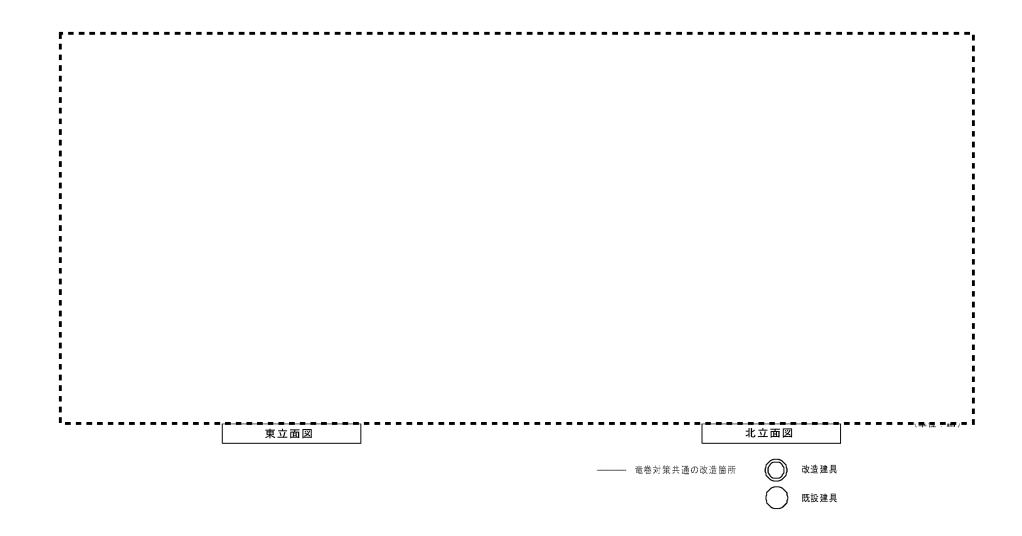


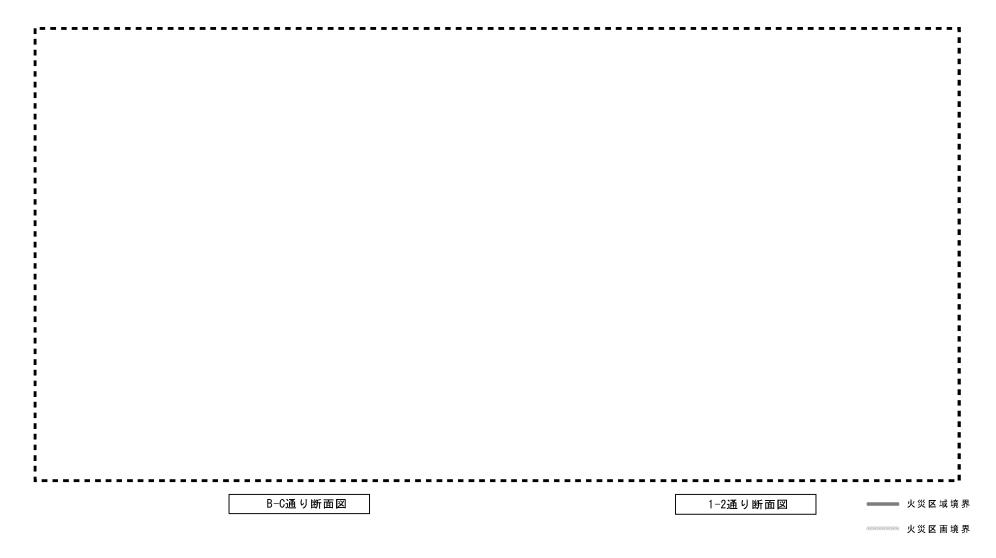


図ト-W1建-20(1) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(1階・中2階)

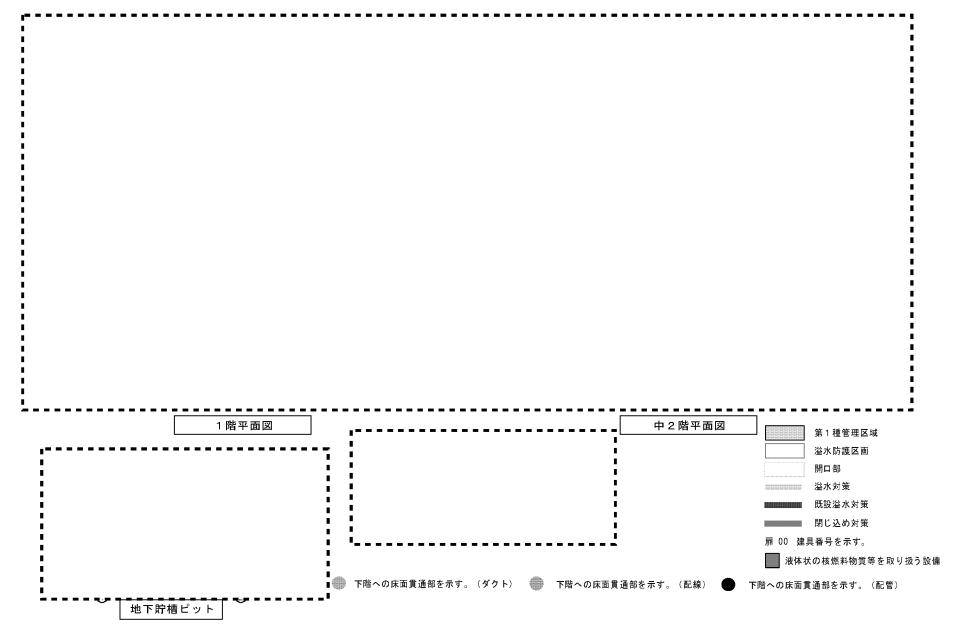


図ト-W1建-20(2) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(2階・3階)





図ト-W1建-20(4) 第1廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(断面)



図ト-W1建-21(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(1階・中2階)



図ト-W1建-21(2) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止(2階・3階)



図ト-W1建-22(1) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策一覧表

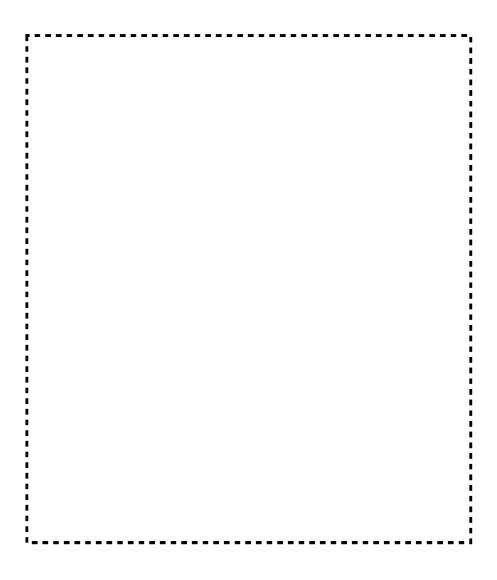


図ト-W1建-22(2) 第1廃棄物貯蔵棟 溢水対策2

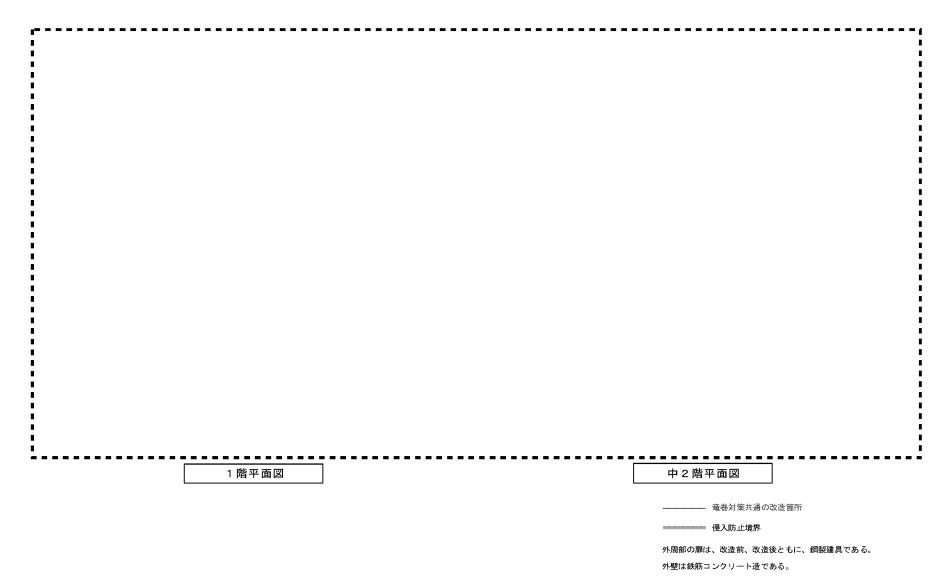








図ト-W1建-22(6) 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 詳細図2

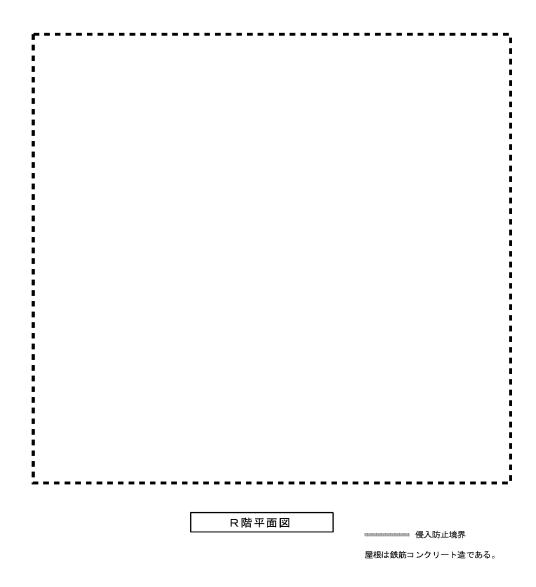


図ト-W1建-23(1) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・中2階)

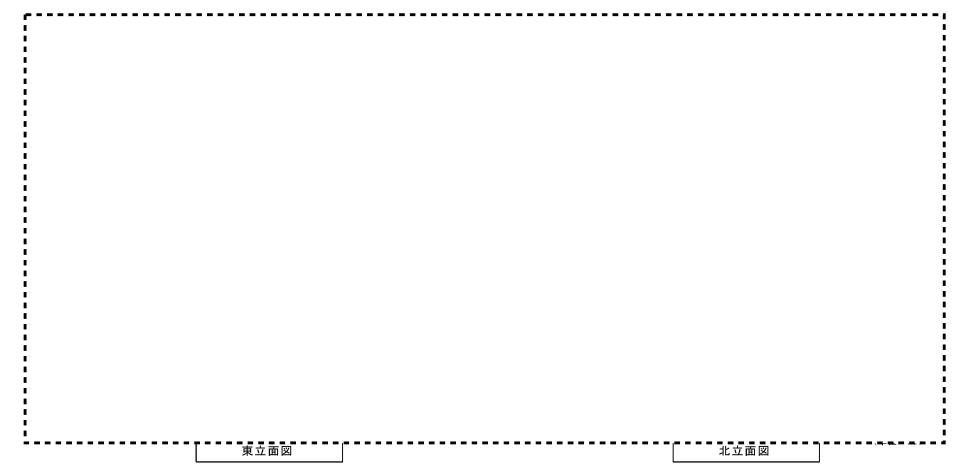


外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W1建-23(2) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(2階・3階)



図ト-W1建-23(3) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(R階)

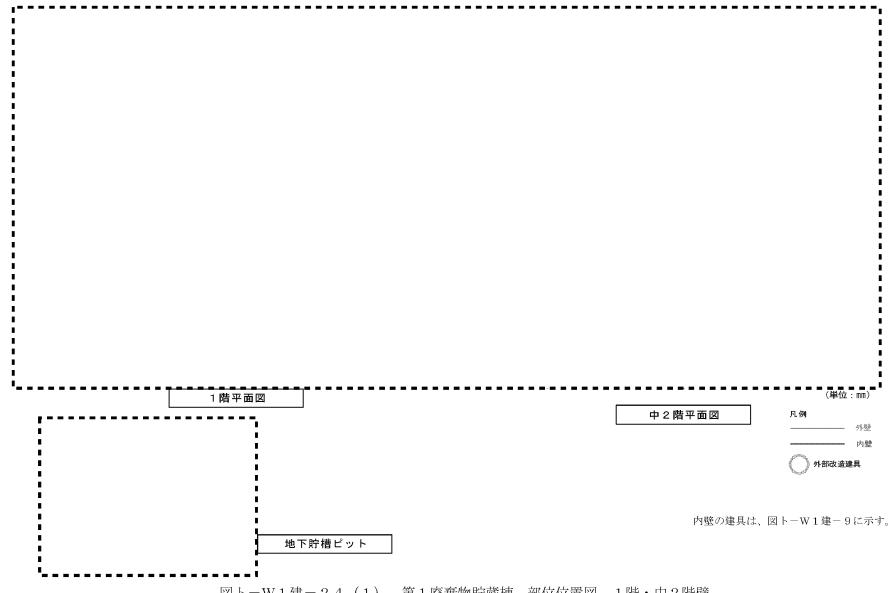


------ 竜巻対策共通の改造箇所

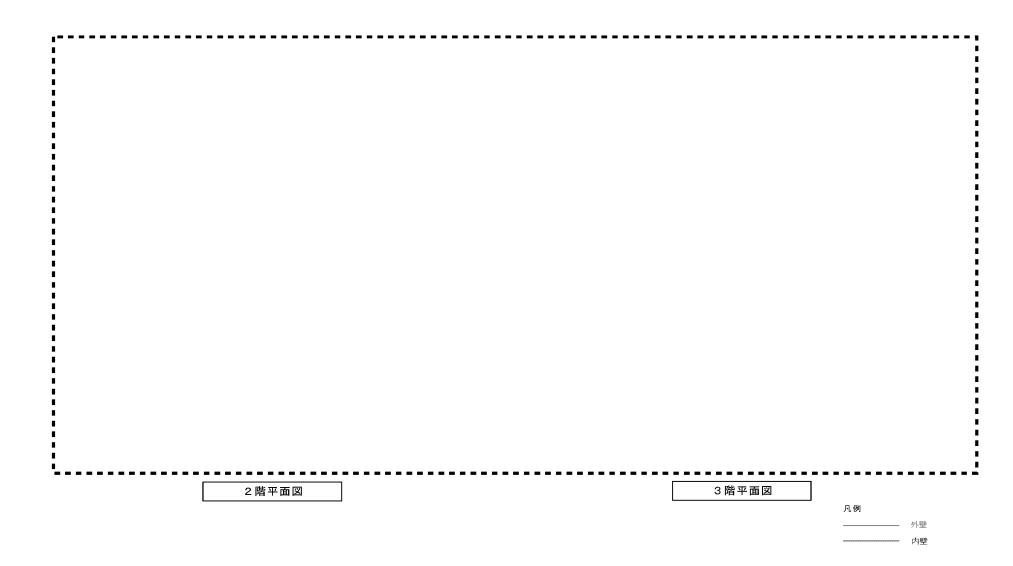
外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。 外壁は鉄筋コンクリート造である。

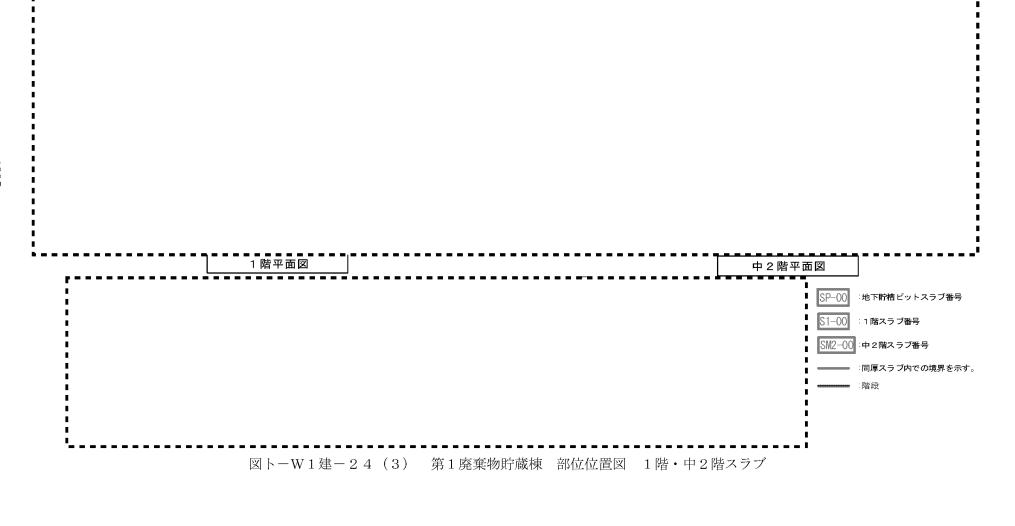
外壁面の侵入防止境界は図ト-W1建-23(1)~図ト-W1建-23(3)の平面図を参照のこと

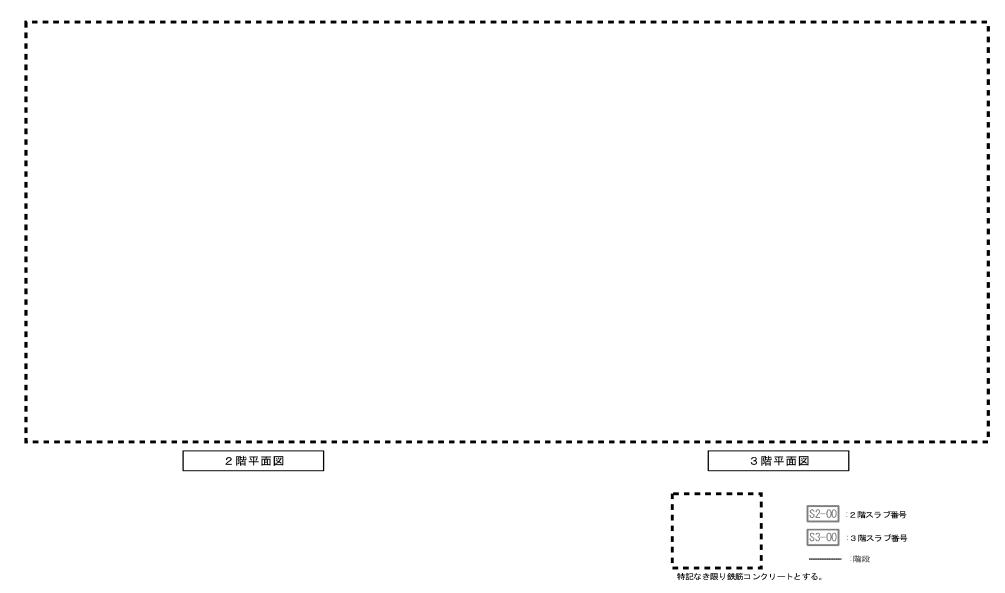
図ト-W1建-23(4) 第1廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(北東立面)



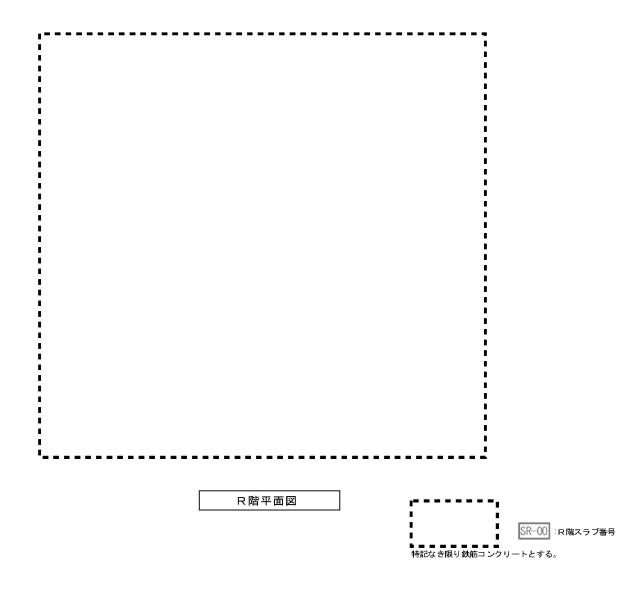
図ト-W1建-24(1) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・中2階壁



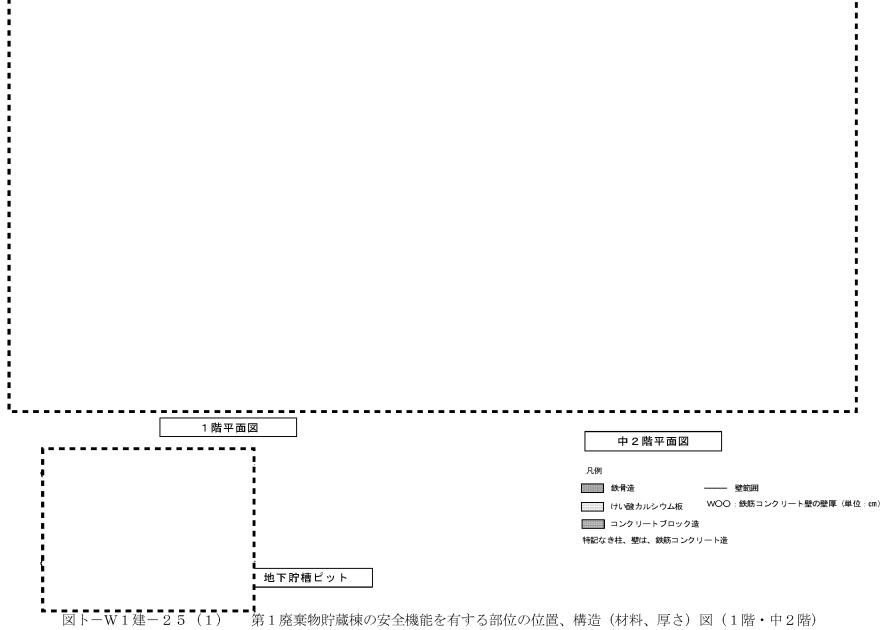


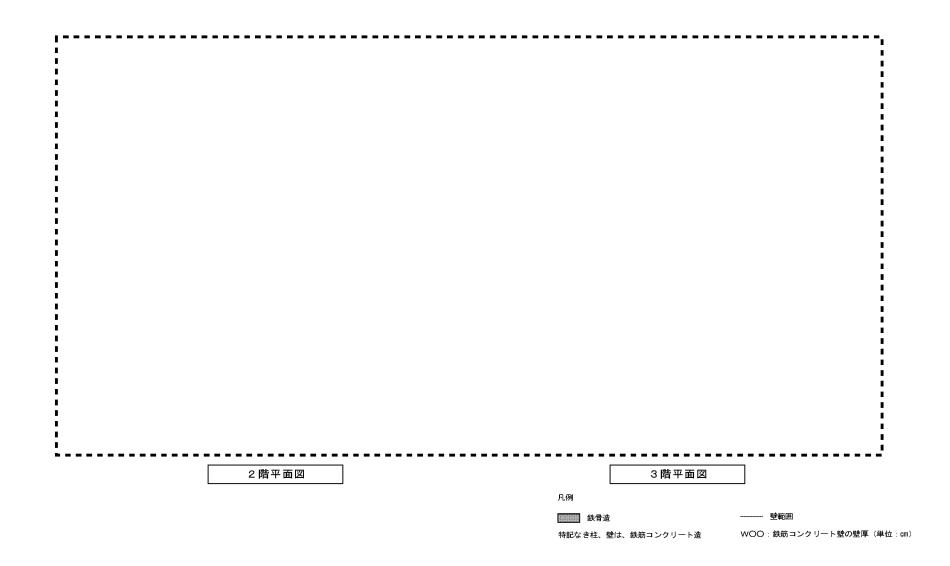


図ト-W1建-24(4) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 2階・3階スラブ



図ト-W1建-24(5) 第1廃棄物貯蔵棟 部位位置図 R階スラブ



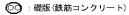


図ト-W1建-25(2) 第1廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(2階・3階)

杭伏図 地下貯槽ピット床伏図

構造区分

杭・基礎は鉄筋コンクリート造

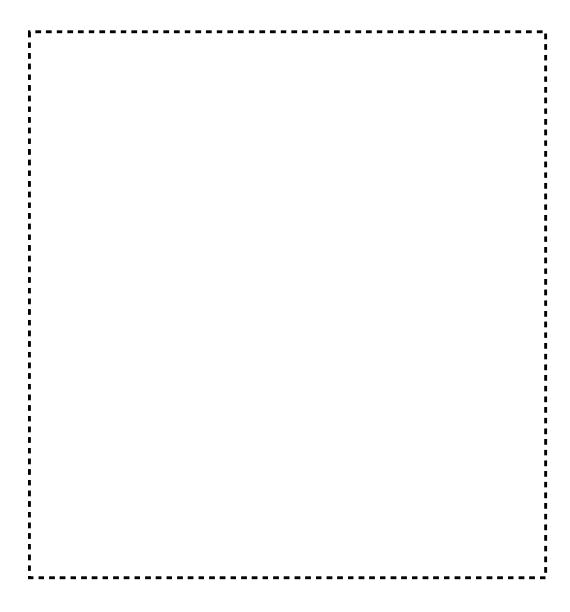


構造区分

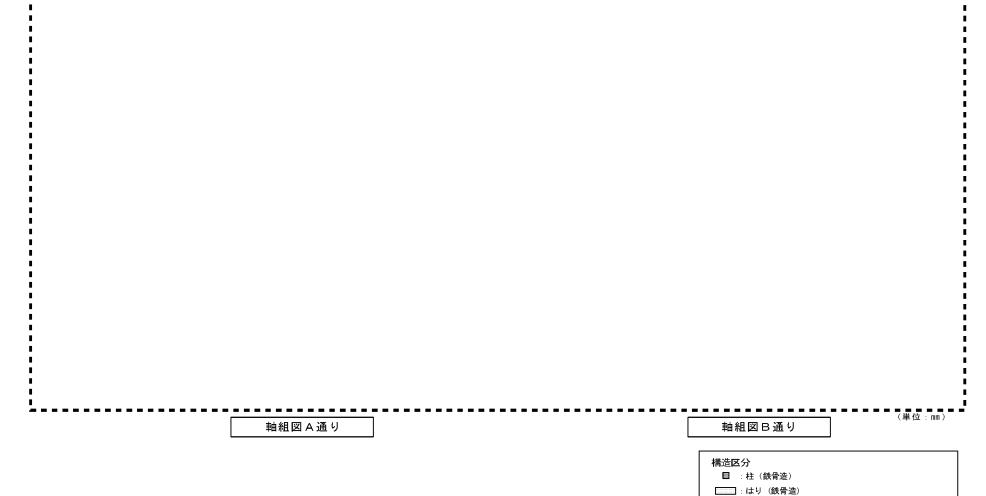
■ :柱(鉄骨造)

(鉄筋コンクリート) : 土間コンクリートを示す

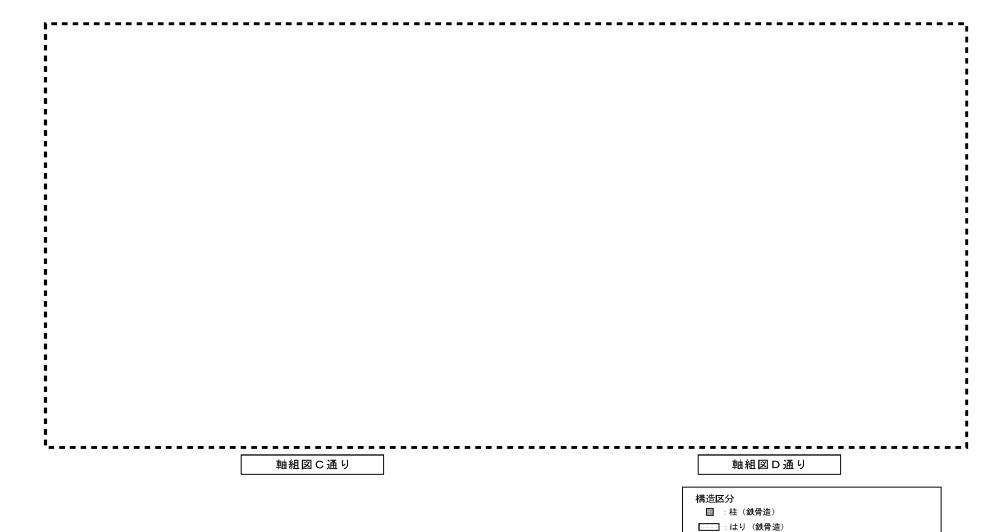




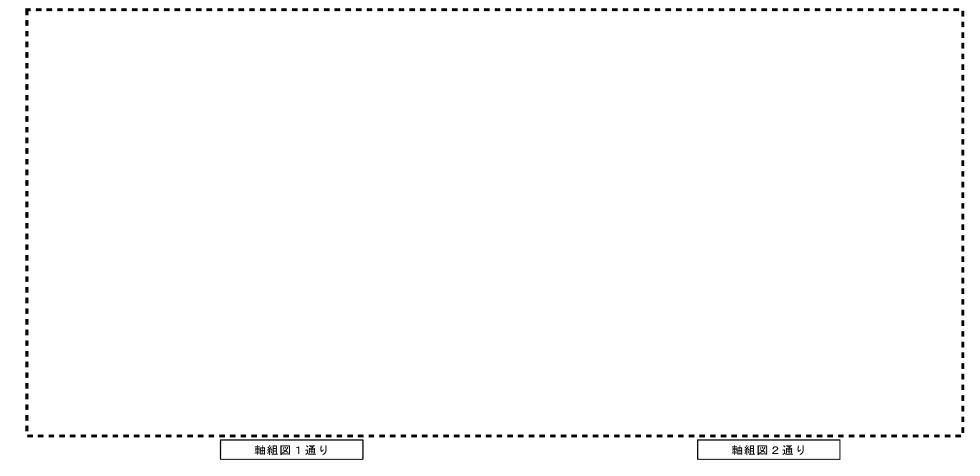
図ト-W1建-26(4) 第1廃棄物貯蔵棟 R階床ばり伏図兼構造区分図



図ト-W1建-27(1) 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り

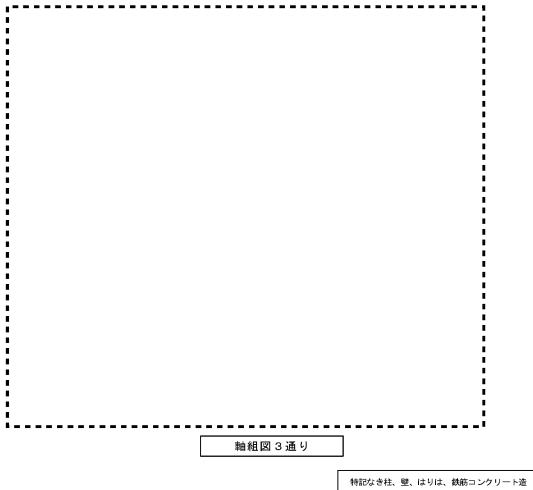


図ト-W1建-27(2) 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図C通り、D通り



構造区分

:はり(鉄骨造)

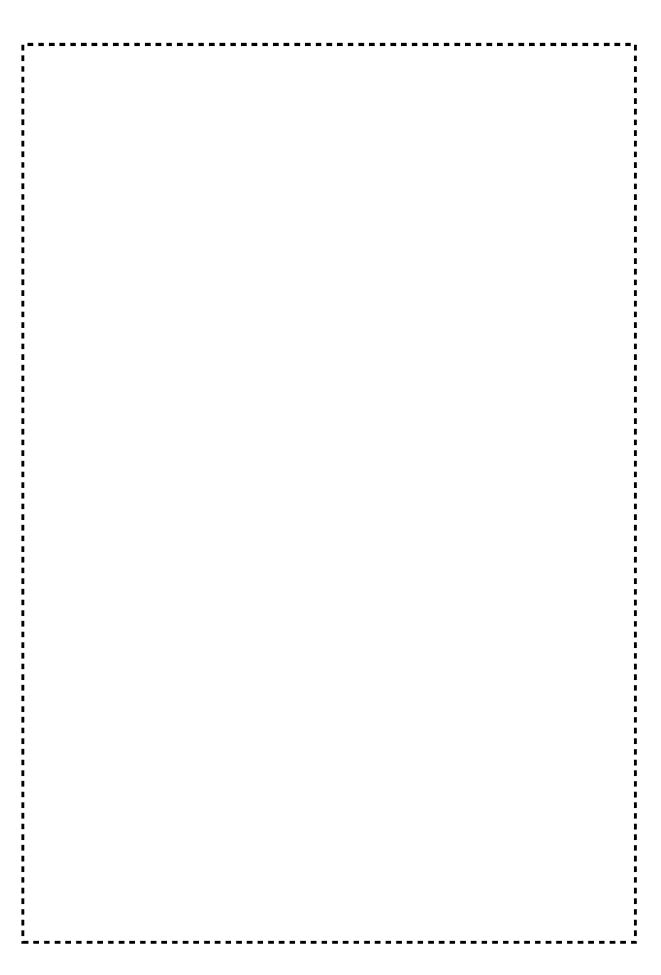


図ト-W1建-27(4) 第1廃棄物貯蔵棟 軸組図3通り





図ト-W1建-28(2) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図



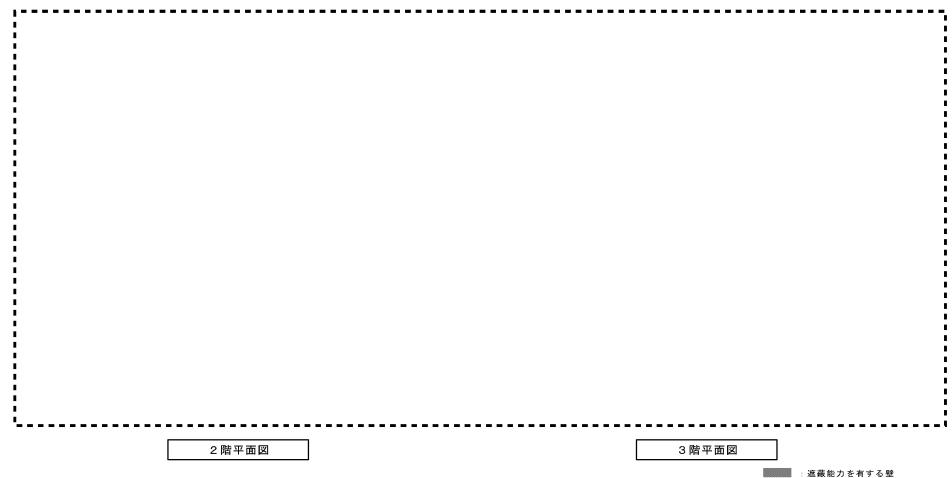
図ト-W1建-28(3) 第1廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり







: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)



| : 遮蔽能力を有する壁 | W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) 1 通り断面図 2 通り断面図

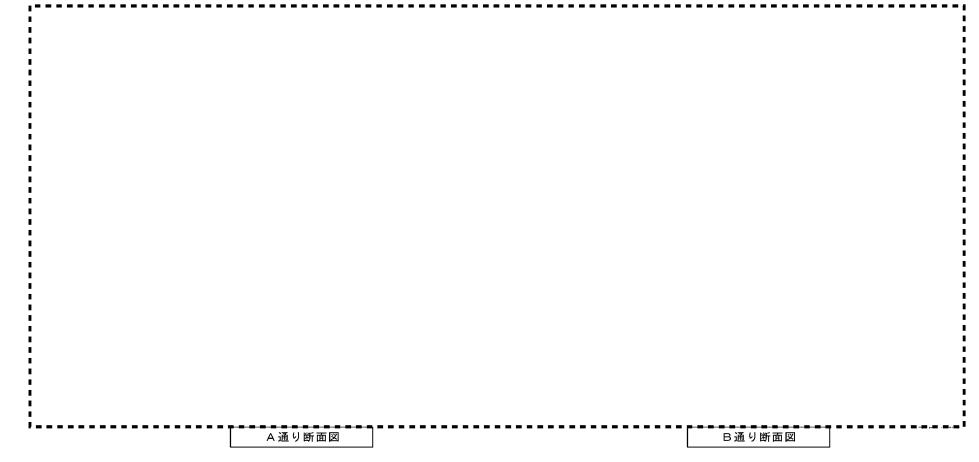
> : 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)

[00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

図ト-W1建-29(3) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 1通り、2通り)



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)



:遮蔽能力を有する壁

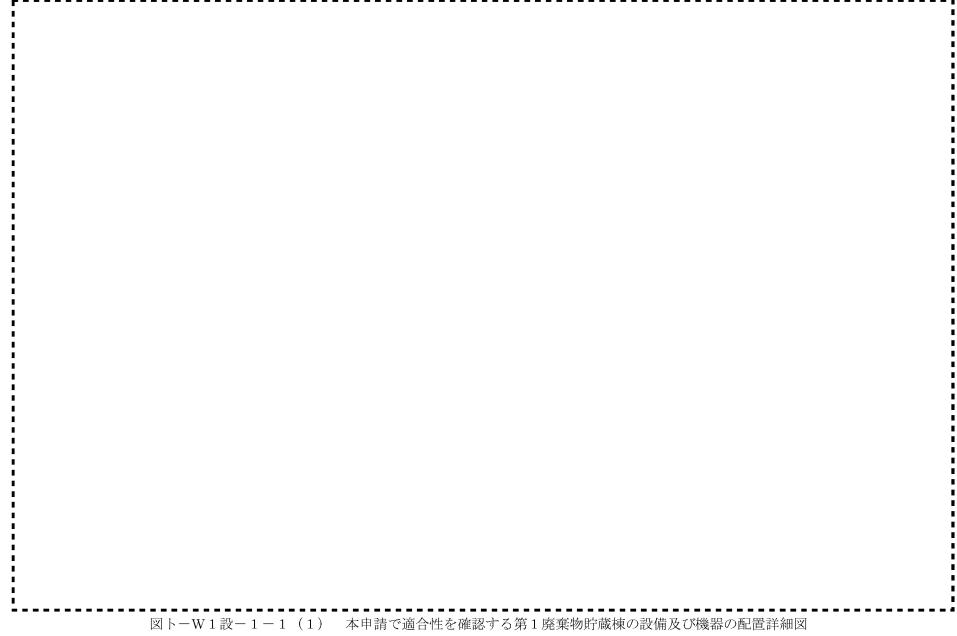
W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)

[00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

C通り断面図 D通り断面図

> : 遮蔽能力を有する壁 W00: 遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

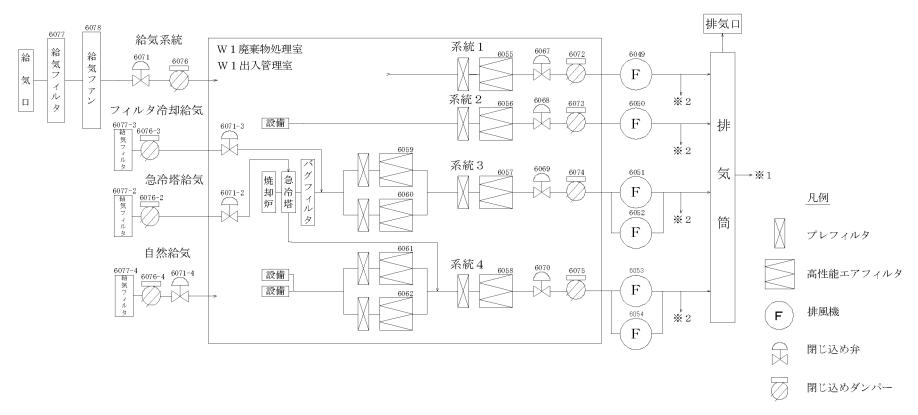
図ト-W1建-29(6) 第1廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 C通り、D通り)



(1階及び焼却設備 焼却炉 架台上の設備及び中2階及び2階及び3階)

番号	名	称	番号	名称	番号	名称
6049	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 排風機	(部屋排気系統)	6077-2	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	6135	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3
6050	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 排風機	(局所排気系統)	6077-3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	6138	焼却設備 焼却炉
6051	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 排風機	(局所排気系統)	6077-4	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 給気フィルタ	6139	焼却設備 バグフィルタ
6052	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 排風機	(局所排気系統)	6078	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン	6140	焼却設備 投入プッシャ
6053	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 5 排風機	(局所排気系統)	6124	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	6141	焼却設備 前処理フード
6054	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 排風機	(局所排気系統)	6125	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	6142	焼却設備 フィルタ処理フード
6055	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 フィルタユニット	(部屋排気系統)	6126	W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	6143	焼却設備 投入リフタ
6056	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 フィルタユニット	(局所排気系統)	6127	W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	6144	焼却設備 急冷塔
6057	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 5 フィルタユニット	(局所排気系統)	6128	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	6145	湿式除染機 湿式除染部
6058	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 8 フィルタユニット	(局所排気系統)	6129	W1 廃液処理設備 ろ過機	6146	湿式除染機 水洗除染タンク
6059	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 フィルタユニット	(局所排気系統)	6130	W 1 廃液処理設備 圧搾脱水機	6147	乾式除染機
6060	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 フィルタユニット	(局所排気系統)	6131	W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	6148	ホイストクレーン 2トンチェンブロック
6061	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 フィルタユニット	(局所排気系統)	6132	W 1 廃液処理設備 受水槽	6149	ホイストクレーン 1トンチェンブロック
6062	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 7 フィルタユニット	(局所排気系統)	6133	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	6153	保管廃棄設備 廃棄物保管区域
6077	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 3 (給気系統) 給気フィル		6134	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2		

図ト-W1設-1-1(2) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器-覧表)



※1:ダストモニタ (サンプリング)※2:エアスニファ (サンプリング)



【凡例】 - : 既設部 - √ : 閉じ込めダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類 - ※ : 新設・移設・更新・改造部 - ※ : 閉じ込め弁 2類: 耐震重要度分類第2類 : 撤去部 - ※ : フィルタユニット (設備排気用) 3類: 耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(1) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統1(部屋排気系統))(1/2)



【凡例】 - : 既設部 - ▽ : 閉じ込めダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類 : 新設・移設・更新・改造部 - □ : 閉じ込め弁 2類: 耐震重要度分類第2類 : 撤去部 - № : : フィルタユニット (設備排気用) 3類: 耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(1) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統1(部屋排気系統))(2/2)



【凡例】 : 既設部 -◇- : 閉じ込めダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類 - ○ : 新設・移設・更新・改造部 - ○ : 閉じ込め弁 2類: 耐震重要度分類第2類 : 撤去部 - □ : フィルタユニット (設備排気用) 3類: 耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(2) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統2(局所排気系統))(1/2)



 【凡例】
 -ダー:閉じ込めダンバー
 1類:耐震重要度分類第1類

 :新設・移設・更新・改造部
 -ゾー:閉じ込め弁
 2類:耐震重要度分類第2類

 :撤去部
 -№ :フィルタユニット(設備排気用)
 3類:耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(2) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統2 (局所排気系統))(2/2)



: 新設・移設・更新・改造部 ――― : 閉じ込め弁 2 類: 耐震重要度分類第2 類

図ト-W1設-2-1 (3) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統3 (局所排気系統))(1/2)



【凡例】 - : 既設部 - ☆ : 閉じ込めダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類 : 新設・移設・更新・改造部 - ↓ : 閉じ込め弁 2類: 耐震重要度分類第2類 : 撤去部 - ※ : フィルタユニット (設備排気用) 3類: 耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(3) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統3(局所排気系統))(2/2)



【凡例】 : 既設部 - ☆ : 閉じ込めダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類 : 新設・移設・更新・改造部 : 閉じ込め弁 2類: 耐震重要度分類第2類 : 撤去部 - 報酬 : フィルタユニット (設備排気用) 3類: 耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(系統4(局所排気系統))(1/3)



【凡例】 - : 既設部 - - - : 閉じ込めダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類

: 新設・移設・更新・改造部 ――― : 閉じ込め弁 2 類:耐震重要度分類第2 類

:撤去部 - 湯宝- :フィルタユニット (設備排気用) 3類:耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4 (局所排気系統))(2/3)



 【凡例】
 -ダー:閉じ込めダンパー
 1類:耐震重要度分類第1類

 :新設・移設・更新・改造部
 - ボー:閉じ込め弁
 2類:耐震重要度分類第2類

 :撤去部
 - № :フィルタユニット(設備排気用)
 3類:耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(4) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4(局所排気系統))(3/3)



: 新設・移設・更新・改造部 - : 閉じ込め弁 2類:耐震重要度分類第2類

:撤去部 - 撮影- :フィルタユニット (設備排気用) 3類:耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統1系統2系統3系統4 (給気系統)) (1/2)



 【凡例】
 -グー : 閉じ込めダンバー
 1類: 耐震重要度分類第1類

 :新設・移設・更新・改造部
 - 川一 : 閉じ込め弁
 2類: 耐震重要度分類第2類

 :撤去部
 - ルミー : フィルタユニット (設備排気用)
 3類: 耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1 (5) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統1系統2系統3系統4 (給気系統))(2/2)



【凡例】 - : 既設部 - : 開じ込めダンパー 1類: 耐震重要度分類第1類 : 新設・移設・更新・改造部 - : 閉じ込め弁 2類: 耐震重要度分類第2類 : 撤去部 - ルミー・: フィルタユニット (設備排気用) 3類:耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(6) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4(急冷塔給気)、系統3(フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4(自然給気))(1/2)



【凡例】 - : 既設部 - : 閉じ込めダンパー 1類:耐震重要度分類第1類 : 新設・移設・更新・改造部 - : 閉じ込め弁 2類:耐震重要度分類第2類 : 撤去部 - : フィルタユニット (設備排気用) 3類:耐震重要度分類第3類

図ト-W1設-2-1(6) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図 (系統4(急冷塔給気)、系統3(フィルタ冷却給気)、系統1系統2系統3系統4(自然給気))(2/2)

{6062}

気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)

No.7フィルタユニット

管理番号	名	称	管理番号	名	称	管理番号	名	称
{6049}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 排風機	(部屋排気系統)	{6063}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 ダクト	(部屋排気系統)	{6074}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込めダンパー	(局所排気系統)
{6050}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 排風機	(局所排気系統)	{6064}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 ダクト	(局所排気系統)	{6075}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込めダンパー	(局所排気系統)
{6051}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 排風機	(局所排気系統)	{6065}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 ダクト	(局所排気系統)	{6076}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 閉じ込めダンパー	
{6052}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 排風機	(局所排気系統)	{6066}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 ダクト	(局所排気系統)	{6076-2}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込めダンパー	(急冷塔給気)
{6053}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 5 排風機	(局所排気系統)	{6067}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 閉じ込め弁	(部屋排気系統)	{6076-3}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込めダンパー	(フィルタ冷却給気)
{6054}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 排風機	(局所排気系統)	{6068}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 閉じ込め弁	(局所排気系統)	{6076-4}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 統気) 閉じ込めダンパー	
{6055}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 No. 1 フィルタユニット	(部屋排気系統)	{6069}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込め弁	(局所排気系統)	{6077}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 給気フィルタ	系統2系統3系統4(給気
{6056}	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 No. 2 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6070}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込め弁	(局所排気系統)	{6077-2}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 給気フィルタ	(急冷塔給気)
{6057}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 5 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 閉じ込め弁	系統2系統3系統4(給気	{6077-3}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 給気フィルタ	(フィルタ冷却給気)
{6058}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 8 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071-2}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 閉じ込め弁	(急冷塔給気)	{6077-4}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 2 系統 2 名気) 給気フィルタ	系統2系統3系統4(自然
{6059}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 3 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071-3}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 閉じ込め弁	(フィルタ冷却給気)	{6078}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) 給気ファン	系統2系統3系統4(給気
{6060}	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 No. 4 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6071-4}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 給気) 閉じ込め弁	系統2系統3系統4(自然	{6079}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統) ダクト	系統2系統3系統4(給気
{6061}	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 No. 6 フィルタユニット	(局所排気系統)	{6072}	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 閉じ込めダンパー	(部屋排気系統)		•	
	+		l	 				

図ト-W1設-2-1 (7) 気体廃棄設備 No. 2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の設備及び機器の配置詳細図(設備・機器一覧表)

閉じ込めダンパー

{6073}

気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)

(系統2 (局所排気系統))

管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用) への接続	備考
{6124}	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	_	_
{6131}	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	_	_
{6145}	湿式除染機湿式除染部	_	_
{6146}	湿式除染機 水洗除染タンク	_	_

(系統3 (局所排気系統))

管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用) *1 への接続	備考
{6138}	焼却設備 焼却炉	0	_
{6139}	焼却設備 バグフィルタ	0	_
{6144}	焼却設備 急冷塔	0	_

^{*1: {6059}} No. 3 フィルタユニット及び{6060} No. 4 フィルタユニット

(系統4 (局所排気系統))

管理番号	名称	フィルタユニット (設備排気用) * ² への接続	備考
{6138}	焼却設備 焼却炉	0	灰出フードに接続する。
{6139}	焼却設備 バグフィルタ	0	集塵灰フードに接続する。
{6141}	焼却設備 前処理フード	0	_
{6142}	焼却設備 フィルタ処理フード	0	_
{6143}	焼却設備 投入リフタ	0	_
{6144}	焼却設備 急冷塔	_	_
{6147}	乾式除染機	0	_

^{*2: {6061}} No. 6 フィルタユニット及び{6062} No. 7 フィルタユニット

図ト-W1設-2-1 (8) 気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統)の 設備及び機器の配置詳細図 (局所排気系統 接続設備・機器一覧表)



図ト-W1設-2-2(1) 気体廃棄設備 No.2系統1(部屋排気系統) No.1排風機



図ト-W1設-2-2(2) 気体廃棄設備 No. 2系統 2(局所排気系統) No. 2排風機



図ト-W1設-2-2(3) 気体廃棄設備 No.2系統3(局所排気系統) No.3 排風機



図ト-W1設-2-2(4) 気体廃棄設備 No. 2系統 3(局所排気系統) No. 4排風機



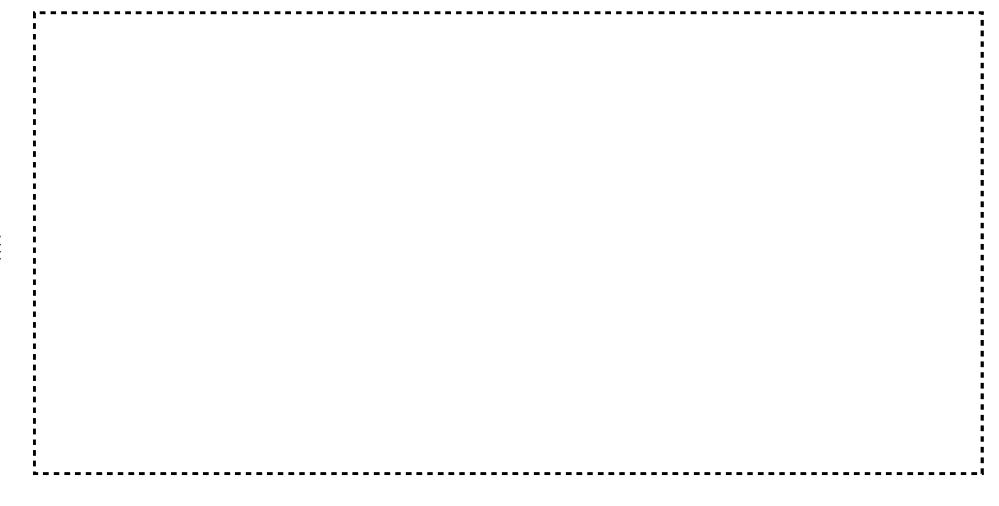
図ト-W1設-2-2(5) 気体廃棄設備 No.2系統4(局所排気系統) No.5 排風機



図ト-W1設-2-2(6) 気体廃棄設備 No.2系統4(局所排気系統) No.6排風機



図ト-W1設-2-2 (7) 気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) No. 1 フィルタユニット



図ト-W1設-2-2(8) 気体廃棄設備 No. 2系統 2(局所排気系統) No. 2フィルタユニット



図ト-W1設-2-2(9) 気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 5 フィルタユニット



図ト-W1設-2-2 (10) 気体廃棄設備 No. 2系統 4 (局所排気系統) No. 8 フィルタユニット



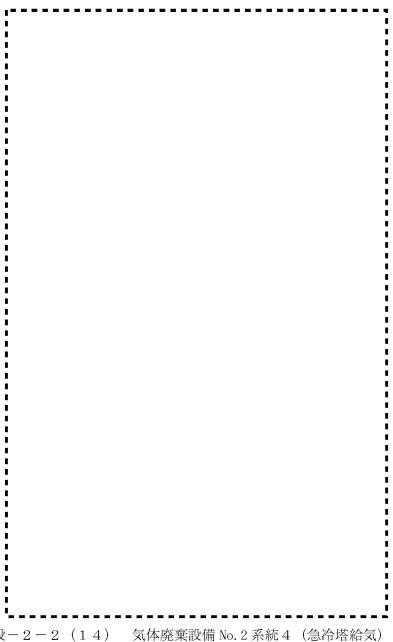
図ト-W1設-2-2 (11) 気体廃棄設備 No.2系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット



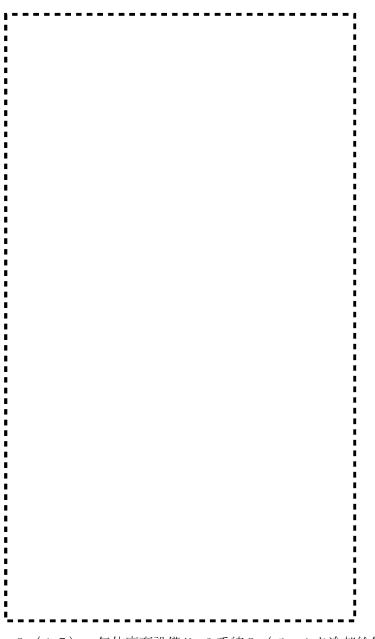
図ト-W1設-2-2 (12) 気体廃棄設備 No.2系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット



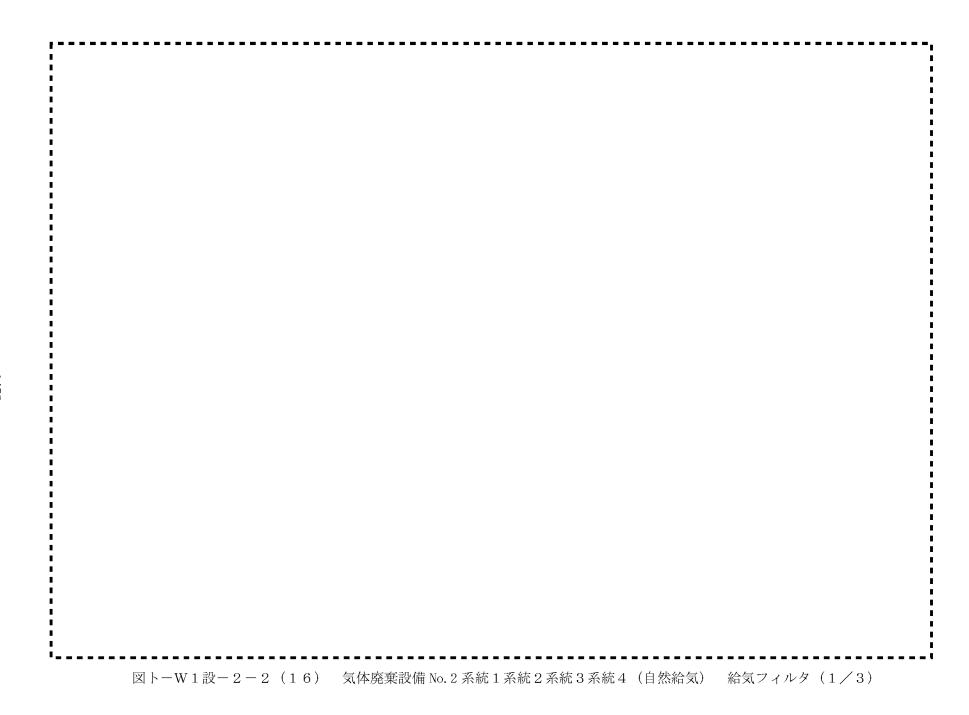
図ト-W1設-2-2 (13) 気体廃棄設備 No.2系統1系統2系統3系統4 (給気系統) 給気フィルタ

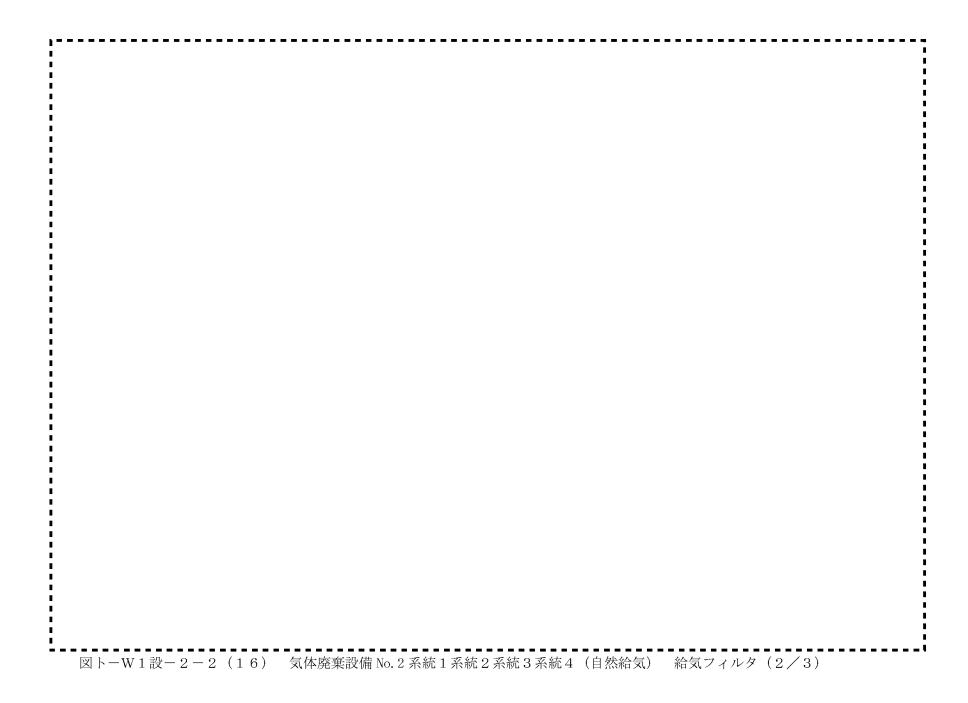


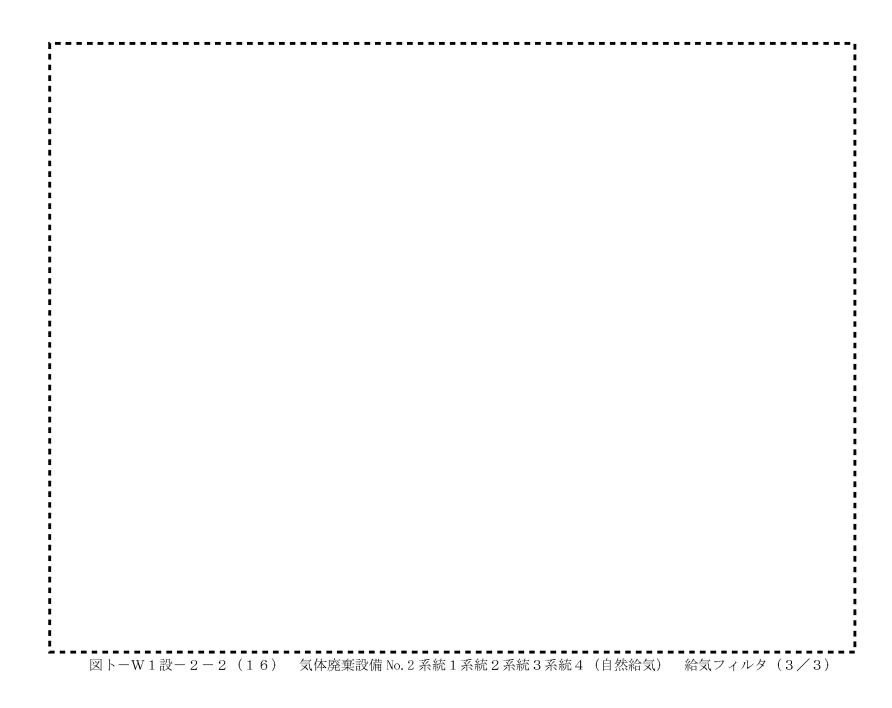
図ト-W1設-2-2 (14) 気体廃棄設備 No.2系統4 (急冷塔給気) 給気フィルタ



図ト-W1設-2-2(15) 気体廃棄設備 No.2系統3(フィルタ冷却給気) 給気フィルタ









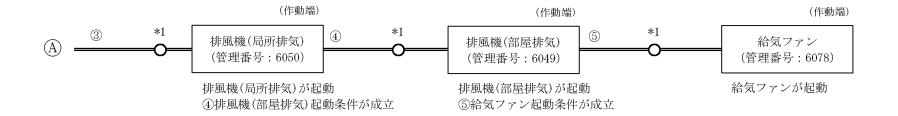
図ト-W1設-2-2 (17) 気体廃棄設備 No.2系統1系統2系統3系統4 (給気系統) 給気ファン



図ト-W1設-2-3 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) 差圧計及び警報盤 配置図

気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 起動時





*1:制御部(メカニカルリレー)

*2:排風機(局所排気)(管理番号:6051)及び

排風機(局所排気)(管理番号:6052)は切替運転

凡例

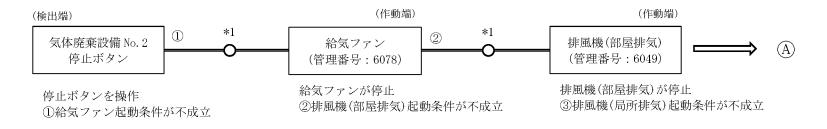
---:信号線

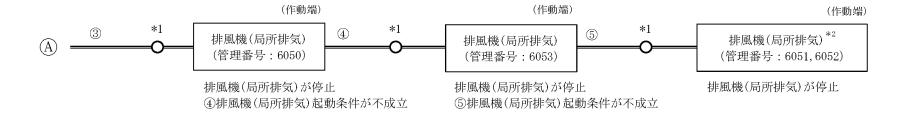
: AND 回路

): OR 回路

図ト-W1設-2-4(1) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時) (1/2)

気体廃棄設備 No. 2 (系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) 停止時





*1:制御部(メカニカルリレー)

*2 : 排風機(局所排気) (管理番号:6051) 及び 排風機(局所排気) (管理番号:6052) は

切替運転のため、運転している排風機が停止

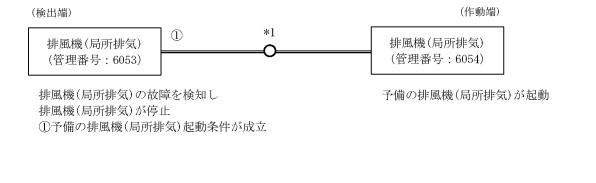
凡例

----: : 信号線

) : AND 回路

): OR 回路

図ト-W1設-2-4(1) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機の起動停止時) (2/2)



凡例

---:信号線

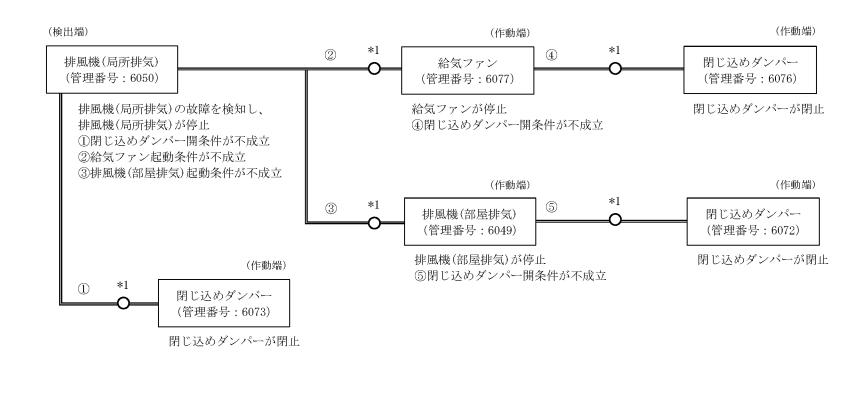
: AND 回路

)) : OR 回路

*1:制御部(メカニカルリレー)

図ト-W1設-2-4(2) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(故障時の排風機起動機構)

*1:制御部(メカニカルリレー)



図ト-W1設-2-4(3) 気体廃棄設備 No. 2(系統 1、系統 2、系統 3、系統 4、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機異常時) (1/3)

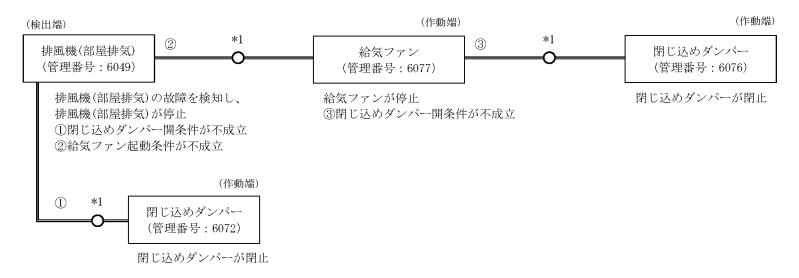
凡例

---:信号線

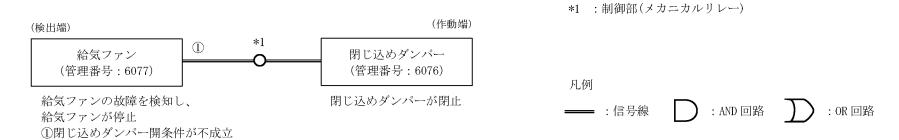
: AND 回路

: OR 回路

気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 排風機異常時

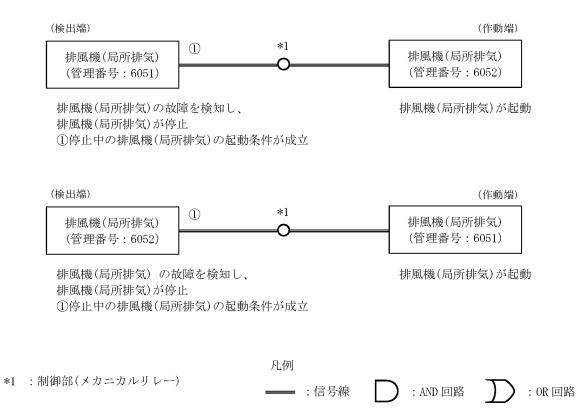


気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気ファン異常時

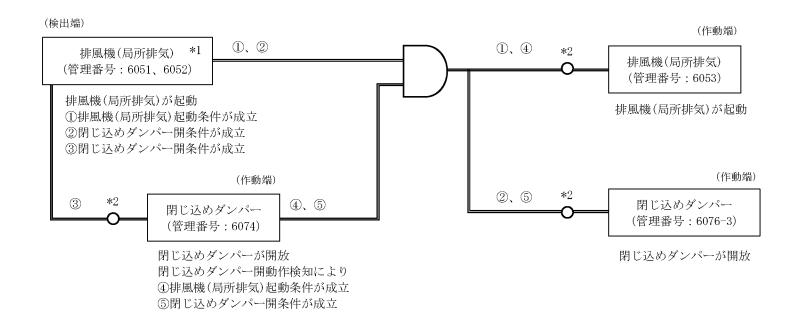


図ト-W1設-2-4(3) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(送排風機異常時) (2/3)

気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 排風機異常時



気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



*1:排風機(局所排気)(管理番号:6051)及び

排風機(局所排気)(管理番号:6052)は切替運転

*2:制御部(メカニカルリレー)

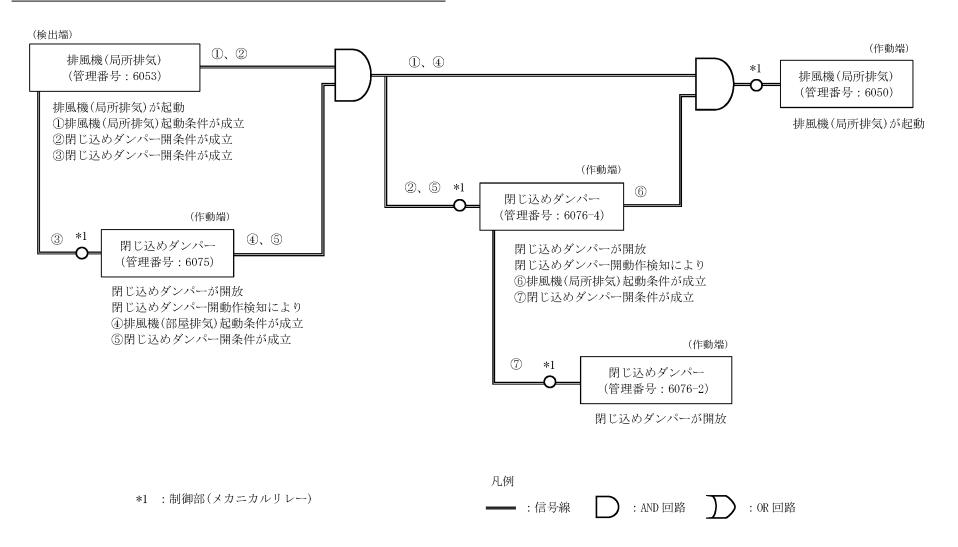
凡例

---:信号線

): AND 回路

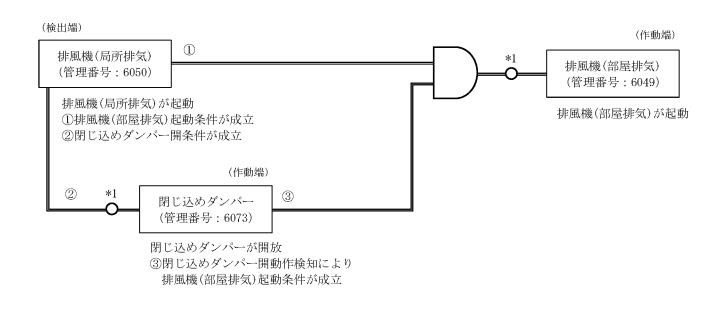
)) : OR 回路

図ト-W1設-2-4(4) 気体廃棄設備 No.2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(ダンパー開度異常時) (1/4)

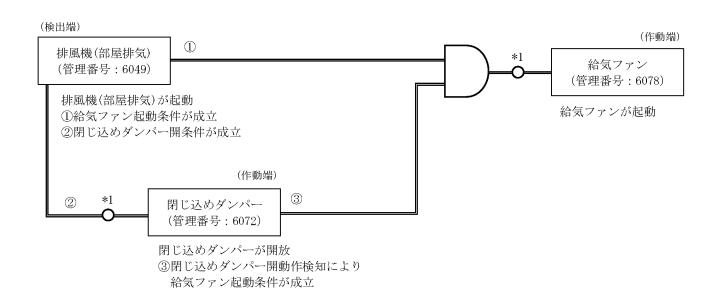


図ト-W1設-2-4(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(ダンパー開度異常時) (2/4)

気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 排風機(局所排気) 起動後



図ト-W1設-2-4(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(ダンパー開度異常時) (3/4)



図ト-W1設-2-4(4) 気体廃棄設備 No. 2(系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) インターロック信号系統図(ダンパー開度異常時) (4/4)



*1:室内負圧値が警報設定値よりも正圧を検知した場合、

警報盤から自動的に警報を発報

*2 :制御部(メカニカルリレー)

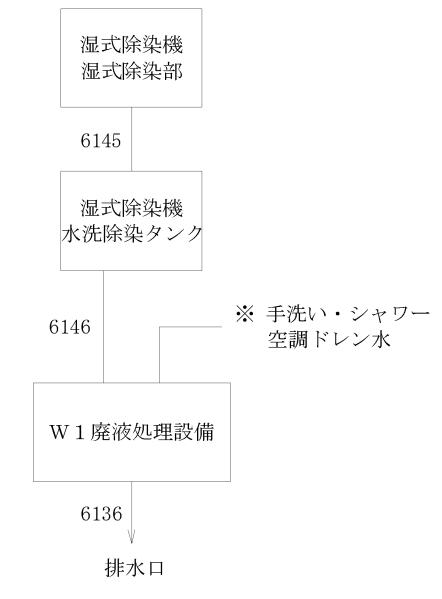
凡例

--- :信号線

) : AND 回路

): OR 回路



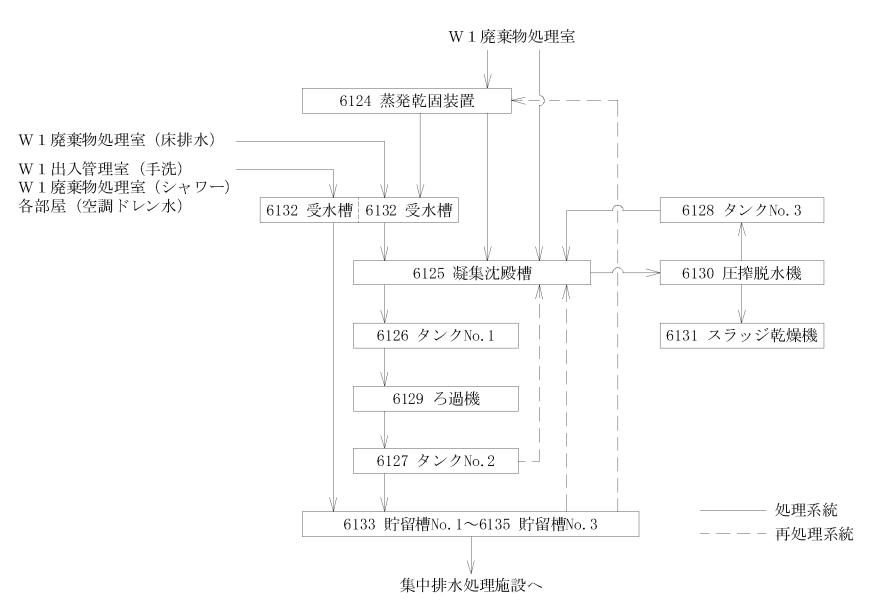


管理番号	機器名称
6136	W1廃液処理設備 配管
6145	湿式除染機 湿式除染部
6146	湿式除染機 水洗除染タンク

図ト-W1設-3-1(1) W1廃液配管全体系統図



図ト-W1設-3-1(2) W1廃液配管平面図



図ト-W1設-3-1(3) W1廃液処理設備 廃液系統図

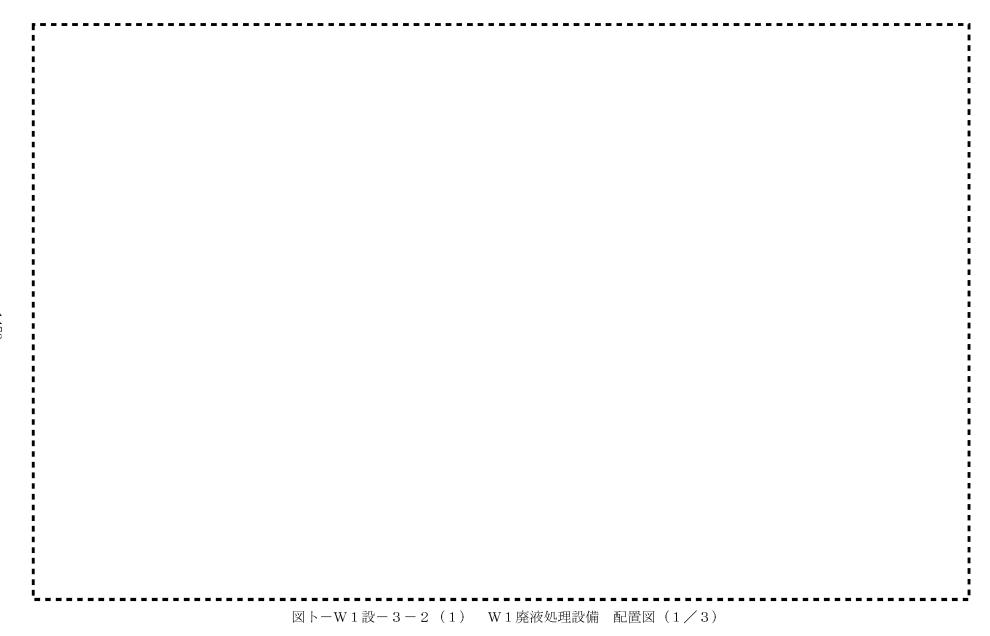




図 ト - W 1 設 - 3 - 2 (2) W 1 廃液処理設備 配置図 (2/3)



図 ト - W 1 設 - 3 - 2 (3) W 1 廃液処理設備 配置図 (3/3)



図ト-W1設-3-3 W1廃液処理設備 凝集沈殿槽

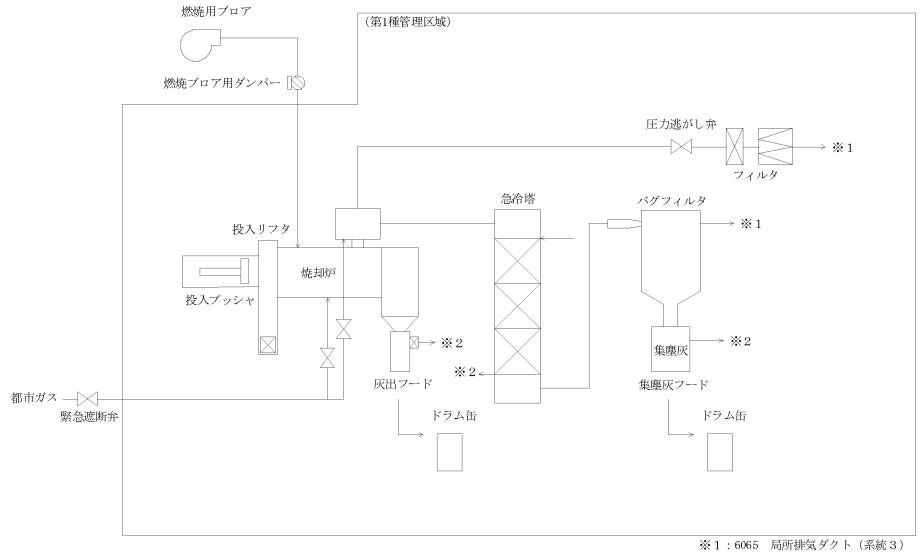


図ト-W1設-3-4 W1廃液処理設備 タンク No. 3



図ト-W1設-3-5 W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機





※2:6066 局所排気ダクト(系統4)

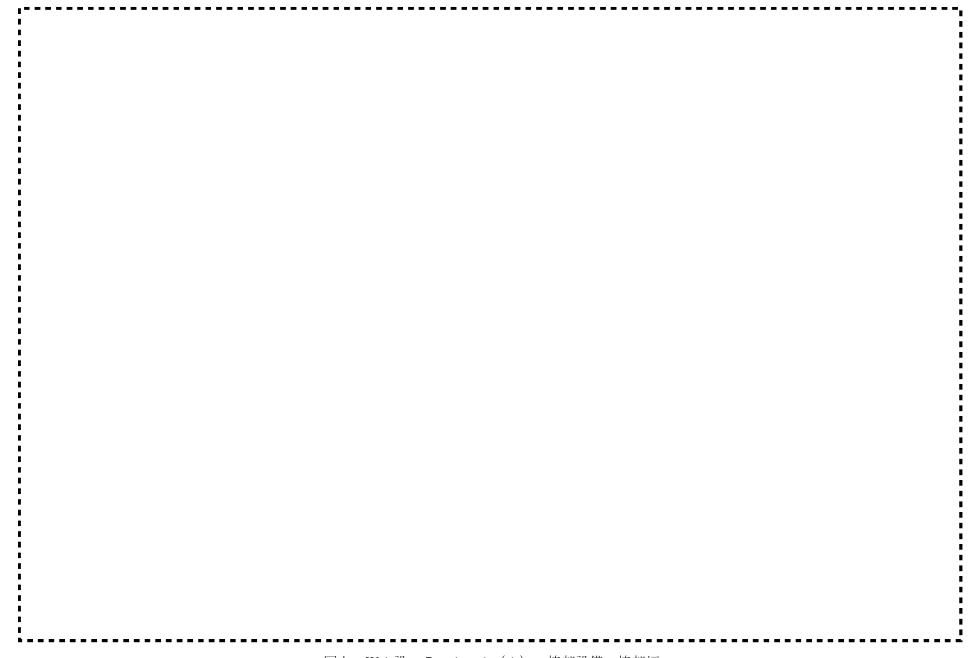
図ト-W1設-5(1) 焼却設備 系統図



図ト-W1設-5(2) 焼却設備 配置図(1/2)



図ト-W1設-5(3) 焼却設備 配置図(2/2)

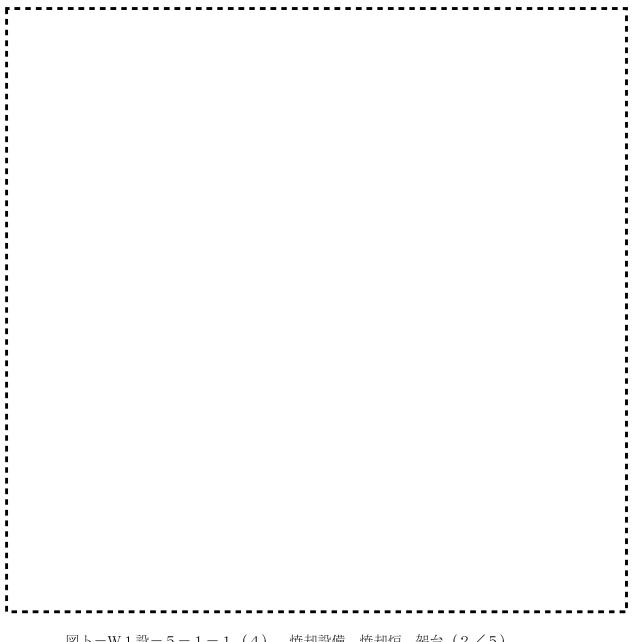


図ト-W1設-5-1-1 (1) 焼却設備 焼却炉

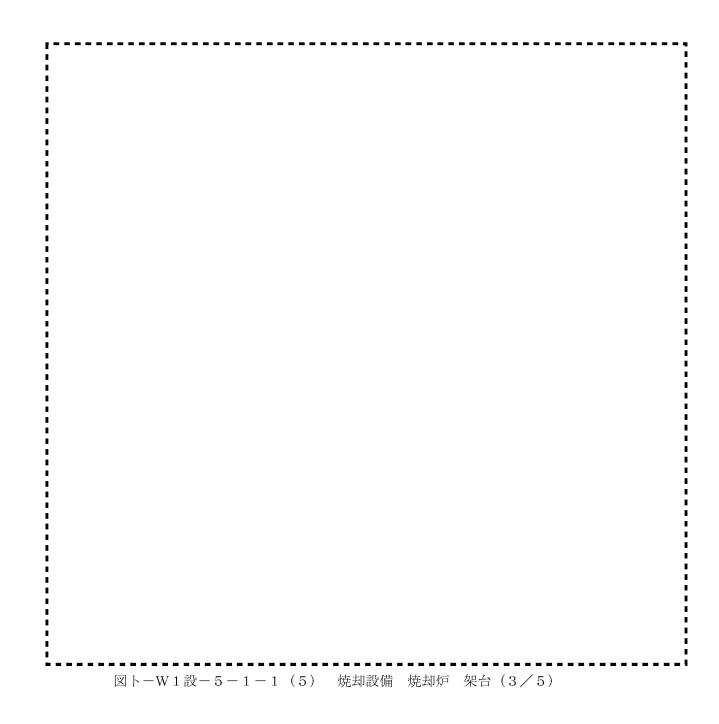




図ト-W1設-5-1-1 (3) 焼却設備 焼却炉 架台 (1/5)



図ト-W1設-5-1-1(4) 焼却設備 焼却炉 架台(2/5)

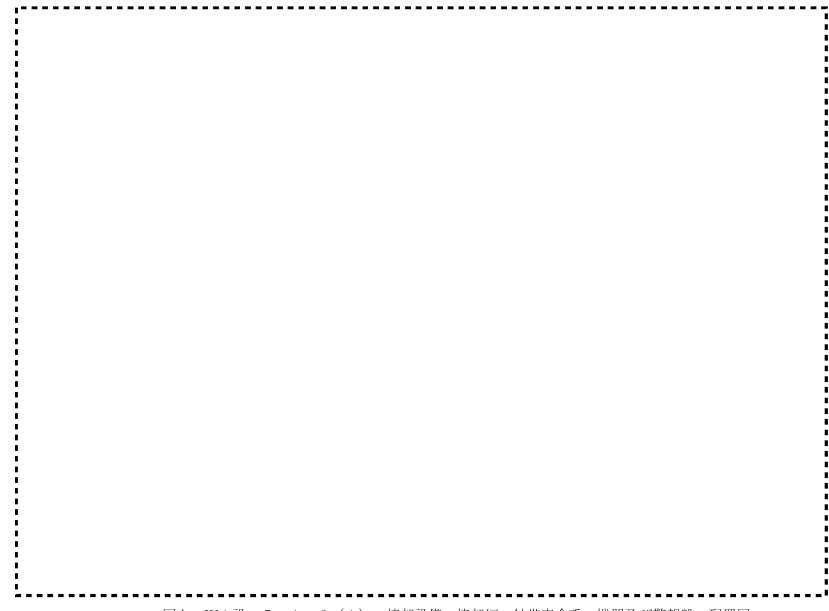




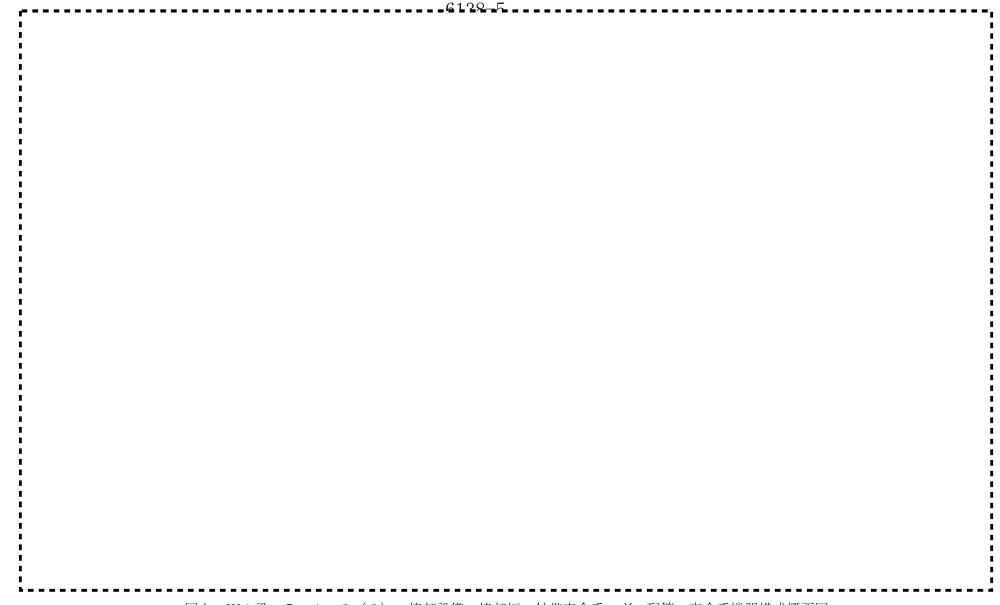
図ト-W1設-5-1-1 (6) 焼却設備 焼却炉 架台 (4/5)

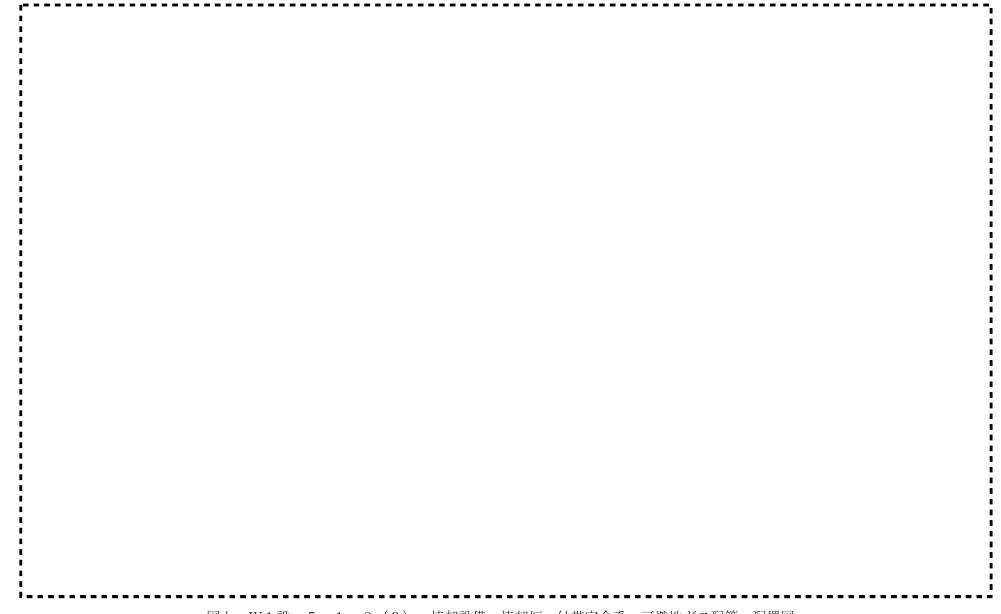


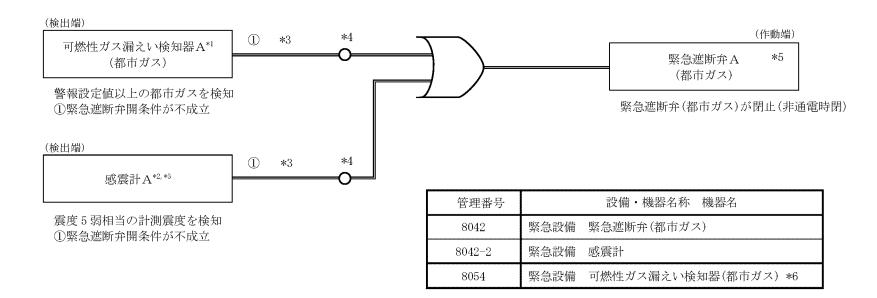
図ト-W1設-5-1-1 (7) 焼却設備 焼却炉 架台 (5/5)



図ト-W1設-5-1-2(1) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 機器及び警報盤 配置図







*1: アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、 金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容

*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

*3:信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガス)が閉止

*4:制御部(メカニカルリレー)

*5: 停電時は緊急遮断弁(都市ガス)が閉止

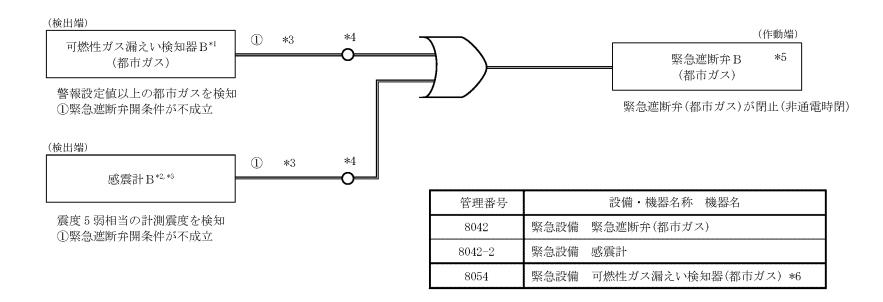
*6: 警報設定値以上の都市ガスの漏えいを検知した場合は警報が発報

凡例

:信号線

: AND 回路

: OR 回路



*1:アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、 金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容

*2:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

*3:信号線断線時は緊急遮断弁(都市ガス)が閉止

*4 :制御部(メカニカルリレー)

*5: 停電時は緊急遮断弁(都市ガス)が閉止

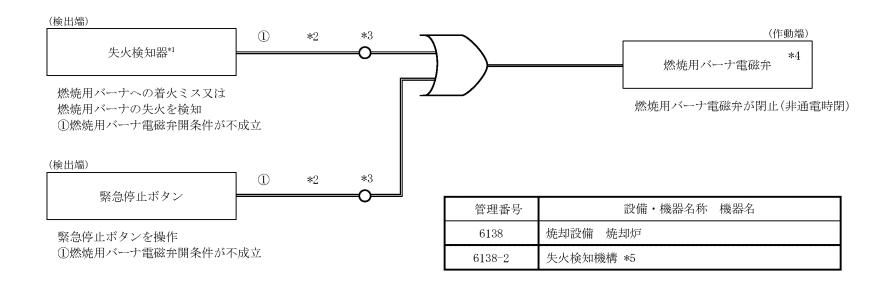
*6:警報設定値以上の都市ガスの漏えいを検知した場合は警報が発報

凡例

:信号線

: AND 回路

: OR 回路



 *1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
 凡例

 *2 : 信号線断線時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止
 : 信号線

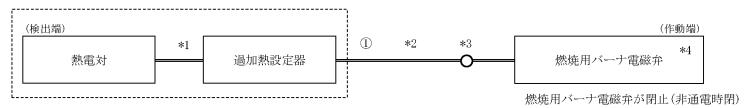
 *3 : 制御部(メカニカルリレー)
 : AND 回路

 *4 : 停電時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止
 : OR 回路

*5:燃焼用バーナへの着火ミス又は燃焼用バーナの失火を検知した場合は 警報が発報

図ト-W1設-5-1-3(3) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 インターロック信号系統図(失火検知機構)

過加熱防止機構



炉内温度を監視し、設定値以上の温度上昇を検知 ①燃焼用バーナ電磁弁開条件が不成立

管理番号	設備・機器名称 機器名
6138	焼却設備 焼却炉
6138-3	過加熱防止機構 *5

*1:アナログ信号線はシールドケーブルを使用

: 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、燃焼用バーナ電磁弁が閉止

*2:信号線断線時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

*3:制御部(メカニカルリレー)

*4: 停電時は燃焼用バーナ電磁弁が閉止

*5: 炉内温度が設定値以上に上昇した場合は警報が発報

凡例

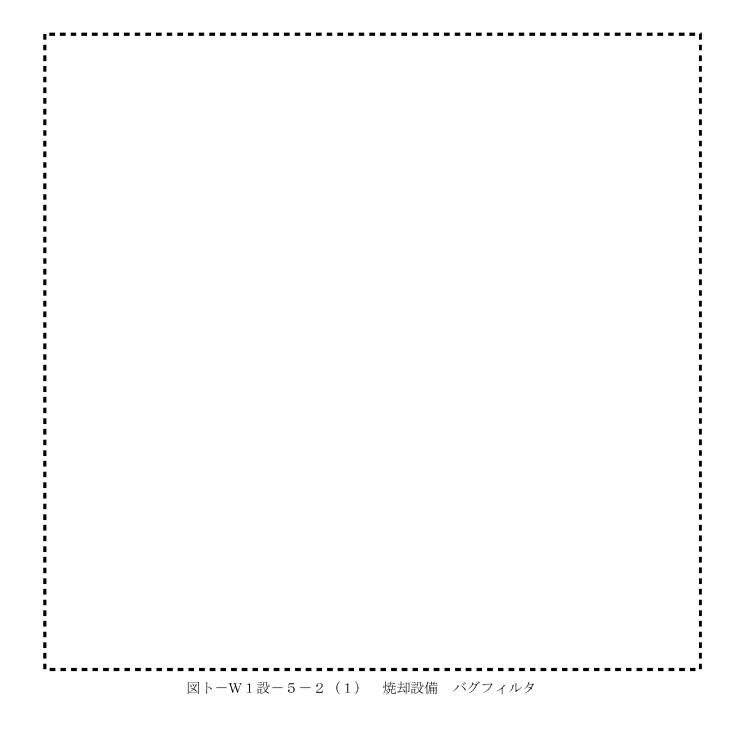
:信号線

: AND 回路

 \mathcal{T}

: OR 回路

図ト-W1設-5-1-3(4) 焼却設備 焼却炉 付帯安全系 インターロック信号系統図(過加熱防止機構)





図ト-W1設-5-2(2) 焼却設備 バグフィルタ (集塵灰フード)





図ト-W1設-5-4 焼却設備 前処理フード



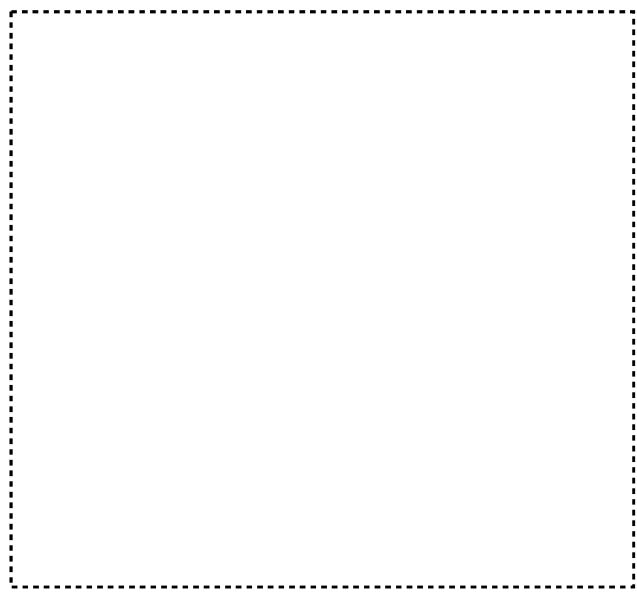
図ト-W1設-5-5 焼却設備 フィルタ処理フード



図ト-W1設-5-6 焼却設備 投入リフタ



図ト-W1設-5-7 焼却設備 急冷塔



図ト-W1設-6-1 湿式除染機 湿式除染部



図ト-W1設-6-2 湿式除染機 水洗除染タンク



図ト-W1設-7-1 乾式除染機



図ト-W1設-8 ホイストクレーン 配置図

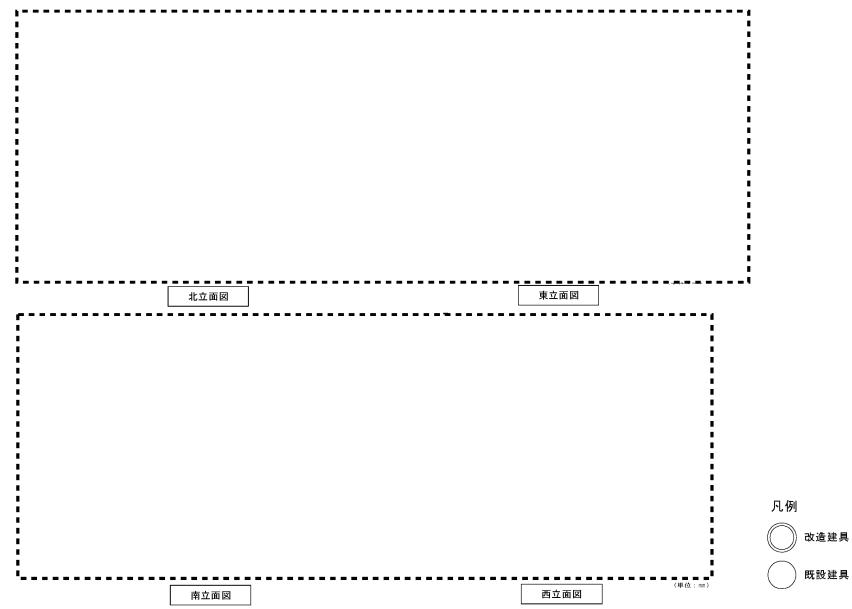


図ト-W1設-8-1 ホイストクレーン 2トンチェンブロック

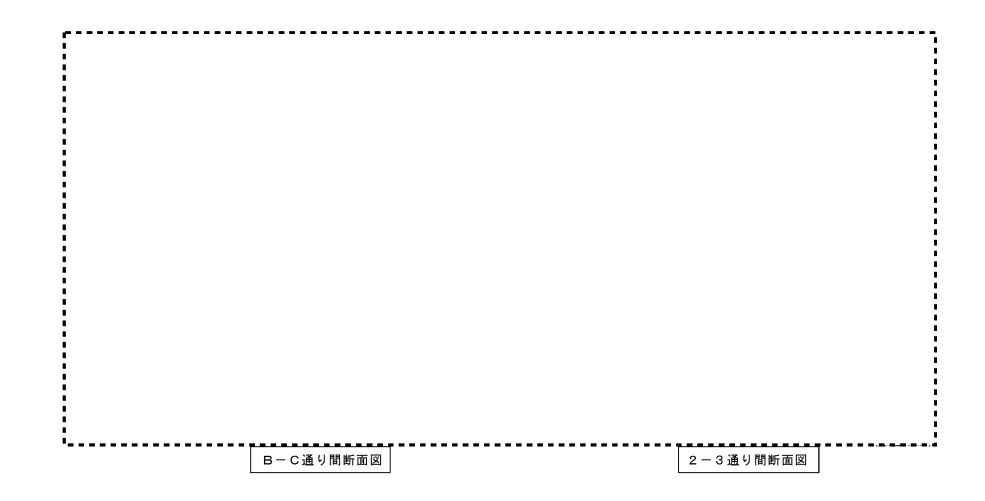




図ト-W3建-2 第3廃棄物貯蔵棟 平面図 (3階・R階)



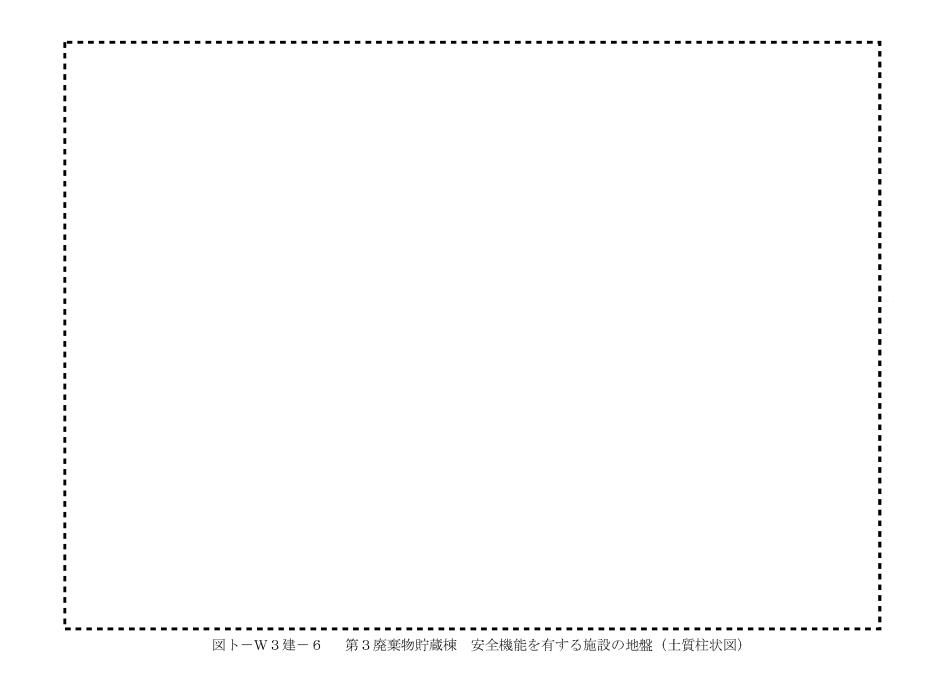
図ト-W3建-3 第3廃棄物貯蔵棟 立面図



図ト-W3建-4 第3廃棄物貯蔵棟 断面図



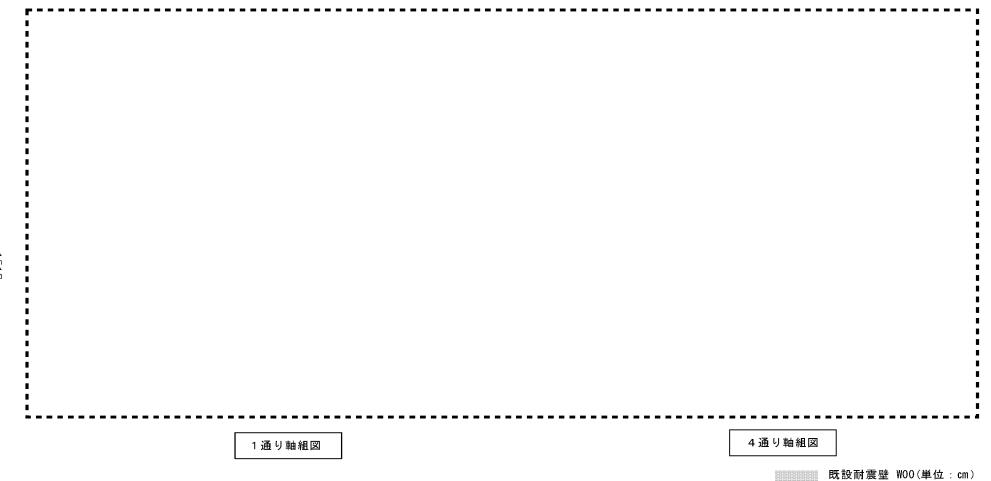
図ト-W3建-5 第3廃棄物貯蔵棟 管理区域区分図







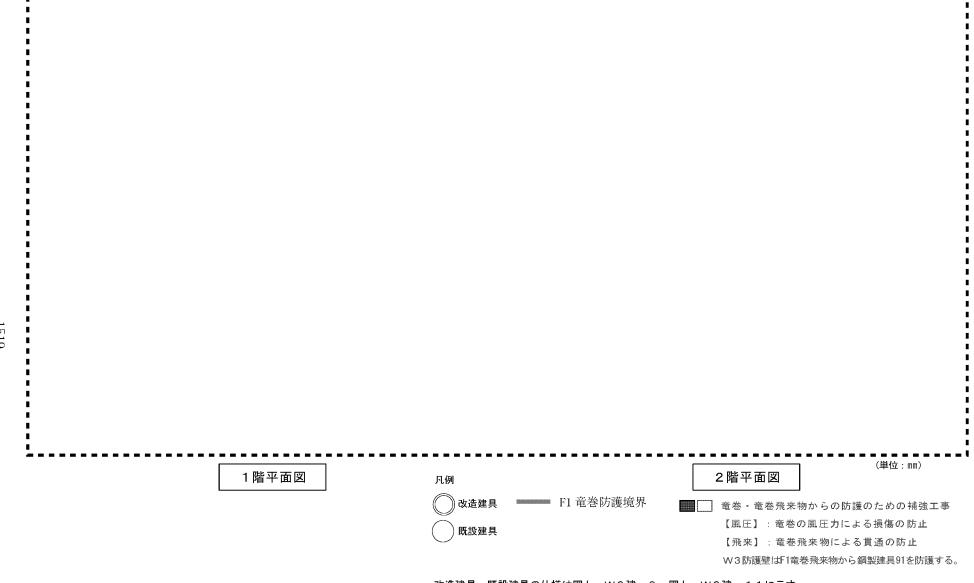
図ト-W3建-7(2) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(3階・R階)



図ト-W3建-7(3) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(1通り、4通り軸組図)

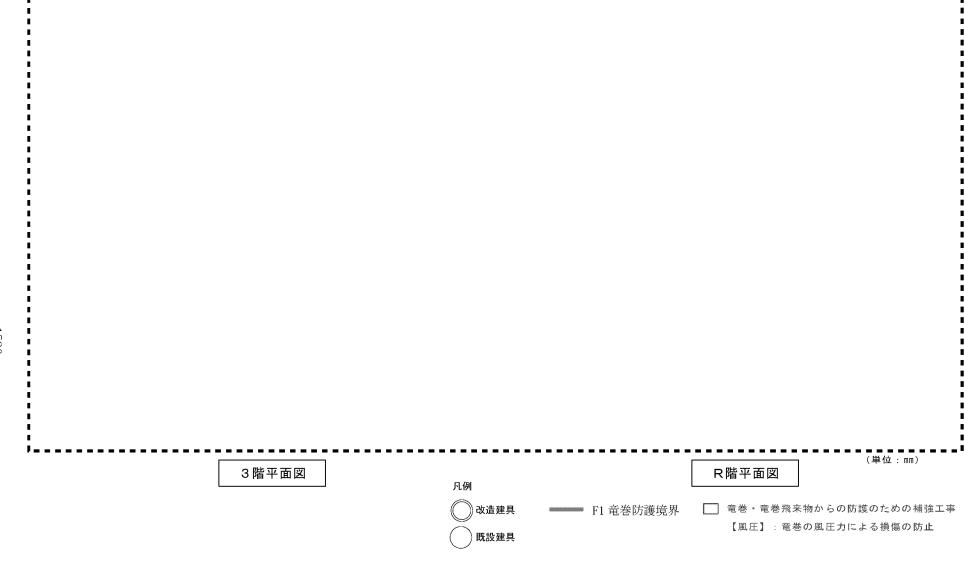


図ト-W3建-7(4) 第3廃棄物貯蔵棟 地震による損傷の防止(A通り、C通り軸組図)



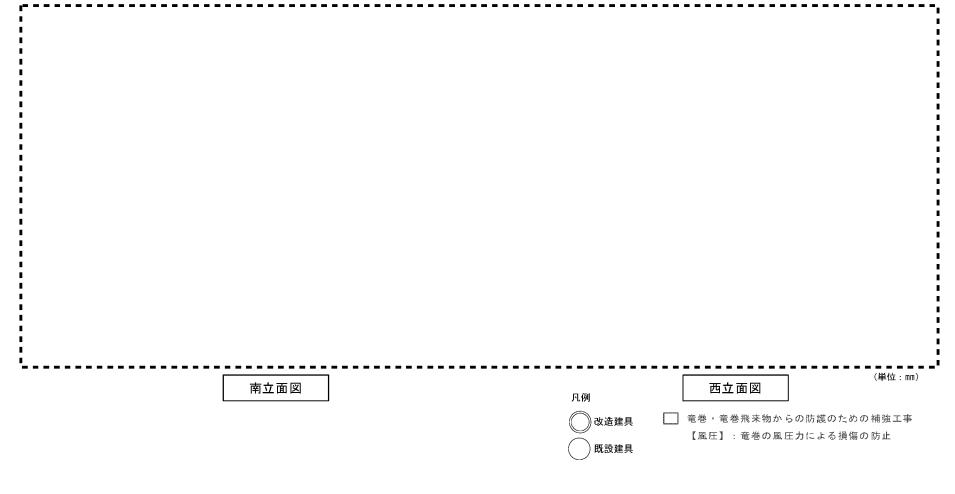
改造建具、既設建具の仕様は図トーW3建一9~図トーW3建一11に示す。

図ト-W3建-8 (1) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃 (竜巻) による損傷の防止 (1階・2階)



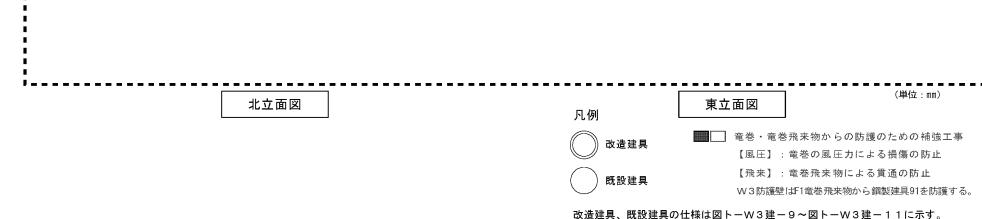
改造建具、既設建具の仕様は図トーW3建一9~図トーW3建一11に示す。

図ト-W3建-8(2) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(3階・R階)



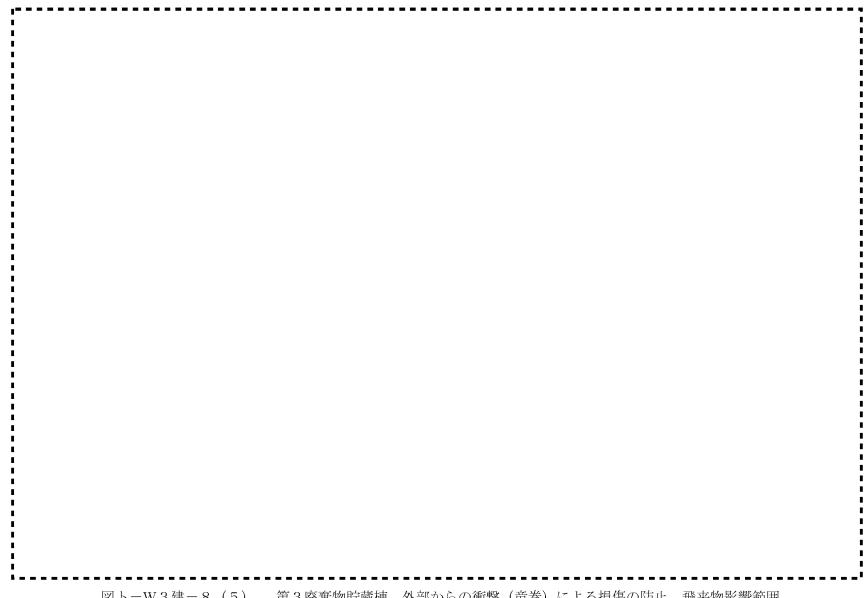
改造建具、既設建具の仕様は図トーW3建-9~図トーW3建-11に示す。 外壁面のF1 竜巻防護境界は図トーW3建-8(1)、(2) 平面図を参照のこと。

図ト-W3建-8(3) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(南西立面)



図ト-W3建-8(4) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止(北東立面)

外壁面の F1 竜巻防護境界は図トーW3建一8(1)、(2) 平面図を参照のこと。



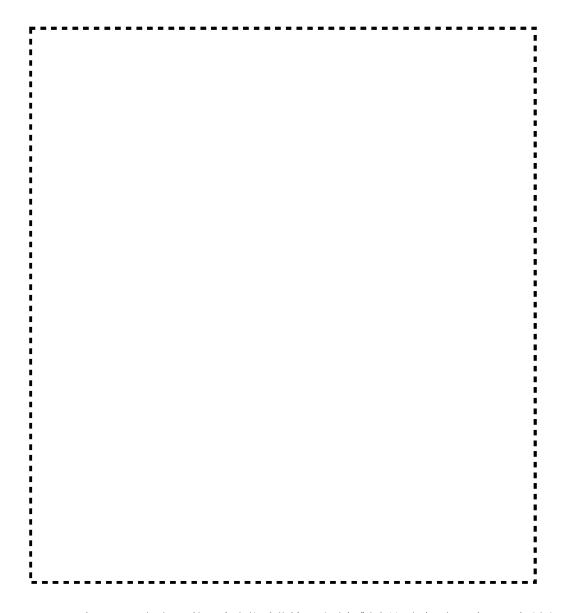
図ト-W3建-8 (5) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(竜巻)による損傷の防止 飛来物影響範囲



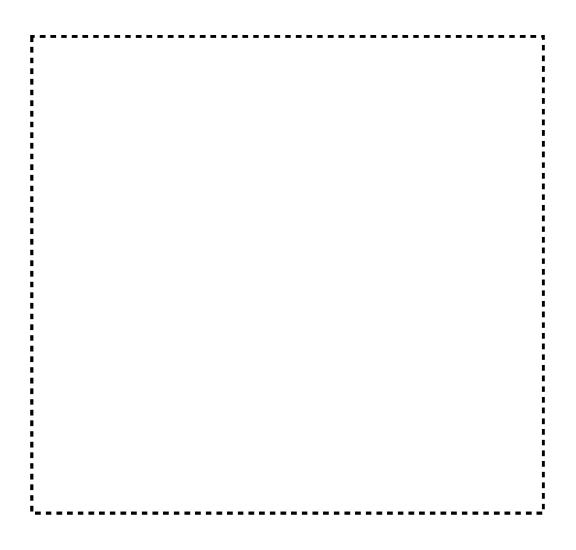
図ト-W3建-9 第3廃棄物貯蔵棟 建具表



図ト-W3建-10 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具 姿図



図ト-W3建-11(1) 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉91)詳細図 部材表



図ト-W3建-11(2) 第3廃棄物貯蔵棟 改造鋼製建具(扉92、93)詳細図 部材表





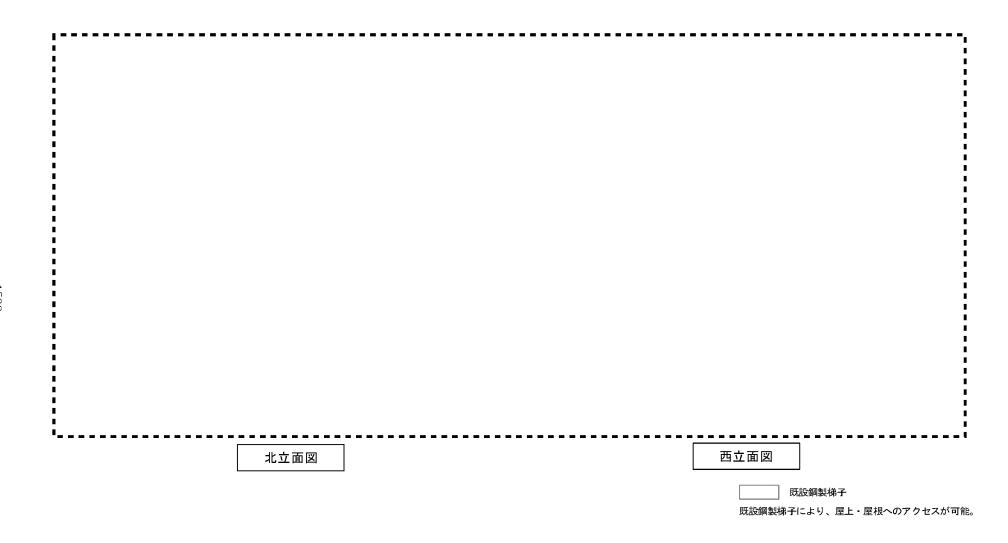


図ト-W3建-12(3) 第3廃棄物貯蔵棟 W3防護壁 配筋図

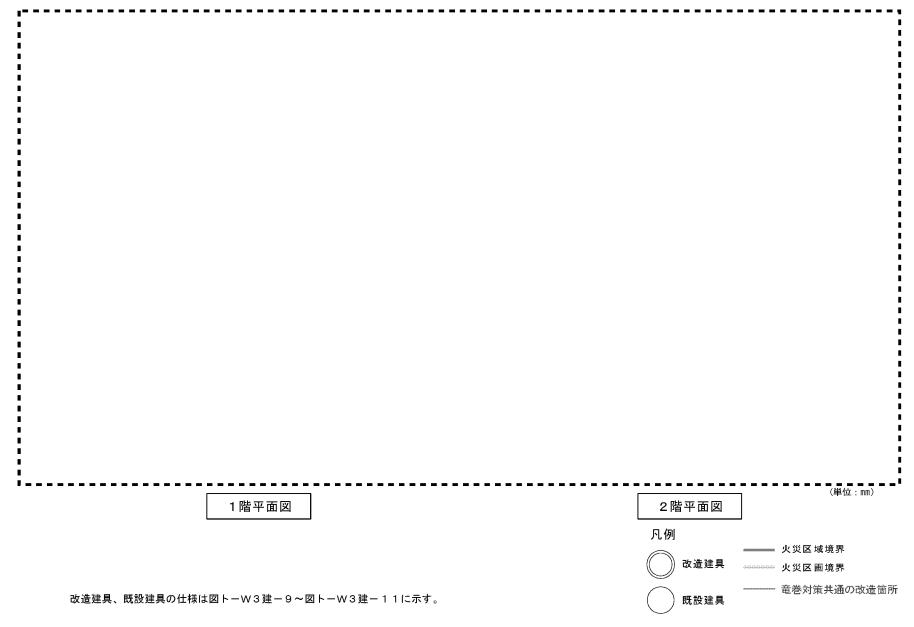


屋上・屋根へのアクセスルート 既設鋼製梯子により、屋上・屋根へのアクセスが可能。

図ト-W3建-13(1) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(3階・R階)



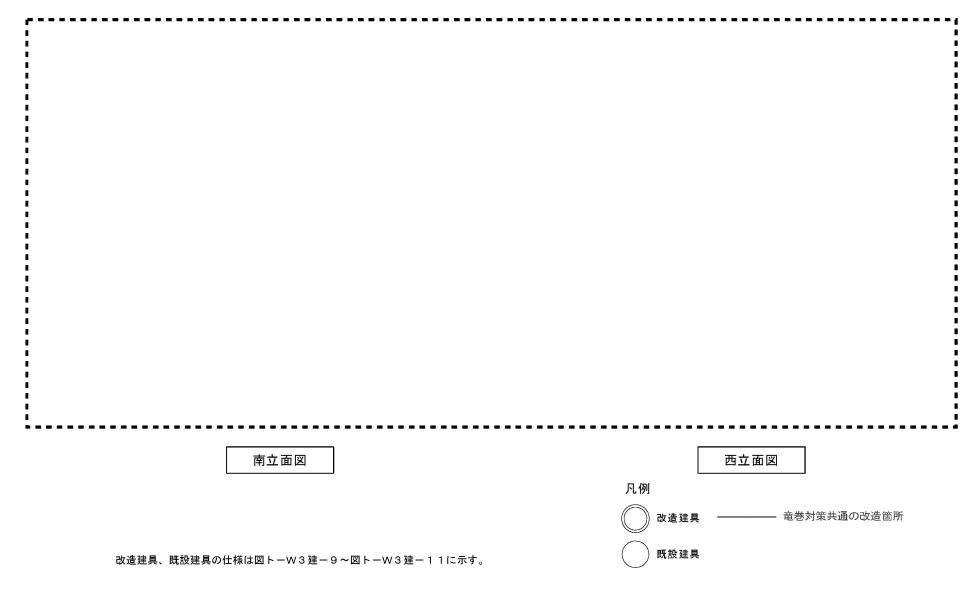
図ト-W3建-13(2) 第3廃棄物貯蔵棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止(北西立面)



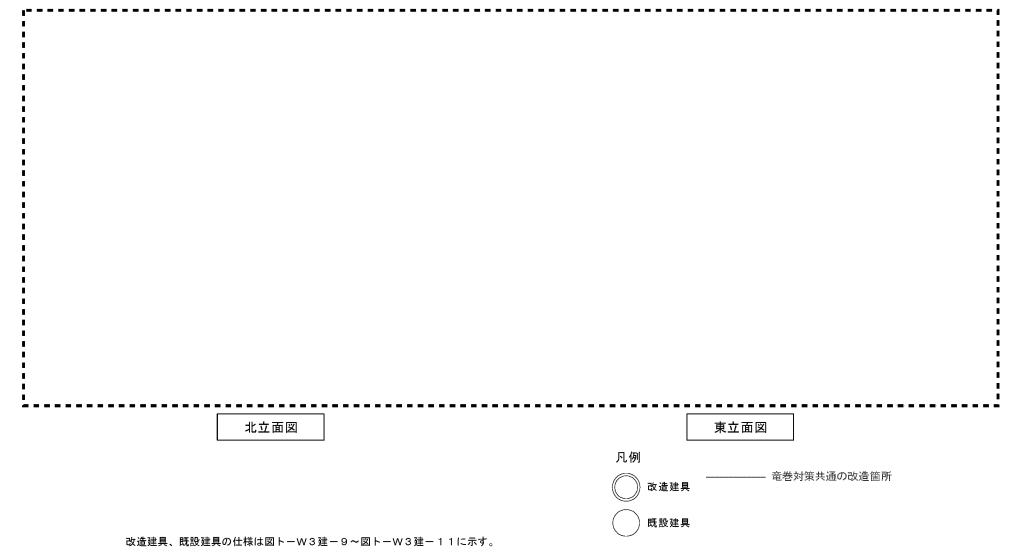
図ト-W3建-14(1) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(1階・2階)



図ト-W3建-14(2) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(3階・R階)



図ト-W3建-14(3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(南西立面)



図ト-W3建-14(4) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(北東立面)



図ト-W3建-14(5) 第3廃棄物貯蔵棟 火災による損傷の防止(断面)

1 階平面図

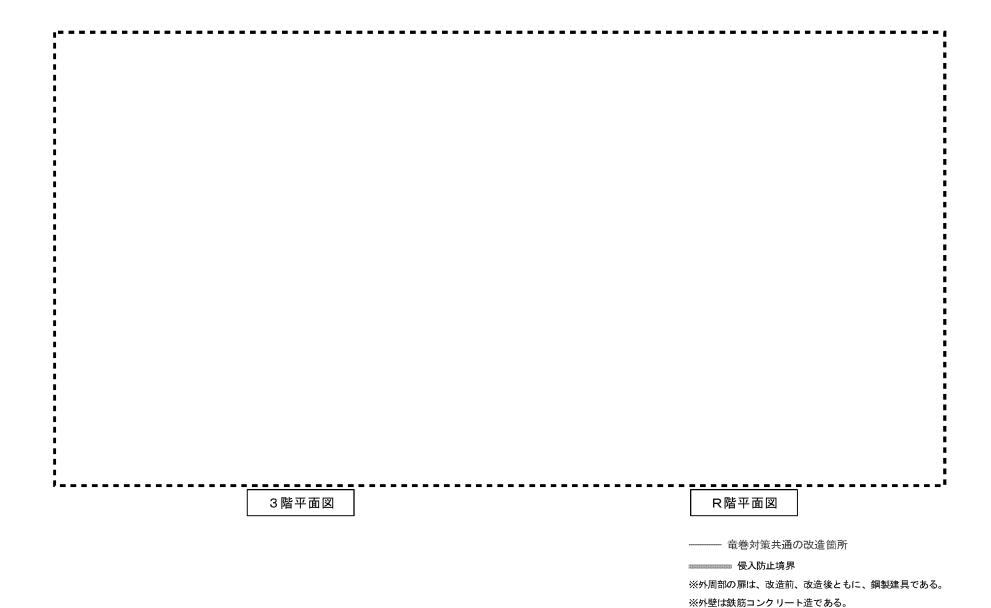
2階平面図

----- 竜巻対策共通の改造箇所

------------------侵入防止境界

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。
※外壁は鉄筋コンクリート造である。

図ト-W3建-15(1) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(1階・2階)



図ト-W3建-15(2) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(3階・R階)

---- 竜巻対策共通の改造箇所

※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。

※外壁は鉄筋コンクリート造である。

外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(3) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(南西立面)

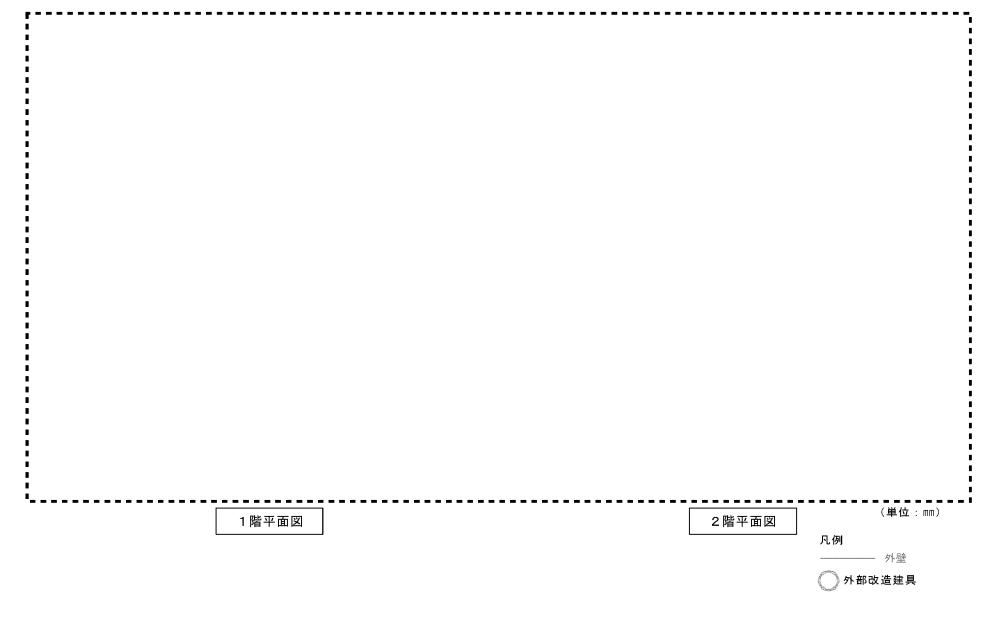
北立面図

東立面図

一一 竜巻対策共通の改造箇所※外周部の扉は、改造前、改造後ともに、鋼製建具である。※外壁は鉄筋コンクリート造である。

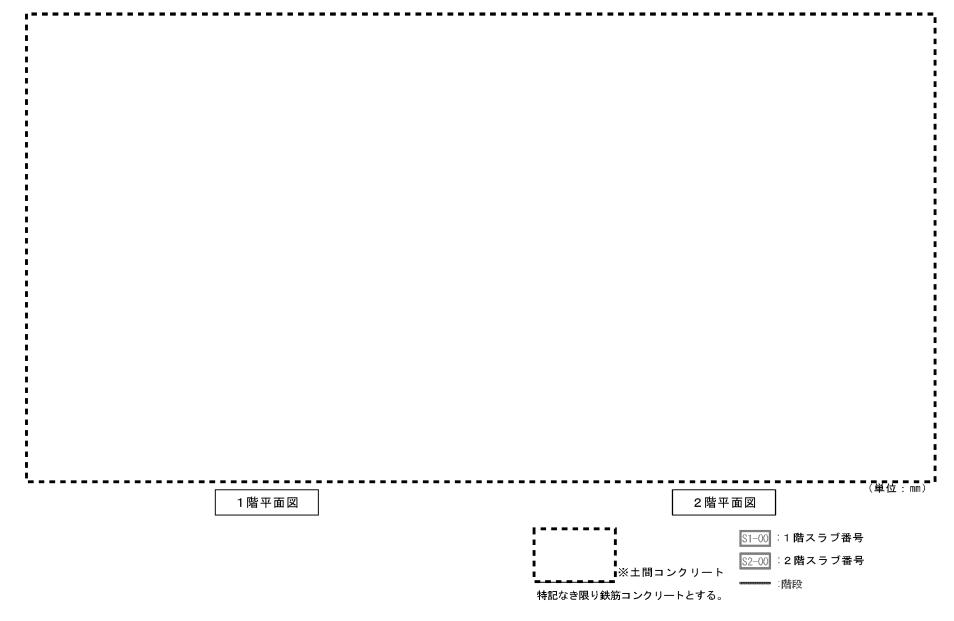
外壁面の侵入防止境界は図ト-W3建-15(1)、(2)平面図を参照のこと。

図ト-W3建-15(4) 第3廃棄物貯蔵棟 人の不法な侵入の防止(北東立面)

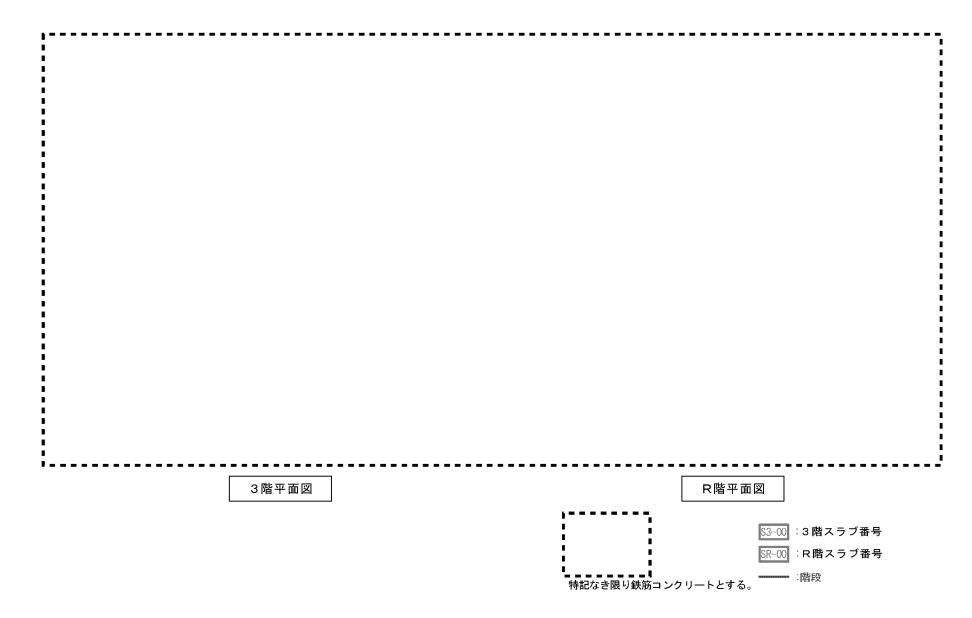




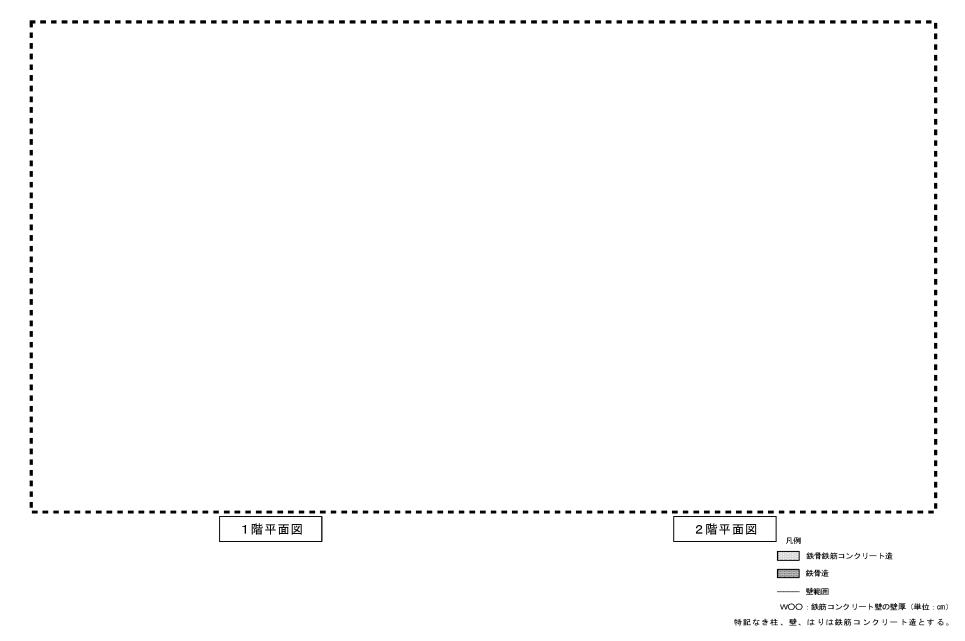
図ト-W3建-16(2) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階壁



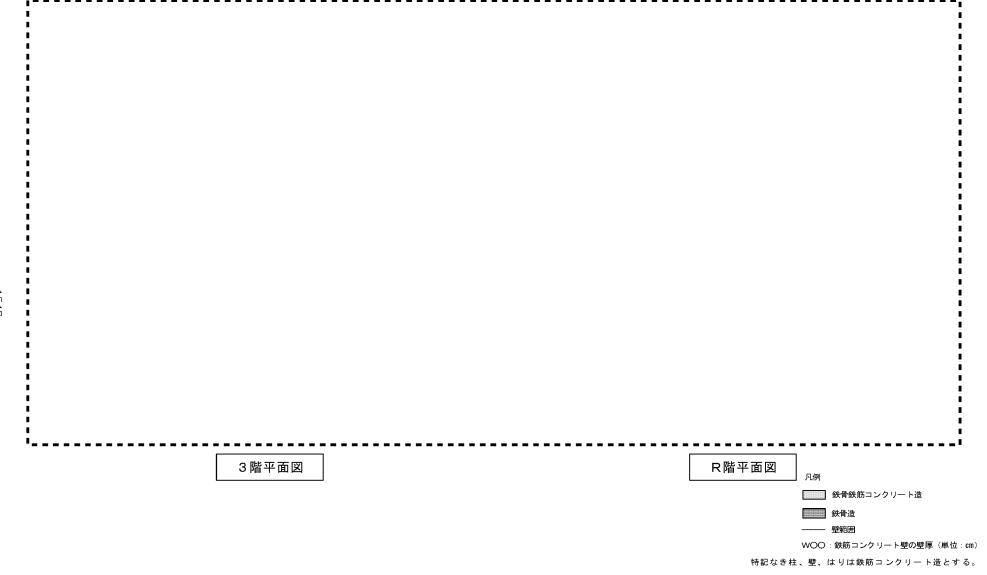
図ト-W3建-16(3) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 1階・2階スラブ



図ト-W3建-16(4) 第3廃棄物貯蔵棟 部位位置図 3階・R階スラブ



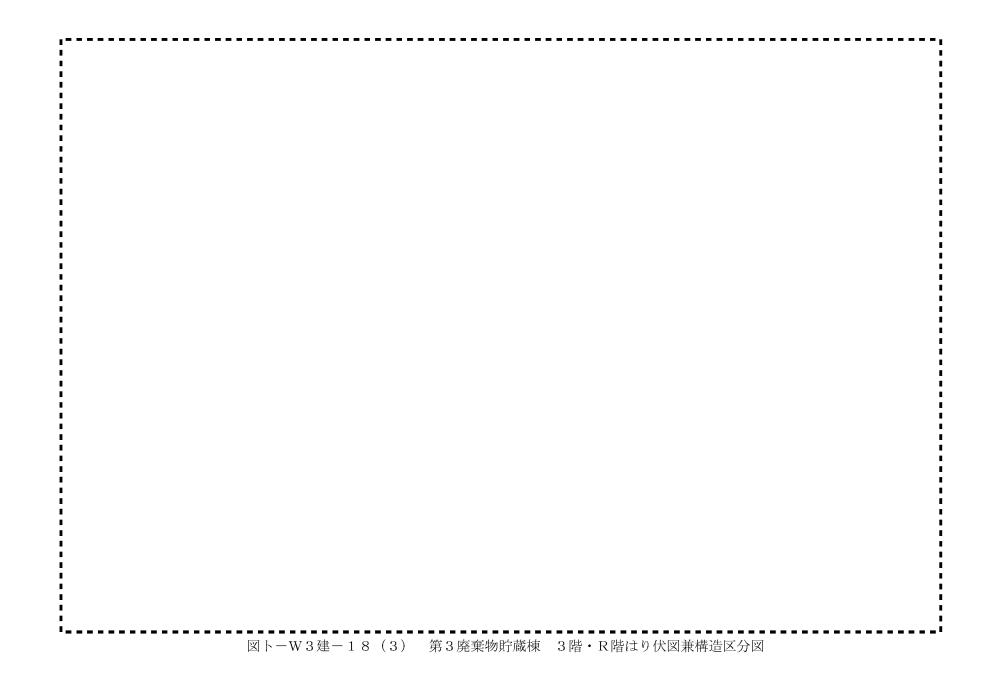
図ト-W3建-17(1) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(1階・2階)



図ト-W3建-17(2) 第3廃棄物貯蔵棟の安全機能を有する部位の位置、構造(材料、厚さ)図(3階・R階)

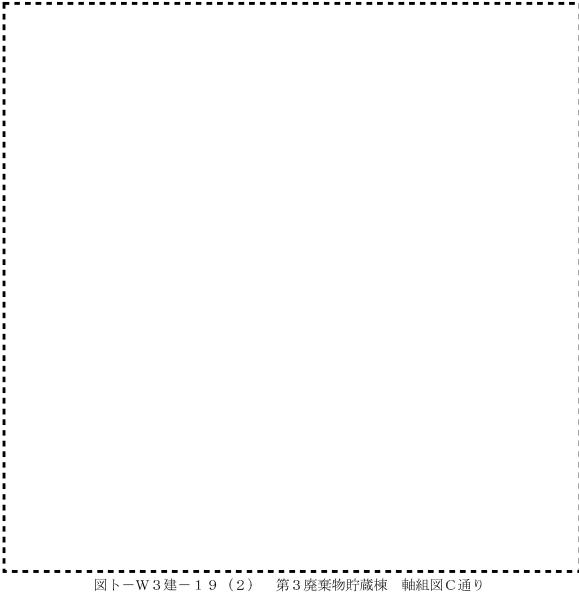








図ト-W3建-19(1) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図A通り、B通り





図ト-W3建-19(3) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図1通り、2・3通り



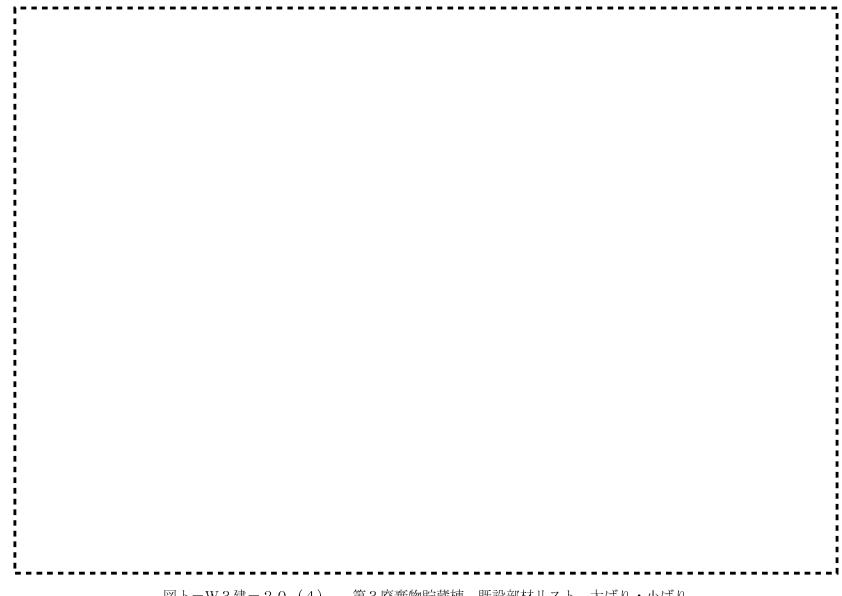
図ト-W3建-19(4) 第3廃棄物貯蔵棟 軸組図4通り







図ト-W3建-20(3) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 柱・柱配置図

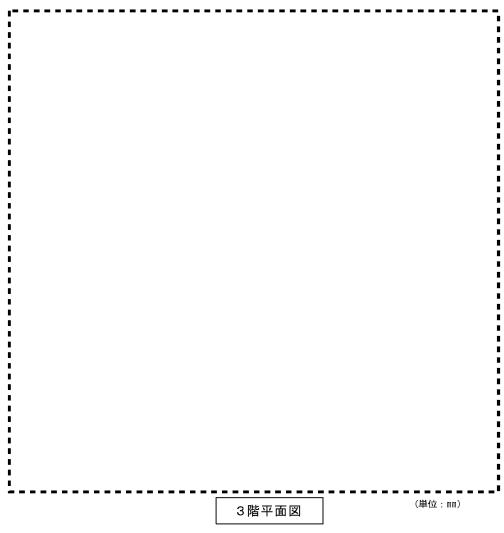


図ト-W3建-20(4) 第3廃棄物貯蔵棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり





図ト-W3建-21(1) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 1階、2階)

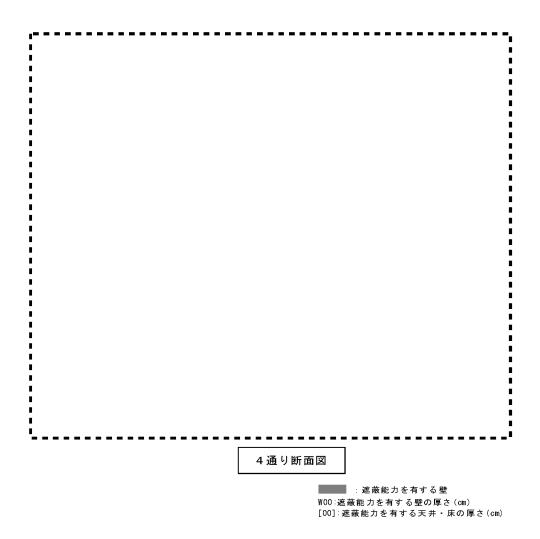


: 遮蔽能力を有する壁 WOO:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm)

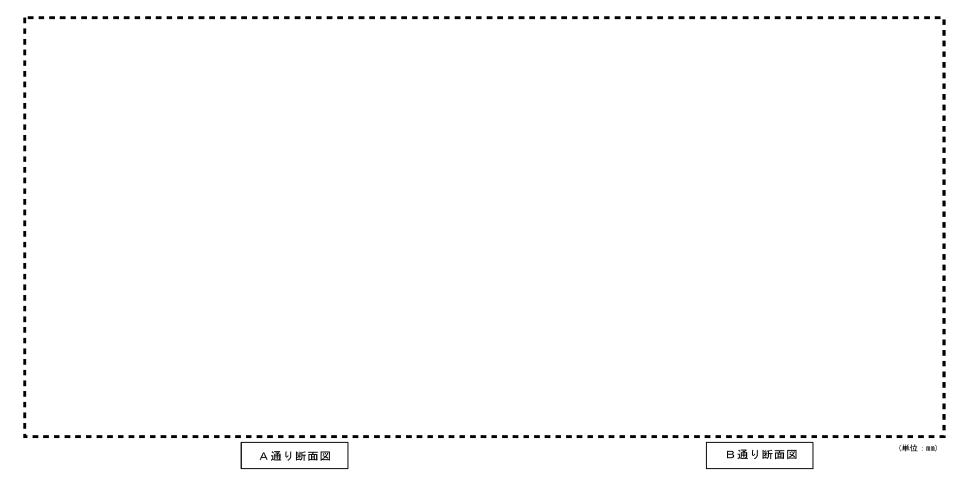
図ト-W3建-21(2) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(平面図 3階)



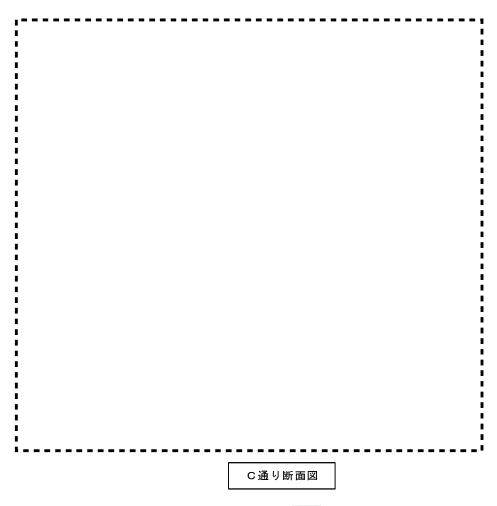
: 遮蔽能力を有する壁 WOO: 遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)



図ト-W3建-21(4) 第3廃棄物貯蔵棟 遮蔽能力を有する壁、床及び天井(断面図 4通り)



: 遮蔽能力を有する壁 W00:遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]:遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)



: 遮蔽能力を有する壁 WOO: 遮蔽能力を有する壁の厚さ(cm) [00]: 遮蔽能力を有する天井・床の厚さ(cm)

図ト-W3設-1 本申請で適合性を確認する第3廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(1階及び2階及び3階)



図ト-W3設-3 ホイストクレーン配置図



図ト-W3設-3-1 ホイストクレーン 1トンチェンブロック

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を 実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安 規定に基づき(工事)作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

- a. 第1 廃棄物貯蔵棟
 - ①外部扉の改造
 - ②W1防護壁の新設
 - ③火災区画等の改造
 - ④グレーチング及び扉の改造
- b. 第3廃棄物貯蔵棟
 - ①外部扉の改造
 - ②W3防護壁の新設
- c. 改造等を実施する設備・機器

表ト-1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを 記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

d. 変更しない設備・機器

表トー1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

e. 緊急遮断弁の基礎

(1) 工事上の注意事項

- a. 一般事項
 - ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に 係る労働災害の防止に努める。
 - ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
 - ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入 りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
 - ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事) 作業計画に従い実施する。
 - ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。

- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、 定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全 機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響 を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理 区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じ て遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業(溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用)を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜 実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先 に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が 存在しない状態で工事を行う。

a. 第1廃棄物貯蔵棟の工事手順

第1廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トーa-1に示し、その詳細を図トーa-11ー1から図トーa-1-4に示す。

- 外部扉の改造:図トーa-1-1に示す手順で、図ト-W1建-9~図ト-W1建-12に示す既設の外部扉をF1 竜巻対策扉に改造する。
- ② W1防護壁の新設:図トーa-1-2に示す手順で、図ト-W1建-13に示すW 1防護壁を新設する。
- ③ 火災区画等の改造:図トーa-1-3に示す手順で、図ト-W1建-10及び図ト-W1建-20に示す既設の扉を防火戸に改造する。
- ④ グレーチング及び扉の改造:図トーa-1-4に示す手順で、図トーW1建-22に示すグレーチングを設置する。また、既設扉をエアタイト扉(PAT 仕様)に改造する。

b. 第3廃棄物貯蔵棟の工事手順

第3廃棄物貯蔵棟の全体工事フローを図トーb-1に示し、その詳細を図トーb-1-1及びに図トーb-1-2示す。

- ①外部扉の改造:図トーb-1-1に示す手順で、図ト-W3建-8~図ト-W3建 -11に示す既設の外部扉をF1 竜巻対策扉に改造する。
- ②W3防護壁の新設:図トーb-1-2に示す手順で、図ト-W3建-12に示すW3防護壁を新設する。

c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図1-c-1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、 当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3)加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

d. 変更しない設備・機器の工事手順

図ト-d-1に示す手順で検査を行う。

1)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

e. 緊急遮断弁の基礎

図h-e-1に示す手順で検査を行う。

1)緊急遮断弁の基礎について6項に示す検査を実施する。

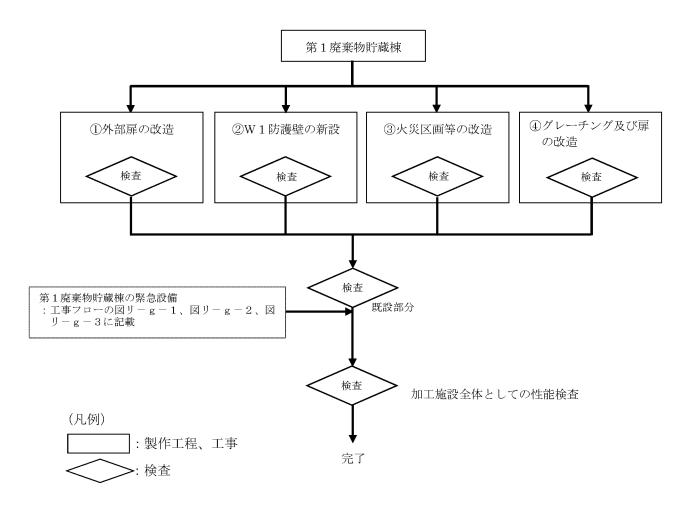
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核 燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれ がなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第 2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要 に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値 を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉 を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監 視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業 許可における評価値を上回ることはない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために 扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する 又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界(屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及 び床)の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入 のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置す る等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を 超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を 設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的 に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する 安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不 要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200 Lドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本 (200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値) は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏

まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に 吸収できることを確認している。

- ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく 放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効 利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにく く、除染が容易で腐食しにくい材料(難燃性材料)で塗装を施す。

a. 第1 廃棄物貯蔵棟

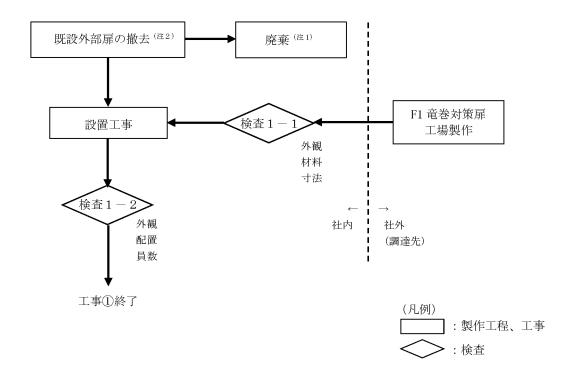


図ト-a-1 全体工事フロー

①外部扉の改造

対象扉 扉番号:71、扉番号:76、扉番号:78 (③火災区画等の改造を兼ねる)

扉番号:77(③火災区画等の改造、④-2扉の改造を兼ねる)

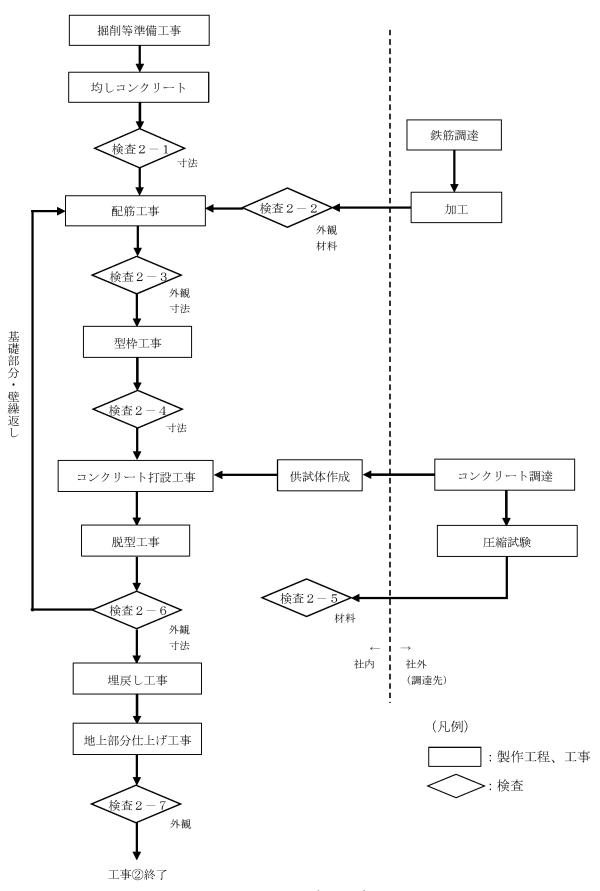


注1:第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2:扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては 閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-1 個別工事フロー

②W1防護壁の新設



図ト-a-1-2 個別工事フロー

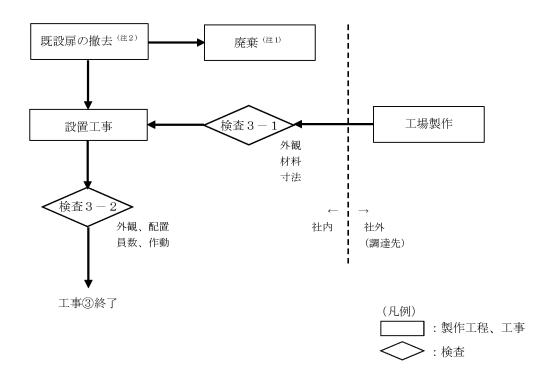
③火災区画等の改造

対象扉 扉番号:74

扉番号:71、扉番号:76、扉番号:78 (①外部扉の改造を兼ねる)

扉番号:75 (④-2扉の改造を兼ねる)

扉番号:77(①外部扉の改造、④-2扉の改造を兼ねる)



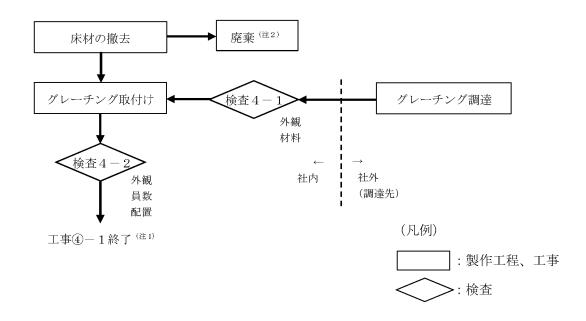
注1:第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

注2: 扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては 閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-3 個別工事フロー

④グレーチング及び扉の改造

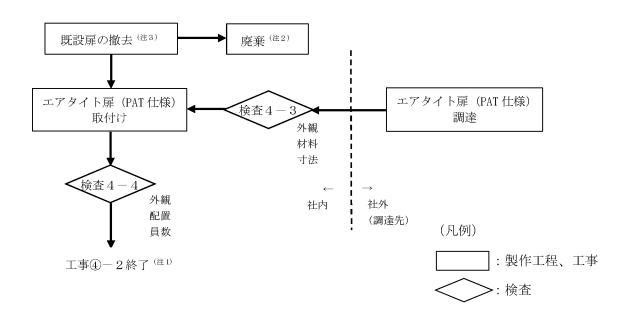
④-1グレーチング(溢水対策1)の設置



④-2扉の改造

対象扉 扉番号:75(③火災区画等の改造を兼ねる)

扉番号:77(①外部扉の改造、③火災区画等の改造を兼ねる)



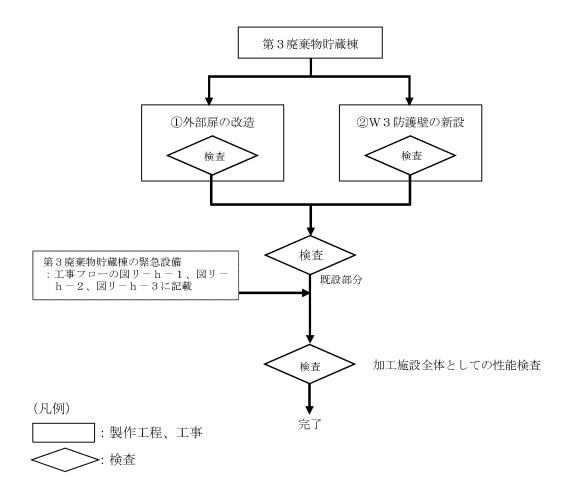
注1: 工事④は工事④-1、工事④-2の2つの工事からなり、工事④-1、工事④-2の全ての工事の終了をもって、工事④の終了とする。

注2:第1種管理区域で撤去した部材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

注3: 扉の更新工事中は、みだりに人が出入りすることを防止するとともに、第1種管理区域においては閉じ込めの機能の維持のため、前室等を設置する。

図ト-a-1-4 個別工事フロー

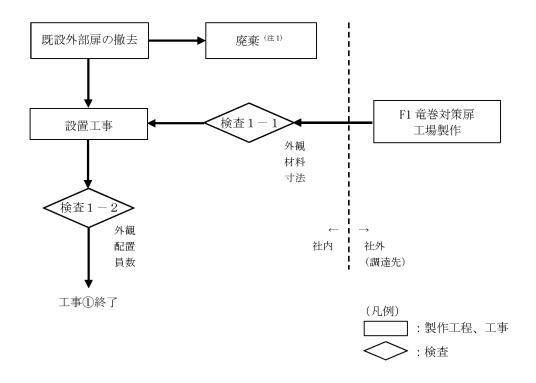
b. 第3廃棄物貯蔵棟



図トーb-1 全体工事フロー

①外部扉の改造

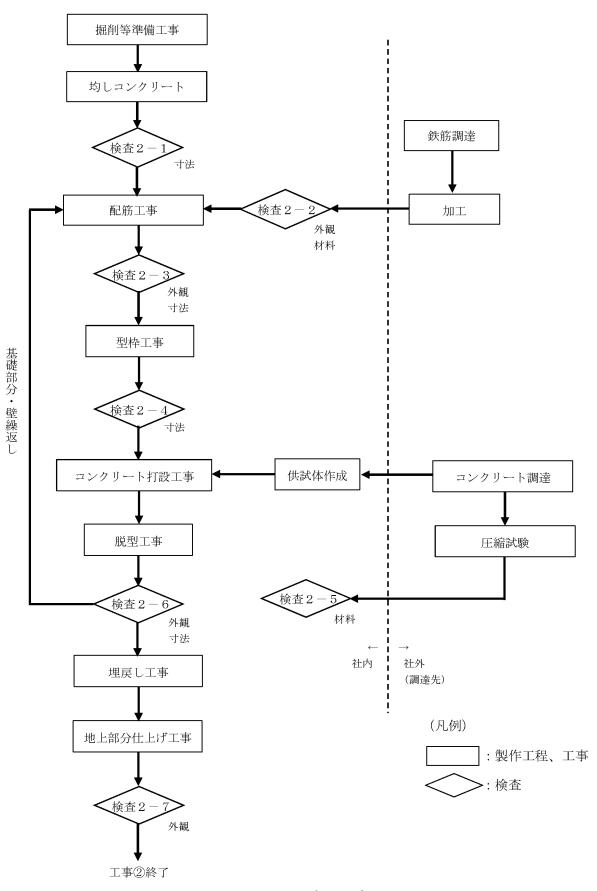
対象扉 扉番号:91、扉番号:92、扉番号:93



注1:第2種管理区域で撤去した部材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する。

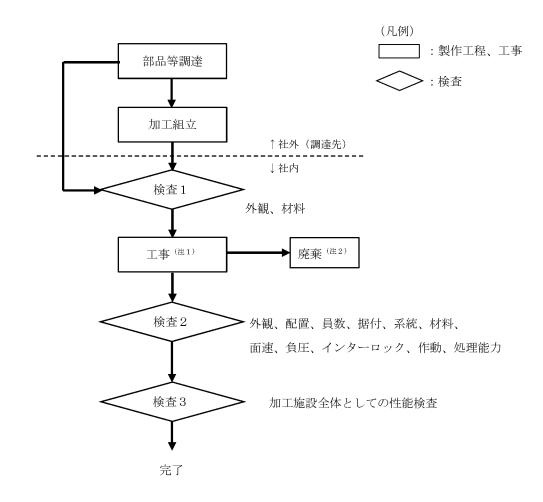
図トーb-1-1 個別工事フロー

②W3防護壁の新設



図トーb-1-2 個別工事フロー

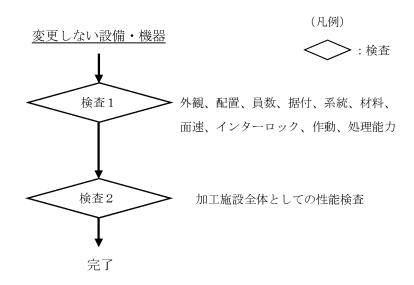
c. 改造等を実施する設備・機器



- (注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。
- (注 2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

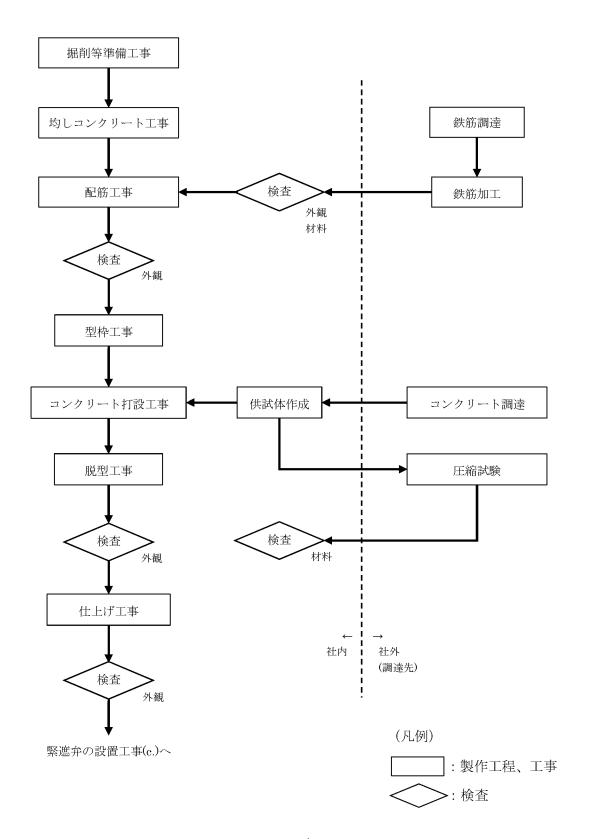
図トーc-1 工事フロー

d. 変更しない設備・機器



図トーd-1 工事フロー

e. 緊急遮断弁の基礎



図トーe-1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟は、外的事象から建物内部の機器・設備を防護するとともに内的事象に起因する放射線による公衆への影響を防止するための安全機能を有しており、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵棟の付属設備(通信連絡設備、火災感知設備、消火設備、緊急設備)は、第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物貯蔵において設計基準事故が発生した場合にそれらを確実に検知して速やかに対処するための安全機能を有する。また、第1廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備 廃棄物保管区域及び第3廃棄物貯蔵棟内に設置する保管廃棄設備 廃棄物保管区域は、放射性固体廃棄物を保管廃棄するための安全機能を有する。

これらの安全機能を維持しながら、経過措置期限後に第1廃棄物貯蔵棟及び第3廃棄物 貯蔵棟内で実施している加工施設の維持管理に不可欠な活動(放射性固体廃棄物の保管廃 棄)を今後も継続するため、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟の 付帯設備及び第3廃棄物貯蔵棟の付帯設備は、本申請において継続使用する。

また、気体廃棄設備No.1及び気体廃棄設備No.2 (注1) は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、建物内又は特定の設備内の負圧を維持することによりウランを限定された区域に閉じ込めるための安全機能を有する。

第1廃液処理設備、分析廃液処理設備、開発室廃液処理設備、第2廃液処理設備、第2 廃液処理設備財留設備及びW1廃液処理設備は、洗濯水や第1種管理区域内の工事で発生 する廃液等を貯留する設備として経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

なお、工事を伴う設備は、工事を行うまでは既設の設備を使用し、工事完了後は使用前 事業者検査の合格をもって使用する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

(注1) 表ト-2及び表ト-3に示す構成設備・機器全てを含む

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法:第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法:第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものである ことを確認するために十分な方法:第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る建物・構築物の検査の項目を第ト-1表に、検査の方法を第ト-2表~第ト-5表に示す。

また、変更に係る設備・機器の検査の項目を第トー6表に、検査の方法を第トー7表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハ-3表に示す。

第ト-1表 建物・構築物に係る検査の項目

施設区分	設置場所	建物・構築物名称	変更内容	第1号検査					第2号検査
				外観	配置	員数	材料	寸法	作動
放射性廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	改造	0	0	0	0	0	0
放射性廃棄物の 廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	改造	0	0	0	0	0	0

1585

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(1/4)

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾	判定基準(3)
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造		外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。
(図トーa-1全体工事フロー、図トーa-1 -1個別工事フロー参照)	 検査1-1 	材料		F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)が別表ト-W1建-1-1及び図ト-W1建-12のとおりであること。
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類 等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W1建-12のとおりであること。
		外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。
	 検査1-2 	- 2 配置 員数	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W1建-9のとおりであること。
			F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図トーW1建一10のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(2/4)

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾⁽³⁾	判定基準(2)		
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ②W1防護壁の新設 (図トーa-1全体工事フロー、図トーa- 1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により 確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)		
	検査2-2	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。		
		材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表トーW1建-1-2 のとおりであること。		
	検査2-3	外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。		
		寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類 等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチが図ト-W1建-1 3のとおりであること。		
	検査2-4	寸法	型枠の内寸 (コンクリート寸法) を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸 (コンクリート寸法) が図ト-W1建- 13のとおりであること。		
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が I N/mm²以上であること。		
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な 傷及び変形がないこと。		
		寸法	壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ト-W1建-13 のとおりであること。		
	検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等に より確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。		

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(3/4)

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾	判定基準(3)
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ③火災区画等の改造		外観	防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこ と。
(図トーa-1全体工事フロー、図トーa-1-3個別工事フロー参照)	│ │ 検査3−1	材料	火災区画に設置する防火戸の防火性能を関係書類等によ り確認する。(改造)	防火戸が鋼製の骨組みの両面に厚さが mm 以上の鋼板 を貼ったものであること。
		寸法	防火戸の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の形状及び寸法が図トーW1建-11のと おりであること。
		外観	設置後の防火戸の外観を目視又は関係書類等により確認 する。(改造)	防火戸の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	 検査3-2	配置	防火戸の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の配置が図ト-W1建-20のとおりであること。
	快宜3-2	員数	防火戸の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	防火戸の員数が図ト-W1建-10のとおりであること。
		作動	防火戸が常時閉鎖式であることを確認する。(改造)	防火戸を開放し、手を離せば自動で閉鎖すること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-2表 建物・構築物に係る検査の方法(4/4)

検査の項目			検査の方法 ^{(1) (2) (4)}	判定基準(3)
a. 第1廃棄物貯蔵棟 ④グレーチング及び扉の改造		外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。
(図ト-a-1全体工事フロー、図ト-a-1-4個別工事フロー参照)	 検査4-1 	材料	グレーチングの材質、形状、流路断面積を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの材質、形状が別表ト-W1建-1-4及び図ト-W1建-22(1)のとおりであること。また、流路断面積が 0.20 m以上のグレーチングであること。
		外観	グレーチングの外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。
	 検査4-2 	配置	グレーチングの配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの配置が図ト-W1建-21のとお りであること。
		員数	グレーチングの員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	グレーチングの員数が別表ト-W1建-1-4の とおりであること。
	検査4-3	外観	対象扉がエアタイト扉 (PAT 仕様) であることを目視又は 関係書類等により確認する。(改造)	対象扉が別表トーW1建一1-4のとおりエアタ イト扉(PAT 仕様)であること。
		材料	エアタイト扉 (PAT 仕様) の材質を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT 仕様) の材質が別表トーW 1 建 - 1 - 4 のとおりであること。
		寸法	エアタイト扉 (PAT 仕様) の形状及び寸法を目視、測長及 び関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT 仕様) の形状及び寸法が図トー W1建-10、図ト-W1建-22(2)、(3) の とおりであること。
		外観	エアタイト扉 (PAT 仕様) の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉(PAT 仕様)に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	 検査4-4	配置	エアタイト扉 (PAT 仕様) の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT 仕様) の配置が図ト-W1建- 21のとおりであること。
		員数	エアタイト扉 (PAT 仕様) の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	エアタイト扉 (PAT 仕様) の員数が別表トーW1建 -1-4のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法 (1/3) (a. 第1廃棄物貯蔵棟 (既設部分))

	検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾	判定基準(2)
建物		配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建物の配置が図トー1-1-1のとおりであること。
		員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建物の員数が1であること。
		配置	第1廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図トーW1建-15、図ト-W1建-17に示す危険距離
			類等により確認する。	以上であること。
		配置	第1廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図トーW1建-16、図ト-W1建-18に示す危険限界
			類等により確認する。	距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以
				上であること。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
		寸法	鉄筋コンクリート杭の寸法を測長又は関係書類等により確認す	鉄筋コンクリート杭が別表ト-W1建-1-5のとおりであること。
			る。	
		配置		図ト−W1 建−7のとおり、杭がN値 30 以上の支持層に到達している
			を支持しているか)を関係書類等により確認する。	こと。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
構面(柱	・はり・壁で構成される	配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト−W1建−26及び図ト−W1建−27のとおりであるこ
面)				と。
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図トーW1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建-1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
			柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図トーW1建一28(2)のとおりであること。
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建-1-5のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W1建-28(2)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 N/mm²以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(3)及び図ト-W1建-28
				(4)のとおりであること。
			はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ト-W1建-28(3)及び図ト-W1建-28
				(4)のとおりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法(2/3)(a. 第1廃棄物貯蔵棟(既設部分))

	検査の項目		検査の方法(1)	判定基準(2)
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 以上であること。
		外観	第1種管理区域の室内壁(床面から高さ2mまで)の仕上げを目	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐
			視又は関係書類等により確認する。	食しにくい材料で仕上げてあること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W1建-28(5)のとおりであること。
			壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図ト−W1建−25のとおりであること。また、図ト−W1
				建-29に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであるこ
				と。
	けい酸カルシウム板壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建-1-5のとおりであること。
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1 <u>5</u> のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 以上であること。
		外観	第1種管理区域の床の仕上げを目視又は関係書類等により確認	別表トーW1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐
			する。	食しにくい材料で仕上げてあること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図トーW1建ー28(5)のとおりであること。
			床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト $-$ W 1 建 $ 2$ 4 $($ 3 $)$ 及び図ト $-$ W 1 建 $ 2$ 4 $($ 4 $)$ の $ $
				とおりであること。また、図トーW1建一29に示す遮蔽能力を有する
				床は、設計確認値以上の厚さであること。
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図トーW1建-28(5)のとおりであること。
			屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図ト-W1建-24(5)のとおりであること。また、図
				トーW1建-29に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚
				さであること。
	アスファルト防水層	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
	ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
階段	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建-1-5のとおりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-3表 建物・構築物に係る検査の方法(3/3)(a. 第1廃棄物貯蔵棟(既設部分))

	検査の項目		検査の方法(1)	判定基準(2)
開口部	建具共通	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
	(扉、シャッタ、ガラ	配置	建具の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建具の配置が図ト-W1建-9のとおりであること。
	リ、防火板)			
	防火戸	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	防火戸が建築基準法施行令第百十二条 (関連告示を含む) に定めるとお
				り、0.5 mm 以上の鉄板又は鋼板を骨組みの両面に張ったもの、又は
				1.5 mm 以上の鉄板又は鋼板で造られたものであること。
		作動	常時閉鎖式の防火戸の作動を確認する。	扉を開放し手を離せば自動で閉鎖すること。
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図トーW1建一10のとおりであること。
	溢水防護区画上の扉	外観	エアタイト扉(PAT 仕様)であることを目視又は関係書類等に確	扉が別表トーW1建-5のとおりエアタイト扉 (PAT 仕様) であること。
			認する。	
		材料	扉の材料を目視又は関係書類等により確認する。	図ト-W1建-22(1)のとおり鋼製扉であること。
	開口部	寸法	階段開口部の流路断面積を測定又は関係書類等により確認する。	階段開口部が 0.03 m² 以上の流路断面積であること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。
床面貫通	部(溢水)	外観	床面貫通部の外観を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部に隙間がなく、モルタル、シール材、その他の不燃材料により閉
				止されていること。
		配置	床面貫通部の位置を目視又は関係書類等により確認する。	貫通部の位置は図ト-W1建-21のとおりであること。
堰	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
		寸法	堰の寸法(高さ)を測定又は関係書類等により確認する。	堰の高さが別表トーW1建一1-5のとおりであること。
		配置	堰の配置を目視又は関係書類等により確認する。	堰の配置が図トーW1建ー21のとおりであること。
地下貯蔵	鉄筋コンクリート壁・	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW1建一1-5のとおりであること。
ピット	床	配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。	地下貯槽ピットの配置が図ト-W1建-22(4)のとおりであること。
		外観	地下貯槽ピット壁(床面から高さ2mまで)及び床の仕上げを目	別表ト-W1建-1-5に示すウランが浸透しにくく、除染が容易で腐
			視又は関係書類等により確認する。	食しにくい材料で仕上げてあること。
火災区域	電気・計装ケーブル	外観	火災区域屋外境界の貫通部の外観を目視又は関係書類等により	貫通部に隙間がなく、耐熱シール材等の国土交通大臣の認定を受けたも
屋外境界			確認する。	ので施工していること。
貫通部		配置	火災区域屋外境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により	貫通部の位置は図ト $-$ W 1 建 $-$ 2 0 (1)、図ト $-$ W 1 建 $-$ 2 0 (2)のと
			確認する。	おりであること。
	配管、ダクト	外観		貫通部に隙間がなく、モルタルその他の不燃材料で施工していること。
			確認する。	
		配置	火災区域屋外境界の貫通部の位置を目視又は関係書類等により	貫通部の位置は図ト-W1建-20(1)、図ト-W1建-20(2)のと
			確認する。	おりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第トー4表 建物・構築物に係る検査の方法(1/2)

検査の項目			検査の方法 ^{(1) (2) (4)}	判定基準(3)					
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ①外部扉の改造		外観	F1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。					
(図ト-b-1全体工事フロー、図ト-b-1 -1、図ト-b-1-1個別工事フロー参照)	 検査1-1 	材料		F1 竜巻対策扉の強度部材の材質、形状及び配置(骨組)が別表トーW3建-1-1及び図トーW3建-11のとおりであること。					
		寸法	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法を目視、測長又は関係書類 等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の形状及び寸法が図ト-W3建-1 0及び図ト-W3建-11のとおりであること。					
		外観	設置後のF1 竜巻対策扉の外観を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと。					
	 検査1-2 	配置	F1 竜巻対策扉の配置を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の配置が図ト-W3建-8のとおりであること。					
		員数	F1 竜巻対策扉の員数を目視又は関係書類等により確認する。(改造)	F1 竜巻対策扉の員数が図ト-W3建-9のとおりであること。					

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示し、「(撤去)」は工事を実施し撤去した部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (4) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-4表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)

検査の項目			検査の方法 ⁽¹⁾⁽³⁾	判定基準 ⁽²⁾
b. 第3廃棄物貯蔵棟 ②W3防護壁の新設 (図トーb-1全体工事フロー、図トーb- 1-2個別工事フロー参照)	検査2-1	寸法	均しコンクリートのレベルを測定又は関係書類等により 確認する。	(コンクリート打設後では厚みが測定できない基礎中央部等について、検査2-1で基準レベルから均しコンクリート面までのレベル差を測定しておき、検査2-6で同一の基準レベルから基礎スラブ天面までのレベル差を測定し、差分により基礎の厚みを求めるための事前測定を実施する。)
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査2-2	材料	鉄筋の材質及び呼び径を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄筋の材質及び呼び径が別表トーW3建-1-2 のとおりであること。
		外観	鉄筋の外観を目視又は関係書類等により確認する。	鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	検査2-3	寸法	鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、測長又は関係書類 等により確認する。	配筋の呼び径及び配筋ピッチが図ト-W3建-1 2のとおりであること。
	検査2-4	寸法	型枠の内寸 (コンクリート寸法) を測長又は関係書類等により確認する。	型枠の内寸(コンクリート寸法)が図ト-W3建- 12のとおりであること。
	検査2-5	材料	コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
	検査2-6	外観	脱型後のコンクリートの外観を目視又は関係書類等により確認する。	脱型後のコンクリート表面の外観に使用上有害な 傷及び変形がないこと。
	1991年2 - 10	寸法	壁の形状、寸法及び壁の厚みを目視、測長又は関係書類等により確認する。	壁の形状、寸法及び壁の厚みが図ト-W3建-12 のとおりであること。
	検査2-7	外観	躯体部分の仕上げ工事後の外観を目視又は関係書類等に より確認する。	仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法 (1/2) (b. 第3廃棄物貯蔵棟(既設部分))

	検査の項目		検査の方法 ⁽¹⁾	判定基準 ⁽²⁾
建物		配置	建物の配置を目視又は関係書類等により確認する。	建物の配置が図トー1-1-1のとおりであること。
		員数	建物の員数を目視又は関係書類等により確認する。	建物の員数が1であること。
		配置	第3廃棄物貯蔵棟と火災源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図トーW1建一15、図トーW1建一17に示す危険距離
			類等により確認する。	以上であること。
		配置	第3廃棄物貯蔵棟と爆発源中心との離隔距離を測長又は関係書	離隔距離が、図トーW1建一16、図トーW1建一18に示す危険限界
			類等により確認する。	距離以上又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以
				上であること。
杭	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。
		寸法		鉄筋コンクリート杭が別表トーW3建一1-3のとおりであること。
			る。	
		配置		図ト-W3建-6のとおり、杭がN値 30以上の支持層に到達している
			を支持しているか)を関係書類等により確認する。	こと。
基礎	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。
1	・はり・壁で構成される	配置	構面を目視又は関係書類等により確認する。	構面が図ト−W3建−18及び図ト−W3建−19のとおりであるこ
面)				₹.
柱	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図トーW3建一20(3)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト−W3建−1−3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(3)のとおりであること。
			柱の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	柱の形状、寸法が図ト-W3建-20(3)のとおりであること。
はり	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。
			鉄骨の形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	鉄骨の形状、寸法が図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
	鉄筋コンクリート	寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
		材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1-3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
			はりの形状、寸法を目視、測長又は関係書類等により確認する。	はりの形状、寸法が図ト-W3建-20(4)のとおりであること。

- (1) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (2) 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第ト-5表 建物・構築物に係る検査の方法(2/2)(b. 第3廃棄物貯蔵棟(既設部分))

	検査の項目		検査の方法(1)	判定基準(2)
壁	鉄筋コンクリート壁	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が、以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(5)のとおりであること。
			壁の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	壁の厚さが図トーW3建-17のとおりであること。また、図トーW3
				建一21に示す遮蔽能力を有する壁は、設計確認値以上の厚さであるこ
				と。
床	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表ト-W3建-1- <u>3</u> のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が、 N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
			床の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	床の厚さが図ト-W3建-16(3)及び図ト-W3建-16(4)の
				とおりであること。また、図ト-W3建-21に示す遮蔽能力を有する
				床は、設計確認値以上の厚さであること。
	土間コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。
屋根	鉄筋コンクリート	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1一3のとおりであること。
			コンクリートの圧縮強度を関係書類等により確認する。	コンクリートの圧縮強度が N/mm ² 以上であること。
			コンクリートの密度を関係書類等により確認する。	コンクリートの気乾単位容積質量が 以上であること。
		寸法	鉄筋の配筋ピッチを関係書類等により確認する。	鉄筋の配筋ピッチが図ト-W3建-20(4)のとおりであること。
			屋根の厚さを測長又は関係書類等により確認する。	屋根の厚さが図トーW3建一16(4)のとおりであること。また、図
				トーW3建一21に示す遮蔽能力を有する屋根は、設計確認値以上の厚
				さであること。
	アスファルト防水層	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1-3のとおりであること。
	ベンチレータ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1一3のとおりであること。
階段	鉄骨	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1一3のとおりであること。
開口部	ガラリ	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建一1一3のとおりであること。
	防火板	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が図トーW3建一9のとおりであること。
		配置	防火板の配置を目視又は関係書類等により確認する。	防火板の配置が図トーW3建-14のとおりであること。
梯子	梯子	材料	材料を目視又は関係書類等により確認する。	材料が別表トーW3建-1-3のとおりであること。
		外観	梯子の据付状態を目視又は関係書類等により確認する。	梯子を建物部材に固定していること。

^{(1) 「}関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。

⁽²⁾ 検査の判定基準となる数値の施工誤差は、日本建築学会等の基準による許容差とする。

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(1/10)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容				号検査				Î	第2号検	査	
旭以区刀			以加,1效4年4月4小	7成40-77	及失门任	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	排風機(301-F)	変更なし	1)7	1	1	1	1	1	_		1	1	23
廃棄施設			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	排風機(302-F)	変更なし	107	1	1	1	1	1	_	_	1	1	23
			気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	排風機(305-F)	変更なし	107	1	1	1	1	12	_		1	1	23
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 401)	変更なし	1	1	1	1	1	1	_	_		_	4
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 402)	変更なし	1	1	1	1)	1	1	_				4
			気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	フィルタユニット (FU- 405)	変更なし	1	1	1	1	①	1	_				4
		系統V	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	フィルタユニット (設備 排気用)	改造	1	1	1	1)	1	1	_				4
		系統 I	気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	_	46	4	1	_				_
			気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_			l	_
			気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	① ⑦	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	_	_	0		_
			気体廃棄設備 No.1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー(ワン スルー運転切替用)	改造	1)7	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	_	_	1	_	_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 I (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	変更なし	107	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	_	_	1	_	_
		系統Ⅱ	気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1)	1)	_	46	4	1)	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_				_
			気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅱ (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1)7	1	1	4) ⁽²⁾	4	1)	_	_	1)	_	_
		系統V	気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	_	46	4	1					_
			気体廃棄設備 No. 1 系統 V (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	_	_			_
			気体廃棄設備 No.1 系統 V (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	07	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_		1	_	_
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統Ⅱ系統V(給気系統)	給気ユニット (201AC)	変更なし	①⑦	1	1)	4	1	1)	_		1	1	_

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(2/10)

施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容				号検査				ŝ	第2号検	査	
			1/5/141-14	22170	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物 ∉	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統Ⅱ系統V(給気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	_	46	4	1)				_	_
廃棄施設		気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統Ⅱ系統V(給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1	1	4 ⁽²⁾	4	1			_		_
		気体廃棄設備 No.1 系統 I 系統Ⅱ系統V(給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1)7	1)	1)	(4) ⁽²⁾	4	1)	_	_	1)	_	_
	_	気体廃棄設備 №.1 系統 I 系統 II 系統 V	差圧計	改造	1)7	1)	1)	4)	4	_	_	_	1)	1)	3
	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	排風機(303-F)	変更なし	① ⑦	1)	1)	1)	1)	1)	_	_	1)	1	23
		気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	排風機 (306-F)	変更なし	1)7	1	1	1	1	12			1	1	23
	第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 403)	変更なし	1	1)	1	1)	1)	1)			_	_	4
		気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	フィルタユニット (FU- 406)	更新	1)2)	1	1	123	1)	1)				_	4
_	系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統)	フィルタユニット (設備 排気用)	改造	1	1	1	4	1	1		İ	ĺ	_	4
	系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	タクト**	改造	1	1	_	46	4	1				_	_
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_		_	_	_
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_	_	1)	_	_
	系統VI	気体廃棄設備 No. 1 系統 VI (局所排気系統)	99 F W	改造	1	1	_	46	4	1)	_	_	_	_	_
		気体廃棄設備 No.1 系統VI (局所排気系統)	閉し込め弁	変更なし	1)	1)	1	4 ⁽²⁾	4	1)	_	_	_	_	_
		気体廃棄設備 No.1 系統 VI (局所排気系統)	閉し込めダンハー	改造	①⑦	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	_		1	_	_
	第2排風機室	気体廃棄設備 №.1 系統Ⅲ 系統VI(給気系統)	指気ユニット (202AC)	変更なし	17	1	1	4	1	1			1	_	_
	給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ(給気系統)	ダクトツ	変更なし	1)	1)	_	46	4	1)				_	_
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ(給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1	4 ⁽²⁾	4	1)					_
		気体廃棄設備 №.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ(給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	107	1)	1)	4 ⁽²⁾	4	1)			1	_	_
	_	気体廃棄設備 №.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ	差圧計	変更なし	17	1)	1)	4	4	1)	_	_	1	1)	3

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(3/10)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容				- 検査			第2号検査					
			以順、協辞行你	1效 奋 石	多 天 / 1 谷	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL^*	作動	処理能力	
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	排風機 (304-F)	変更なし	07	1	1	1	1	1	_	_	1	1	23	
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	フィルタユニット (FU- 404)	変更なし	1)	1)	1)	1)	1)	1)		_		_	4	
		系統IV	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	_	46	4	1		_	Ī	_		
			気体廃棄設備 No.1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	_	_	_	_	_	
			気体廃棄設備 No. 1 系統IV (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1)	1)	4) ⁽²⁾	4	1)	_	_	1)	_	_	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統IV (給気系統)	給気ユニット (203SU)	変更なし	17	1	1)	4	1)	1)		_	1	_	_	
		給気系統	気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1		46	4	1)	_	_	_	_	_	
			気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_	_	_	_	_	
			気体廃棄設備 No. 1 系統 IV (給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1)7	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_	_	1	_	_	
		_	気体廃棄設備 No.1 系統IV	差圧計	変更なし	107	1	1	4	4	1	_	_	1	1	3	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅶ (部屋排気系統)	排風機(307-F)	変更なし	17	1	1	1)	1	1	_	_	1	1)	23	
			気体廃棄設備 №.1 系統 Ⅷ (局所排気系統)	排風機(308-F)	変更なし	1)7	1)	1	1	1	1)2)	_	_	1	1	23	
		第2フィルタ室	気体廃棄設備 №.1 系統 VII (部屋排気系統)	407)	変更なし	1)	1	1	1)	1)	1)	_	_		_	4	
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統)	フィルタユニット (FU- 408)	変更なし	1	1	1	1	1	1	_	_	_	_	4	
		系統Ⅷ	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ (局所排気系統)	フィルタユニット (設備排気用)	改造	1)2)	1	1	4	1)	1	_	_	_	_	4	
		系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ (部屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1)	1)	_	46	4	1)	_	_	_	_		
			気体廃棄設備 No.1 系統 Ⅶ (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4) ⁽²⁾	4	1	_	_	_	_		
			気体廃棄設備 No. 1 系統 Ⅶ (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	07	1	1	4) ⁽²⁾	4	1)	_	_	1	_	_	
			気体廃棄設備 №.1 系統 VII (部屋排気系統)	スルー運転切替用)	改造	07	1)	1	4) ⁽²⁾	4	1)	_	_	1)	_	_	
			気体廃棄設備 №.1 系統 VII (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー(リサ イクル運転切替用)	変更なし	17	1)	1	4) ⁽²⁾	4	1	_	_	1	_		

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(4/10)

施設区分		設置場所	→D./#\ 14W DD /z 1/L	機器名	変更内容			第15	号検査				Ŝ	育2号検	査	
他放区分			設備・機器名称		変更円谷	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第2加工棟	系統Ⅷ	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅷ(局所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	16	1	_	46	4	1	_	_	_		_
			気体廃棄設備 №.1 系統VII (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1)	4 ⁽²⁾	4	1)				_	_
			気体廃棄設備 №.1 系統 Ψ (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	1)	1	4 ⁽²⁾	4	1			1		_
		第2排風機室	気体廃棄設備 №.1 系統VII 系統VII(給気系統)	給気ユニット(204AC)	変更なし	①⑦	1	1	4 ⁽²⁾	1	1	_		1	_	_
		給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ(給気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1)	1)	_	46	4	1)	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ(給気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1)	1)	1)	4 ⁽²⁾	4	1)	_	_	_	_	_
			気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ(給気系統)	閉じ込めダンパー	改造	①⑦	1	①	4 ⁽²⁾	4	1)		_	1	_	_
		_	気体廃棄設備 №.1 系統VII 系統VIII	差圧計	変更なし	①⑦	①	1	4	4	1	_		1)	1)	3
		_	緊急設備	防火ダンパー	改造	12	1	1	4	4	1	_	_		_	
		_	緊急設備	遮水板	新設	(3)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 1	改造	137	1	1	4	12	_	_	_	_	_	_
			第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1)	_	_	_		_	_
			第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 3	変更なし	137	1	1	4	1)	_	_	_			
			第1廃液処理設備	凝集沈殿槽 No. 4	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_			
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 1	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_	_	_	_
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_	_		_
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 3	変更なし	137	1	1	4	1	_			_	_	_
			第1廃液処理設備	遠心分離機 No. 4	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_			_
			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No. 1	変更なし	137	1	1	4	1	—	_	_		_	_
			第1廃液処理設備	遠心ろ過機 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1)	_	_	_		_	_

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(5/10)

体型区公	在設区分 設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	子検査				(F	第2号検	査		
旭以四刀		以巨物別	以加,松柏山	70%百計/日	及天门台	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備	ろ過水槽 No.1	変更なし	137	1	1	4	1)	_	_	_	_	1	_
廃棄物の			第1廃液処理設備	ろ過水槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1)	_	_	_	_	1)	_
廃棄施設			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 1	変更なし	137	1	1	4	1)	_	_	_	_	1	_
			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_	_	1	_
			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 3	変更なし	137	1)	1	4	1)	_	_	_	_	1)	_
			第1廃液処理設備	処理水槽 No. 4	変更なし	137	1	1	4	1)	_	_	_	_	1	_
			第1廃液処理設備	配管	変更なし	13	_	_	4	1	1	_	_	_	_	_
		第2分析室	分析廃液処理設備	反応槽	改造	137	1	1	4	2	_	_	_	_	1)	_
		分析廃液処理設備	ろ過水貯槽	改造	137	1	1	4	2	_	_	_	_	1	_	
			分析廃液処理設備	スラッジ乾燥機	変更なし	1)7	1	1	4	1		_		_	_	_
			分析廃液処理設備	配管	改造	13	_	_	4	2	1	_	_	_	_	_
		第2開発室	開発室廃液処理設備	凝集沈殿槽	変更なし	137	1	1	4	1	_		_	_	1	_
			開発室廃液処理設備	遠心分離機	変更なし	137	1	1	4	1	_	_		_	_	_
			開発室廃液処理設備	貯槽	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_	_	1	_
			開発室廃液処理設備	配管	改造	13	_	_	4	2	1	_	_	_	_	_
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	集水槽	改造	137	1	1	4	1)	_	_	_	_	1)	_
			第2廃液処理設備	集水槽 No. 2	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_	_	1	_
			第2廃液処理設備	凝集槽	改造	137	1)	1	4	1)				_	1)	
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 1	改造	13	1	1	4	12	_	_	_	_	_	_
			第2廃液処理設備	タンク No.1	改造	137	1	1	4	1)	_	_		_	1)	_
			第2廃液処理設備	沈殿槽 No. 2	改造	1)(3)	1	1	4	12	_	_	_	_	_	_

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(6/10)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容				子検査				ć,	第2号検	査	
心脏灰色力		以巨勿///	以加入加入	1)%/1007/11	及人门石	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性	第2加工棟	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備	タンク No. 2	改造	137	1	1	4	1	_			_	1)	_
廃棄物の			第2廃液処理設備	加圧脱水機	変更なし	137	1	1	4	1)				_	_	_
廃棄施設			第2廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	①⑦	1	1	4	112	_	_	_	_	_	_
			第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 1	変更なし	13	1	1	4	1	_			_	_	_
			第2廃液処理設備	ろ過装置 No. 2	改造	13	1	1	4	1					_	_
			第2廃液処理設備	受水槽 No. 1	改造	137	1	1	5	1		_			1	_
			第2廃液処理設備	配管	改造	13	_	_	4	2	1	_		_	_	_
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 1	改造	137	1	1	5	1		_			1	_
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 2	改造	137	1	1	5	1		_			1	_
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No.3	改造	137	1	1	(5)	1	_	_		_	1	_
			第2廃液処理設備貯留設備	貯留槽 No. 4	改造	137	1	1	(5)	1)	_	_		_	1	_
			第2廃液処理設備貯留設備	配管	変更なし	13	_	_	4	1	1	_	_	_	_	_
	第1廃棄物 貯蔵棟	₩1-1排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	No. 1 排風機	変更なし	1)7	1)	1	1	1	1			1	1	23
<u>.</u>			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	No. 2 排風機	変更なし	07	1)	1	1)	1	12			1	1	23
2		₩1-2排風機室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 3 排風機	変更なし	07	1	1	1	1	12	_		1	1	23
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 4 排風機	変更なし	07	1)	1	1)	1)	12	_		1)	1	23
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 5 排風機	変更なし	07	1)	1	1	1	12			1	1	23
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 6 排風機	変更なし	17	1)	1	1)	1	12	_		1	1	23
		W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	No. 1 フィルタユニット	変更なし	1	1	1	1	1	1	_			_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	No. 2 フィルタユニット	変更なし	1	1	1	1)	1	1	_			_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 3 フィルタユニット	変更なし	1	1	1	1)	1	1	_				4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 4 フィルタユニット	変更なし	1)	1	1)	1)	1	1	_				4

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (7/10)

施設区分	施設区分 設置場所		設備・機器名称	機器名	変更内容			第1-	号検査				ź.	第2号検	査	
			2.1111	1/2/11/11	及人门石	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の	第1廃棄物 貯蔵棟	W1廃棄物処理室	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	No. 5 フィルタユニット	変更なし	1	1	1	1	1	1	_	_	_		4
廃棄施設			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 6 フィルタユニット	改造	1)	1	1	1	1	1					4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 7 フィルタユニット	改造	1	1)	1	1)	1)	1)		_	_	_	4
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	No. 8 フィルタユニット	改造	1)2)	1)	1	123	1	1)		_	1		4
		系統1	気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	_	46	4	1		_			_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4 ⁽²⁾	4	1		_			_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	ı	_	1		_
		系統 2	気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	1	46	4	1		_	ĺ	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4 ⁽²⁾	4	1		_	1		_
3			気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	1)7	1	1	4) ⁽²⁾	4	1		_	1		_
		系統3	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	_	46	4	1		_			_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4 ⁽²⁾	4	1			ĺ	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	_	_	1	_	_
		系統4	気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	1	1	_	46	4	1		_	Î	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4) ⁽²⁾	4	1		_			_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1)	1	4 ⁽²⁾	4	1)		_	1	_	_
		給気系統	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4(自然 給気)	閉じ込め弁	変更なし	1	1)	1	4 ⁽²⁾	4	1)	_	_	_	_	_

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(8/10)

施設区分	글만	置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容								Ŝ	育2号検	查	
旭队区刀	IXI	巨物 <i>[</i> 7]	331111 1311	1次40个口	及 天 厂 1 台	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL^*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 給象 貯蔵棟		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	4 ⁽²⁾	4	1			1)		
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2系統 3系統 4 (給気 系統)	給気ファン	変更なし	17	1	1	4	1)	1			1)	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気 系統)	給気フィルタ	変更なし	1)	1	1	4	1)	1			_	_	_
			気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4(給気 系統)	ダクト ⁽¹⁾	改造	①	(1)	_	46	4	1			_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4 (2)	4	1			_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	4 ⁽²⁾	4	1			1)	_	
			気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気)	給気フィルタ	変更なし	1	1	1	4	1	1			_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4) ⁽²⁾	4	1			_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	4 ⁽²⁾	4	1			1)	_	
			気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気)	給気フィルタ	変更なし	1	1	1)	4	1)	1)			_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気)	閉じ込め弁	変更なし	1	1	1	4 ⁽²⁾	4	1	ı	ı	_	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気)	閉じ込めダンパー	改造	17	1	1	4 ⁽²⁾	4	1			1)	_	_
			気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然 給気)	給気フィルタ	変更なし	1)	1	1	4	1)	1			_	_	_
	_		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2系統3系統4	差圧計	新設	07	1	1	4	4	1	_	_	1	1	3
			緊急設備	遮水板	新設	(3)	_	-	_	_	_			_	_	_

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目 (9/10)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容				号検査				5	第2号検	查	
. = //		以 但 物 // I	以加。 7次4年477	1)交合产口	多 文 广 1 台	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL*	作動	処理能力
放射性 廃棄物の 廃棄施設	第1廃棄物 貯蔵棟	W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備	蒸発乾固装置	変更なし	137	1	1	4	1	_	_	_	_	_	_
			W1廃液処理設備	凝集沈殿槽	改造	137	1	1	4	2	_			_	1	_
			W1廃液処理設備	タンク No. 1	変更なし	137	1	1	4	1	_	_		_	1)	_
			W1廃液処理設備	タンク No. 2	変更なし	137	1)	1	4	1		_		_	1)	_
			W1廃液処理設備	タンク No. 3	改造	137	1	1	4	2				_	1	_
			W1廃液処理設備	ろ過機	変更なし	137	1	1	4	1						
			W1廃液処理設備	圧搾脱水機	変更なし	137	1	1	4	1						
			W1廃液処理設備	スラッジ乾燥機	改造	1)7)	1	1	4	12	_			_		_
			W1廃液処理設備	受水槽	改造	137	1	1	4	1	_				1	
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 1	改造	137	1	1	4	1					1	_
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 2	改造	137	1	1	4	1	_				1	_
			W1廃液処理設備	貯留槽 No. 3	改造	137	1	1	4	1	_	_	_	_	1	_
			W1廃液処理設備	配管	変更なし	13	_	_	4	1	1	_	_	_	_	_
			保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1	1	1	_	_	_	_	_	_	_	1
		W 1 廃棄物処理室	焼却設備	焼却炉	改造	12 79 1112	1	1)2)	①②③ ⑥	12 56	2		1	_	1)	_
			焼却設備	バグフィルタ	改造	1)7	1	1	1	1	_	_	1	_	_	_
			焼却設備	投入プッシャ	変更なし	17	1	1	1	1	_	1	_	_	_	_
			焼却設備	前処理フード	改造	1)7	1	1	1	12	_	1	_	_	_	_
			焼却設備	フィルタ処理フード	改造	①⑦	1	1	1	1	_	1		_		_
			焼却設備	投入リフタ	改造	①⑦	1	1	1	1	_	1	_	_		_
			焼却設備	急冷塔	改造	17	1)	1	1	1	_	_	_	_	_	_
			湿式除染機	湿式除染部	変更なし	137	1	1	4	1	_	1	_	_	_	_

第トー6表 設備・機器に係る試験及び検査の項目(10/10)

施設区分		設置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容			第1号	}検査				Ŝ	第2号検	查	
旭似色为		以 但 物 /)	10X 7HI * 10X 46 40 47 47	70爻407-70	及 実 自 日	外観	配置	員数	据付	材料	系統	面速	負圧	IL^*	作動	処理能力
		W 1 廃棄物処理室	湿式除染機	水洗除染タンク	改造	137	1	1	4	12	_	1	_	_	1	_
廃棄物の	貯蔵棟		乾式除染機	_	変更なし	①⑦	1	1	4	1	_	1		_		_
廃棄施設			ホイストクレーン	2トンチェンブロック	変更なし	①⑦	1	1	1	1	_		_	_	12	_
		第1廃棄物貯蔵室 W1廃棄物搬出入室	ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	1)7)	1)	1)	1)	1	_	_	_	_	12	_
	第3廃棄物 貯蔵棟		保管廃棄設備	廃棄物保管区域	変更なし	1)	1)	1)		_	_	_	_	_	_	①
			ホイストクレーン	1トンチェンブロック	変更なし	1)7	1)	1	1)	1	_			_	12	_

丸数字は、第トー7表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

*:インターロック

- (1) 支持構造物を含む。
- (2) ダクトとの接続で支持されているものについては、ダクトとの接続部を対象とする。
- (3) 検査第リー7表にて検査を実施する。

第トー7表 設備・機器に係る検査の方法 (1/3)

検査の写	頁目	検査の方法 ^{(1) (2) (3)}	判定基準
設備配置検査	外観	①外観を目視又は関係書類等により確認 する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。
		②変更・追加・撤去した強度部材の外観を 目視又は関係書類等により確認する。 (改造)	②-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ②-2 変更・追加する強度部材に使用上有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。 (溶接部を有する場合) ②-3 溶接部に変形及び欠陥がないこと。
		③通水して漏えいが無いことを目視により確認する。(既設)(改造)	③設備から水の漏えいがないこと。
		④ (欠番)	④ (欠番)
		⑤ (欠番)	⑤ (欠番)
		⑥気体廃棄設備 No. 1 系統▼ (局所排気系統) の第2-1作業支援室内のダクト端部にある仮設の閉止板が撤去され、本設の閉止板が設置されていることを目視又は関係書類等により確認する。(改造)	⑥本設の閉止板が設置されていること。
		⑦配線用遮断器を設けていることを目視 又は関係書類等により確認する。(既 設)(改造)	⑦配線用遮断器を設けていること。
		⑧漏電遮断器を設けていることを目視又 は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	⑧漏電遮断器を没水水位より高い位置に設けていること。
		⑨鉄筋の外観を目視により確認する。(改造)	⑨鉄筋の外観に使用上有害な傷及び変形が ないこと
		⑩鉄筋の呼び径及び配筋ピッチを目視、 測定又は関係書類等により確認する。 (改造)	⑩鉄筋の呼び径及び配筋ピッチが各設備の 仕様表の添付図のとおりであること。
		目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	⑪コンクリートの形状、寸法及び配置が各 設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		迎仕上げ後の基礎の外観を目視又は関係 書類等により確認する。(改造)	⑫仕上げ面に使用上有害な傷及び変形がないこと。
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認 する。(既設)(改造)	①配置が各設備の仕様表の添付図に示すと おりであること。
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりで あること。
		②変更・追加する強度部材の員数を目視により確認する。(改造)	②員数が各設備の仕様表の添付図のとおり であること。

第トー7表 設備・機器に係る検査の方法(2/3)

検査の項	頁目 	検査の方法 ^{(1) (2) (3)}	判定基準
設備配置検査	据付	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)	①アンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		②追加するアンカーボルト、据付ボルト、取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(改造)	②追加するアンカーボルト、据付ボルト、 取付ボルト ⁽⁴⁾ の径及び本数が各設備の仕 様表の添付図のとおりであること。
		③変更・追加する強度部材の据付方法を 目視、測定又は関係書類等により確認 する。(改造)	③変更・追加する強度部材の据付方法が各 設備の仕様表の添付図のとおりであるこ と。
		④据付状況を目視又は関係書類等により 確認する。(既設)(改造)	④建物又は架台にボルト等で固定している こと。
		⑤移動防止用の部材を目視又は関係書類 等により確認する。(既設)(改造)	⑤建物に移動防止用の部材で支持している こと。
		⑥ダクト・配管の支持間隔を測定により 確認する。(既設)(改造)	⑥支持間隔が標準支持間隔以下であるこ と。
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材を目視又は関係書類等により確認する。(既設)	①設備・機器の主要な部材が各設備の仕様 表及び添付図のとおりであること。
		②変更・追加する主要な部材の材料を目 視又は関係書類等により確認する。(改 造)	②変更・追加する主要な部材の材料が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。
		③ (欠番)	③ (欠番)
		④使用機器及び材料を目視又は関係書類 等により確認する(既設)(改造)	④使用機器及び材料が仕様表別表のとおり であること。
		⑤鉄筋の材質及び呼び径を目視、測定又 は関係書類等により確認する。(改造)	⑤鉄筋の材質及び呼び径が各設備の仕様表 の別表の基礎の構造のとおりであるこ と。
		⑥基礎のコンクリートの圧縮強度を関係 書類により確認する。(改造)	⑥基礎のコンクリートの圧縮強度が各設備 の仕様表の別表の基礎の構造のとおりで あること。
系統検査	系統	①系統を目視又は関係書類等により確認 する。(既設)(改造)	①系統が申請書の系統図に示すとおりであること。
		②設備・機器が非常用電源系統に接続していることを確認する。(既設)(改造)	②非常用電源系統に接続していること。

第トー7表 設備・機器に係る検査の方法 (3/3)

検査の項	頁目	検査の方法 ^{(1) (2) (3)}	判定基準
作動検査	面速	①設備の囲い式フードの開口部での面速 を測定又は関係書類等により確認す る。(既設)(改造)	①開口部の面速が 0.5m/s 以上であること。
	負圧	①設備の囲い式フード内の負圧を測定又 は関係書類等により確認する。(既設) (改造)	①囲い式フード内の負圧が 9.8 Pa 以上であること。
	インター ロック	①信号系統図のとおりに動作試験を行う。(既設)(改造)	①信号系統図のとおりに動作すること。
	作動	①使用状態を模擬した動作試験を行う。 (既設)(改造) ②停電状態を模擬した動作試験を行う。 (既設)(改造)	①使用状態を模擬した動作が正常に行えること。 ②動力の供給が停止した場合に、核燃料物質模擬重量物を安全に保持していること。
	処理能力	①廃棄物保管区域に配置できる 200 Lド ラム缶本数を関係書類等により確認す る。(既設)(改造)	①保管廃棄能力が各設備の仕様表の廃棄施 設の項に示すとおりであること。
		②排気能力を関係書類等により確認する。(既設)(改造)	②排気能力が仕様表のとおりであること。
		③第1種管理区域の負圧を測定又は関係 書類等により確認する。(既設)(改造)	③負圧が19.6 Pa 以上であること。
		④高性能エアフィルタの捕集記録を関係 書類等により確認する。(既設)(改造)	④捕集効率が仕様表のとおりであること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。 なお本申請において工事を実施し新たに設置、又は更新される部分については「(改造)」に分類する。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 設備・機器を他の設備・機器に据え付けているボルトを示す。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品(原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。)について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ.成型施設 7.一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

チ. 放射線管理施設

目 次

チ. 放射線管理施設

- 1.変更の概要
- 2. 準拠する主な法令、規格及び基準
- 3. 設計条件及び仕様
- 4. 添付図一覧表
- 5. 工事の方法
- 6. 試験及び検査の方法
- 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

チ. 放射線管理施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

- 設計の基本方針は以下のとおりとする。
 - (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
 - (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
 - (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子 炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
 - (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方(発生防止、拡大防止・影響緩和)に基づいて安全機能を設ける。
 - (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落 下他の外的事象(故意によるものを除く。)によって、安全機能が損なわれることのな い設計とする。
 - (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
 - (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
 - (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表チー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変 更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格(JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令

- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11)保安規定
- (12)原子力災害対策特別措置法及び関連法令
- (13)電気事業法及び関連法令

3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表チー設-2-1~表チー設-9-1に、関係図面を図チー設-1~図チー設-8-3に示す。

ここで、表チー設ー2-1~表チー設ー9-1において、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]:技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]:技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]:その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請~第4次申請)における 各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、 本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表 から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表(刈り取り表)を添2参考資料1に示す。

表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾ 及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数		変更内容
第2加工棟 第2出入管理室、第2 -2燃料棒加工室	ハンドフットクロ スモニタ	(7001) ハンドフットクロスモ ニタ 一	出入管理用設備	1式	変更なし	
第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	ハンドフットクロ スモニタ	{7003} ハンドフットクロスモ ニタ ー	出入管理用設備 ハンドフットクロ スモニタ	1式	変更なし	
第2加工棟 第2粉末受入室、第2 -1混合室、第2-1 ペレット除査室、第2-1 ペレット保管室、第2 廃棄物処理室、第2出 入管理工室、第2出 料棒加工室、第2分 軍第2フィルタ 室、第2フィルタ 室、第2一2院蔵室、第2 -2ペレット室、第2 -2ペレット安、第2 -2燃料棒加工室、第2 -2燃料棒加工室、第2 -2燃料棒加工室、第2 -2燃料棒加工室、第2 -2燃料棒加工室、第2 -2燃料棒加工室、第2 -1作業支援室	エアスニファ	(7004) エアスニファ (管理区域 内) 一	放射線監視・測定用設備 エアスニファ	1 式	改造	一部移設
第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ	{7022} エアスニファ(排気口) 一	放射線監視・測定用設 備 エアスニファ	1式	変更なし	
第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1 廃棄物処理室	エアスニファ	(7005) エアスニファ (管理区域 内) -	放射線監視・測定用設備 エアスニファ	1式	改造	一部移設
第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	エアスニファ	{7023} エアスニファ(排気口) 一	放射線監視・測定用設 備 エアスニファ	1式	変更なし	
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ	(7006) ダストモニタ (換気用モ ニタ) 一	ダストモニタ ダストモニタ	1式	改造	サンプリング配管の耐震補強
第2加工棟 第2フィルタ室	ダストモニタ	{7024} ダストモニタ (排気用モ ニタ)	ダストモニタ ダストモニタ	1式	改造	サンプリング配管の 耐震補強
第2加工棟 第2放射線管理室	放射線監視盤	{7011} 放射線監視盤 (ダストモ ニタ)	ダストモニタ 放射線監視盤	1式	変更なし	
第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	ダストモニタ	{7025} ダストモニタ (排気用モ ニタ) 一	ダストモニタ —	1式	改造	サンプリング配管の耐震補強

表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾ 及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	放射線監視盤	(7013) 放射線監視盤 (ダストモ ニタ) 一	ダストモニタ 放射線監視盤	1式	変更なし
第2加工棟 第2-1 貯蔵室、第2 ペレット保管室、第2 -1 混合室、第2-1 ペレット室室、第2-1 燃料棒加工室、第2- 2混合室、第2-2ペレット室、第2-2分 料棒加工室、第2-2分析室、第2開発室、第2開発室、第2 -2 貯蔵室、第2-1 棒保管室、第2-1 位室、第2-1 位室、第2-1 位置室、第2-1 位置室、第2-1 位置室、第2-1 位置室、第2相包室	ガンマ線エリアモ ニタ	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器	1式	変更なし
第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤	{7012}放射線監視盤 (ガンマ線 エリアモニタ)一	y 線エリアモニタ 放射線監視盤 (γ 線エリアモニタ)	1式	変更なし
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し	{7014} 流し 一	_	1式	変 更 な し
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	物品搬出モニタ	{7015} 物品搬出モニタ —	_	1式	変更なし
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウン ドカウンタ	{7016} 低バックグラウンドカ ウンタ 一	低バックグラウンド カウンタ	1式	変更なし
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	サーベイメータ	{7017} サーベイメータ ー	サーベイメータ	1式	変更なし
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 屋外	熱蛍光線量計 (TLD)	{7018} 熱蛍光線量計 (TLD) —	_	1式	変 更 な し
第2加工棟	放射線測定装置	{7019} 放射線測定装置 —	γ 線測定装置	1式	変 更 な し
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	個人線量計	{7020} 個人線量計 一	_	1式	変更なし
第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	呼吸保護具	{7021} 呼吸保護具 一	放射線防護用設備 放射線防護具	1式	変更なし
屋外	可搬式ダストサン プラ	{7030} 可搬式ダストサンプラ 一	ダストサンプラ	1式	変 更 な し

表チー1 放射線管理施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾ 及び既設工認との対応並びに変更内容

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数		変更内容
屋外	気象観測装置	{7033} 気象観測装置 —	_	1式	変更なし	
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟 以下 先行申請した設計	警報集中表示盤 及び工事の計画(第	[7037] 警報集中表示盤 1次申請~第4次申請)に	非常用通報設備 警報集中表示盤	1式	変更なしつ	いて適合性の確認を受け
たもの		1 0 C F BILL NO 1 D C F BILL C	-401 C(THEST A	, , , , , , ,		(Median Parameter)
第1加工棟 第1-1輸送物保管 室、第1-1輸送物搬 出入室	ガンマ線エリアモ ニタ	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器	γ線エリアモニタ 検出器	1式(2台)	移設	①ガンマ線エリアモニタ検出器の一部移設
屋外	モニタリングポス ト	{7026} モニタリングポスト No.1 一	_	1式(1台)	改造	伝送系の多様性を確保するため、有線式の 伝送系に加え無線式 の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
屋外	モニタリングポス ト	{7027} モニタリングポスト No. 2 一	_	1式(1台)	改造	伝送系の多様性を確保するため、有線式の 伝送系に加え無線式 の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。
第2加工棟 第2出入管理室	モニタリングポス ト	{7027-2} 放射線監視盤 (モニタリングポスト) —		1式(1台)	改造	伝送系の多様性を確保するため、有線式の 伝送系に加え無線式 の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。

⁽¹⁾ 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表チー設-2-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

機器 変更内2 設置場所 員数 一般 せ マライン で その を その	の対応 機器名称 名 容 所	許可番号(日付) 施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け) ハンドフットクロスモニタ {7001}
機器 変更内2 設置場所 員数 一般 せ マライン で その を その	機器名称 名 容 所		{7001}
機器 変更内2 設置場所 員数 一般 せ マライン で その を その	名 容 所		
機器 変更内2 設置場所 員数 一般 せ マライン で その を その	名 容 所		L. V. IV-7 . I A 7 T A
変更内 設置場 員数 一般 せ その その その をの で で で で で で で で で で で で で で で で で で	容 所		ハンドフットクロスモニタ
設置場所 員数 一 主 般 寸 注 その 様 その	所		
員数一般寸注そのその			変更なし
型式 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			第2加工棟 第2出入管理室、第2-2燃料棒加工室
一主要般寸法そのその	-4-		1式 (4台)
般 せ その 様 その			シンチレーション式
仕 様 その	要な構造		鋼
様 その	法(単位	· ·	概略寸法:
	の他の構		<u> </u>
Lake L	の他の性	能	検出下限 (L Bq/cm ² 以下)
	燃料物質	の状態	ĺ
核炸	燃料物質	の臨界防止	
技			[5. 1-F1]
術 安	全機能を	有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
準			[6. 1-F1]
に 地象	震による	損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
基			アンカーボルトで床面に固定する。
づ津	波による	損傷の防止	=
く外部	部からの	衝撃による損傷の防止	
		の人の不法な侵入等の	ı
様防」		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	じ込めの	機能	
		1/24/10	[11. 3-F1]
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以
			外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。
火乳	災等によ	る損傷の防止	21 - 2 PI THE 21 CIGAT WILL ALL CONTROL OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF THE STATE OF T
			[11, 3-F2]
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
<u> </u>	工施設内	における溢水による損	HEIDIN IN REPAIR HEIDIN CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERTY OF THE PROPERT
1 1	エ施設门 の防止	対で、ションパーターの対	-
	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
<u> </u>	土地宋地	四寸	[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			選等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	今地出た	有する施設	あたけ分四式、双利稼事の主ての泉境末件において、ての女主機能を光揮するよう設置する。
	土饭化	行 み るが呼び	ケンスノ以直ケン。
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能なけるに維持されための程序及び解析できる。
انطبط	本口 ユニュル十井	`/t:	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	料及び構	坦	-
	送設備	~ n4 *******	-
		の貯蔵施設	-
警報	報設備等		—
			[19. 1-F1]
放射	放射線管理施設		第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測す
			るハンドフットクロスモニタを設置する。
廃到	棄施設		
核炸	燃料物質	等による汚染の防止	_
遮確	蔽		
	気設備		

表チー設-2-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために える。これらの設備は、停電時に非常用までの間、バッテリにより 40 秒以上作 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常 No.2 非常用発電機に接続し、外部電能とする ⁽¹⁾ 。 電源に係る結線図を図リー他-11 図を図リー他-11(8)に示す。	用発電機が起動し 作動する ⁽¹⁾ 。 用発電機、{800 記源が期待できな	電力が供給される 13}非常用電源設備 い場合でも動作可
		以上を次表に示す。	I	á、一:該当なし)
		設備・機器名称 機器名 機器名	バッテリに接続	非常用電源設備に
		ハンドフットクロスモニタ	0	
	通信連絡設備	_		
その)他許可で求める仕様	_		
添作		図チー設-1、図リー他-11		

⁽¹⁾第2出入管理室に設置する3台のハンドフットクロスモニタのうち1台にバッテリに接続し、非常用電源設備に接続する。

表チー設-3-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

			一 1 ハンドフットクロスモニタ 仕様
許同	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
		施設名称	ハンドフットクロスモニタ
 設備・機器名称		Ţ.	[7003]
1	# 1927 幾器名	1.	ハンドフットクロスモニタ
			_
変更内容			変更なし
設置場所			第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室
員数	員数		1式 (1台)
	型式		シンチレーション式
-	主要な構造		鋼
般	寸法(単位	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	概略寸法:
仕	その他の構		_
様	その他の性		検出下限 (L Bq/cm²以下)
	核燃料物質	[の状態	_
	核燃料物質	[の臨界防止	_
技			[5. 1–F1]
術	安全機能を	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
準			[6. 1-F1]
に	地震による	損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
基			アンカーボルトで床面に固定する。
づ、		損傷の防止	—
<		衝撃による損傷の防止	_
仕		の人の不法な侵入等の	_
様	防止		
	閉じ込めの)機能	_
			[11. 3-F1]
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以
	 火災等によ	る損傷の防止	外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	, ,, , , .		[o po]
	1.p 16-5p. 1	-1-1-1-1-1-1-1-1	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損		_
	傷の防止	5. n/z /c/c	
	安全避難通	上 路寺	
			[14.1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準数に推薦し、通常時及び記載は推薦と関係されて記載して
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	生 全 燃 能 た	する施設	およう設置する。
	女主放肥を	. 有りる飑取	リンスノ以直りる。
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構		——————————————————————————————————————
	搬送設備	.,_	—
		〔の貯蔵施設	_
	警報設備等		_
	H LINES MIL 7		[19. 1-F1]
	 放射線管理	建施設	第1種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測す
		***	るハンドフットクロスモニタを設置する。
	廃棄施設		-
		 〔等による汚染の防止	_
	遮蔽		_
	換気設備		_
	非常用電源		_
	通信連絡設		_
Ь	1 - 1 - X - / 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	VIN	

表チー設-3-1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

その他許可で求める仕様	-
添付図	図チ-設-1

表チー設-4-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許中	「との対応	施設名称	エアスニファ
		•	{7004}
設備・機器名称			エアスニファ(管理区域内)
機器名			——————————————————————————————————————
変更内容			改造(一部移設)
2	友 文的分		第2加工棟
			第2粉末受入室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1ペレ
			ット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理
設置	置場所		室、第2-1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィ
			ルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2-2貯蔵室、第2-2混合室、
			第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2-1作業支援室
員数	₹		1式 (50台)
53.0	型式		固定ろ紙式
	望八 主要な構造材		金属製
般	土妛は悟道材 寸法 (単位:mm)		概略寸法:
仕	714 (41	v mm/	ポンプ ({7022} エアスニファ (排気口) のポンプと共通、第2フィルタ
様	その他の権		室に設置)
100	その他の性	사 삼년	吸気量 (1検出端当たり L/分以上)
	核燃料物質		
		夏の仏感 質の臨界防止	
 技	4次次公本十十0万多	10/16/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/	
仮	空 会搬船 #	を有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基	女生機能包	11月9つ旭畝の地盤	
準			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
に	July (SE) 1 × 1 × 1	7 提准の吐止	[6.1-F1]
基	地長による	5損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
強づ	/井がけ/フ ト 5	 る損傷の防止	アンカーボルトで床、壁等に固定する。
<			
仕		の衝撃による損傷の防止	
様		への人の不法な侵入等の	
100	防止 閉じ込めの	n +616.At	
	別し込めの	7/12次月已	
			[11.3-F1]
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ 以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。
	火災等に。	よる損傷の防止	以外が2/M がについ、C は个然性 X は無統性 M が C 9 る。
			[11. 3-F2]
			[11.3=F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	九月 丁 北京 沙 月	ーーーー 内における溢水による損	記水用
	加工施設ド 傷の防止	11にわける位かによる頂	_
	安全避難	新 敦笙	_
	女 土,吐飛刀	四村子	
			[14.1-17] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			選等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、 、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
			あたけ分四次、双利稼事の主ての泉境末件において、その女主機能を光揮するよう設置する。
	安全機能を	を有する施設	ヶ分よノ队胆り分。
			[14. 2-F1]
			14.2 F1 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
			IDでは土に南川 プ┛にマンマントドワンXU 炒土カパしで´┛勿/ノパーIX担ダ┛。
	材料及び精		<u> </u>
	搬送設備	TVL	_
	核燃料物質の貯蔵施設		_
	警報設備等		
	言拟以渊	T	

表チー設-4-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

技術基準	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測するため、空気中 の放射性物質を集塵するエアスニファ(管理区域内)を設置する。
に	廃棄施設	_
基	核燃料物質等による汚染の防止	_
づ	遮蔽	_
<	換気設備	_
仕	非常用電源設備	_
様	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		_
添付図		図チ-設-4-1

表チー設-4-2 エアスニファ (排気口) 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)		
許可との対応 施設名称			エアスニファ		
		旭苡石州			
設備	前・機器名利	尔	{7022}		
杉	後器名		エアスニファ(排気口)		
र्गर म	1 th rb		本事とは		
_	三内容		変更なし Windows In Table Art Art Art Art Art Art Art Art Art Art		
	設置場所 2.22		第2加工棟 第2排風機室		
員劵			1式 (8台)		
	型式		固定ろ紙式		
<u></u>	主要な構造		金属製		
般	寸法(単位	Z:mm)	概略寸法:		
仕様	その他の構	靠成機器	ポンプ ({7004} エアスニファ (管理区域内) のポンプと共通、第2フィルタ室に設置)		
	その他の性	能能	吸気量(1検出端当たり L /分以上)		
	核燃料物質	[の状態			
	核燃料物質	近の臨界防止	_		
技術基準		・有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。		
に基づく	地震による損傷の防止		[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。		
仕	津波による	5損傷の防止			
様)衝撃による損傷の防止			
		の人の不法な侵入等の			
	防止				
	閉じ込めの機能		_		
	火災等による損傷の防止		[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ 以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。		
	加工施設内 傷の防止	Nにおける溢水による損			
	安全避難通	所路等 	_		
	安全機能を有する施設 材料及び構造		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
			<u> </u>		
	搬送設備	· · -	_		
		「の貯蔵施設	_		
	核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等		<u> </u>		
	放射線管理施設		[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測する ため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ(排気口)を設置する。		

表チー設-4-2 エアスニファ (排気口) 仕様

技術	廃棄施設	_
基	核燃料物質等による汚染の防止	-
準に	遮蔽	=
基づ	換気設備	_
<	非常用電源設備	_
仕様	通信連絡設備	_
その)他許可で求める仕様	_
添作		図ト-2P設-2-1-1、図チ-設-4-1

表チー設-5-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

			- 1 - 上/ ハーノ / (官理区域内) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
許可	可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)		
		施設名称	エアスニファ		
	帯・機器名種	尔	{7005} エアスニファ(管理区域内)		
杉	機器名				
変則	更内容		改造(一部移設)		
設置	設置場所		第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1廃棄物処理室		
員数	員数		1 式 (9 台)		
	型式		固定ろ紙式		
_	主要な構造		金属製		
	寸法(単位	Z:mm)	概略寸法:		
仕様	その他の構		ポンプ ({7023} エアスニファ (排気口) のポンプと共通、W 1 廃棄物 処理室に設置)		
	その他の性	上能	吸気量(1検出端当たり 💆 L/分以上)		
	核燃料物質	 の状態	_		
	核燃料物質	賃の臨界防止	_		
技術基準	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。		
に基づく	地震による損傷の防止		[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。		
	津波による	ら損傷の防止	_		
)衝撃による損傷の防止	_		
		の人の不法な侵入等の			
	防止		_		
	閉じ込めの機能		_		
	火災等によ	こる損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。		
	加工施設内 傷の防止	7における溢水による損	_		
	安全避難通				
	安全機能を有する施設 材料及び構造		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
			_		
	搬送設備				
	核燃料物質の貯蔵施設		_		
	警報設備等	Ė			
	放射線管理施設		[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中 の放射性物質を集塵するエアスニファ(管理区域内)を設置する。		

表チー設-5-1 エアスニファ (管理区域内) 仕様

	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	
準に	遮蔽	_
基づ	換気設備	_
<	非常用電源設備	
仕様	通信連絡設備	_
その	の他許可で求める仕様	_
添付図		図チー設-5-1

表チー設-5-2 エアスニファ (排気口) 仕様

許可との対応 許可番号(日付)		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)		
前号の対応 施設名称		施設名称	エアスニファ		
1	崩・機器名₹ 機器名	. र्गः	{7023} エアスニファ(排気口) -		
恋見	 更内容		変更なし		
-	設置場所		第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室		
員数			1式 (4台)		
53.0	型式		固定ろ紙式		
	主要な構造材		金属製		
般	寸法(単位		概略寸法:		
仕		·	ポンプ ({7005} エアスニファ (管理区域内) のポンプと共通、W 1 廃棄		
様	その他の様	素成機器	物処理室に設置)		
	その他の性能 核燃料物質の状態		吸気量 (1検出端当たり L/分以上)		
		で 重の臨界防止	_		
 技	15VW/4-1-154 P	(· / MIII 2) 197 11.	[5, 1-F1]		
術基準	安全機能を	そ有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。		
に基づく	地震による	5損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。		
< +-)+.\\+\\+\\+\\-\\-\\-\\-\\-\\-\\\-\\\\-\	出版のは、			
仕様		損傷の防止	_		
休)衝撃による損傷の防止	-		
	I	の人の不法な侵入等の	_		
	防止	Late At a			
	閉じ込めの)機能	_		
	火災等によ	こる損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。		
	加工施設内における溢水による損 傷の防止		_		
	安全避難通		_		
	安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
	材料及び構	养造	_		
	搬送設備				
	核燃料物質	重の貯蔵施設			
	警報設備等	ř	_		
	放射線管理施設		[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を測定する ため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ(排気口)を設置する。		

表チー設-5-2 エアスニファ (排気口) 仕様

技術	廃棄施設	_
基	核燃料物質等による汚染の防止	
準に	遮蔽	
基づ	換気設備	_
<	非常用電源設備	_
仕様	通信連絡設備	_
その)他許可で求める仕様	_
添木	 	図ト-W1設-2-1、図チ-設-5-1

表チー設ー6-1 ダストモニタ (換気用モニタ) 仕様

許可		=k	医甲甲状体 1000001 日 (五十00 尺 0 日 00 日/した)		
	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)		
		施設名称	ダストモニタ		
設備	備・機器名利	fs:	{7006}		
	^慢 機器名	יו	ダストモニタ(換気用モニタ)		
17	1 及4 1 - - - - - - - - - - -				
変見	変更内容		改造 (サンプリング配管の耐震補強)		
設置	設置場所		第2加工棟 第2フィルタ室		
員娄	員数		1式(2台)		
	型式		移動ろ過式		
_	主要な構造		本表 (別表1) に示す。		
般	寸法(単位:㎜)		概略寸法:		
仕	その他の構成機器		サンプリング配管		
様	その他の性				
1-3			測定範囲(■ cpm)、最高検出感度 (Bq/cm³以下)		
	核燃料物質		_		
	核燃料物質	近の臨界防止	——————————————————————————————————————		
技			○本体、サンプリング配管		
術	安全機能な	オする施設の地盤	[5. 1–F1]		
基	久土 灰肥で	- H 7 SUBIX V 2 Emi	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され		
準			た第2加工棟の床、壁等に固定する。		
に			○本体		
基			[6. 1-F1]		
づ			耐震重要度分類を第2類とする。		
<			アンカーボルトで床面に固定する。		
仕	地震による	5損傷の防止			
様					
			○サンプリング配管		
			[6. 1F-1]		
			耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で配管を支持する。		
	津波による	5損傷の防止	—		
)衝撃による損傷の防止	_		
		の人の不法な侵入等の			
	防止	12)(13) IZIGEDICITES	_		
	閉じ込めの	7 探告			
	M) C (2000)	71及66	[11. 3-F1]		
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以		
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。		
	火災等によ	こる損傷の防止	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。		
	火災等によ	こる損傷の防止	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。		
	火災等によ	こる損傷の防止	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
	火災等によ	こる損傷の防止	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
	加工施設内	てる損傷の防止 内における溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
	加工施設 傷の防止	Nにおける溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
	加工施設内	Nにおける溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
	加工施設 傷の防止	Nにおける溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
	加工施設 傷の防止	Nにおける溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。		
	加工施設 傷の防止	Nにおける溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [14.1-F1]		
	加工施設 傷の防止	Nにおける溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 - [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基		
	加工施設内傷の防止安全避難追	Nにおける溢水による損	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 - [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、		
	加工施設内傷の防止安全避難追	Nにおける溢水による損 通路等	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 - [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮		
	加工施設内傷の防止安全避難追	Nにおける溢水による損 通路等	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。		
	加工施設内傷の防止安全避難追	Nにおける溢水による損 通路等	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1]		
	加工施設内傷の防止安全避難追	Nにおける溢水による損 通路等	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機		
	加工施設內傷の防止 安全避難追 安全機能を	内における溢水による損 通路等 と有する施設	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1]		
	加工施設や 傷の防止 安全避難追 安全機能を 材料及び棒	内における溢水による損 通路等 と有する施設	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 - [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機		
	加工施設や 傷の防止 安全避難運 安全機能を 材料及び構 搬送設備	内における溢水による損 通路等 と有する施設	設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 - [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機		

表チー設ー6-1 ダストモニタ(換気用モニタ) 仕様

技術基準	警報設備等	[18.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度に至るまでに異常を検知し、 {7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により警報を発するダストモニタ (換気用モニタ)を設置する。		
に基づく	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により表示するダストモニタ(換気用モニタ)を設置する。		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
仕	廃棄施設	_		
様	核燃料物質等による汚染の防止	_		
	遮蔽	_		
	換気設備	_		
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常 No.2 非常用発電機に接続し、外部電能とする。電源に係る結線図を図リー他-11を図リー他-11(8)に示す。 以上を次表に示す。 設備・機器名称機器名称機器名 ダストモニタ(換気用モニタ)	意源が期待できな	い場合でも動作可
	通信連絡設備	_		
その	 D他許可で求める仕様	_		
添作	 才図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図チー設-1、図チー設-6-1、図チー設-6-2、図リー他-11		

表チー設-6-1 (別表1-1) ダストモニタ (換気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	!	
ウランを取り扱う部位		
その他	 	

* 以上の強度を有する材料

表チー設-6-1 (別表1-2) ダストモニタ (換気用モニタ)

配管 主要な材料及び機器

	H=1 =2X 0.13 110 to 124 H				
設備・機器名	部位名	主要な材料及び機器			
ダストモニタ (換気用モニタ)	サンプリング配管	排気ガス: ・材料:鋼(SGP)* ・機器:手動弁(金属製)、流量計			

※ メッキ管を含める。

表チー設-6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

		李可变日 (日仏)	医扭扭浆体 1000004 日 (亚卡 00 左 0 日 00 日 (4)4)		
許可	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)		
		施設名称	ダストモニタ		
 電空花	崩・機器名種	尓	{7024}		
	# 18246707 幾器名	T	ダストモニタ (排気用モニタ)		
17	一月次日月~日				
変リ	変更内容		改造(サンプリング配管の耐震補強)		
設置	設置場所		第2加工棟 第2フィルタ室		
員娄	員数		1式(1台)		
- 177	型式		固定ろ紙式		
	主要な構造		本表(別表1)に示す。		
般	寸法(単位:mm)		概略寸法:		
仕	・		サンプリング配管		
様	その他の性				
100			測定範囲 (
	核燃料物質の状態		_		
	核燃料物質	質の臨界防止	——————————————————————————————————————		
技			○本体、サンプリング配管		
術	 安全機能な	そ有する施設の地盤	[5. 1–F1]		
基	久工 及旧 (1 日 7 るの間大マン2回血	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され		
準			た第2加工棟の床、壁等に固定する。		
に			○本体		
基			[6.1-F1]		
づ			耐震重要度分類を第2類とする。		
<			アンカーボルトで床面に固定する。		
仕	地震による	る損傷の防止	-1		
様					
			○サンプリング配管		
			[6. 1F-1]		
			耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で配管を支持する。		
	津波による	・ 損傷の防止			
)衝撃による損傷の防止	_		
		への人の不法な侵入等の			
	防止	*************************************	_		
	閉じ込めの	→ ★終 台口			
	別し込めり	ノ茂肥			
			[11.3-F1]		
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以		
			外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。		
	 火災等に	にる損傷の防止	サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。		
	7 (7 (1 (- 0	. 0 134 193 -> 154	材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。		
			[11. 3-F2]		
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。		
	加工施設内	内における溢水による損	_		
	傷の防止				
	安全避難通	通路等	_		
			[14. 1-F1]		
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基		
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、		
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮		
	安全機能な	と有する施設	するよう設置する。		
		- 14 / WWERK	/ ~ ~ / WE / ~ 0		
			[14. 2-F1]		
			14.2 F1 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機		
	14/101 TJ 2014	ҍ`/ ₽-	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。		
	材料及び構		_		
	搬送設備		_		
	核燃料物質	質の貯蔵施設	_		
	2 747752				

表チー設ー6-2 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

技術基	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、 濃度の著しい上昇を検知し、{7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により 警報を発するダストモニタ(排気用モニタ)を設置する。			
準に基づ	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、 {7011}放射線監視盤(ダストモニタ)により表示するダストモニタ(排気用モニタ)を設置する。			
<	廃棄施設	_			
仕	核燃料物質等による汚染の防止	_			
様	遮蔽	_			
	換気設備	_			
	非常用電源設備	(8001) 非常用電源設備 No.1 非常 No.2 非常用発電機に接続し、外部電能とする。電源に係る結線図を図リー他-11を図リー他-11(8)に示す。以上を次表に示す。 以上を次表に示す。 設備・機器名称機器名称機器名 ダストモニタ(排気用モニタ)	記源が期待できな	い場合でも動作可	
		_			
	通信連絡設備	_			
その	D他許可で求める仕様	_			
添作	 寸図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図チ-設-1、図 チ-設-6-1、図チ-設-6-3、図リー他-11			

表チー設-6-2 (別表1-1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7 17 17 2 2
部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位		·
その他	<u>[</u>	

^{*■■■}以上の強度を有する材料

表チー設-6-2 (別表1-2) ダストモニタ (排気用モニタ)

配管 主要な材料及び機器

設備・機器名	部位名	主要な材料及び機器
ダストモニタ (排気用モニタ)	サンプリング配管	排気ガス:
		・材料:鋼 (SGP) *
		・機器:手動弁(金属製)、流量計

[※] メッキ管を含める。

表チー設-6-3 放射線監視盤 (ダストモニタ) 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
許可	可との対応 │	施設名称	放射線監視盤
			{7011}
	前・機器名称	7	放射線監視盤(ダストモニタ)
核	後器名		——————————————————————————————————————
変す	 頁内容		変更なし
2 42	1170 置場所		第2加工棟 第2放射線管理室
員数			1式 (1台)
貝多	型式		
_	主要な構造	=±±	木実 (別表1) と示す
般	寸法(単位		本表 (別表 1) に示す。 概略寸法:
1			(N) 时 (1 (A)
I I	C 1 1 111/7/25/25 HA		<u></u>
120	核燃料物質		
\vdash		[の私態 [の臨界防止	
 技	核燃料物質	[47] 品 3下197 11.	
1又 術	空 ム機能す	すする施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基	女主機能で	1月9つ旭畝の地盤	大生機能を有する地談を十万に文符することができる地盤に設置された た第2加工棟の床、壁等に固定する。
準			「6.1-F1
に			耐震重要度分類を第2類とする。
基	地震による	損傷の防止	
<u>密</u> づ			ノンカーかんとで休山に回たりる。
(油油にトス	 損傷の防止	
)衝撃による損傷の防止	_
		の人の不法な侵入等の	
120	加工施設へ 防止	の人の不伝は反人等の	_
	閉じ込めの	146K-AH	
	闭し込めの	が 機能	
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。
			[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		る損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器 を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブ ルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定め る60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属 箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は 難燃性プラスチック製を使用する。
	傷の防止	」における溢水による損	_
	安全避難通	超 路寺	
	安全機能を	一有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
	الماليات ماليات	± >4-	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機 能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構		-

表チー設ー6-3 放射線監視盤(ダストモニタ) 仕様

	搬送設備	_		
技	核燃料物質の貯蔵施設	_		
術基準に基づく	警報設備等	[18.1-F1] {7006} ダストモニタ(換気用モニタ)により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度に至るまでに異常を検知し、また、{7024} ダストモニタ(排気用モニタ)により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し濃度の著しい上昇を検知し、警報を発する放射線監視盤(ダストモニタ)を設置する。		
住 様	放射線管理施設	[19.1-F1] {7006}ダストモニタ (換気用モニタ) により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、また、{7024}ダストモニタ (排気用モニタ) こより、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計 則し、表示する放射線監視盤(ダストモニタ)を設置する。		
	廃棄施設	_		
	核燃料物質等による汚染の防止	_		
	遮蔽	_		
	換気設備	_		
	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために蔵する。これらの設備は、停電時に非常るまでの間、内蔵するバッテリにより [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常 No.2 非常用発電機に接続し、外部電能とする。電源に係る結線図を図リー他-11 図を図リー他-11(8)に示す。 以上を次表に示す。 設備・機器名称機器名称機器名 放射線監視盤(ダストモニタ)	常用発電機が起動 40 秒以上作動で 用発電機、{800 試源が期待できな (1)、非常用電	かし電力が供給され ける。 p3} 非常用電源設備 い場合でも動作可
	通信連絡設備	_		
)他許可で求める仕様	_		
添作	†図	図チー設-1、図チー設-6-1、図チー設-6-4、図リー他-11		

表チー設-6-3 (別表1) 放射線監視盤 (ダストモニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位	T	
その他		

^{* ■ ■} 以上の強度を有する材料

表チー設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

	71 ~ 41 ~	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
計	丁との対応	施設名称	ダストモニタ
	請・機器名₹ 幾器名	र्फ	{7025} ダストモニタ (排気用モニタ) —
変す	 頁内容		改造(サンプリング配管の耐震補強)
	置場所		第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室
員数			1式 (1台)
	型式		固定ろ紙式
-	主要な構造	b 材	本表(別表1)に示す。
般	寸法(単位	Z:mm)	概略寸法:
仕	その他の構		サンプリング配管
様	その他の性		測定範囲(cpm)、最高検出感度(Bq/cm³以下)
	核燃料物質		_
	核燃料物質	重の臨界防止	_
技術基準	安全機能を	· 有する施設の地盤	○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され た第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
に基づく仕様	地震による	5損傷の防止	 ○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	津波による	5損傷の防止	_
	外部からの)衝撃による損傷の防止	_
	加工施設~ 防止	、 の人の不法な侵入等の	_
	閉じ込めの)機能	_
	火災等によ	る損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。材料を本表(別表1-1)及び(別表1-2)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内 傷の防止	Rにおける溢水による損	_
	安全避難通	鱼路等	_
	安全機能を	≥有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構	靠 造	-
	搬送設備		_
	T. L. Dalvilla Lat. Po.	 の貯蔵施設	

表チー設-7-1 ダストモニタ (排気用モニタ) 仕様

技術基	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気 濃度の著しい上昇を検知し、{7013}放 警報を発するダストモニタ(排気用モ	射線監視盤(ダン	ストモニタ) により
準に基づ	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計 {7013}放射線監視盤 (ダストモニタ) により表示するダストモニタ用モニタ) を設置する。		
<	廃棄施設	_		
仕	核燃料物質等による汚染の防止	_		
様	遮蔽	_		
	換気設備	_		
	非常用電源設備	[24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。電源に係る結線図を図リー他−11(5)、非常用電源設備接続の系統区を図リー他−11(8)に示す。 以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称		にい場合でも動作可 京設備接続の系統図 省、一:該当なし) 非常用電源設備に 接続
	通信連絡設備	_		
その	 D他許可で求める仕様	_		
添作	寸 図	図ト $-W1$ 設 $-1-2$ 、図ト $-W1$ 設 $-2-1$ 、図チ $-$ 設 -1 、図チ $-$ 設 $-7-1$ 、図チ $-$ 設 $-7-2$ 、図リー他 -11		

表チー設-7-1 (別表1-1) ダストモニタ (排気用モニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材		
ウランを取り扱う部位	 	;
その他		

* 以上の強度を有する材料

表チー設-7-1 (別表1-2) ダストモニタ (排気用モニタ)

配管 主要な材料及び機器

設備・機器名	部位名	主要な材料及び機器
ダストモニタ (排気用モニタ)	サンプリング配管	排気ガス:
		・材料:鋼 (SGP) *
		・機器:手動弁(金属製)、流量計

メッキ管を含める。

表チー設-7-2 放射線監視盤(ダストモニタ) 仕様

∌/r =	ましておけ	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
計戶	可との対応 -	施設名称	放射線監視盤
	帯・機器名称 機器名	7	{7013} 放射線監視盤 (ダストモニタ) —
変す	 更内容		<u>変</u> 更なし
-	置場所		第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室
員数	女		1式 (1台)
	型式		_
-	主要な構造	材	本表(別表1)に示す。
	寸法(単位	: mm)	概略寸法:
仕	その他の構	成機器	
様	その他の性	能	_
	核燃料物質		_
	核燃料物質	の臨界防止	—
技術基	安全機能を	有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され た第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
準に基づ	地震による	損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
<	津波による	損傷の防止	_
仕		衝撃による損傷の防止	_
様	加工施設へ 防止	の人の不法な侵入等の	_
	閉じ込めの	機能	_
	火災等によ	る損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以 外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2]
	+n -⊤ +/c =n.d-	1) - 12 1 + 7 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	傷の防止	における溢水による損	_
	安全避難通	路等	_
	安全機能を	有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び 基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、 圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機 能を発揮するよう設置する。
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構		
	搬送設備		
	核燃料物質	の貯蔵施設	_
	警報設備等	i.	[18.1-F1] {7025}ダストモニタ(排気用モニタ)により、放射性廃棄物の排気口に おける排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇を検知し、 警報を発する放射線監視盤(ダストモニタ)を設置する。
	放射線管理	施設	[19.1-F1] {7025} ダストモニタ (排気用モニタ) により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する放射線監視盤 (ダストモニタ) を設置する。

表チー設-7-2 放射線監視盤(ダストモニタ) 仕様

	廃棄施設	_
技	核燃料物質等による汚染の防止	_
術	遮蔽	_
基	換気設備	_
準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。電源に係る結線図及び非常用電源設備接続の系統図を図リー他−11 に示す。 以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 機器名 放射線監視盤(ダストモニタ) 一
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
添有	寸図	図チー設-1、図チー設-7-1、図チー設-7-3、図リー他-11

表チー設-7-2 (別表1) 放射線監視盤 (ダストモニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	<u>!</u>	
ウランを取り扱う部位		ī
その他		

* 以上の強度を有する材料

表チー設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

		(X) 以 ()	
	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
п,	.1 C △>>1\mu	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称			{7009}
		J)	ガンマ線エリアモニタ
17	幾器名		検 出器
変見	更内容		変更なし
			第2加工棟 第2-1貯蔵室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第
			2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2混合室、第2-2
設置	置場所		ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第2-
			2 貯蔵室、第2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第
			2-1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、第2梱包室
員数	 文		1式 (17台)
	型式		半導体式
	主要な構造		鋼、ABS 樹脂
般	寸法(単位		概略寸法:
仕	その他の様		——————————————————————————————————————
様	その他の性		測定範囲 (μ Sv/h)
1530	核燃料物質		(4) (C = 1 = 1
			<u> </u>
++-	核燃料物質	近の臨界防止	
技	는 V MM V 다	+ 1 + ++=== = 16 fm	
術	女全機能を	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第2加工棟の壁等に固定する。
準		. ID # - #1. I	[6.1-F1]
にせ	地震による	5損傷の防止	耐震重要度分類を第3類とする。
基			アンカーボルトで壁等に固定する。
づ、		損傷の防止	_
<)衝撃による損傷の防止	-
仕		〜 の人の不法な侵入等の	_
様	防止		
	閉じ込めの)機能	_
			[11. 3-F1]
			設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以
			外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。
			[11. 3-F2]
			配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
			[11. 3-B2]
	火災等によ	こる損傷の防止	次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。
			・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器
			を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブ
			ルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。
			・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定め
			る 60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。
			・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属
			箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は
			難燃性プラスチック製を使用する。
	加工施設内	Mにおける溢水による損	
	傷の防止		-
	安全避難通	通路 等	_
		-e= 4	

表チー設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

技術			[14.1-F1]		
基	術基準	安全機能を有する施設	設計、製作、工事及び検査に当たっ 準等に準拠し、通常時及び設計基準事 腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境:	放時に想定され	る温度、湿度、圧力、
			[14. 2-F1]		
世			l ·		
様送設備 核燃料物質の貯蔵施設	1 ' 1		能を健全に維持するための保守及び修	埋ができる場所	に設置する。
技統料物質の貯蔵施設	1 ' 1				
警報設備等	1,24				
警報設備等		· (久然河1700 頁 ▼2頁 / 南东//画 [汉	[18 1-F1]		
 放射線管理施設 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、(7012) 放射 監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) により表示するガンマ線エリアモニ 検出器を設置する。		警報設備等	管理区域における外部放射線に係る 全性を著しく損なうおそれのある空間 異常を検知し、{7012}放射線監視盤(2	線量率 (500 μS ガンマ線エリア	Sv/h) に至るまでに
技燃料物質等による汚染の防止		放射線管理施設	管理区域における外部放射線に係る 監視盤(ガンマ線エリアモニタ)によ		
遊蔵 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		廃棄施設	_		
換気設備		核燃料物質等による汚染の防止	_		
[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリさえる。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源語 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作能とする。 電源に係る結線図を図リー他−11(1)、非常用電源設備接続の対策を図リー他−11(8)に示す。 以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当な) ・		遮蔽	_		
加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリをえる。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源語 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作能とする。 電源に係る結線図を図リー他-11(1)、非常用電源設備接続の対象を図リー他-11(8)に示す。 以上を次表に示す。 以上を次表に示す。 (〇:該当、一:該当な) 非常用電源設備に 接続 がッテリに接続 接続 がって線エリアモニタ 検出器		換気設備	_		
設備・機器名称 ボッテリに接続 機器名 ボッテリに接続 ガンマ線エリアモニタ 〇 検出器 〇		非常用電源設備	加工施設の安全性を確保するために える。これらの設備は、停電時に非常月までの間、バッテリにより 40 秒以上作 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常 No.2 非常用発電機に接続し、外部電 能とする。 電源に係る結線図を図リー他-11	用発電機が起動し 作動する。 用発電機、{800 京源が期待できな)3} 非常用電源設備 こい場合でも動作可
機器名 バッテリに接続 接続 ガンマ線エリアモニタ 検出器 ○			以上を次表に示す。	(〇:該)	当、─:該当なし)
ガンマ線エリアモニタ 検出器				バッテリに接続	非常用電源設備に 接続
				0	0
通信連絡設備		通信連絡設備			
その他許可で求める仕様	その) 他許可で求める仕様	_		
添付図 図チー設-8-1、図チー設-8-2、図リー他-11	添介	t図	図チ-設-8-1、図チ-設-8-2	、図リー他-1	1

表チー設-8-2 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 仕様

		許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
許司	「との対応	施設名称	放射線監視盤
			{7012}
	責・機器名₹		放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)
杉	幾器名		_
変見	 頁内容		変更なし
設置	量場所		第2加工棟 第2出入管理室
員数			1式 (1台)
	型式		_
-	主要な構造	封	本表(別表1)に示す。
般	寸法(単位	Z:mm)	概略寸法:
仕	その他の様		_
様	その他の性	E能	_
	核燃料物質	•	_
	核燃料物質	近の臨界防止	_
技			[5. 1-F1]
術	安全機能を	さ有する施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第2加工棟の床、壁等に固定する。
準			
に基	地震による	5損傷の防止	耐震重要度分類を第2類とする。
左づ			アンカーボルトで床面に固定する。
<	油油/ナトス	損傷の防止	
仕)衝撃による損傷の防止	_
様		の人の不法な侵入等の	
	防止	····	_
	閉じ込めの)機能	_
	火災等によ	こる損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である鋼製とし、それ以 外の材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表(別表1)に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内	Nにおける溢水による損	HEIDING CENTRAL CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CHARLES TO SECTION OF THE CH
	傷の防止		_
	安全避難通	通路等	_
	安全機能を	∵ 有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
	材料及び様	松	能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	が科及の単 搬送設備	予 坦	
		 〔の貯蔵施設	_
	警報設備等		[18.1-F1] {7008}~{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、警
			報を発する放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)を設置する。

表チー設-8-2 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 仕様

技術基	放射線管理施設	[19.1-F1] {7008} ~ {7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し表示する放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)を設置する。		
準	廃棄施設	_		
に	核燃料物質等による汚染の防止	_		
基	遮蔽	_		
づ	換気設備	_		
5く仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他-11(1)及び非常用電源設備接続の系統図を図リー他-11(8)に示す。		
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	以上を次表に示す。		
-7	通信連絡設備	_		
_	D他許可で求める仕様			
称作	寸図	図チー設-1、図チー設-8-1、図チー設-8-3、図リー他-11		

表チー設-8-2 (別表1) 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	,	
ウランを取り扱う部位	Ţ i	
その他	T <u> </u>	

^{* ■ ■}以上の強度を有する材料

表チー設-9-1 放射線管理施設(その他) 仕様表

設置場所	設備・機器名称	変更	員数	技術基準に基づく仕様	添付図
第2加工棟 第2加工棟	機器名 {7014}	内容 変更	1式	 放射線管理施設	 図チー設−1
第1廃棄物貯蔵棟	流し	なし	(3台)	[19.1-F1]	
另 1)		120	(3 🗆 /	[19.1 F1] 第1種管理区域からの退出者の身体の	
				表面の除染を行う流しを備える。	
第2加工棟	{7015}	変更	1式	放射線管理施設	 図チー設ー1
第1廃棄物貯蔵棟		変更 なし	(4台)	放射線管理地設 [19.1-F1]	凶ケ一畝一1
弗 1 	物面放出で一ク	150	(4 🗇)		
	_			第1種管理区域からの搬出物品の放射 性物質の表面密度を計測する物品搬出モ	
//: 1 to == t+:	[7010]	ਹੀਵ ਜਜ	1 -12	ニタを備える。	[50] of ⇒11, 1
第1加工棟	{7016}	変更	1式	検出下限 (α線: Bq/試料以下)	図チー設ー1
第2加工棟	低バックグラウンド	なし	(4台)	放射線管理施設	
第1廃棄物貯蔵棟	カウンタ			[19.1-F1]	
	_			空気中の放射性物質の濃度及び床面等	
				の放射性物質の表面密度を計測するた	
				め、低バックグラウンドカウンタを備え	
				る。	
第1加工棟	{7017}	変更	1式	放射線管理施設	_
第2加工棟	サーベイメータ	なし		[19. 1-F1]	
第1廃棄物貯蔵棟	_			管理区域における外部放射線に係る線	
屋外				量当量率を計測する又は空気中の放射性	
				物質の濃度及び床面等の放射性物質の表	
				面密度を計測するため、サーベイメータ	
				を備える。	
第2加工棟	{7018}	変更	1式	放射線管理施設	_
第1廃棄物貯蔵棟	熱蛍光線量計(TLD)	なし		[19. 1–F1]	
屋外	_			管理区域における外部放射線に係る線	
				量当量を計測するため、熱蛍光線量計	
				(TLD)を備える。	
第2加工棟	{7019}	変更	1式	放射線管理施設	図チー設ー1
	放射線測定装置	なし	(1台)	[19. 1–F1]	
	_			試料中に含まれるウラン及び放射性不	
				純物の核種を同定するため、放射線測定	
				装置を備える。	
第1加工棟	{7020}	変更	1式	放射線管理施設	_
第2加工棟	個人線量計	なし		[19. 1-F1]	
第1廃棄物貯蔵棟	_			個人被ばく線量を測定するため、個人	
				線量計を備える。	
第2加工棟	{7021}	変更	1式	放射線管理施設	_
第1廃棄物貯蔵棟		なし		[19. 1-F1]	
				放射性物質の体内摂取を防止するた	
				め、呼吸保護具を備える。	
屋外	{7030}	変更	1式	放射線管理施設	_
~1** I	可搬式ダストサンプ	なし		[19.1-F1]	
	ラ	-60		- 空気中の放射性物質の濃度を計測する	
	l´			ため、空気中の放射性物質を集塵する可	
				機式ダストサンプラを備える。	
			<u> </u>		

表チー設-9-1 放射線管理施設(その他) 仕様表

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更 内容	員数	技術基準に基づく仕様	添付図
屋外	{7033} 気象観測装置 一	変更なし	1式	放射線管理施設 [19.1-F1] 気象状況を監視及び測定する気象観測 装置を備える。	図チ―設―1 図リー他―11
				非常用電源設備 [24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特 に必要な設備に、バッテリを備える。これ らの設備は、停電時に非常用発電機が起 動し電力が供給されるまでの間、バッテ リにより 40 秒以上作動する。	
				[24.2-F2] {8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	
第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	[7037] 警報集中表示盤 —	変更 なし	1式	警報設備 [18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握 するため、警報の移報信号、給排気設備の 運転状態に係る移報信号を受け、集中表 示する警報集中表示盤を設置する。 非常用電源設備 [24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特 に必要な設備に、バッテリを備える。これ らの設備は、停電時に非常用発電機が起 動し電力が供給されるまでの間、バッテ リにより 40 秒以上作動する。	図チー設-1 図リー他-11
				[24.2-F2] {8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	

<u>追第3次</u> 表チー2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

		世界35人 双人	
 ±±=	」 」との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
] こ ツガルい	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
到			{7008}
設備・機器名称			ガンマ線エリアモニタ
機器名			検出器
			移設 (第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器2 台の
			うち第1-1輸送物保管室に設置している1 台を、建物の耐震補強工事
亦正	見内容		と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。(第1
久又	Cr14		- 1 輸送物搬出入室に設置している他の1 台については、変更はない。))
			7,200
m. m	010		①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設
	置場所		第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室
員数			2 台(各設置場所に1 台ずつ)
	型式		半導体式
	主要な構造	≅ ‡‡	検出器本体:ABS 樹脂
般	工女な情に	144	アンカーボルト:鋼
仕	寸法(単位	. : mm)	概略寸法:
様	その他の構	f成機器	_
	その他の性	:能	測定範囲 (L
	核燃料物質		——————————————————————————————————————
\vdash		の臨界防止	
 技	1次从2个170月	【マノ喃がりとり】11.	[5. 1-F1]
	か入466かみ	ナナッチョルのいんが	
術	女生機能を	すする施設の地盤	安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され
基			た第1加工棟の壁に固定する設計。
準	地震による	損傷の防止	[6. 1-F1]
に			耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁に固定する設計。
基	津波による	損傷の防止	-
づ	外部からの	衝撃による損傷の防止	_
<	加工施設へ	の人の不法な侵入等の	_
仕	防止		
様	閉じ込めの	機能	_
			[11, 3-F1]
			アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。
			アンカーボルトの材料を別表チー2-1-1に示す。
	ル巛竿にト	る損傷の防止	7 V 7
	スタサによ	(2)以(2)以(2)	[11. 3-F2]
			分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。
			別電盤に配線用感動器を設け、電気大火の光生を初止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リー4-1-6に示す。
	+n +/->n -+	コンテキンチュンターショントフ 4日	
		7における溢水による損	_
	傷の防止	e na ka kala	
	安全避難通	1路等	_
			[14. 1-F1]
			設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基
			準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、
			腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮
	ウム※外よ	大ナス歩列	することができる設計。
	女王機能を	すする施設	
			[14. 2-F1]
			当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機
			能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業
			性を考慮した設計。
	★午本 127 × 以十二	<u> </u>	14と7心と/に以目。
	材料及び構	t 但	_
, !	おれい 子三九 /生		
	搬送設備	〔の貯蔵施設	-

追第3次 表チー2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様(続き)

技術基準に基	警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) (1)により警報を発する設計。 {7012} 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の仕様を「チ. 放射線管理施設」に示す。
づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 (500 μSv/h) に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) (1)により警報を発する設計。 {7012}放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の仕様を「チ.放射線管理施設」に示す。
	廃棄施設	_
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリを内蔵する設計。 [24.2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機(2)、非常用電源設備 No.2 非常用発電機(2)に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。
	通信連絡設備	_
その	D他許可で求める仕様	_
C 1/2/1 / 1 / 1 / 3 / 2 / 1 / 1		図チ $-2-1-1$ 、図チ $-2-1-2$ 、図リ $-4-1-6$

- (1) 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)は、次回以降の申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)で行う。また、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)に接続し、安全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、次回以降の申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

<u>追第4次</u> 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

		200 200	F 19 19 34 44 B / F b 4		
許正	可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け) モニタリングポスト		
ш	1 C 45 V1 W.D.	施設名称			
 電盘箱			{7026}		
機器名			モニタリングポスト No.1		
17	双伯产 1				
赤ョ	日内宏		改造(伝送系の多様性を確保するため、	有線式の伝送系に加え無線式の伝	
変り	 更内容		送系を有する仕様の機器を新たに設置し	ノ、既設の機器を撤去する。)	
設置	置場所		屋外		
員数	汝		1 台		
	型式		シンチレーション式		
<u> </u>	主要な構造	b材	本表(別表1)に示す。		
般	_F/F (FF E	<u> </u>	概略寸法:(本体) ▮	•	
仕	寸法(単位 	L: mm)	(基礎) 💂 🚆 🚆 🚆 🚆 🚆 🚆 🚆 🚆 💮	!	
様	その他の様		無線アンテナ		
	その他の性	比能	測定範囲 (Δ Δ Δ Δ μ Sv/h)		
	核燃料物質	重の状態	_		
	核燃料物質	重の臨界防止	_		
技			[5. 1-F1]		
術			モニタリングポストの基礎構造は直持	g基礎(べた基礎)とし、自重及び	
基			通常時に作用する荷重に加えて、耐震	重要度分類に応じて算定する地震	
準	A Michigan Land To be blooding on the firm		力が作用した場合においても、モニタ		
に			ナを十分に支持することができる地盤に		
基	女全機能を	と有する施設の地盤			
づ			・支持方法 平板載荷試験で十	分な支持性能を有することを確認	
<				□盛土) に直接基礎 (べた基礎) で	
仕			直接支持させる。		
様			· 基礎構造 直接基礎(別表 2)		
			[6. 1-F1]		
			○基礎		
			耐震重要度分類を第2類とし、常時の	作用している荷重と耐震重要度分	
			類に応じて算定する静的地震力が作用	した場合に生じる応力度が、基礎	
			の許容応力度を超えない。		
			構造材を本表(別表1)に示す。		
	地震による	5損傷の防止	○本体、無線アンテナ		
		•	耐震重要度分類を第2類とし、アン	カーボルトで屋外に設置した基礎	
			に固定する。		
			強度部材を本表(別表1)及び(別え	長3) に示す。	
			〇本体(架台)	-	
			○無線アンテナ		
			· L		
	津波による	5損傷の防止			

<u>追第4次</u> 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

_	<u>E374K</u> X7	
技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-F3] F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート 基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体(架台) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	加工施設への人の不法な侵入等の	-
	防止	
	閉じ込めの機能	
	火災等による損傷の防止	設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。 [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リー2-1-7に示す。
	加工施設内における溢水による損 傷の防止	-
	安全避難通路等	_
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
-		

<u>追第4次</u> 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

技術基準	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μ Sv/h) を検知し、 $\{7027-2\}$ 放射線監視盤(モニタリングポスト)において警報を発する。
に基づく	放射線管理施設	[19.1-F1] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率(
仕	廃棄施設	_
様	核燃料物質等による汚染の防止	
	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。(1) 以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。
添作	t図	図チ -1 、図チ $-2-1$ 、図リ $-2-1-7$ 、図リ $-2-1-14$

⁽¹⁾ 先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に 基づく仕様。

<u>追第4次</u> 表チー3-1 モニタリングポスト No. 2 仕様

章生 □	可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)
計中		施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名			{7027} モニタリングポスト No. 2 —
変更内容			改造(伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)
設置	置場所		屋外
員数			1 台
	型式		シンチレーション式
	主要な構造材		本表(別表1)に示す。
般仕	寸法 (単位:mm)		概略寸法:(本体) (基礎) · (基礎) · (基礎)
様	その他の構成機器		無線アンテナ
	その他の性	比能	測定範囲(μ Sv/h)
	核燃料物質の状態		_
	核燃料物質	賃の臨界防止	-
技術基準に基づく仕様	安全機能を	と有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎(べた基礎)とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。 ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤(人工盛土)に直接基礎(べた基礎)で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎(別表2)
		5損傷の防止 5損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表(別表1)に示す。 ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表(別表1)及び(別表3)に示す。 ○本体(架台) ○無線アンテナ
	伴放による	り頂場がが正	

<u>追第4次</u> 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

<u>但免4价</u> 衣力	-3-1 モニクリング
技術基準に基づく仕様 外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-F3] (竜巻) F1 竜巻に対して本体(架台)が飛来物とならないよう、コンクリート 基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体(架台) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
加工施設への人の不法な侵入等の	_
防止	_
閉じ込めの機能	_
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。[11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リー2-1-7に示す。
加工施設内における溢水による損 傷の防止	_
安全避難通路等	_
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	_
搬送設備	_
核燃料物質の貯蔵施設	_

<u>追第4次</u> 表チー3-1 モニタリングポスト No. 2 仕様

技術基	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μSv/h)を検知し、{7027-2}放射線監視盤 (モニタリングポスト) において警報を発する。
準に基づ	放射線管理施設	[19.1-F1] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 (【
<	廃棄施設	_
仕	核燃料物質等による汚染の防止	_
様	遮蔽	_
	換気設備	_
	非常用電源設備	[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [8001] 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ. その他の加工施設」に示す。 以上を次表に示す。 (○:該当、一:該当なし) 設備・機器名称
	通信連絡設備	_
その他許可で求める仕様		[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。
添付図		

⁽¹⁾ 先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様。

<u>追第4次</u> 表チー4-1 放射線監視盤(モニタリングポスト) 仕様

全司	許可番号 (目付)	原規規発第 1803284 号(平成 30 年 3 月 28 日付け)
#T HJ (施設名称	モニタリングポスト
1	機器名称器名	{7027-2} 放射線監視盤(モニタリングポスト) —
変更反	内容	改造(伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。)
設置場所		第2加工棟 第2出入管理室
員数		1台
	型式	_
- <u>-</u>	上要な構造材	本表(別表1)に示す。
般「	ナ法(単位:mm)	概略寸法:
I —	その他の構成機器	受信器 (第2加工棟の外壁に設置)
様っ	その他の性能	_
k		_
-	亥燃料物質の臨界防止	_
技 術 基	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置され た第2加工棟の床又は壁に固定する。
く 仕 様	也震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とし、第2加工棟の床又は壁に固定する。 強度部材を本表(別表1)及び(別表2)に示す。 ○本体(架台) ○受信器
1	津波による損傷の防止	_
9	小部からの衝撃による損傷の防止	 (落雷) (極低温(凍結)) (火山活動(降下火砕物)) (積雪) (生物学的事象) (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) (電磁的障害) (交通事故(自動車))
1 1	加工施設への人の不法な侵入等の	<u> </u>
I —	方止	
	閉じ込めの機能	_

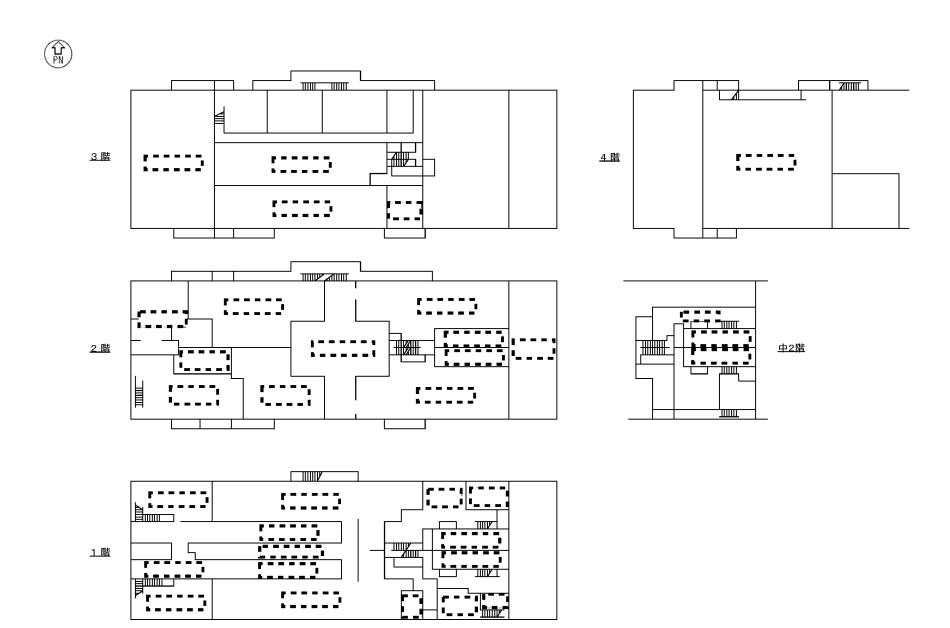
<u>追第4次</u> 表チー4-1 放射線監視盤(モニタリングポスト) 仕様

	<u></u>	
技術基準に	小巛炊ラートフセ佐の叶山	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リー2-1-7に示す。
基	加工施設内における溢水による損	_
づ	傷の防止	
<	安全避難通路等	_
仕様	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	_
	搬送設備	_
	核燃料物質の貯蔵施設	_
	警報設備等	[18.1-F1] $\{7026\}$ モニタリングポスト No. 1、 $\{7027\}$ モニタリングポスト No. 2 により周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 (5 μ Sv/h) を検知し、警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F3] {7026} モニタリングポスト No. 1、{7027} モニタリングポスト No. 2 により通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 (♣ ■ ● ■ μ Sv/h)を計測し、表示する。
	廃棄施設	——————————————————————————————————————
	核燃料物質等による汚染の防止	_
	遮蔽	
	換気設備	_
		[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 [24.2-F2] <u>(8001) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、(8003) 非常用電源設備</u> No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可
	非常用電源設備	能とする。 <u>(8001)</u> 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、(8003)非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は「リ.その他の加工施設」に示す。(1)
		以上を次表に示す。 (〇:該当、一:該当なし) 設備・機器名称 バッテリを内蔵 非常用発電機に接 機器名 続 放射線監視盤(モニタリングポスト) ○
	通信連絡設備	
その他許可で求める仕様		[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。
添介	∔ ⊠	有極式に加え無極式の通信力伝を有し、仏医系に多様性を行たせる。
		図

⁽¹⁾ 先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様。

4. 添付図一覧表

番号	名称
図チー設-1 (1)	第2加工棟の主要な部屋配置
図チ-設-1 (2)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)
図チー設-1 (3)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(2階)
図チー設-1 (4)	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(3階)
図チ―設―1 (5)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (1階)
図チー設-1 (6)	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図 (中2階)
図チー設-1 (7)	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図チー設-4-1 (1)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階
図チー設-4-1 (2)	第2加工棟 エアスニファ 配置図 2階、3階、4階
図チー設-5-1	第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図
図チー設-6-1	第2加工棟 ダストモニタ 系統図
図チー設-6-2	第2加工棟 ダストモニタ (換気用モニタ)
図チー設-6-3	第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)
図チー設-6-4	第2加工棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設-7-1	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図
図チー設-7-2	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ(排気用モニタ)
図チー設-7-3	第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)
図チー設-8-1	ガンマ線エリアモニタ 系統図
図チー設-8-2	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図
図チー設-8-3	放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)



図チー設-1(1) 第2加工棟の主要な部屋配置



図チー設-1(2) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)



図チー設-1(3) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(2階)



図チー設-1(4) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(3階)



図チー設-1(5) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)



図チー設-1(6) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(中2階)

図チー設-1(7) 本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図

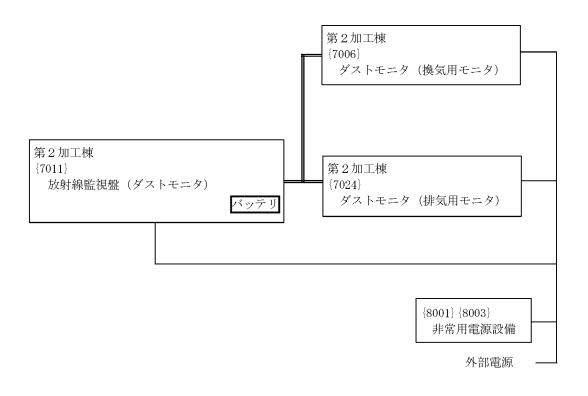


図チー設-4-1(1) 第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階





図チー設-5-1 第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図



凡例

━━━ : 信号通信ライン ━━━ : 電源ライン

図チー設ー6-1 第2加工棟 ダストモニタ 系統図



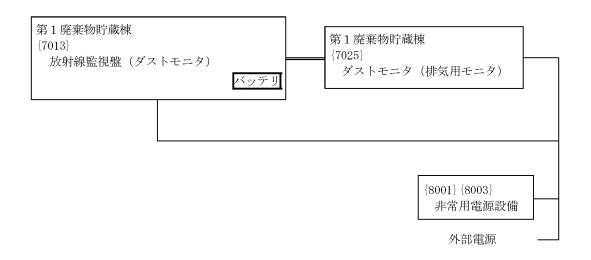
図チー設ー6-2 第2加工棟 ダストモニタ (換気用モニタ)



図チー設ー6-3 第2加工棟 ダストモニタ (排気用モニタ)



図チー設ー6-4 第2加工棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)



凡例

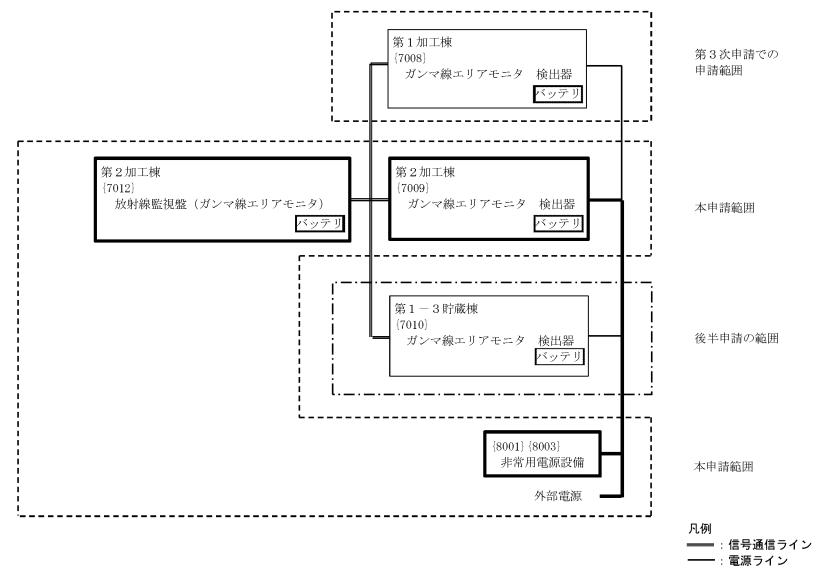
----: 信号通信ライン ----: 電源ライン



図チー設-7-2 第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ (排気用モニタ)



図チー設-7-3 第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤 (ダストモニタ)



図チー設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 系統図



図チー設-8-2 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図



図チー設-8-3 放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ)

5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を 実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安 規定に基づき(工事)作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

a. 改造等を実施する設備・機器

表チ-1の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを 記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

b. 変更しない設備・機器

表チー1の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に 係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した(工事) 作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、 定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全 機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響 を低減する。

b. 放射線管理

・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理 区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業(溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用)を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜 実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先 に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器 の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が 存在しない状態で工事を行う。

a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図チ-a-1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3)加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4)受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5)各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性 能検査を実施する。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

図チーb-1に示す手順で検査を行う。

1) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性

能検査を実施する。

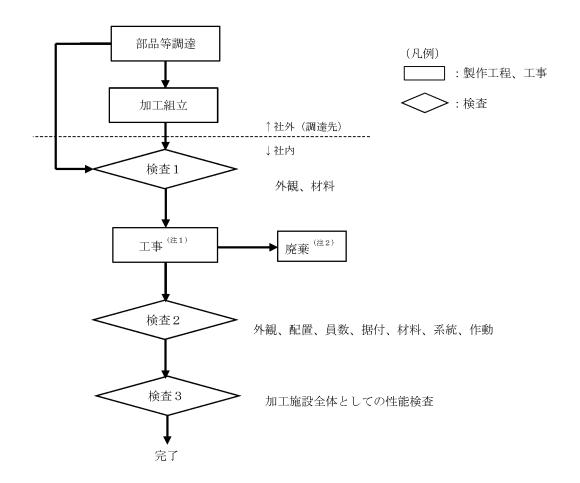
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核 燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれ がなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第 2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要 に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値 を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉 を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監 視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業 許可における評価値を上回ることはない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために 扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する 又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界(屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及 び床)の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入 のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置す る等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を 超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を 設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。 気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的 に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する 安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不 要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、2000ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加

工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本 (200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値) は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく 放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効 利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにく く、除染が容易で腐食しにくい材料(難燃性材料)で塗装を施す。

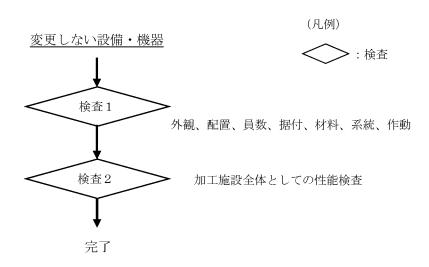
a. 改造等を実施する設備・機器



- (注1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で 工事を行う。
- (注 2) 第1種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第2種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物(NR)に係る措置の手順に従って廃棄する。

図チーa-1 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図チーb-1 工事フロー

(3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

(4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

放射線管理施設は、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射性廃棄物の排気中、排水中の放射性物質の濃度、管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を計測する機能、放射性業務従事者等の出入管理、汚染管理並びに除染等を行う機能を有する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

6. 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法:第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法:第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものである ことを確認するために十分な方法:第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その 他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第チー1表に、 検査の方法を第チー2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第ハー3表に示す。

第チ-1表(1/2) 設備・機器に係る検査の項目

					第1号検査				第2号検査		
施設 区分	配置場所	設備・機器名称	機器名	変更 内容	設備配置検査			材料 検査	系統 検査	作動検査	
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	作動
	第2加工棟	ハンドフットクロ スモニタ		変更 なし	①-2 ②	1	1	2	1	1	5
	第 1 廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロ スモニタ	_	変更なし	①-2 ②	1	1	2	1	_	_
	第 2 加 工	エアスニファ (管理 区域内)	_	改造	①-2 ②	1)	1)	2	1)	_	_
	第 2 加 工 棟	エアスニファ (排気口)	_	変更なし	①-2 ②	1)	1)	2	1)	_	_
	第 1 廃棄物貯蔵棟	エアスニファ (管理 区域内)	_	改造	①-2 ②	1)	1)	2	1)	_	_
放射線管理施設	第 1 廃棄物貯蔵棟	エアスニファ (排気口)	_	変更なし	①-2 ②	1	1)	2	1	_	_
	第2加工棟	ダストモニタ (換気 用モニタ)	_	改造	①-1 ①-2 ②	1	1	1)	1	1	①-1 ①-2
	第2加工棟	ダストモニタ (排気 用モニタ)	_	改造	①-1 ①-2 ②	1)	1)	① ③	1	1)	②-1 ②-2
	第2加工棟	放射線監視盤 (ダス トモニタ)	_	変更なし	①-1 ①-2 ②	1)	1)	1)	1)	1)	①-3 ②-3 ⑤
	第 1 廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ (排気 用モニタ)	_	改造	①-1 ①-2 ②	1)	1)	① ③	1)	1)	②-1 ②-2
	第 1 廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤 (ダス トモニタ)	_	変更 なし	①-1 ①-2 ②	1)	1)	1)	1)	1)	②-3 ⑤
	第2加工棟	ガンマ線エリアモ ニタ	検出器	変更なし	①-2 ②	1	1	2	1	1	3-1 3-2 5
	第2加工棟	放射線監視盤 (ガン マ線エリアモニタ)		変更なし	①-1 ①-2 ②	1	1	1	①	1	③−3 ⑤
	第 2 加 工棟	流し	_	変更なし		1)	1)	_	_	_	_
	第 2 加 工	物品搬出モニタ	_	変更なし	_	1	1)	_	_	_	_
	第 1 加 工 棟 第 2 加 工 棟 第 1 廃 棄 物貯蔵棟	低バックグラウン ドカウンタ	_	変更なし	_	1	1	_	_	_	_

第チ-1表(2/2) 設備・機器に係る検査の項目

					第1号検査				第2号検査		
施設 区分	配置場所	設備・機器名称	機器名	変更 内容	設備配置検査			材料 検査	系統 検査	作動検査	
					外観	配置	員数	据付	材料	系統	作動
放射線管理施設	第 1 加 工 棟 第 2 加 工 棟 第 1 廃 棟 屋外	サーベイメータ	ĺ	変更なし		①	1		1		_
	第 2 加 工 棟 第 1 廃 棄 物貯蔵棟 屋外	熱蛍光線量計(TLD)		変更なし		1	1				_
	第 2 加 工棟	放射線測定装置		変更なし		1	1			_	_
	第 1 加工 棟 第 2 加工 棟 第 1 廃棄 物貯蔵棟	個人線量計	_	変更 なし		1	①	_		_	_
	第 2 加 工 棟 第 1 廃 棄 物貯蔵棟	呼吸保護具		変更なし		1	1				_
	屋外	可搬式ダストサンプラ	—	変更 なし		1	1			—	_
	屋外	気象観測装置		変更なし		1	1			_	_
放射線管理施設	第1加工棟第2加工棟第1廃棟第0貯棟、保事務棟、保安棟	警報集中表示盤	_	変更なし	1)	_	1	_	_	1	4 5

丸数字は、第チー2表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

第チー2表 設備・機器に係る検査の方法(1/2)

検査の項目		検査の方法 ^{(1) (2) (3)}	判定基準				
設備配置検査	外観	①-1、①-2 外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 ①-2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥のないこと。				
		②配線用遮断器を設けていることを目視 又は関係書類等により確認する。(既 設)(改造)	②配線用遮断器を設けていること。				
	配置	①配置を目視又は関係書類等により確認 する。(既設)(改造)	①配置が各設備の配置図のとおりであること。				
	員数	①設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。				
	据付	①アンカーボルトの径及び本数を目視、 測定又は関係書類等により確認する。 (既設)(改造)	①アンカーボルトの径及び本数が各設備の 仕様表の添付図のとおりであること。				
		②据付状況を目視又は関係書類等により 確認する。(既設)(改造)	②建物の壁、柱、はり、屋根、床等にボルト等で固定していること。				
		③配管の支持間隔を測定又は関係書類等 により確認する。(既設)(改造)	③配管の支持間隔が標準支持間隔以下であること。				
材料検査	材料	①設備・機器の主要な部材の材料を関係 書類等により確認する。(既設)(改造)	①設備・機器の主要な部材の材料が各設備 の仕様表のとおりであること。				
系統検査	系統	①非常用電源系統に接続されていること を目視又は関係書類等により確認す る。(既設)(改造)	①非常用電源系統に接続していること。				

第チー2表 設備・機器に係る検査の方法(2/2)

検査の項目		検査の方法 ^{(1) (2) (3)}	判定基準				
作動検査	作動	①-1 線源を接近させ、又は関係書類等により、ダストモニタ(換気用モニタ)が放射線を計数したときの放射線監視盤(ダストモニタ)に表示される指示値を確認する。(既設)(改造)	①-1 測定範囲 (cpm) の複数の試験 点において、基準線量率に対する指示値 の指示誤差が JIS Z 4316 に定める許容 範囲内であること。				
		①-2 ダストモニタ(換気用モニタ)の検 出部に線源を接近させ、作動状況を確 認する。(既設)(改造)	①-2警報設定値 ⁽⁴⁾ 以上の計数率を検出した とき、放射線監視盤(ダストモニタ)の 警報装置が作動すること。				
		擬信号を入力し、作動状況を確認する。 (既設)(改造)	①-3模擬信号により警報設定値(4)以上の測定値を与えたとき、放射線監視盤(ダストモニタ)の警報装置が作動すること。				
		②-1線源を接近させ、又は関係書類等により、ダストモニタ(排気用モニタ)が放射線を計数したときの放射線監視盤(ダストモニタ)に表示される指示	②-1 測定範囲(【 cpm)内の複数の試験点において、基準線量率に対する指示値の指示誤差が JIS Z 4316 に定める許容範囲内であること。				
		値を確認する。(既設)(改造)	②-2警報設定値(5)以上の計数率を検出した				
		認する。(既設)(改造) ②-3 放射線監視盤(ダストモニタ)に模 擬信号を入力し、作動状況を確認する。 (既設)(改造)	警報装置が作動すること。 ②-3模擬信号により警報設定値 ^⑤ 以上の測 定値を与えたとき、放射線監視盤(ダス トモニタ)の警報装置が作動すること。				
		③-1線源を接近させ、又は関係書類等により、ガンマ線エリアモニタ 検出器にガンマ線を照射したときの放射線監	③-1 測定範囲 (μ Sv/h) 内の複数の試験点において、基準線量率に対する指示値の指示誤差が JIS Z 4324 に定め				
		視盤 (ガンマ線エリアモニタ) に表示 される指示値を確認する。(既設) (改造)					
		源を接近させ、作動状況を確認する。 (既設)(改造)	③-2警報設定値 ⁶ 以上の線量を検出したとき、放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)の警報装置が作動すること。 ③-3模擬信号により警報設定値 ⁶ 以上の測				
		タ)に模擬信号を入力し、作動状況を 確認する。(既設)(改造)	② る 検験信 をにより 音報設定値 が上の例 定値を与えたとき、放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) の警報装置が作動すること。				
		④作動試験を行い、正常に作動することを確認する。(既設)(改造)⑤電源を遮断し、作動状況を確認する。	④正常に作動すること。				
		(既設)(改造)	動していること。				

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカ仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるものは、工事中又は工事後に検査を行う場合がある。
- (4) 警報設定値は590 cpm 以下の範囲で設定する。
- (5) 警報設定値は 260 cpm 以下の範囲で設定する。
- (6) 警報設定値は 500 μ Sv/h 以下の範囲で設定する。

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品 (原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品 (以下「機器等」という。) であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。) について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ.成型施設 7.一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

リ. その他の加工施設

目 次

- リ. その他の加工施設
 - 1.変更の概要
 - 2. 準拠する主な法令、規格及び基準
 - 3. 設計条件及び仕様
 - 4. 添付図一覧表
 - 5. 工事の方法
 - 6. 試験及び検査の方法
 - 7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

リ. その他の加工施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。 設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子 炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。 また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構 等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。ま た、深層防護の考え方(発生防止、拡大防止・影響緩和)に基づいて安全機能を設け る。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象(故意によるものを除く。)によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変 更内容を表リー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格 (JIS)
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令
- (8) 消防法及び関連法令

- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準·指針類
 - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
 - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11)保安規定
- (12)電気事業法及び関連法令

3. 設計条件及び仕様

ここで、表リー建-1~表リー建-3、表リー設-2-1~表リー設-5-3、表リー他-1~表リー他-5において、[]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

(例) [4.1-F1]:技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様

[5.1-B1]:技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様

[99-F1]:その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画(第1次申請~第4次申請)における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第○次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表(次回表)に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表(刈り取り表)を添2参考資料1に示す。

表リー1 (1) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応⁽¹⁾ 及び既設工認との対応並びに変更内容(建物・構築物)

変更内容
キスパンションジョ
トの設置
部扉の改造
(適合性の確認を受け
自音

⁽¹⁾ 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。